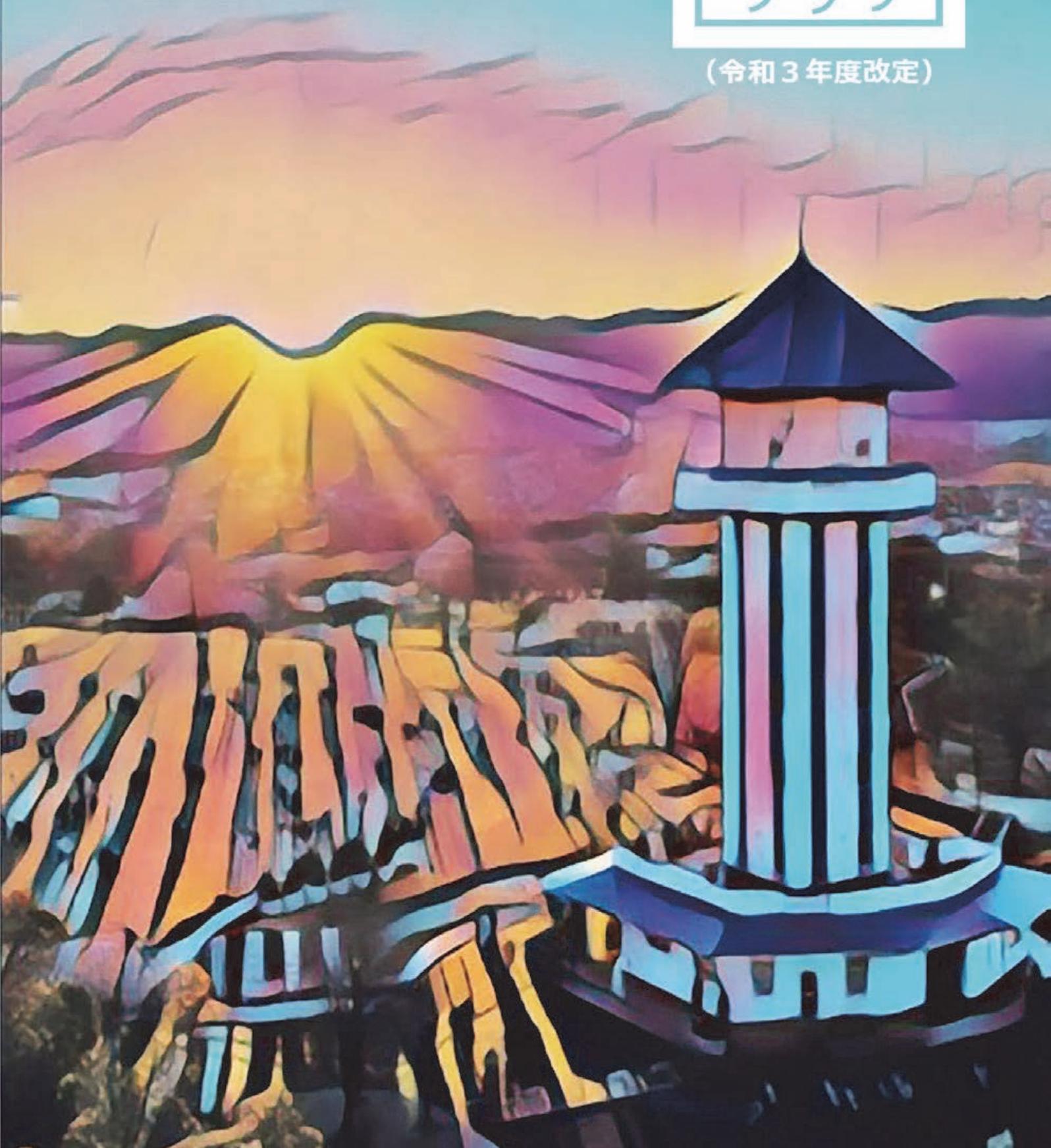


甲斐市
都市計画
マスター
プラン

(令和3年度改定)



はじめに

本市では、平成 21 年3月に「甲斐市都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりのテーマである「人がつくり 人がつどう 活気あふれる生活快適都市・甲斐」の実現に向け、まちづくりを推進してまいりました。

本計画策定から 10 年以上が経過し、少子高齢化や人口減少への対策として集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)への転換や、近年、頻発する地震や豪雨など、激甚化した自然災害への対応を踏まえた「防災まちづくり」、ポストコロナの時代に向けた「デジタル」分野の加速化など、新たな行政課題に対応した都市づくりの方向性を示すことが求められております。

また、温室効果ガスの過剰排出による地球温暖化など地球規模での環境問題が顕在化していることから、脱炭素型まちづくりの実現に向けた取組を推進していく必要があり、本市においても、令和2年7月に「ゼロカーボンシティ」を宣言いたしました。

このような情勢に対応すべく、「第2次甲斐市総合計画(後期基本計画)」や「山梨県都市計画マスタープラン」などの上位関連計画と整合した都市の将来像を検討するため、「人がつくり 人がつどう 活気あふれる サステイナブルな生活快適都市・甲斐」を新たなテーマとして、本市のまちづくりの基本的な方針を示した「甲斐市都市計画マスタープラン(令和3年度改定)」を新たに策定いたしました。

本計画推進のため、市民の皆様をはじめ各種関係団体や NPO 法人、民間企業などの様々な主体と連携を十分に図りながら、協働して、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本マスタープランの策定にあたり、市民ワークショップにご参加、ご協力いただきました市民の皆様、また、慎重なご審議をいただきました市議会議員及び都市計画審議会委員の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げますとともに、本市のまちづくりへのより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

甲斐市長



目次

序章 都市計画マスタープランについて	1
序-1 都市計画の概要.....	2
序-2 都市計画マスタープラン策定の目的.....	2
序-3 都市計画マスタープランの基本的な考え方と見直しの視点.....	2
序-4 本計画におけるこれまでの取組内容と成果.....	5
序-5 都市計画マスタープランの目標年次.....	9
序-6 都市計画マスタープランの見直しとフォローアップ.....	9
序-7 都市計画マスタープランの位置づけ.....	10
序-8 都市計画マスタープランの内容と活用方法.....	11
第1章 都市の課題	13
第2章 都市づくりの目標	25
2-1 都市づくりの理念.....	26
2-2 都市づくりのテーマ・目標.....	30
2-3 都市づくりの方向性(将来都市構造).....	35
2-4 将来フレーム.....	47
第3章 全体構想	49
3-1 土地利用の構想.....	50
3-2 都市施設等の構想.....	59
3-3 自然環境及び歴史・文化資産の構想.....	76
第4章 ゾーン別構想	83
4-1 ゾーン区分の考え方.....	84
4-2 市街地ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて.....	85
4-3 農地・集落ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて.....	94
4-4 自然環境ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて.....	100
第5章 実現化方策	105
5-1 都市づくりの実現化方策.....	106
5-2 ゾーン別における実現化方策.....	112
■ 参考資料	119
1 都市の現況.....	120
2 上位計画.....	166
3 市民ワークショップ.....	175
4 計画策定の経緯等.....	190
5 用語解説.....	197



序章 都市計画
マスタープランについて

序章 都市計画マスタープランについて

序－1 都市計画の概要

都市では、多くの人々が住み、働き、憩うなどといった様々な社会生活が常に営まれています。秩序ある都市とするためには、都市の発展を計画的に誘導し、道路や公園などの公共施設の適正な配置や、土地の合理的な利用を図るための一定のルールが必要となります。そのルールとなるものが「都市計画」です。

「都市計画」の基礎となる都市計画法は、高度経済成長期の急激な人口集中や諸機能の集中、そして、無秩序な開発への対応として制定されました。その後、安定・成熟した都市型社会への移行へ対応すべく抜本的な改正が行われ、近年には、人口減少・少子高齢社会の進行、環境問題や防災対策、さらに集約型都市構造を目指した新たなまちづくりの方向へ対応するための改正が行われるなど、社会情勢を反映した見直しが行われています。

序－2 都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画を推進し、魅力ある都市づくりを目指すためには、長期的な視点に立った総合的かつ一体的な取組が必要であり、その基本方針を示す「都市計画マスタープラン」が重要となります。

今後も、人口減少・少子高齢社会が進行し、環境問題への対応など、都市を取り巻く環境が厳しくなることが予測されることから、市民の理解と協働のもと、質の向上や都市機能の適正な維持管理を誘導することが必要です。

このことから、本計画は、本市のまちづくりの指針を示した「第2次甲斐市総合計画」に即し、市の将来像「緑と活力あふれる生活快適都市」を実現するため、都市計画法第18条の2に規定する本市の都市計画に関する基本的な方針を示すとともに、将来の本市のまちづくりを担う、市民、企業、行政が一体となった「都市の暮らしを高めるための市民共有の指針」として策定します。

序－3 都市計画マスタープランの基本的な考え方と見直しの視点

本市には、甲府都市計画区域（旧竜王町・旧敷島町）と韮崎都市計画区域（旧双葉町）の2つの都市計画区域が存在し、これまで近隣の自治体と一体の生活圏としての都市を形成してきました。

平成16年の甲斐市誕生に伴い、新たな都市の将来像や今後の都市計画・まちづくりの方向性を示すよう、平成21年に「甲斐市都市計画マスタープラン」を策定し、概ね20年後の長期的な展望に立った本市の「目指すべきまちの姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示しました。また、本計画に基づき、市民等と行政が都市づくりの方向性を共有するとともに、官民が一体となった協働によるまちづくりを進めてきました。

しかし、本計画策定から10年以上が経過し、その間には、人口減少・少子高齢社会の進行に対応する集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の形成や、東日本大震災をはじめとする震災被害や、近年、頻発・激甚化する大規模な災害などの経験を踏まえた「防災まちづくり」など、新たな都市づくりの方向性が示されるとともに、「グリーン（環境）」や「デジタル」分野といったポストコロナを見据えた新たな行政課題への対応が求められています。

また、市のまちづくりの方向性を位置づける「第2次甲斐市総合計画」や「山梨県都市計画マスタープラン」「都市計画区域マスタープラン（甲府盆地7都市計画）」などの上位関連計画が策定されたことから、これらと整合した都市の将来像を検討する必要があります。

このような背景を踏まえ、本市の将来のまちづくり・都市計画の指針となる「甲斐市都市計画マスタープラン」を改定し、市民等とともに将来のまちづくりの方向性を共有し、ともに住みよいまちづくりを進め、地域間や近隣の自治体との連携を図り、持続可能な都市の形成を目指すものとします。

本計画の見直しの視点は次のとおりです。

【計画見直しの必要性】

【計画見直しの視点】

都市計画・まちづくりに関わる上位関連計画の策定・見直しを受け、計画との整合を図るための見直し

- 本市の実情を踏まえた集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の形成の方向性を示します。
- 公共公益施設の長寿命化や官民協働による維持管理・運営の考え方を踏まえ、計画を見直します。

平成21年以降の都市計画・まちづくり（法・制度の制定・改定）の方向性の変化へ対応する都市計画の新たな指針を示すための見直し

- 各種計画が定める方向性や施策等との整合を図ります。
- 都市計画の視点から、各計画の方向性や各分野が抱える都市づくりの課題等を踏まえて、新たな都市づくりの将来像を検討します。
- 次期総合計画の策定に向けて、都市計画分野（都市機能の誘導、緑、景観、道路整備など）の方向性を示します。

社会経済情勢の変化などを踏まえ、市の将来像や都市計画・まちづくりに関わる考え方の見直し

- 人口問題、環境問題などのまちづくりの諸課題への対応の考え方を踏まえ、計画を見直します。
- 東日本大震災や、頻発する大規模な災害の経験・教訓を踏まえた防災対応の考え方を踏まえ、計画を見直します。

また、「甲斐市都市計画マスタープラン」の上位計画に位置づけられる「山梨県都市計画マスタープラン（令和2年10月）」及び「都市計画区域マスタープラン（甲府盆地7都市計画）（令和3年7月）」において、本市は次のとおり位置づけられています。

計画名	本市の位置づけ
山梨県都市計画マスタープラン	<p>【目指すべき県土構造】</p> <p>○都市機能補完地区：竜王駅周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状として拠点を補完する役割を果たしている、または役割を果たすことが予定されている地区であり、当面、他の拠点に不足する広域的な都市機能を補完する。 <p>○地区拠点候補地：塩崎駅周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活に密着した活動を支える拠点であり、地区ごとに「公共交通の有無」「市街地密度・中心性」「都市機能の集積」「周辺拠点との位置関係」「拠点形成の担保性」の視点から分析し、候補地を設定した。その区域については市町村が具体的なまちづくりを進める中で決定していく。 <p>【目指すべき県土構造実現のための方針】</p> <p>○行政区域と都市計画区域の不整合の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線引き、非線引き都市計画区域が併存し、土地利用規制に大きな不均衡が生じていることから、併存を解消し、1つの行政区域内で統一的な土地利用コントロールを目指す。 ・都市計画区域の再編には時間を要することから、各市町村では立地適正化計画制度を活用し、行政区域全体で秩序ある土地利用が図られるような方策も併せて検討する。 <p>○都市計画区域外における土地利用コントロールの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な開発等による土地利用のさらなる混在防止、また、新たな交通基盤整備による将来の土地利用の変化に対する適切な対応が必要である。
都市計画区域マスタープラン（甲府盆地7都市計画）	<p>○都市機能補完地区：竜王駅周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な都市を目指し、拡大成長を前提とした都市構造から都市機能集約型都市構造への転換期において、当面、広域拠点等の都市機能を補完する地区とする。 ・今後は商業等に偏った都市機能だけに頼ることなく、持続可能な観点から地域でまちづくりの方向性を十分協議し、目指すべき市街地像をもって土地利用を図ることが望ましい。 <p>○地区拠点候補地：塩崎駅周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に密着したサービスを提供する商業、医療、金融等の都市機能を誘導し、他の拠点と連携した公共交通機関を確保することで、周辺に一定の居住を集積し、身近な生活に密着した活動を支える場として、持続可能な拠点の形成を図る。 ・地区拠点においては、地区の特性に応じた良好な空間の形成・維持のため、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、目指すべき市街地像をもって土地利用を図る。

序-4 本計画におけるこれまでの取組内容と成果

計画策定から10年以上が経過し、本市がこれまで取り組んできたまちづくりの施策を振り返り、次のとおり「都市づくりの目標」ごとに検証します。

都市づくりの目標1	■日常生活の中で豊かな自然環境が感じられるまちづくり
-----------	----------------------------

- 市民が日常生活の中で、公園や農地により、身近に緑を感じることができるまちづくりを目指します。
- 富士山・南アルプス・八ヶ岳をはじめとする甲府盆地を囲む山並みの眺望を大切に、豊かな自然環境を感じることができるまちづくりを目指します。
- 中山間地においては、豊かな自然環境を保全・活用したまちづくりを目指します。
- 豊かに流れる釜無川・荒川をはじめとする河川が、潤いや安らぎを与えてくれるまちづくりを目指します。

取組内容と成果

- 都市公園として、平成24年に島上条公園、令和2年にやはた公園を整備し、既存の公園については、適正な維持管理を図りながら、日常生活の中で、緑をより身近に感じることができるまちづくりを進めました。
- 平成26年には、市街化調整区域内の一部において、一定の開発行為を可能とする「甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例」を制定し、低未利用地の農地などに住宅を建てることが可能となり、自然環境と居住地域のバランスのとれた地域が増えました。
- 平成26年に「甲斐市景観条例」を制定、平成27年に「甲斐市景観計画」を策定するとともに、景観形成の理念や目標、方針、土地の開発や建築物等の行為に関する一定のルールを定めたことで、良好な景観の保全・形成を図りました。
- 住宅地においては、生け垣及び花壇推進等に関する補助により緑化が推進され、中山間地においては、棚田の保全等を推進することで、豊かな自然環境の保全・活用を行いました。



やはた公園

都市づくりの目標2

■相互に助け合い、賑わいと活力のあるまちづくり

- 市民が盛んに交流し、地域コミュニティを形成することで、相互に助け合えるまちづくりを目指します。
- 各地区の地域資源を有効活用し、市域全体で交流を促すことで、賑わいのあるまちづくりを目指します。
- 竜王駅を中心として、市内の交流はもちろんのこと、周辺都市や、広域的な都市との広域交流により、活力あるまちづくりを目指します。
- 各地域の役割に合った産業の集積を図り、活力あるまちづくりを目指します。



取組内容と成果

- 平成 21 年、双葉地区に大型商業施設が出店するとともに、幹線道路沿線沿いにも商業施設等の出店がみられることなど、生活の利便性が向上しました。
- 平成 21 年の「双葉スマートインターチェンジ」のフルインターチェンジ化、平成 27 年の対応車種拡大により、高速道路へのアクセス機能が向上し、広域的交流が図りやすくなりました。また、春秋を中心とする観光シーズンには、市内の観光施設を巡回するバスを運行し、県内外からの集客にも努めています。
- 平成 22 年に竜王駅周辺整備が完了し、エリア内にはスーパーマーケットやホームセンターなどの商業施設が整備されるなか、南北駅前広場を利用した朝市や植花、イルミネーションによって良好な景観を形成し、賑わいと活力あるまちづくりが進みました。
- 赤坂台総合公園で「さくらまつり」の開催、児童館では地域の人とつながるようなコミュニティが形成されるなど、市内でも交流が深まりました。



竜王駅

都市づくりの目標3 ■誰もが住み良さと安らぎを感じるまちづくり

- 通勤や買物などの日常生活において、地域公共交通の充実や生活道路の整備の充実等を図り、誰もが高い利便性を感じるまちづくりを目指します。
- 日常生活はもちろんのこと、災害発生時にも安心安全が感じられるまちづくりを目指します。

取組内容と成果

- 平成 25 年から本格運行を開始した市民バスは、空白地帯や乗車実績によりルートや時間帯の見直しを行い、集落へのルートを構築したことで、地域公共交通網がより充実しました。
- 国道 20 号の 4 車線化の完了や、(都)田富町敷島線の一部供用開始、「双葉スマートインターチェンジ」へのアクセス道路となる(市)新町本線、(市)開発 1 号線の整備により、交通の利便性がより高いまちづくりが進められています。
- 市民からの要望に応じて、生活道路を整備するほか、通学路については、グリーンベルト等の整備や安全対策を行っています。
- 「塩崎駅周辺整備事業」が平成 31 年に完了し、南北駅前広場の整備により、利用者の利便性が向上しました。また、歩行者と車両を完全に分離したアンダーガードへの改築とともに、周辺道路の整備にも着手し、大型商業施設への動線に歩行空間の確保を行うなど、安全対策を講じてきました。
- 竜王中部公園、島上条公園及びやはた公園は、災害時にも対応可能な備蓄倉庫や貯水槽等を備えた防災公園として、日常生活はもちろんのこと、災害発生時にも安心安全が感じられるまちづくりを進めています。
- 令和 3 年 5 月には双葉地区に「甲斐警察署」が供用開始され、犯罪の抑止や市民の安心安全な生活を守る治安の維持が期待されます。



塩崎駅

都市づくりの目標4 ■未来へ引き継ぐまちづくり

- 未来を引き継ぐ子どもたちに、本市の魅力ある歴史や文化などが伝えられるまちづくりを目指します。
- 本市が今後も持続した都市としてあり続けるために、今あるものを大切に、地産地消やエネルギー軽減の精神のもと、環境にやさしいまちづくりを目指します。



取組内容と成果

- 創甲斐教育において、創造性や知識の向上、伝統文化・食文化の継承をするよう、子どもや親子を対象とした各種講座を開催するなど、生涯学習・文化活動の推進に取り組みました。
- 令和2年に「第2次創甲斐教育推進大綱」を策定し、郷土の歴史や現状について学ぶことで、地域の担い手の育成を進めています。
- 市内で採れた、米、「やはたいも」、「赤坂とまと」及び「甲斐のぎゅぎゅっとねぎ」などの農産物を学校給食へ利用し、地産地消を推進してきました。
- 平成27年に「バイオマス産業都市構想」を策定し、同年、国から県内初となる「バイオマス産業都市」に選定されました。次世代のクリーンエネルギーとして木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」の整備を推進し、エネルギー軽減を目指すことで、環境にやさしい、持続可能な都市となるようなまちづくりを目指しています。



「甲斐のぎゅぎゅっとねぎ」

序-5 都市計画マスタープランの目標年次

本計画は、都市づくりの基本方針を示し、各部門の計画の基礎となるものであり、概ね20年後の甲斐市のあるべき姿を目標として策定します。

本計画は、「甲斐市総合計画」、「甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン」におけるまちづくりの方針を速やかに反映させるため、計画目標年次の整合性を考慮し、令和12年度を計画目標年次として設定します。

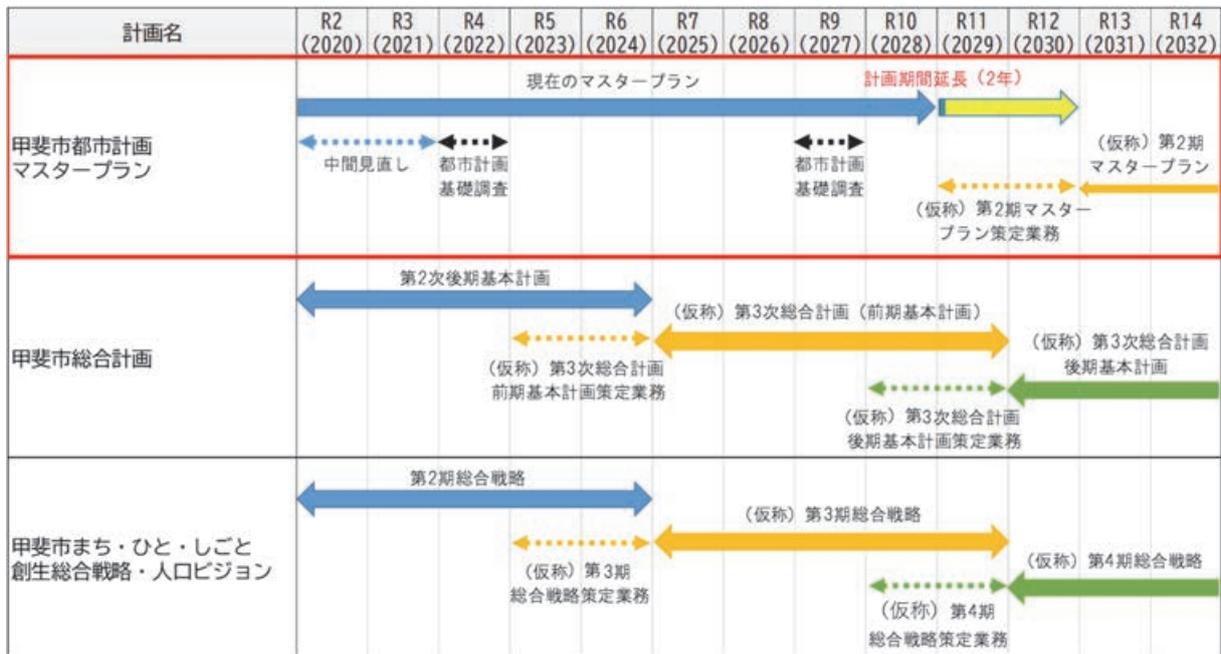


図 序-5-1 計画の目標年次

序-6 都市計画マスタープランの見直しとフォローアップ

都市計画マスタープランは、概ね20年後を目標年次とする本市の都市計画に関する基本的な方針として、都市計画に関わる多様な場面での協議・調整や地域住民に対するまちづくりへの発意の促進に向けて活用されていくことになります。

そして、本市をめぐる環境は刻々と変化するとともに、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題に対応するため、毎年度、計画の進行管理によるフォローアップ調査を行うとともに、概ね5年をサイクルに本市を取り巻く情勢や上位関連計画を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを必要に応じて行っていきます。

さらに、関連する法令・制度の変更や「山梨県都市計画マスタープラン」、「都市計画区域マスタープラン(甲府盆地7都市計画)」などの上位計画の改定などが生じた場合にも、必要に応じて見直しを行うものとします。

序-7 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランに定める内容及び法的な関係を整理すると以下のとおりです。

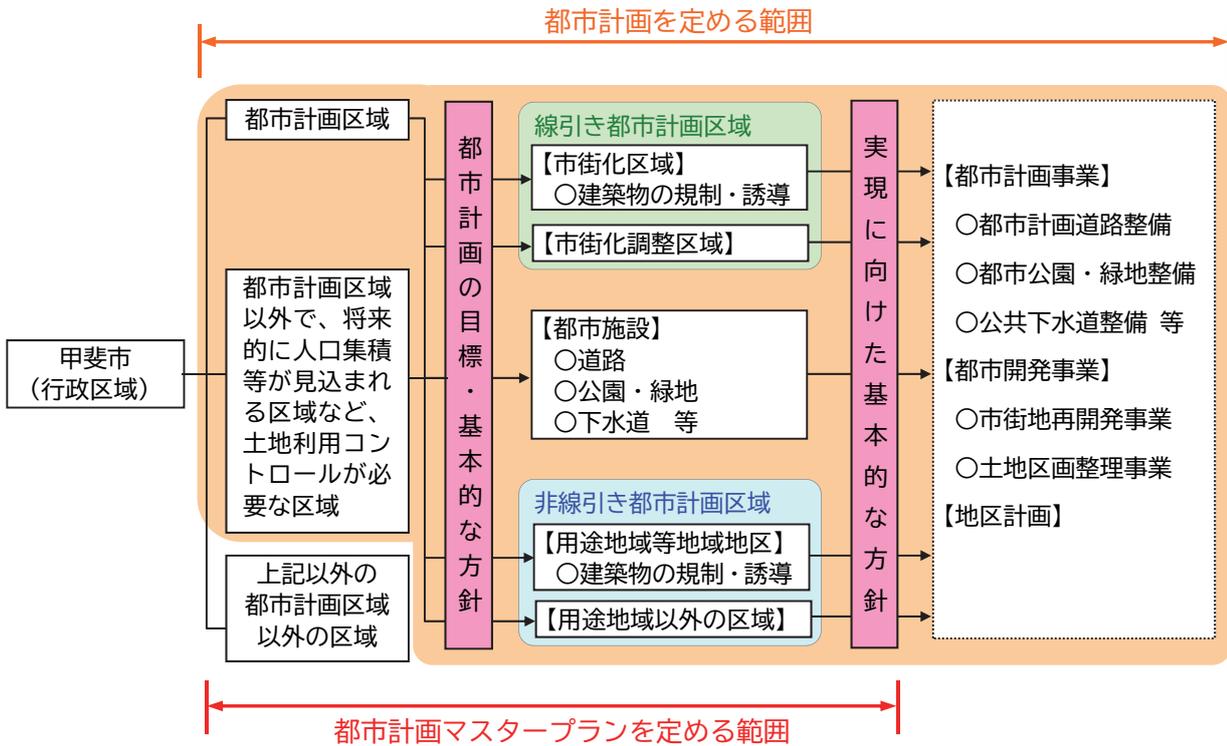


図 序-7-1 都市計画マスタープランに定める内容

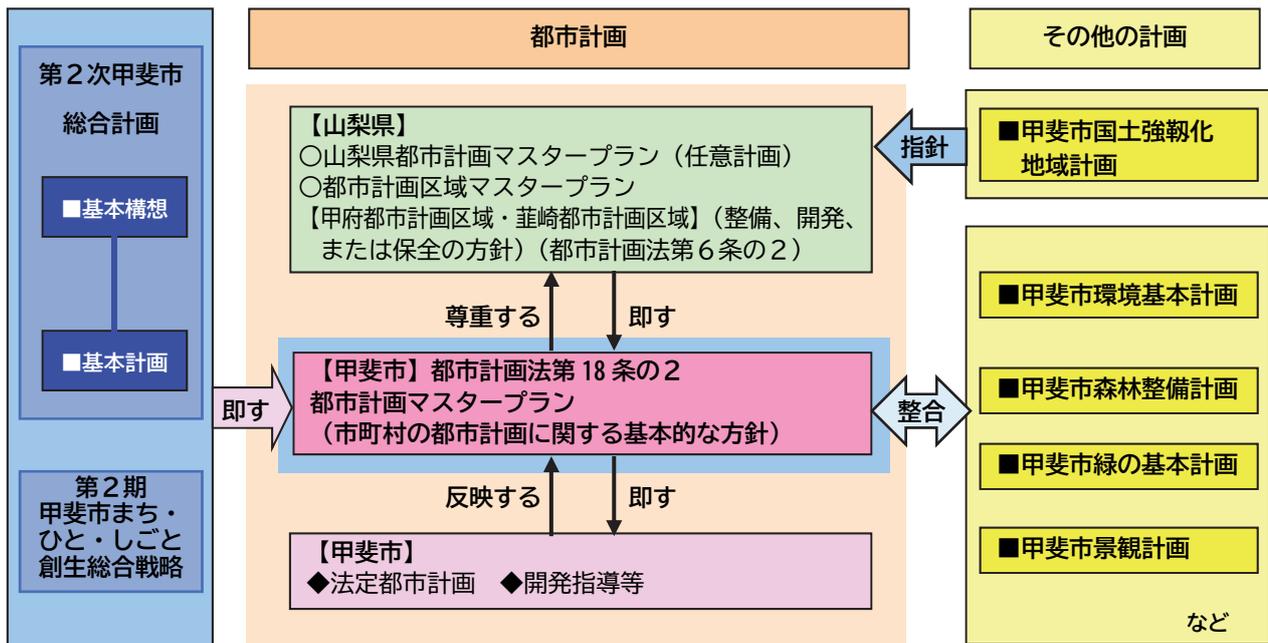


図 序-7-2 都市計画マスタープランの位置づけ

序－8 都市計画マスタープランの内容と活用方法

都市計画マスタープランにおいて定める内容及びその活用方法は以下のとおりです。

<p>序章 都市計画マスタープランについて (P1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画概要 ○これまでの取組と成果 	<p>都市計画とはなにか、マスタープランはなぜ策定するのかといった本計画の概要を示し、本市がこれまで取り組んできたまちづくりの施策を振り返り検証します。</p>
<p>第1章 都市の課題 (P13～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会経済情勢の変化・潮流 ○本市の現状・特性・課題 	<p>社会経済情勢や、本市の現状・特性を把握し、本市が抱えている問題、将来に向けての都市づくりにおける主要な課題を整理します。</p>
<p>第2章 都市づくりの目標 (P25～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テーマ・目標・方向性 	<p>都市の課題を踏まえ、本市が目指すべき将来都市構造に向けた、分野別の拠点、将来人口、土地利用の方向性を示します。</p>
<p>第3章 全体構想 (P49～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分野別基本方針 	<p>都市づくりの目標を踏まえ、本市全体の土地利用、都市施設、自然環境、歴史・文化資産の保全、利活用の方針を示します。</p>
<p>第4章 ゾーン別構想 (P83～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地ゾーン ○農地・集落ゾーン ○自然環境ゾーン 	<p>全体構想で示した基本方針を受け、より身近な地域単位での特性や課題に応じた都市づくりの方針を示します。</p>
<p>第5章 実現化方策 (P105～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市将来像の実現に向けて 	<p>全体構想及びゾーン別構想で示した都市づくり実現のため、市民、地域、企業、市がそれぞれ担うべき役割や協働体制、具体的な方策、取組を示します。</p>

【策定後の活用方法】

- ◆市民とともに取り組む都市づくりの指針（きっかけ）
- ◆都市づくりの実現に向けて関係機関の理解と協力を得るための創意



第1章 都市の課題

第1章 都市の課題

(1) 社会経済情勢における課題

都市計画・まちづくりの分野において留意すべき課題を、社会経済情勢の変化・潮流から次のとおり整理します。

①人口減少・少子高齢社会への対応

我が国においては、人口減少の時代を迎えています。また、晩婚化、非婚化や出生率の低下、平均寿命の伸長など、少子高齢社会が進行しています。

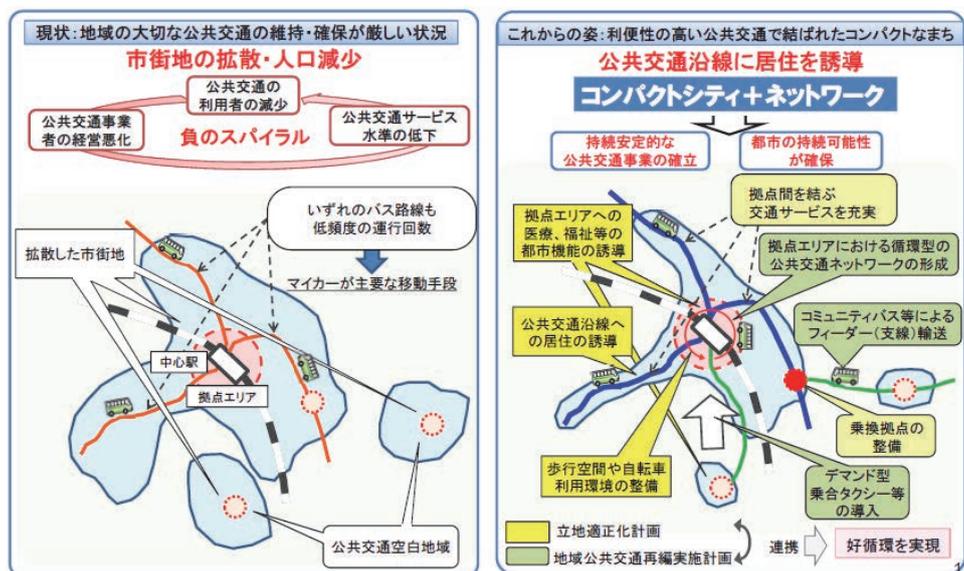
本市の人口は微増傾向を維持しているものの、全体として自然動態の増加幅は減少していること、また、地域経済や就業環境の変化により社会動態の増減幅は影響を受けやすく、将来的に、人口減少は避けられないものと予測されています。

このような人口減少・少子高齢社会の進行を見据え、移住・定住の推進、生活様式・市民ニーズの変化に加えて、働き方の多様化や新たな交流から創出される関係人口などに対応する、子育て世代から高齢者まですべての人にとって快適でやさしい、安心して暮らせるまちづくりが求められます。

②中心市街地の活性化とコンパクトなまちづくりへの転換

これまでのまちづくりは、モータリゼーションの進展や人口増加を背景に、住宅市街地の開発、または大型商業施設や公共公益施設の郊外立地など、様々な都市機能が拡散する傾向にありました。その結果、中心市街地の衰退による空き家・空き店舗の増加や、拡散した道路や下水道等の都市施設の維持に係る財政負担の増大など、まちづくりを進める上での大きな課題が生じています。

これに対応すべく、利便性の高い中心市街地への生活サービス機能の集約と地域・拠点間を機能的に結ぶ公共交通ネットワーク網の形成など、都市機能がコンパクトに集約した将来にわたって持続可能な集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）への転換がまちづくりに求められています。



出典：国土交通省 立地適正化計画作成の手引き

③環境問題の顕在化と脱炭素型まちづくりへの転換

都市化やモータリゼーションの進展に伴い、温室効果ガスの過剰排出による地球温暖化など地球規模での環境問題が顕在化しています。また、個人レベルでの環境保全に対する関心の高まりを受け、自治体や企業をはじめとした組織の社会活動を評価する一つの指標として、環境配慮が定着しています。CSV（Creating Shared Value：企業の共通価値の創造）の経営観点や、後述するSDGsの視点を取り入れた都市のあり方、ライフスタイルへの意識も変化してきています。

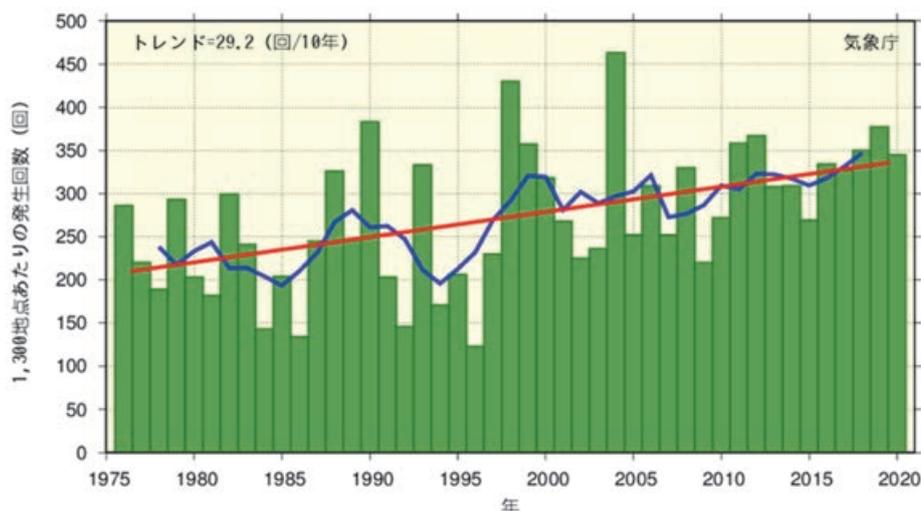
本市においても、令和2年7月に、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、脱炭素型まちづくりの実現に向け、木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」の整備を核とする「バイオマス産業都市構想」の事業化など、豊かな森林や農地の計画的な保全・維持、水資源、日照などの資源の有効活用によって環境への負荷を軽減し、省エネルギー、省資源、循環型の生産・生活スタイルへの転換を積極的に進めることが必要とされています。

脱炭素に向けたまちづくりにおいては、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）への転換、自家用車へ過度に依存することのない公共交通の確保や利用促進のほか、公共公益施設等への再生可能エネルギーの活用など、地域社会全体のステークホルダー（市民、事業者、自治体等）が一体となって、都市づくりの分野で実現できる対策に取り組む、持続可能なまちづくりが求められています。

④安心安全、防災意識の高まり

東日本大震災などの地震災害、各地にみられる台風・局地的な集中豪雨によるがけ崩れや浸水被害など、近年、都市に大きなダメージを与える災害が頻繁に発生し、激甚化しています。

将来予測される東海地震や釜無川などの活断層地震の大規模災害、河川の氾濫や土砂災害などに対する的確な情報周知、コミュニティでの活動や備え、強靱性（レジリエンス）が必要とされていることから、災害に備えた、安心安全に暮らせる住環境づくりと、防災・減災の観点からまちづくりが求められています。



※棒グラフ(緑):年間発生回数 太線(青):5年移動平均値 直線(赤)長期変化傾向

出典：気象省 全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化(1976～2020年)

⑤緑の保全・景観に対する意識・価値観の変化

景観への意識が高まる中で、本市は平成23年に景観法で定められた「景観行政団体」となり、平成26年に「甲斐市景観条例」を制定し、平成27年に「甲斐市景観計画」を策定したことで、身近な生活環境に潤いや美しさを求める機運や身近な緑を保全する機運が高まりました。

本市においても、優れた眺望景観、特色ある農山村景観、自然景観、歴史文化的景観を市民共有のかけがえのない財産・資産として守り、これらの景観の魅力をさらに高めていくとともに、良好な景観の創出に努め、地域の活性化につなげていくことが必要となります。

また、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される良好な緑・景観などの環境を維持保全を図るとともに、まちの魅力創出などに寄与するようまちづくりの中で位置づけていくことが求められます。

⑥SDGs「持続可能な開発目標」への取組

2015（平成27）年9月、第70回国連サミットで、人間、地球及び繁栄のための行動計画である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダでは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を基本理念として、経済・社会・環境などに係る17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

また、我が国においても、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置するとともに、同年12月に我が国の取組指針となる「SDGs実施指針」を決定し、積極的に取り組まれています。

本市においても、人口減少・少子高齢社会の進行、社会・経済のグローバル化、自然環境の保全、多様な人々が活躍する社会づくりなどの様々な課題があり、SDGsの理念を反映した都市づくりを展開することが求められています。

⑦デジタルトランスフォーメーション（DX）

近年、モノのインターネット化（IoT（Internet of Things））、ビッグデータ、人工知能（AI（Artificial Intelligence））、RPA（Robotic Process Automation）などの新しい技術革新が急速に進展し、これまでにない新たな商品やサービスが開発され、経済社会の大きな変化を引き起こしつつあります。こうした技術革新の導入は、人口減少・少子高齢社会が進行する中でも人手不足を克服し、生産性を向上させるなど、豊かな生活の実現を目指すために必要なデジタルインフラ整備の促進が求められています。

また、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、令和3年にデジタル社会の形成を目的としてデジタル庁が設置されました。全国各地でも、先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する「スマートシティ」の取組が行われています。

本市においても、人口減少・少子高齢社会に伴う労働力不足や生活環境悪化、厳しい財政状況下での多様なニーズに応える市政運営が課題となっており、都市分野においては、交通、農業、防災・減災、公共公益施設などで都市のデジタルトランスフォーメーション（DX）化が加速しています。安心安全、生活利便性、モビリティ、インフラ、ヘルスケア、電子政府、ICT教育など、これまでの市民生活・産業基盤に立脚しながら、新たな付加価値創造と高度化、社会実装が求められています。

これらを駆使したスマート化は、ハード・ソフトの新技术を取り入れながら産学官民が連携した事業展開と共創、社会実験などによって地域が抱えている課題の解決に資する取組として新技术への対応が期待されます。

⑧広域交通網の拡充

鉄道や高速自動車道などの広域交通ネットワークは、我が国及び各地域の経済・産業活動や交流を支える基盤であり、今後とも、社会経済活動の発展や市民の生活のさらなる豊かさの実現を目指し、計画的な施設の整備、維持管理並びに交通マネジメントを適正に行っていくことが必要となります。

鉄道や中央自動車道、中部横断自動車道などの広域交通網に恵まれている本市及びその周辺都市においては、今後さらに、「リニア中央新幹線」や「新山梨環状道路（北部区間）」などの整備構想があり、物流機能の強化や販路拡大、他圏域との交流の促進が期待されることから、リニア中央新幹線山梨県駅や、新山梨環状道路インターチェンジ施設などの広域交通網へアクセスする道路の整備等、広域交通ネットワークの拡充が求められています。



※2045年開業を予定する大阪までの延伸は、財政投融資の活用により最大8年前倒し

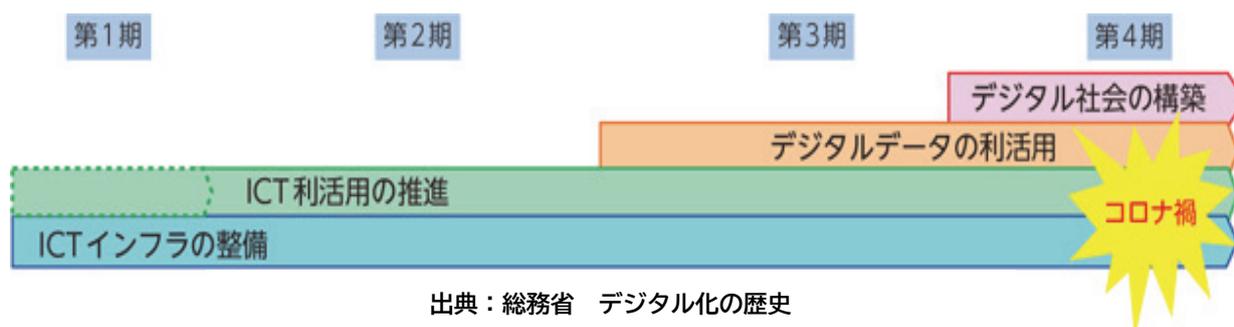
出典：山梨県 リニアやまなしビジョン 資料集

⑨ポストコロナ時代の展望

令和2年4月、我が国は新型コロナウイルス防疫のため、緊急事態宣言下に置かれました。以降、行動の自粛が呼びかけられ、働き方も生活様式も激変しました。人々の行動様式や意識においては、リモートワーク、インターネット上での購買など自宅で家族と過ごす時間が増加、屋外での過ごし方においても、道路や公園、公共空間・民地部分のオープンスペースの利活用などに新たな都市機能の役割を見出すことにもなり、課題も浮き彫りになりました。

国においては、ポストコロナの成長戦略として「グリーン（環境）」と「デジタル」の両分野の活用を掲げ、環境問題への対応のほか、豊かな自然環境を活かした居住環境（職住近接）、優れた景観資源の再認識、農産物などの地域の魅力づくりといった新たな動きに対応したまちづくりが求められます。

また、デジタル化の加速は、リモートワークの普及による働き方（ライフスタイル）の多様化、二地域居住やワーケーションなど移住（I・J・Uターン）を伴う居住のあり方にも変化が生じていることから、関係人口の創出や国内観光への一時的なシフトを機に、新たな観光を示唆することが期待されます。



(2)土地利用に関する課題

本市の人口は、微増ながらも引き続き増加傾向にあり、広域都市圏における住宅地供給の役割を担う本市においては、今後しばらくは新たな宅地需要の発生も想定されます。居住地と就業地の近接や買物に関する利便性と身近な緑や豊かな自然環境の両立が挙げられ、さらに、鉄道や高速道路が東京都心に直結している広域交通網の特性からリモートワークの普及などに伴う新たな働き方・ライフスタイルにも対応できるなど、本市の特性を活かした住宅地の供給が求められます。

本市の都市計画区域は線引き都市計画区域（甲府都市計画区域）と非線引き都市計画区域（韮崎都市計画区域）の異なる2つの都市計画区域が指定されており、用途地域外の土地利用の規制誘導においては、異なる運用がなされています。周辺都市との土地利用の連携を図るとともに、都市計画区域の違いによる格差のない適正な土地利用のコントロールをしなければなりません。

敷島地区においては、甲斐市役所（敷島庁舎）、敷島総合文化会館、島上条公園等の都市機能が集積した地域があり、市北部地域の自然環境ゾーンへの玄関口として既存集落を結ぶ交通結節点としての役割を担う必要があります。「新山梨環状道路（北部区間）」の「（仮称）牛匂インターチェンジ」の設置予定もあり、地域における生活や活動に必要な商業、コミュニティの形成の場などの機能を集積し、市北部地域の既存集落とさらなる連携の強化を進め、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の実現を目指すことが求められます。

双葉地区においては、「双葉スマートインターチェンジ」周辺を中心に、都市計画区域外にも宅地化が進展しています。また、甲斐市役所（双葉庁舎）周辺には、大型商業施設の進出による商業・業務系土地利用への需要の高まりが期待されるとともに、農工団地を中心とする工業系土地利用がみられることから、これらの開発・整備への適切な対応をしなければなりません。

このほか、中部横断自動車道（山梨～静岡）の全線開通と、同自動車道（長坂～八千穂）の整備による広域圏ネットワークの強化や、「新山梨環状道路（北部区間）」の整備に伴う「（仮称）甲斐インターチェンジ」の設置などによるインパクトへの対応のほか、無秩序な都市化の拡大抑制など、周辺部の土地利用の適正なコントロールと都市機能を効率的に配置するなどの集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）を確立することによる持続可能な都市づくりの展開として、竜王駅周辺に次ぐ副次核として峡北エリアとの交流の玄関口とするために、JR中央本線塩崎駅周辺による一体的な土地利用の促進が求められます。

【土地利用に関する課題】

- 需要やニーズを踏まえた良好な住宅地の供給と移住・定住促進
- 異なる2つの都市計画区域の格差のない適正運用
- 利便性とアクセシビリティに配慮した各拠点の形成と拠点内への都市機能の集約化
- 広域圏ネットワーク強化やインターチェンジ設置によるインパクトへの対応と周辺土地利用の適正なコントロール
- 空き家・空き店舗、耕作放棄地などの解消と有効利用の促進
- 用途地域外や都市計画区域外の市街化に対するコントロール
- 北部地域との連携強化による、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現
- 北部地域における地域の実情や特性に応じた土地利用の検討
- 塩崎駅と甲斐市役所（双葉庁舎）を中心に、竜王駅周辺に次ぐ副次核として峡北エリアとの交流の玄関口とする

(3) 都市施設整備等に関する課題

周辺都市との都市計画区域のつながりや市民活動の広域化により近隣都市との結びつきが強くなっていることから、円滑な市民活動を支援する近隣都市との連携強化が求められます。現在、整備が進められている「リニア中央新幹線」の開業によって、広域交通ネットワークのさらなる強化が期待されており、本市とリニア中央新幹線山梨県駅をつなぐ道路や公共交通の機能的なアクセスを確保することが必要となります。

しかし、その一方で、長期にわたって整備されていない都市計画道路もあることから、これらの路線については、時代のニーズを踏まえた整備の必要性などを考慮し、必要に応じて見直し検討をしなければなりません。

市街地内における生活環境改善のニーズは高く、公共交通の利便性向上、快適な歩行空間の確保、生活道路、下水道、身近な公園などの生活基盤の整備・改善及び適正な維持管理が求められます。公共交通については、バス路線の運行路線・本数の減少により、通勤、買物などの不便地域が存在しており、均衡ある公共交通の利用サービス圏域を維持していくよう主要な拠点をつなぐ公共交通網の見直しが求められています。

また、公共公益施設については、維持管理に対する費用削減を目指した施設の長寿命化や施設規模・適正配置とともに、脱炭素型まちづくりを目指した再生可能エネルギーの活用などが必要となります。

このほか、都市計画区域内には、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域などのいわゆる災害レッドゾーン・イエローゾーンが存在することから、これらに対する防災対策の強化をしなければなりません。

【都市施設整備等に関する課題】

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」を形成する地域・拠点間の連携強化
- 市民生活の広域化に対応した隣接都市との連携強化
- 都市計画道路の整備促進と長期未整備道路の見直し検討
- 鉄道、バスなどの公共交通機関の利便性向上
- 安全な歩行空間の整備
- 居住者ニーズに応じた生活環境改善に資する生活道路の整備・改善、下水道の整備と適正な維持管理
- 公共公益施設の老朽化に対する改修・建替え検討（規模・配置の適正化）
- 身近な公園・緑の創出、グリーンインフラの再認識と保全
- 防災・減災対策の強化、周知の重要性

(4) 自然環境及び都市資産等の保全活用に関する課題

本市は豊かな自然環境を有するほか、多くの都市資産を有しており、これらグリーンインフラを中心とする保全及び有効活用によるまちづくりの展開が求められます。

また、後継者・担い手不足等による農業の衰退、不作付地が発生し、環境悪化を誘発するなどの問題も発生していることから、地域特性を活かしながら活用を図ることが必要となります。

さらに、景観に対する市民意識の高まりを受けて、富士山や八ヶ岳など、近隣の山々への眺望といった本市の景観特性を活かした街並みの形成について、「甲斐市景観条例」や「甲斐市景観計画」に基づき、本市及び各地域の特性を活かした適切な誘導が求められます。

【自然環境及び都市資産等の保全活用に関する課題】

- 都市資産の保全・活用
- 豊かな自然環境の保全・活用
- 本市の特長を活かした良好な景観形成



- ◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

- ◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：国土交通省 グリーンインフラの考え方

現況課題図

市全域に対する課題

【社会経済情勢における課題】

- ①人口減少・少子高齢社会への対応
- ②中心市街地の活性化とコンパクトなまちづくりへの転換
- ③環境問題の顕在化と脱炭素型まちづくりへの転換
- ④安心安全、防災意識の高まり
- ⑤緑の保全・景観に対する意識・価値観の変化
- ⑥SDGs「持続可能な開発目標」への取組
- ⑦デジタルトランスフォーメーション（DX）
- ⑧広域交通網の拡充
- ⑨ポストコロナ時代の展望

【土地利用に関する課題】

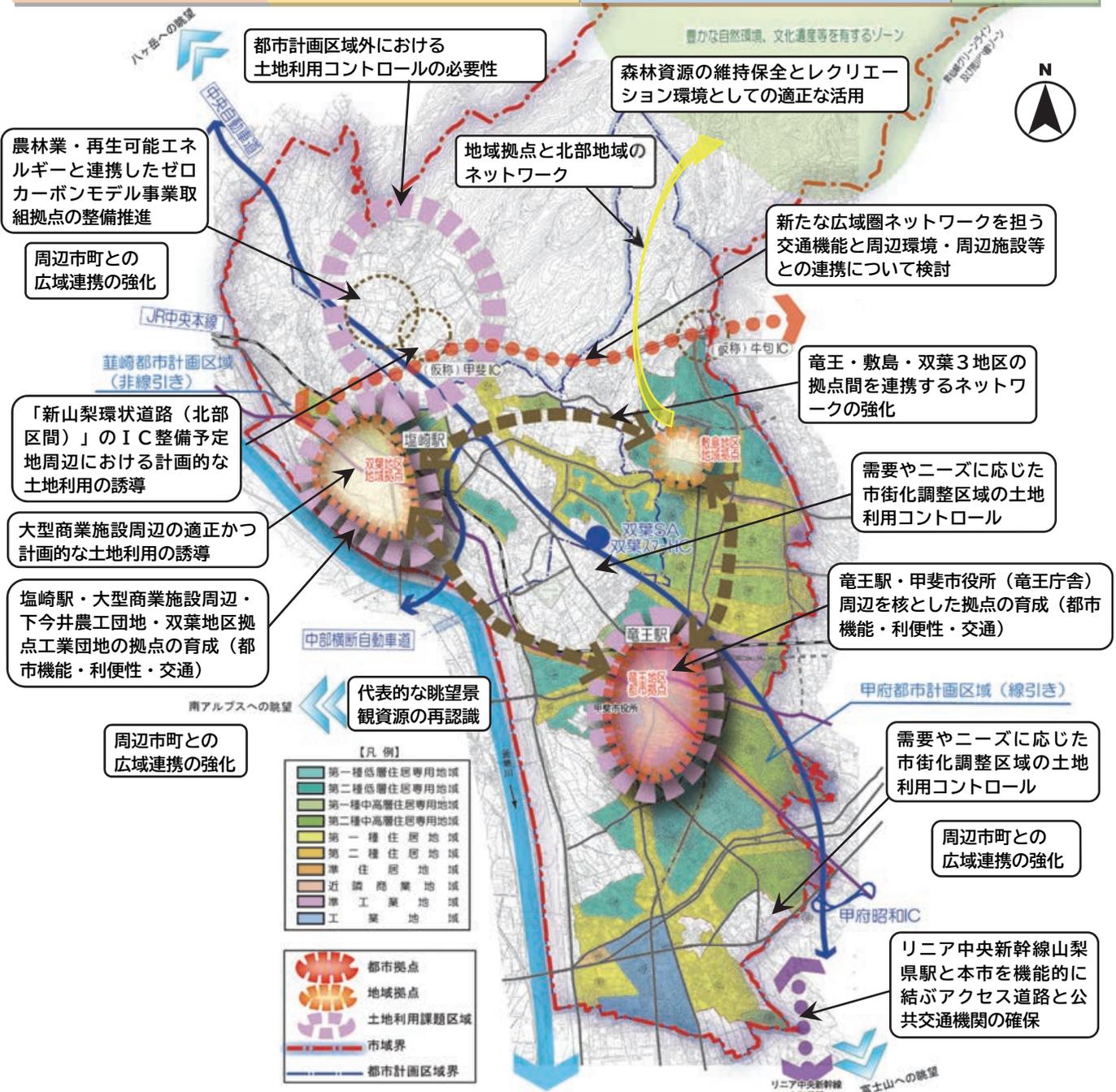
- 異なる2つの都市計画区域の格差のない適正運用
- 需要やニーズを踏まえた良好な住宅地の供給と移住・定住促進
- 利便性とアクセシビリティに配慮した各拠点の形成と拠点内への都市機能の集約化
- 広域圏ネットワーク強化やインターチェンジ設置によるインパクトへの対応と周辺土地利用の適正なコントロール
- 空き家・空き店舗、耕作放棄地などの解消と有効利用の促進
- 用途地域外や都市計画区域外の市街化に対するコントロール

【都市施設整備等に関する課題】

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」を形成する地域・拠点間の連携強化
- 市民生活の広域化に対応した隣接都市との連携強化
- 都市計画道路の整備促進と長期未整備道路の見直し検討
- 鉄道、バスなどの公共交通機関の利便性向上
- 安全な歩行空間の整備
- 居住者ニーズに応じた生活環境改善に資する生活道路の整備・改善、下水道の整備と適正な維持管理
- 公共公益施設の老朽化に対する改修・建替え検討（規模・配置の適正化）
- 身近な公園・緑の創出、グリーンインフラの再認識と保全
- 防災・減災対策の強化、周知の重要性

【自然環境及び都市資産等の保全活用に関する課題】

- 都市資産の保全・活用
- 豊かな自然環境の保全・活用
- 本市の特長を活かした良好な景観形成



序章 都市計画マスタープランについて

第1章 都市の課題

第2章 都市づくりの目標

第3章 全体構想

第4章 ゾーン別構想

第5章 実現化方策



第2章 都市づくりの目標

第2章 都市づくりの目標

2-1 都市づくりの理念

(1) 本市の都市づくりの展望

本市は、甲府盆地の北西部に位置し、北部は丘陵・山岳地域、南部においては、釜無川左岸の平地が広がり、豊かな自然環境の中で、限られた平坦な土地に「市街地」が、なだらかな丘陵地に「各集落」がそれぞれ形成されてきました。人口は、山梨県内第2位の規模を有し、その7割強が用途地域内に集中しています。

近年では、「双葉サービスエリア」へのスマートインターチェンジの整備、中部横断自動車道の延伸、さらに今後整備が見込まれている「新山梨環状道路（北部区間）」など、市内外を結ぶ骨格道路の整備が進展し、本市は道路交通の結節点として重要な役割を果たしていることから、これらのネットワーク化を進めることにより他都市との接続性の向上が期待されています。

また、鉄道駅の拠点となる竜王駅は、新駅舎、南北自由通路のほか、南北駅前広場などの周辺整備が完成していることから、今後は本市の玄関口として魅力ある市街地づくりの展開が求められています。

本市の産業の分野では、国道20号や(主)甲府南アルプス線（アルプス通り）の沿道における住宅や大型商業施設等の立地がみられるとともに、下今井農工団地、双葉地区拠点工業団地及び竜王赤坂ソフトパークを中心に工業施設の集積がみられ、商工業施設等のさらなる立地や維持・集積を図ることにより、広域的な産業拠点が形成されることから、さらなる活力向上が期待されます。

その一方で、用途地域外や都市計画区域外への市街地の拡散が進行し、まちなかにおいては、小規模店舗の減少や衰退がみられ、自動車による移動が困難な高齢者などによって、日常生活の維持が懸念されつつあります。

また、人口減少・少子高齢社会の進行により、「市街地」や「各集落」で地域コミュニティの衰退・連帯感の喪失が懸念されることから、その再生を目指し、今後想定される本市の人口減少を軽減することが必要です。そのため、他都市からの人の流れを促すとともに、学び（教育づくり）の拠点化やネットワーク化により地域コミュニティを再生するためのリーダーや、地域コミュニティを形成するための人（人材）を育成する必要性が高まっています。

このため、「市街地」においては、高齢化等の人口問題や市街地の拡散に対応するため、交通結節点を中心に、医療・福祉、産業などの様々な機能を複合的に配置・集積させるとともに、市街地及び各拠点間を公共交通などにより連結させることで、便利でコンパクトな市街地の形成を目指すものとします。このようなコンパクトな市街地を形成することは、市街地周辺の豊かな自然環境の保全や人々の移動による環境負荷の軽減にも役立ち、環境にもやさしい都市形成にもつながります。

一方、「各集落」においては、日常の生活や活動に必要な規模の施設・機能を集約化させた集落における拠点の維持と充実を図り、その他の全市的な活動に必要な施設等については、「市街地」においてその機能を代替します。さらに、公共交通との連携により、「市街地」と「集落」間を機能的につなぐ、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）を確立し、地域交流を育み、コミュニティの維持・再生を図り、助け合いながら暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 持続可能な社会の形成に向けた都市づくりに向けて

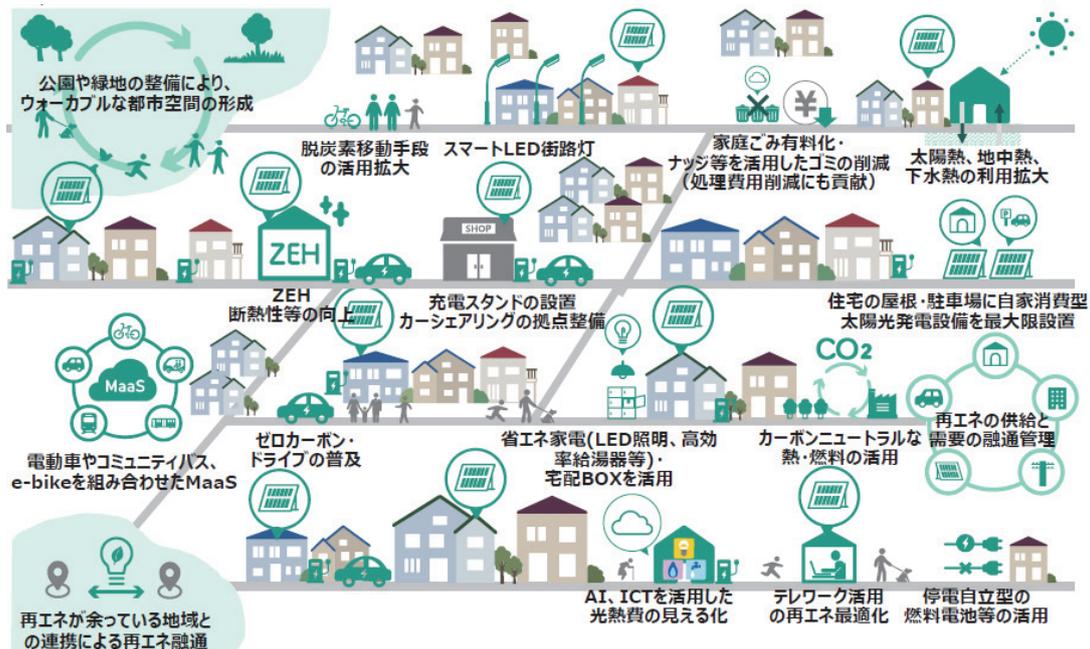
人口減少・少子高齢社会の進行、これによる税収減、地域経済の低迷、福祉施策などに係る扶助費の増加に伴う厳しい財政運営など、市政を取り巻く情勢は大きく変化しています。

一方では、道路や各種公共公益施設の整備や老朽化に伴う維持管理への対応などのインフラ環境、さらには「新山梨環状道路（北部区間）」における「(仮称) 甲斐インターチェンジ」の整備やリニア中央新幹線山梨県駅の設置に向けた取組など、本市を取り巻く広域的な条件、社会経済活動にも大きな影響を受けるものと想定されます。

これに加えて、グローバルな視点では地球規模での気候変動問題への対応が求められています。本市においては、令和2年に「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、地球規模の環境保全について積極的に取り組み、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す取組を推進しているところです。

このような人口減少・少子高齢社会の進行、社会・経済のグローバル化、自然環境の保全などの様々な課題、社会情勢の変化に対応すべく、本マスタープランの上位計画である「第2次甲斐市総合計画後期基本計画」では「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けて施策分野ごとの関係をまとめています。

本マスタープランの都市づくりの目標の設定にあたっては、SDGsの理念を踏まえるとともに、「ゼロカーボンシティ」宣言の実現を目指した脱炭素型まちづくりの目標を定めるものとします。



出典：環境省 地域脱炭素ロードマップ

【SDGsと都市づくりの目標】

「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」とは、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで決められた 2030 (令和 12) 年までの国際社会共通の開発指針であり、

気候変動や経済的不平等、イノベーション、持続的な消費、平和と正義等を優先課題として盛り込み、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目標としています。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。また、国や企業・個人など社会全体でそれぞれの立場で社会変革に取り組むための具体的なアクションプランが策定されており、SDGs への関心や共感は多方面に広がっています。

	【目標1】 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		【目標10】 国内および国家間の不平等を是正する
	【目標2】 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		【目標11】 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	【目標3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		【目標12】 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	【目標4】 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		【目標13】 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	【目標5】 ジェンダー [*] の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		【目標14】 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	【目標6】 すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する		【目標15】 森林の持続可能な管理、砂漠化への対応、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	【目標7】 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		【目標16】 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
	【目標8】 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する		【目標17】 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する
	【目標9】 強靱なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		

【「ゼロカーボンシティ」宣言】

2015 (平成 27) 年に合意されたパリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を 2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018 (平成 30) 年に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 報告書では、1.5℃に抑えるためには、2050 (令和 32) 年までに CO2 排出量を実質ゼロとすることが必要だと科学的に示されました。

それを受けて、関東甲地域の 40 団体 (73 市町村) と民間事業者 2 社で構成 (2020 (令和 2) 年 4 月時点) される「廃棄物と環境を考える協議会」では、趣旨に賛同する各構成自治体が地球規模の環境保全について積極的に取り組み、2050 (令和 32) 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、その実現に向けた取組を推進します。

(3) 都市づくりの理念の設定

本市の都市づくりの理念は、人口減少・少子高齢社会が進む成熟型社会の中での「都市づくりの展望」を踏まえるとともに、「持続可能な社会の形成」を目指し、本市の特徴ある豊かな環境を次世代に引き継ぐよう都市づくりに取り組んでいきます。

また、本市の都市づくりの最上位計画である「第2次甲斐市総合計画」において定める市の将来像「緑と活力あふれる生活快適都市」との共有を図りながら、将来像の実現に向け、都市計画やまちづくりの分野が担うべき取組の方向性を都市づくりの理念として定めます。

【本市の将来像（第2次甲斐市総合計画と共有）】

緑と活力あふれる 生活快適都市

【本市の都市づくりの展望】

- 広域交通網のネットワーク化により他都市との接続性の向上
- 本市の玄関口となる竜王駅周辺の魅力ある市街地づくりの展開
- 産業拠点の形成によるさらなる活力の向上
- 地域コミュニティを再生するためのリーダー、地域コミュニティを形成するための人材の育成
- コンパクトな市街地の形成と周辺集落地の維持（集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の確立）

【持続可能な社会の形成に向けた都市づくり】

- 税収減、地域経済の低迷、福祉施策などに係る扶助費の増加に伴う厳しい財政運営
- 道路や各種公共公益施設の整備や老朽化に伴う維持管理
- 「新山梨環状道路（北部区間）」及びインターチェンジの整備やリニア中央新幹線山梨県駅の設置に向けた取組
- 「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す取組
- 「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた施策分野ごとの取組

【本市の都市づくりの基本理念】

- 人口減少・少子高齢社会が進む成熟型社会において、「二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指した、環境にやさしい都市づくりに取り組みます。
- 自然環境などの豊かな地域資源とともに暮らし、誰もが快適な生活を送ることのできる空間を次世代に引き継いでいく、サステナブル（持続可能）な都市づくりに取り組みます。

2-2 都市づくりのテーマ・目標

都市づくりの理念の実現を目指し、本市が将来にわたり甲府盆地をリードする都市であり続けるため、都市づくりのテーマを『人がつくり 人がつどう 活気あふれる サステイナブルな生活快適都市・甲斐』と定め、都市づくりの実現へ向けた目標として、4つの都市づくりの目標を設定します。

都市づくりのテーマ **人がつくり 人がつどう 活気あふれる サステイナブルな生活快適都市・甲斐**

都市づくりの目標	1	日常生活の中で豊かな自然環境が感じられるまちづくり
	2	相互に助け合い、賑わいと活力のあるまちづくり
	3	誰もが住み良さと安らぎを感じるまちづくり
	4	未来へ引き継ぐまちづくり

また、都市づくりの目標設定にあたっては、SDGsの目標達成との関連性を明らかにしていくものとします。

SDGsの17の目標は、下図のように3層構造で説明することができます。

- 経済圏（上層）：経済の発展を目指す「働きがい」や「技術革新」、「循環型社会の構築」といった目標を位置づけています。
- 社会圏（中間層）：人々が不自由なく生活できる社会環境として、都市分野にも大きく関わる「クリーンなエネルギー」、「住み続けられるまちづくり」の目標を位置づけています。
- 環境圏（下層）：「水や緑などの自然環境」、「気候変動」に係る項目は地球環境の基盤であり、その環境が土台となって社会・経済も持続的に発展していくことを示しています。

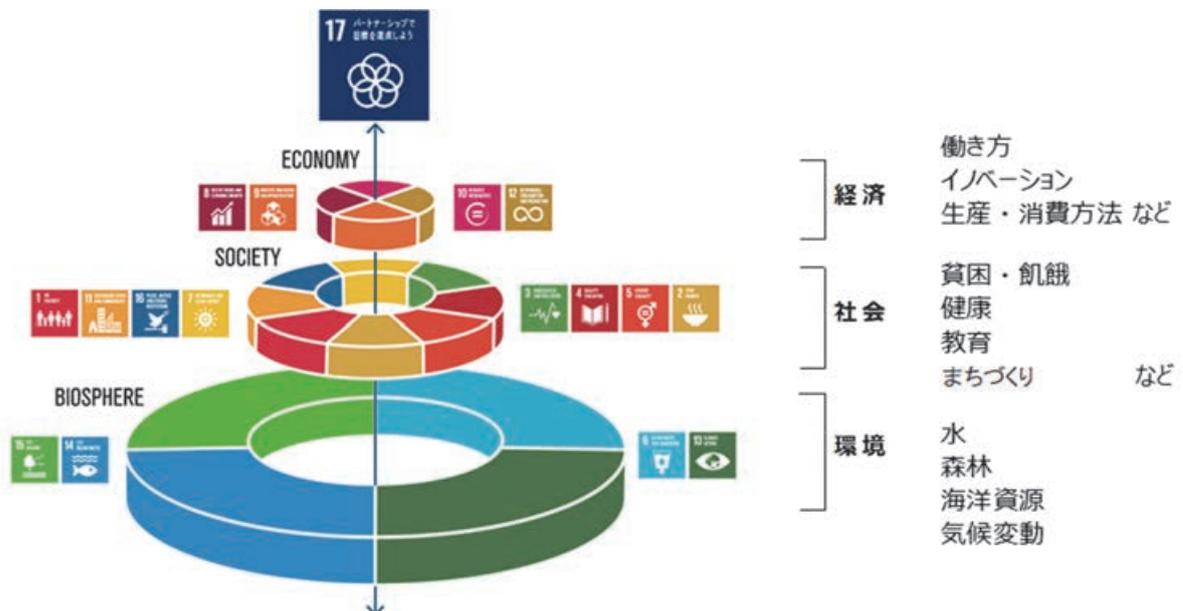


図2-2-1 SDGsの3層構造（ウェディングケーキモデル）

そして、頂点にはSDGsの目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」を設定します。市民、企業をはじめ国や自治体など全世界の人々がパートナーシップを組むことで、持続可能な社会を作り上げることを目標にしています。

このうち、特に、本マスタープランの中核をなすSDGsの目標11の「住み続けられるまちづくり」は、社会面を中軸としながら環境・経済の両面から都市部と郊外部の土地利用のあり方、生活圏、居住環境、交通、災害などの環境課題と持続可能なまちづくりとの調和ある発展の考え方を取り入れることが重要です。現在のライフサイクルと多様なライフスタイルの中で、将来に向けてサステナビリティをいかに担保するか、また、SDGsの目標達成のために都市と産業の構造変化への対応と働き方の最適化、都市のデジタル技術の活用をどう調和させるか、本マスタープランと関連する各種施策とも連携していくことが求められます。

【都市づくりの目標とSDGsの関係性】

■都市づくりの目標1

日常生活の中で豊かな自然環境が感じられるまちづくり

- 市民が日常生活の中で、公園・緑地や農地などにより、身近に緑を感じることができるまちづくりを目指します。
- 富士山・南アルプス・八ヶ岳をはじめとする甲府盆地を囲む山並みの眺望を大切にし、壮大な自然環境を感じることができるまちづくりを目指します。
- 中山間地においては、豊かな自然環境を保全・活用したまちづくりを目指します。さらに、自然の力をクリーンエネルギーなどにも活用し、地球環境にやさしい持続可能なまちづくりを目指します。
- 豊かに流れる釜無川・荒川をはじめとする河川が、潤いや安らぎを与えてくれるまちづくりを目指します。
- 広大な農地や樹園地、豊かな森林などの環境を守るよう、地域の特性を活かした産業との連携を図ったまちづくりを目指します。

関連するSDGsの目標



■都市づくりの目標2

相互に助け合い、賑わいと活力のあるまちづくり

- 市民が盛んに交流し、地域コミュニティを形成することで、相互に助け合えるまちづくりを目指します。
- 各地区の地域資源を有効活用するとともに、市域全体における交流・ネットワークを促すことで、賑わいのあるまちづくりを目指します。
- 竜王駅を中心として、市内の交流はもちろんのこと、周辺都市や、広域的な都市との広域交流により、活力あるまちづくりを目指します。
- 商工業の産業集積する拠点や幹線道路沿道など、各地域の特性・役割に合った産業の集積・拠点形成を図り、活力あるまちづくりを目指します。

関連するSDGsの目標



関連するSDGsの目標



■都市づくりの目標3

誰もが住み良さと安らぎを感じるまちづくり

- 本市の特性を活かすとともに、居住のニーズや需要に対応した住宅地の維持及び新たな供給を進め、良好な居住環境が確保された住み良いまちづくりを目指します。
- テレワーク・リモートワークの普及などにより、今後、ますますの増加が見込まれる移住や二地域居住を希望する人にも選ばれる都市となるよう、社会のデジタル化の加速的促進に対応するまちづくりを目指します。
- 通勤や買物などの日常生活において、地域公共交通の充実や生活道路の整備の充実等を図り、職住が近接する誰もが高い利便性を感じるまちづくりを目指します。
- 東京都心部などに直結する鉄道や高速道路インターチェンジなどの広域交通の利便性を活かし、産業経済の振興や新しいライフスタイル・働き方改革にも対応する、広域的な連携・ネットワークの整ったまちづくりを目指します。
- 日常生活はもちろんのこと、災害発生時にも安心安全が感じられるまちづくりを目指します。

関連するSDGsの目標



■都市づくりの目標4

未来へ引き継ぐまちづくり

- 市街地規模の適正化、効率的な地域拠点の配置とネットワーク形成、生活に必要な都市機能の集約化などによる持続可能な都市構造を構築する、コンパクトなまちづくりを目指します。
- 未来を引き継ぐ子どもたちに、本市の魅力ある歴史や文化、壮大な眺望景観などが伝えられるまちづくりを目指します。
- 本市が今後も持続した都市としてあり続けるために、今あるものを大切に、地産地消やエネルギー軽減の精神のもと、環境にやさしいまちづくりを目指します。

《参考》関係性のあるSDGs目標とターゲット（環境省資料より抜粋）

13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
	13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

15 陸の豊かさも 守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
	15.2 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	15.4 生物多様性を含む山地生態系を保全する	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
	15.9 生態系と生物多様性の価値を国の計画等に組み込む	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
	15.a 生物多様性と生態系の保全・利用のために資金を動員する	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	
	7.1 エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。

11 住み続けられる まちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
	11.2 交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	11.a 都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援する	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	11.b 総合的な災害リスク管理を策定し、実施する	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

8.2	高いレベルの経済生産性を達成する	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.1	経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.4	資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



持続可能な生産消費形態を確保する

12.2	天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.5	廃棄物の発生を減らす	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.8	持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.b	持続可能な観光業に対し、持続可能な開発がもたらす影響の測定手法を開発・導入する	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

2-3 都市づくりの方向性（将来都市構造）

前述した基本理念の「本市の都市づくりの展望」で述べたように、本市の空間構成は、「市街地」と「各集落」で形成され、各々が役割を分担しながら相互に連携を強める集約型のまちづくりにより、3つの都市（旧町）が一体となって自立した持続可能な都市を形成するとともに、商工業等の企業誘致による新たな活力の創出を目指します。

さらに、市内のどこにいても、ゆとりや安らぎのある生活空間の中で、水や緑といった豊かな自然環境を身近に感じられ、かつ、安心安全を感じることができる持続可能な脱炭素型のまちを目指すものとします。

また、本市に広がる様々な魅力ある地域資源を都市づくりに活かし、相互の連携を図ることで、自らのまちの魅力に対する意識を高揚させるとともに、竜王駅を中心に一体の都市としての交流を進めます。

一方で、本市の都市計画区域は「甲府都市計画区域」及び「韮崎都市計画区域」に属しており、甲府市や韮崎市をはじめとする周辺都市とのつながりは重要です。都市間で相互に都市機能を補完し合い、生活環境を向上するため、広域的なネットワークにより他都市との連携も図っていくことで、本市及び他都市が相互に活力を生み出し、共存・共生していくための役割を果たしていくものとします。

さらに、「新山梨環状道路（北部区間）」及び「中部横断自動車道（長坂～八千穂）」の整備や「(仮称)甲斐インターチェンジ」の設置、リニア中央新幹線山梨県駅の開業など、本市の広域交通網は今後さらなる利便性の向上が期待されます。交通条件を活かした産業活動や観光振興の促進、人々の生活や交流の活性化など、広域的な連携の強化を目指していきます。

また、リモートワークの普及による働き方や二地域居住等の生活様式の多様化が進んでいます。県都甲府市のベッドタウンとしての役割を担うとともに、東京都心に直結する広域交通網が充実していることから、本市の良好な立地条件を活かし、移住、二地域居住のほかワーケーションなどを希望する人のニーズに応え、甲府盆地をリードする「選ばれる都市」を目指します。

このような、本市の都市づくりの方向性を踏まえ、「空間構成」、「拠点構成」、「骨格軸構成」の3つの観点から、本市の将来都市構造を示します。

(1) 空間構成

土地利用の観点から市域を大きく分類し、ゾーニングしたものを示します。

【基本的な考え方】

- 本市の地理、地形上の条件から、「平地部」と「山間部」に大別されます。
- 「平地部」では、「市街地」「集落地」「優良農地」に区分され、都市的土地利用と農地等の自然環境の保全と共存を目指します。
- 「山間部」では、その土地利用のほとんどが「山林」で占められており、自然的土地利用を今後も保全していくことを前提としつつ、必要に応じて利活用を図ります。

【空間構成別の方向性】

①市街地

- 市街地では、高齢化等の人口問題や自然環境等に配慮するとともに、環境負荷の軽減を促すため、都市的土地利用の拡大の均衡と抑制を図るなどコンパクトな都市を形成します。
- 市街地の魅力を高め、まとまった都市的土地利用が可能な空間を有効利用するため、都市基盤整備の促進や商業施設、生活利便施設等の都市機能の集積によるコンパクトな市街地の形成を図るとともに、身近な緑の保全等により良好な生活環境の創出を図ります。
- すでに、市街地と位置づけている市街化区域及び用途地域が指定されている区域に加え、徐々に市街化が進みつつある双葉の大型商業施設、下今井農工団地、双葉地区拠点工業団地周辺については、今後、市街地として位置づけていきます。
- 良好な生活環境の創出を図るとともに、安心安全が感じられる日常生活を実現することで、市街地の魅力の向上を図ります。

②集落地

- 市街地周辺に分布する住宅と農地が混在した集落居住地を位置づけます。
- 農地等の自然的土地利用は、引き続き、保全を前提とするとともに、需要やニーズに応じて土地利用を図ることを基本とします。
- 無秩序な農地の宅地化を抑制し、農地と居住地が共存する土地利用の維持を図ります。

③優良農地

- 市街地及び集落地の後背に分布する一団のまとまりのある農地を位置づけます。
- 生産の場、自然景観、防災（遊水）など様々な機能を有する優良農地は、今後とも維持を図ります。

④山林

- 本市北部に位置する概ね標高 500m以上の山間地を位置づけます。
- 保全を前提としつつ、必要に応じて憩い・交流の場として利活用を図ります。

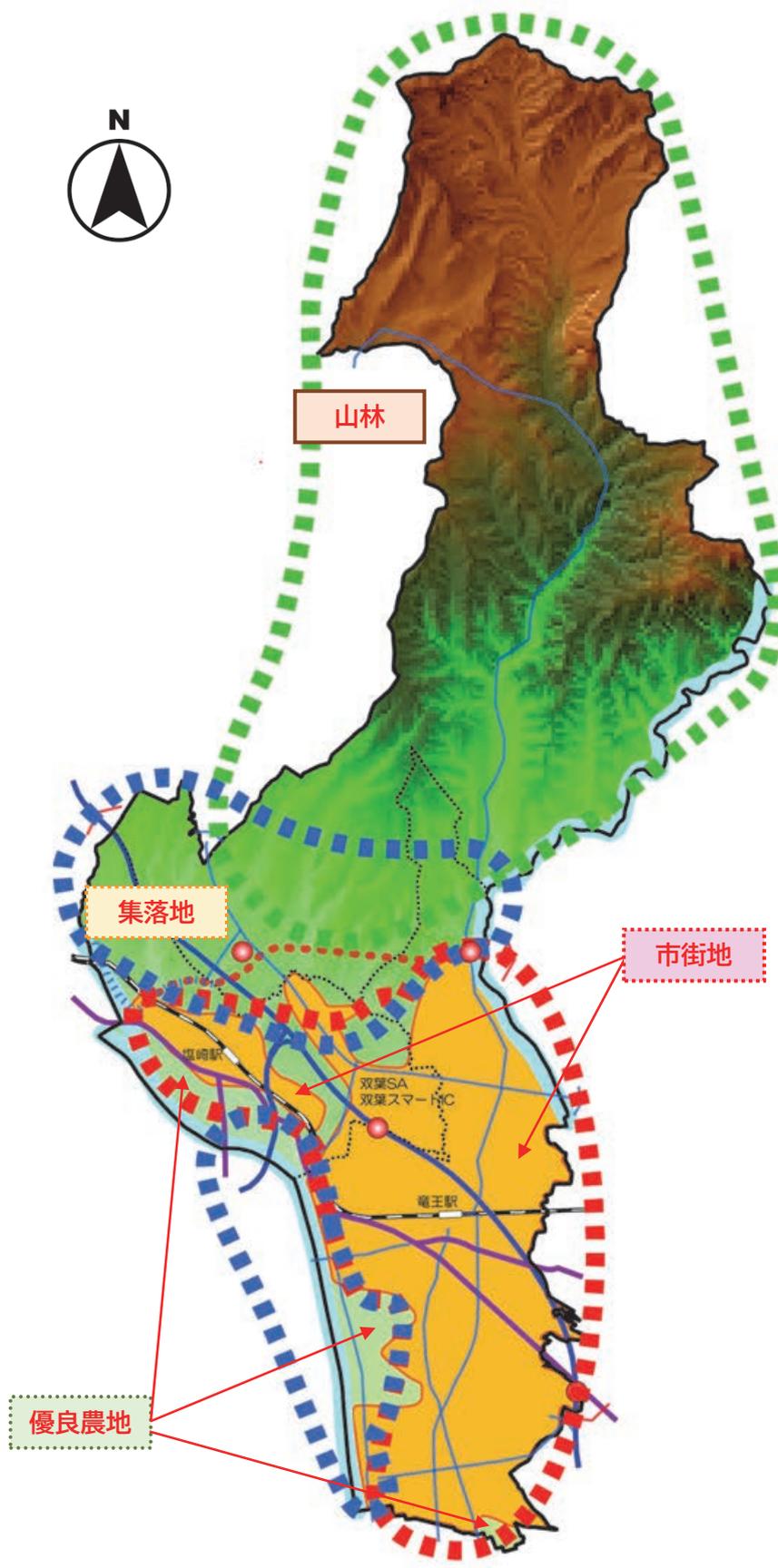


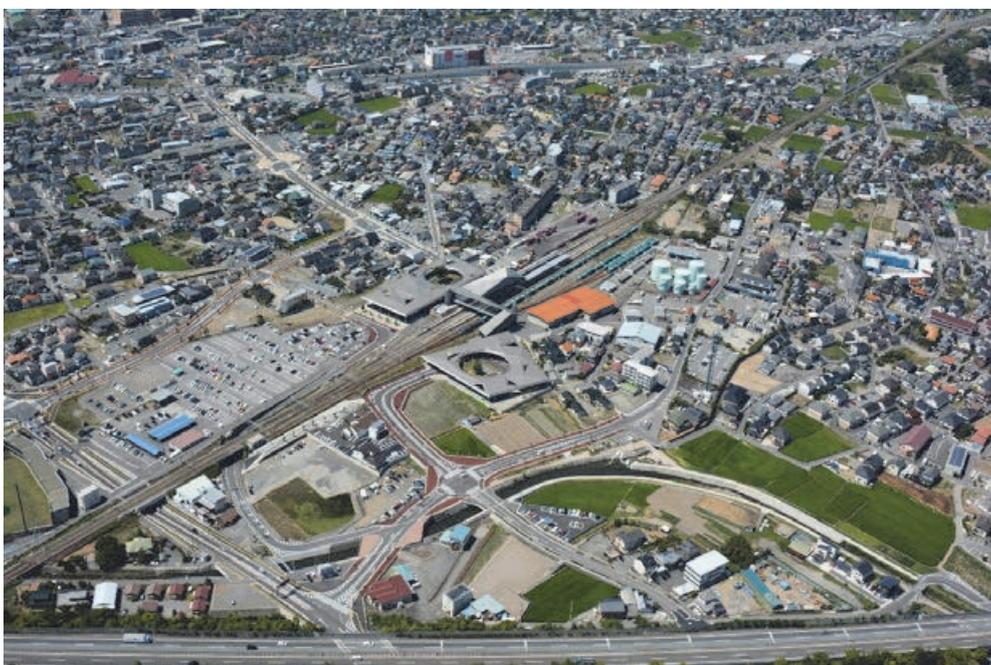
図2-3-1 都市構造（空間構成）

(2) 拠点構成

都市施設の立地や都市機能の集積などの点的な要素、あるいは点的な要素を包括した拠点を形成したものを示します。

【基本的な考え方】

- 市民の生活や産業活動の中心となるエリアや中心的な都市機能の集積がみられるエリアを位置づけます。
- 基幹となる拠点としては「都市拠点」、「地域拠点」、「準地域拠点」を配置し、市民や地域における活動の中心となる拠点として、必要な都市機能を複合的に配置・集積させ、中心性の高いコンパクトな市街地の拠点を形成します。さらに、それらを連携させることによって、一体的な都市の骨格を形成するものとします。
- 「都市拠点」及び「地域拠点」については、居住、公共公益施設、事業所、商業などの多様な都市機能を集積し、「山梨県都市計画マスタープラン」及び「都市計画区域マスタープラン（甲府盆地7都市計画）」において、上位の拠点への位置付けを目指します。
- 基幹拠点を補完する拠点として、大型商業施設の立地や業務系施設の集積する「産業拠点」を配置します。
- 脱炭素型まちづくりへの転換を目指し、次世代のクリーンエネルギーとして木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」を中心とした環境に配慮した新たなまちづくりを展開する「ゼロカーボンモデル事業取組拠点」を配置します。
- 住宅地や北部地域の既存集落地などを中心に「コミュニティ拠点」を配置します。



「竜王駅周辺」

①都市拠点（基幹拠点）

- 竜王地区の「竜王駅周辺」から「甲斐市役所（竜王庁舎）周辺」及び「（仮称）篠原地区公園」に至る一体的な範囲を位置づけます。

- 「竜王駅周辺」には交通結節点としての機能とともに、複合的に都市機能を配置・集積させ、市民の生活や来訪者を迎え入れる“甲斐市の顔”となるよう、都市としての中心性の維持・増進を図る拠点を形成します。
- 「甲斐市役所（竜王庁舎）」や「(仮称)篠原地区公園」周辺には市民の生活に必要な行政機能をはじめ、商業・業務機能や交流・レクリエーション機能などが集積する、本市の中心的な役割を担う拠点を形成します。

②地域拠点（基幹拠点）

- 敷島地区と双葉地区の2か所を位置づけます。
 - ・敷島地区の「甲斐市役所（敷島庁舎）周辺」
 - ・双葉地区の「塩崎駅周辺」、「大型商業施設周辺」、「下今井農工団地周辺」及び「双葉地区拠点工業団地周辺」
- 都市拠点と各コミュニティ拠点の交通結節点として、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の取組を推進し、各拠点間のさらなる連携を図ります。
- 地域における生活や活動に必要な行政、商業・業務、コミュニティ形成などの都市機能が集積し、地域住民の活動の中心的な役割を担う、生活利便性の向上を図る拠点を形成します。



「甲斐市役所（敷島庁舎）周辺」

③準地域拠点（基幹拠点）

- 新興市街地として開発整備された「双葉響が丘周辺」を、地域拠点を補填する準地域拠点として位置づけます。
- 周辺に形成された住宅市街地の居住者へサービスを提供する店舗や医療・福祉、地域の交流・コミュニティ形成に必要な施設・機能などが集積する、身近な生活の中心となる拠点を形成します。

④産業拠点

- 大型商業施設の周辺や業務系土地利用を目指すエリアを位置づけます。
- 双葉地区は、大型商業施設や双葉地区工業拠点に次いで、新たな産業の誘致を図るなど、本市の産業振興・活性化を図る拠点を形成します。
- 竜王赤坂ソフトパーク周辺は、既存の業務系施設の操業を維持するとともに、市内の各種産業の集積による施設の高度化や新たな産業の創出を促すなど、本市の産業・経済を支える拠点を形成します。
- 「竜王駅周辺」には、鉄道駅周辺の立地条件と都市基盤が整った環境を活かし、商業及び業務系施設が集積する拠点を形成します。

⑤ゼロカーボンモデル事業取組拠点

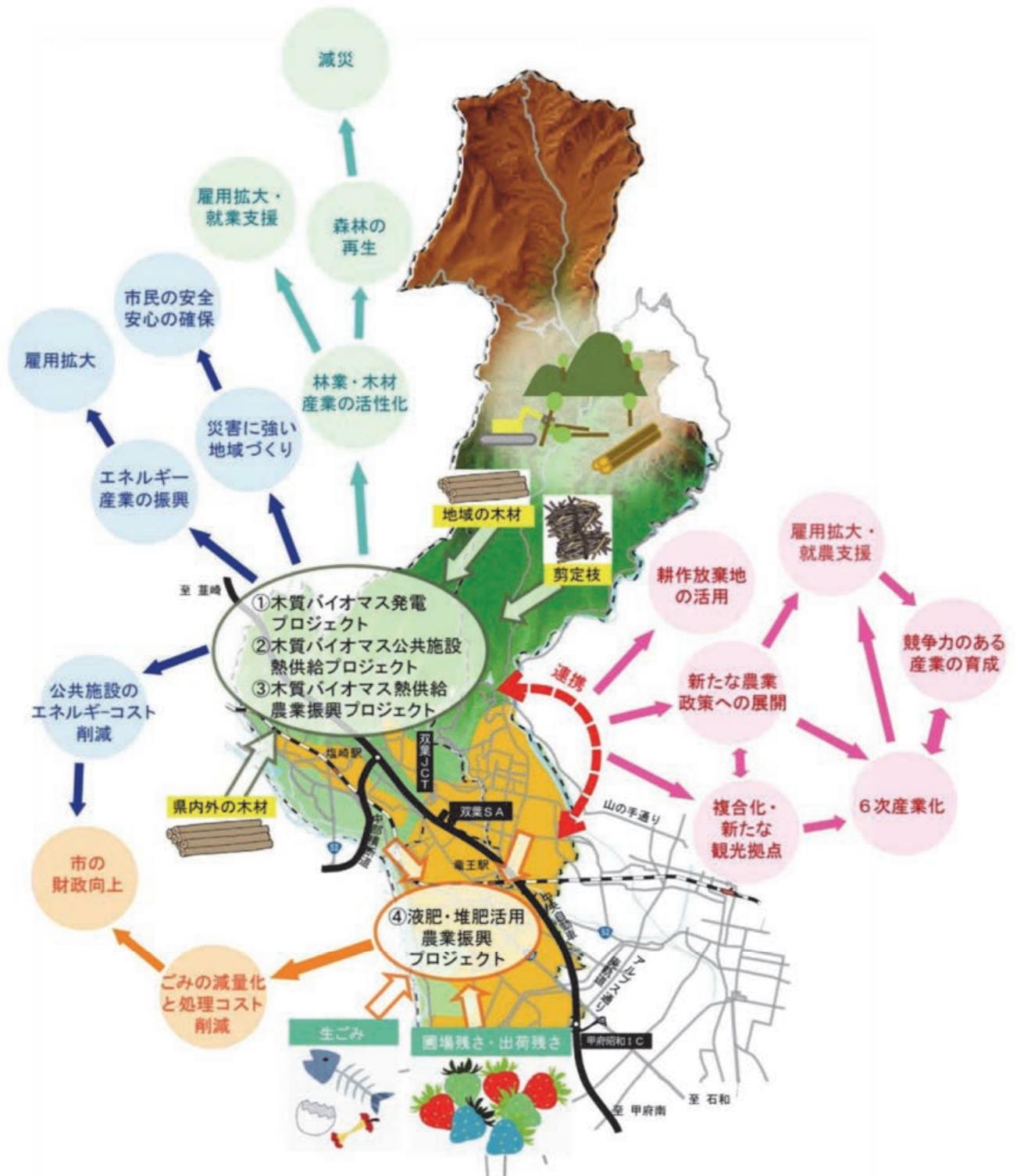
循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、脱炭素型のまちづくりを促進することが求められています。

二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた効率的・効果的な「ゼロカーボンシティ」を実現するために、二酸化炭素排出・吸収状況や構造を踏まえた課題を把握し、将来ビジョンを明確化するとともに、現況把握に基づく課題や取り組むべき分野、重点項目の設定が必要とされます。

集約型都市構造への転換、道路整備、自動車交通需要の調整、公共交通の整備・利用促進などの都市構造・交通分野に限らず、エネルギー負荷の削減、利用効率の向上、未利用・再生エネルギーの活用といったエネルギー分野や、緑化による脱炭素効果など、様々な視点で取り組んでいかなければなりません。

このことから、本市が宣言した「ゼロカーボンシティ」を目指す環境にやさしいまちづくりのモデル事業の推進を図るため、木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」の整備予定地と、「新山梨環状道路（北部区間）」の整備に伴って設置される「（仮称）甲斐インターチェンジ」の周辺エリアを「ゼロカーボンモデル事業取組拠点」とします。

このエリアは、発電所を中心とした都市計画区域内外に、立地や将来交通の利便性を考慮した、工業系、商業・業務系土地利用による産業施設の適切な集積を図るとともに、市の新たな玄関口となるインターチェンジ施設を活用した観光客の誘致、また、既存の集落等を維持するために、移住、二地域居住者の増加につながる都市的土地利用を検討するとともに、今後定める二酸化炭素排出量実質ゼロへの取組を率先して行い、山梨県内において先進的な環境にやさしいまちづくりを進めるため、都市の快適性や利便性を活かしながら、様々な分野からなる産業が融合し、デジタルインフラを活用した新たな価値を創出する未来都市を目指した地域と設定します。



出典：甲斐市バイオマス産業都市構想

序章 都市計画マスタープランについて

第1章 都市の課題

第2章 都市づくりの目標

第3章 全体構想

第4章 ソーン別構想

第5章 実現化方策

⑥コミュニティ拠点

- 市街地内外に形成される、公民館、住宅地や既存集落地の地域集会施設の周辺を位置づけます。
- 生活に関連する身近な施設や地域での交流施設を維持し、生活環境の充実や地域で培われてきたコミュニティ、歴史・文化などの維持・継承を促す拠点を形成し、生活圏の維持・再生に努めます。
- 市北部地域は、人口減少と高齢化の進展に伴う生活環境の維持とともに、農林業などの基幹となる産業の担い手や、後継者不足といった問題が生じています。このことから各地区の地域ふれあい館を核として、自然環境ゾーンへの玄関口となる敷島地区拠点との地域間ネットワークを強化し、地域の暮らしを守りながら、地域コミュニティの増進を図ります。

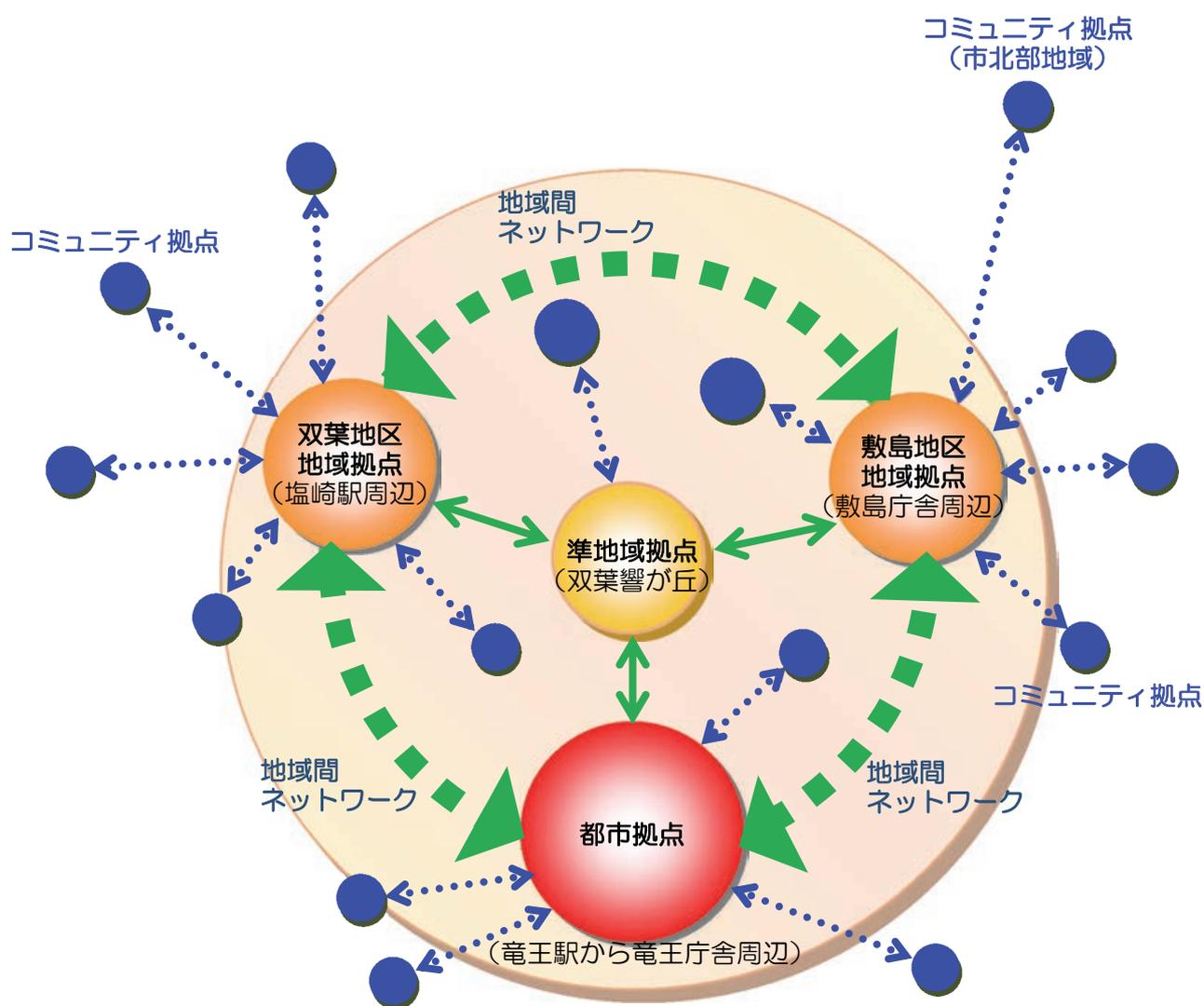


図2-3-2 基幹拠点とコミュニティ拠点の配置パターンの概念

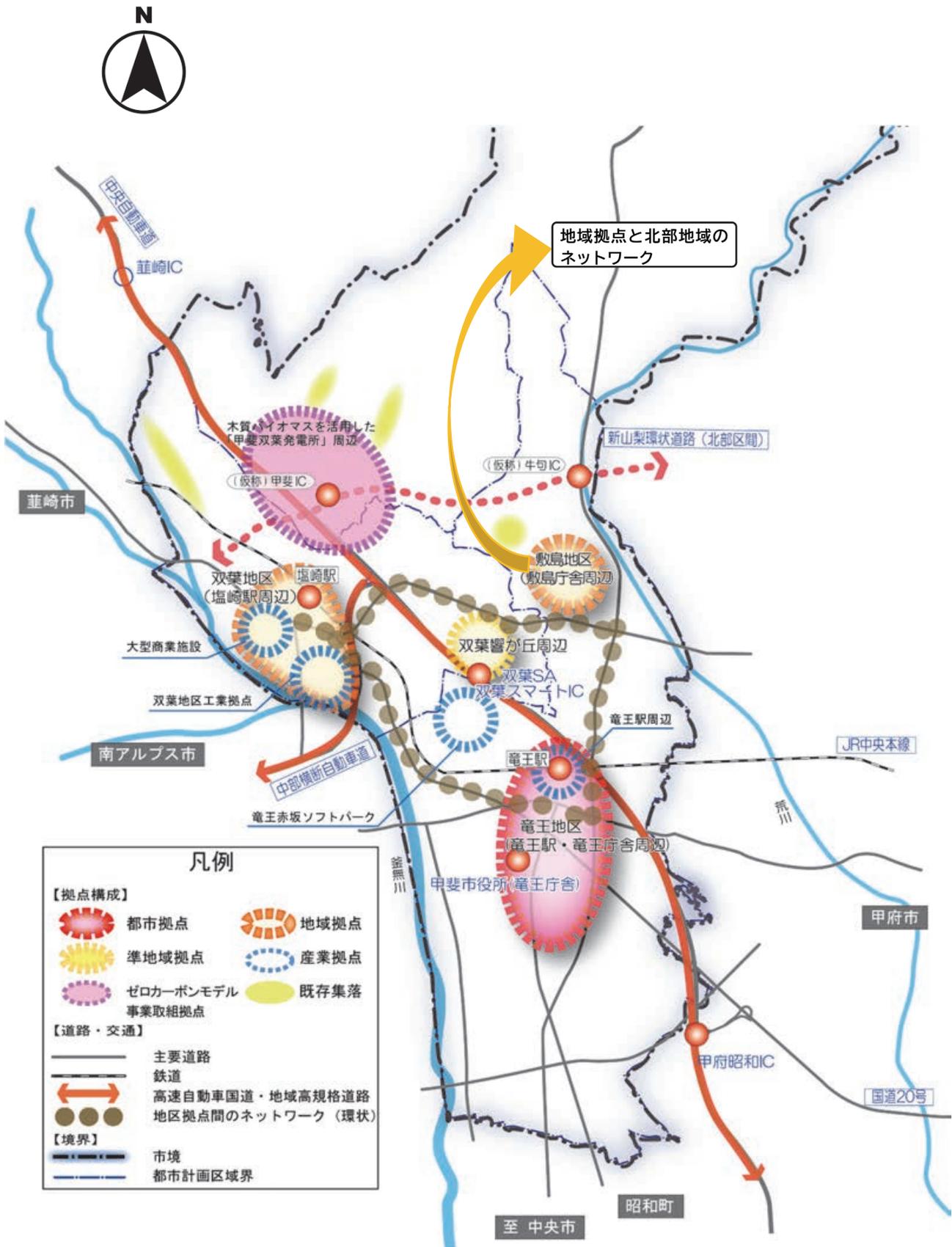


図2-3-3 都市構造（拠点構成）

序章 都市計画マスタープランについて

第1章 都市の課題

第2章 都市づくりの目標

第3章 全体構想

第4章 ソーン別構想

第5章 実現化方策

(3) 骨格軸構成

地域及び拠点間や他都市を結ぶ、本市の骨格を成す軸を示します。

【基本的な考え方】

①広域ネットワーク軸

本市の都市拠点、地域拠点を中心に県外周辺市町村や主要都市を結ぶ広域ネットワーク軸を配置し、地域資源を活用した観光交流や農業、商工業を中心とする産業振興と活性化のほか、「防災レジリエンス環」の強化を図ります。

- 高速自動車国道は、中央自動車道・中部横断自動車道、一般国道は、国道20号・国道52号、鉄道は、JR中央本線・リニア中央新幹線を活用し、広域ネットワーク軸を形成します。
- 本市を東西に横断する中央自動車道（含む長野自動車道）、南北に縦断する中部横断自動車道（含む山梨～長野）を広域ネットワークの基軸とし、市内の「双葉スマートインターチェンジ」及び近接する市外インターチェンジにより、東京都心や東海、関西や信越、北陸地方などとの広域ネットワークを形成します。
- 本市内を通るJR中央本線は、東京都心や長野県内の主要都市を直結するほか、東海、関西や信越、北陸地方へのアクセス路線の役割を担っています。また、隣接する甲府市内には高速鉄道「リニア中央新幹線」の山梨県駅が開業予定であり、本市と駅をつなぐアクセス道路や公共交通の整備により、東京都心や東海、関西地方への移動時間短縮に伴う広域ネットワークの強化が期待されます。

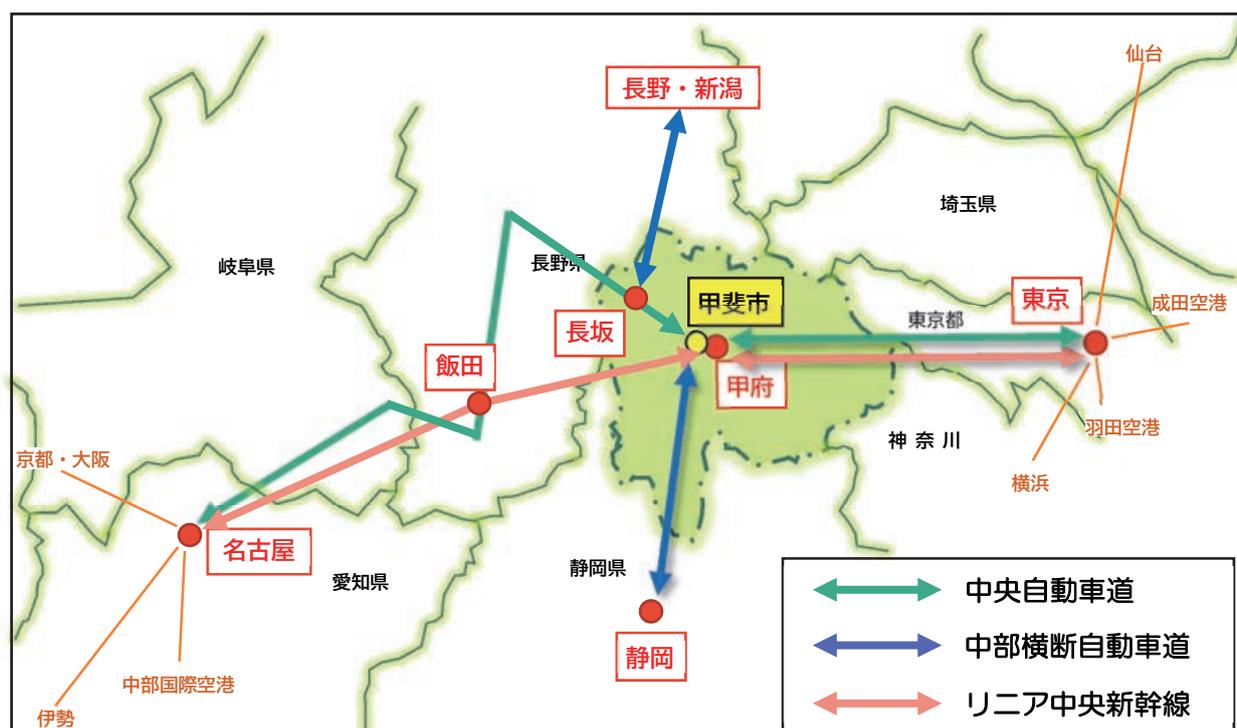


図2-3-4 広域ネットワーク

【整備効果】**◆中部横断自動車道 山梨～静岡（令和3年8月29日全線開通）**

- ・甲府市内⇄静岡市内 1時間40分（65分短縮）※出典：甲府河川国道事務所（新清水JCT～双葉JCTを利用しない場合と比較、2時間45分⇒1時間40分）

◆リニア中央新幹線（令和9年開業予定）

- ・東京都心（品川駅）⇄甲府（山梨県駅）25分 ※出典：山梨県（現在は、新宿駅⇄甲府駅間で、JR中央本線特急利用で約1時間30分）

②広域連携軸

本市の都市拠点、地域拠点を中心に県内周辺市町村を結ぶ広域連携軸を配置し、人や物の流れの活性化を図ります。

- 高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道のほか、JR中央本線により広域連携軸を形成します。
- 市内北部には、地域高規格道路として「新山梨環状道路（北部区間）」の整備が予定され、2つのインターチェンジ施設の設置や、中央自動車道との接続も計画されていることから、広域ネットワーク軸にもつながる効果が期待されます。
- 「甲府都市計画区域」及び「韮崎都市計画区域」に属している本市において、広域圏の主要都市である甲府市、韮崎市との生活、経済、交流、防災、救急医療等の連携を支援します。

③地域連携軸

本市の都市拠点や地域拠点、各集落のコミュニティ拠点を結ぶ地域連携軸を配置し、一体の都市として市街地との連携強化を図りながら、自立した持続可能な都市を形成します。

- 市内を結ぶ一般国道、主要地方道、一般県道のほか、JR中央本線により地域連携軸を形成します。
- 市の都市拠点と各地域拠点及び地域拠点間相互を結び、地域間の連携を図っていくことで、一体の都市として地域の活動、活性化を支援します。

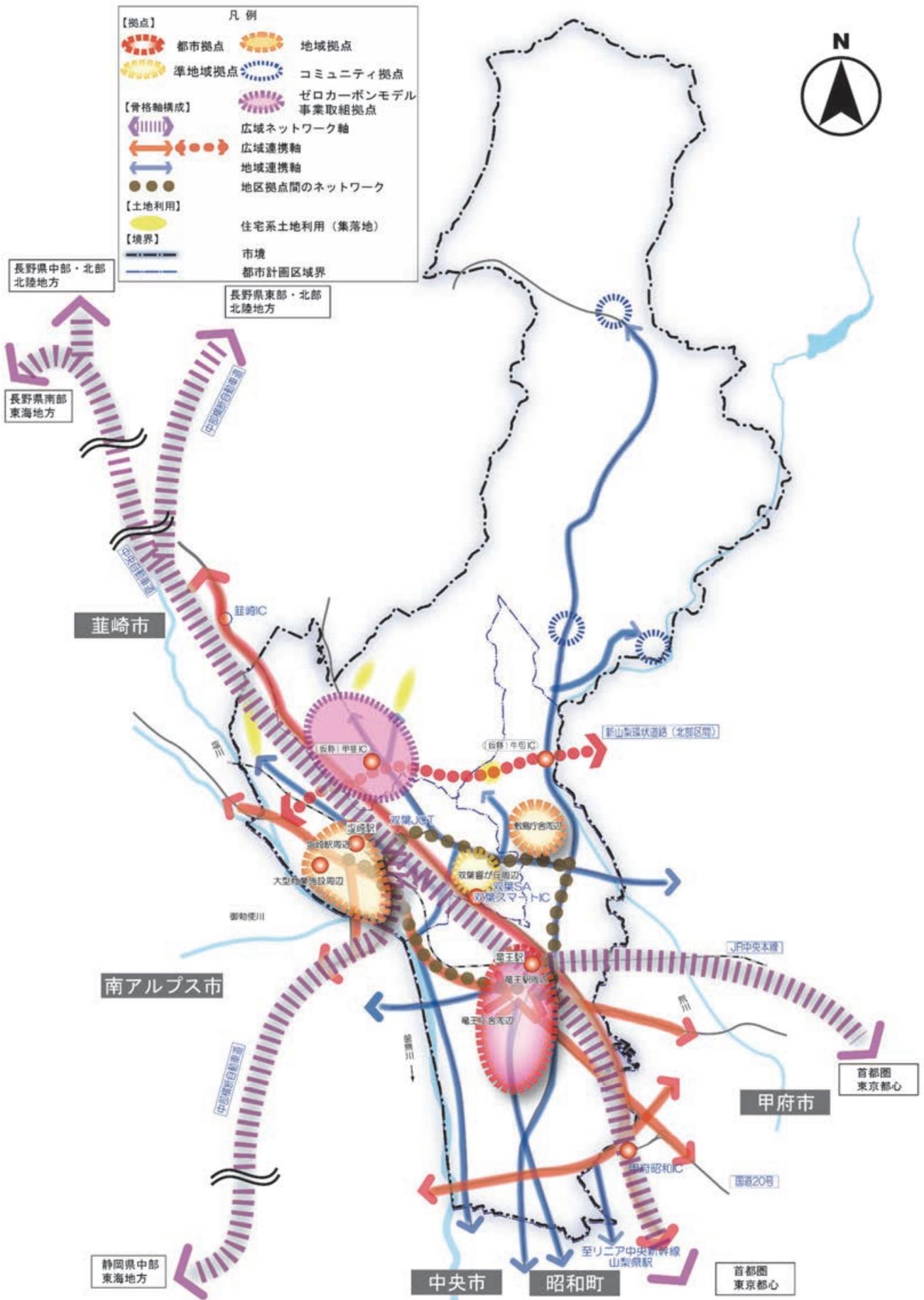


図2-3-5 都市構造（骨格軸形成）

2-4 将来フレーム

(1)人口フレーム

将来の都市規模に応じた都市づくりを行うために、目標年次における本市の将来人口(人口フレーム)を設定しました。

本市の住民基本台帳人口では、現在も微増傾向が続いており、令和3年3月末の人口は75,806人となっています。平成27年に策定した「甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の推計値と比較して約1,000人上回る状況となっていますが、将来の人口減少が見込まれることから、将来人口は、令和2年3月に公表された「甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和元年度改訂版)」による推計結果の検討に基づいた、「本市の将来人口の展望」と整合を図り、目標年次である令和12年の人口を約74,500人と設定しました。

現在(令和3年)の人口	令和12年の将来人口
75,806人	約74,500人

【将来人口推計値】単位=人

本マスタープラン
目標年次

年	令和3 (2021)	令和7 (2025)	令和12 (2030)	令和17 (2035)	令和22 (2040)	令和27 (2045)
甲斐市まち・ひと・しごと 創生人口ビジョン (令和元年度改訂版)	75,806 ※	75,305	74,516	73,160	71,824	70,466

※令和3年3月末日実測値

(2)土地利用フレーム

前節で設定した人口フレームや集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）を目指していく観点を踏まえて、目標年次における「都市計画区域内」の住居系、工業系、商業系の土地利用の将来の方向性を設定します。

項目	最新(平成 29 年)の 土地利用面積	令和 12 年の 将来土地利用の方向性
住居系	(用途地域) 637.4ha (都市計画区域) 753.0ha	将来的に人口減少は予測されますが、本市は微増ながらも人口の増加傾向がみられます。「立地適正化計画」の策定を検討し、「居住」を誘導していく区域（居住誘導区域）を明確に定め、集約型の都市構造と全体的な土地利用のバランスを図りながら、現状の維持を目指していきます。
工業系	(用途地域) 47.5ha (都市計画区域) 75.3ha	「バイオマス産業都市構想」や、中部横断自動車道、新山梨環状道路、幹線道路の整備などにより広域交通網の整備インパクトを活かした産業誘致などによる増加を想定します。
商業系	(用途地域) 130.4ha (都市計画区域) 176.3ha	人口が増加傾向にあるとともに、コワーキングスペースや物流需要の拡大などを考慮し、一時的な需要も見込まれますが、将来的な人口減少やネット通販等 ICT 発展に伴う減少の一方で、緩やかな減少が想定されることから現状維持とします。

出典：都市計画基礎調査（土地利用現況）



第3章 全体構想

第3章 全体構想

本章では、「都市づくりの方向性（将来都市構造）」を踏まえ、将来の都市づくりを実現するため、以下に示す分野ごとの基本方針を示します。

■ 土地利用分野

：土地利用の要素ごと（住居系、商業・業務系、工業系など）の基本方針

■ 都市施設分野

：都市施設（道路、公共交通、公園・緑地、下水道、防災）の基本方針

■ 自然環境及び歴史・文化資産分野

：自然環境・景観、歴史・文化資産の基本方針

3-1 土地利用の構想

①土地利用構想の構成

関連するSDGsの目標



本市における土地利用を構成要素に分類し、それぞれの方針を位置づけます。

構成要素	主な位置及び区域
住居系土地利用（市街地）	主として住居系を中心とする用途地域の範囲
住居系土地利用（集落地）	集落地を中心に主として住居系を中心とする用途地域外の範囲
商業・業務系土地利用	都市拠点（竜王地区）、地域拠点（双葉地区） ・ 竜王駅及び塩崎駅周辺の商業系用途地域の範囲 ・ 双葉地区の大型商業施設周辺の範囲
沿道サービス施設・商業系土地利用	主要幹線道路において ・ サービス施設の集積がみられる範囲 ・ 施設の集積や新規活用が見込まれる範囲
工業系土地利用	・ 現在の工業系用途地域の範囲 ・ 施設の集積や新規の活用が見込まれる範囲
田園集落系土地利用	用途地域外及び農用地区域外の範囲
新たな土地利用	将来的に都市的土地利用が検討される範囲 ・ 木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」、新山梨環状道路「(仮称)甲斐インターチェンジ」周辺のゼロカーボンモデル事業取組拠点
優良農地	農用地区域の範囲
山林	上記以外の範囲

②土地利用の基本的な考え方

【土地利用の概況】

本市は、東京都心から 100km 圏、甲府盆地の北西部に位置し、県都甲府市の西側に隣接しています。市域は、北部の豊かな森林資源や自然景観を有する中山間地と、南部の平坦地に市街地が形成され、周辺を田園集落や優良農地が取り囲んでいます。また、市街地と山間地の間のなだらかな丘陵地に大規模な集落が点在しています。

市街地は、住居系が主であり、全国的な人口減少・少子高齢社会が進行し、核家族化が進んでいる中でも本市の人口・世帯数は、微増ながらも人口増加が持続している状態にあります。また、平成 26 年に市街化調整区域のうち、一部区域において一定要件のもと開発行為を可能とした条例を制定し、土地利用の緩和をしたことや、竜王駅、塩崎駅の駅周辺整備の完了、「双葉スマートインターチェンジ」のフルインターチェンジ化などの都市インフラの整備効果もあり、現在でも宅地開発の需要がみられます。商業系や工業系の土地利用は、住居系の土地利用の中に点在し、農地も多く存在しています。工業系土地利用は、現在、下今井農工団地や双葉地区拠点工業団地、竜王赤坂ソフトパークなどにみられるほか、幹線道路沿道などに点在しています。また、商業系土地利用は、双葉地区における大型商業施設をはじめとして、国道 20 号や(主)甲府韮崎線、(主)甲府南アルプス線(アルプス通り)などの幹線道路沿道への集積、さらに各地区の中心地などの市街地全体に点在しています。

市街地周辺の田園集落系土地利用は、農地と集落地の共存が基本となりますが、空き家・空き地が点在し、耕作放棄地などの低未利用地が増えつつあります。

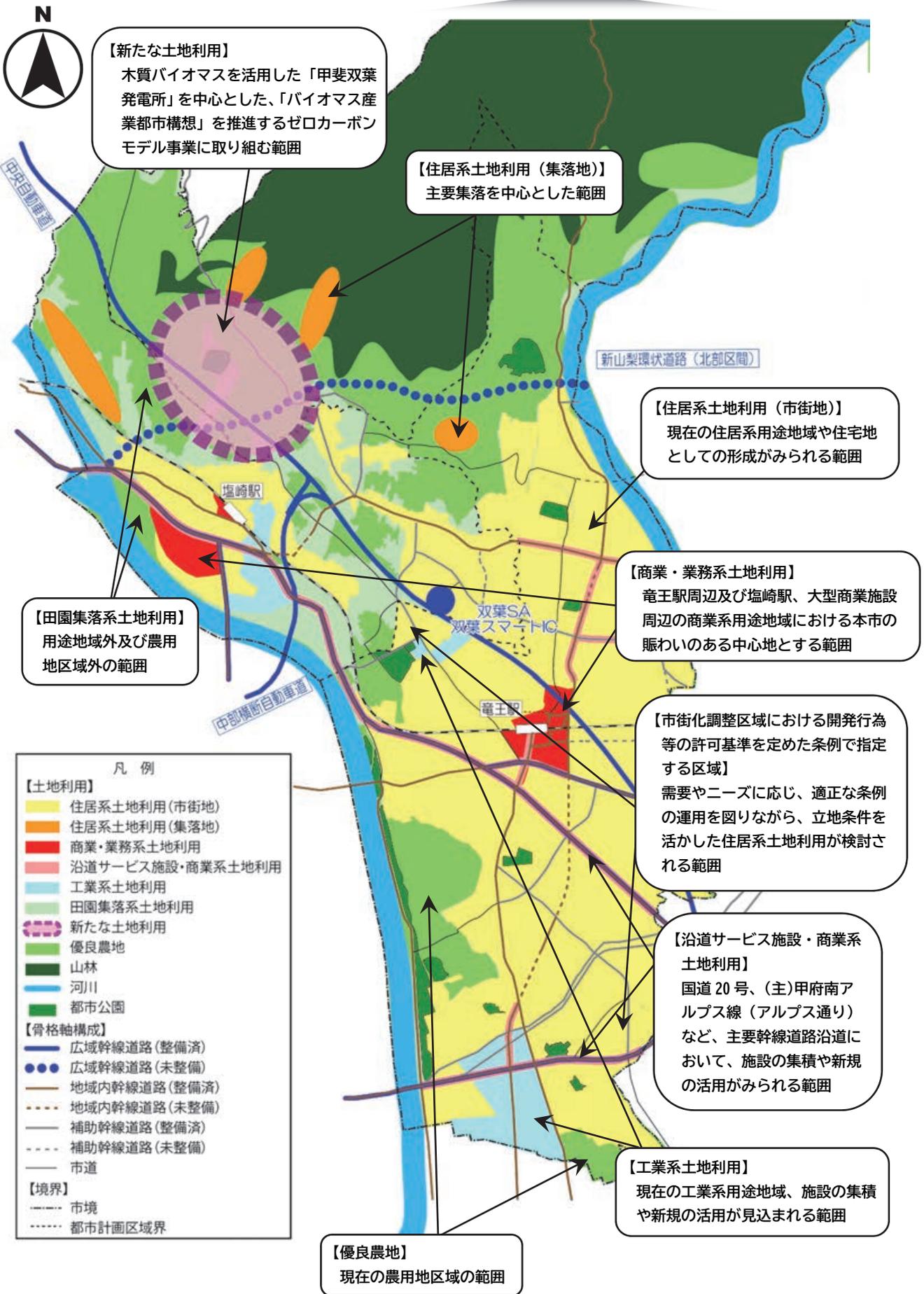


「双葉スマートインターチェンジ」

【土地利用の基本的な考え方】

- 「ゼロカーボンシティ」の目標の実現や環境負荷の低減の取組とともに、地域活力の維持・増進の両立した持続可能な都市づくりを目指し、均衡と抑制によるバランスの取れた土地利用を推進します。
- 市街地内においては、将来的な人口減少社会に対応するため、各拠点等への都市機能の集約化を図るとともに、安心して便利に暮らせる住宅地を適正に誘導するコンパクトな市街地づくりを進め、「まちなか居住」を推進します。このため、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）による持続可能な都市づくりを目指す「立地適正化計画」の策定を検討し、計画的な居住誘導を進めていきます。
- 宅地の将来需要や「新山梨環状道路（北部区間）」開通に伴うインターチェンジの整備などの情勢を踏まえ、将来的な都市計画区域の拡大、または都市計画区域外へ拡大される無秩序な開発による宅地化を抑制するための都市計画制度の適用を検討するとともに、各地域が持つ特徴や役割を維持・増進するための土地利用を環境や景観保全に配慮しつつ、計画的に進めていきます。
- 地域の活力となる商工業等の企業活動の維持・増進やさらなる集積に向け、立地条件を勘案しつつ、周辺環境との調和を図りながら適正に土地利用を誘導します。
- 「竜王駅周辺」及び「塩崎駅周辺」については、居住、公共公益施設、事業所、商業などの多様な都市機能を集積し、「山梨県都市計画マスタープラン」及び「都市計画区域マスタープラン（甲府盆地7都市計画）」において、上位の拠点への位置付けを目指します。また、本計画の地域拠点である「甲斐市役所（敷島庁舎）周辺」においても、上位計画において拠点に位置付けられるよう、都市機能の集積を図ります。
- 市街地及び集落地に存在する空き家、空き店舗、空き地については、「空き家バンク」等の制度を確立して情報発信の強化を図るとともに、利活用・維持管理に関する市民のアイデアや民間・NPOのノウハウの活用、新しい事業者の誘致方法などについて検討していきます。

土地利用の構想図



序章 都市計画マスタープランについて

第1章 都市の課題

第2章 都市づくりの目標

第3章 全体構想

第4章 ソーン別構想

第5章 実現化方策

③土地利用の構想

1) 住居系土地利用（市街地）

■豊かな自然を感じながら、都市機能の集約と都市基盤が整った生活しやすい居住環境の形成を図ります。

- ・土地区画整理事業が完了するなど、すでに良好な居住環境が形成されている地域にあっては、今後とも良好な居住環境の維持を図ります。
- ・農地と住宅地が混在する地域にあっては、農地の保全を図りつつ農地の多様な機能を活用した居住環境の向上を図るよう規制誘導し、農地と住宅が共存する市街地づくりを進めます。
- ・都市基盤が脆弱な地域にあっては、建築物の密集等の解消を図り、安心安全な居住環境づくりへの誘導を地域住民・土地所有者等の協力を得ながら協働で進めていきます。
- ・水害等の被害が想定される区域については、本マスタープランの高度化版と位置づけられる「立地適正化計画」（今後策定を検討）の防災指針や「甲斐市国土強靱化地域計画」等との整合を図った上で必要な安全対策を講じるとともに、居住を制限するような土地利用の規制誘導方策を併せて検討します。
- ・開発条例適用地域に指定されている竜王南小学校周辺エリア（篠原、万才地区）及び竜王赤坂ソフトパーク周辺（竜王新町、竜王地区）については、周辺に幹線道路が整備されるなど生活の利便性が高いことから、需要やニーズに応じ、適正な条例の運用を図りながら、立地条件を活かした住居系土地利用を計画的に進めていきます。
- ・市街地内に点在する既存不適格建築物については、周辺の建築物の状況や地域住民のニーズ等を把握しながら、都市計画の定期的な見直し等の時機を捉え、都市アセットの活用等の観点を踏まえて、用途地域の変更などの適切な手法を検討します。

2) 住居系土地利用（集落地）

■周辺環境と共生した居住環境の形成を図るため、市街地との連携や地域に必要な施設の維持・適正管理を行うとともに、周辺の農地や山々の自然環境・景観を保全・活用します。

- ・集落においては、地域住民の身近な生活に密着した活動の場となるよう、必要な機能の維持と集約化を図り、生活様式とコミュニティの維持・増進を図ります。
- ・集落内や周辺の自然地は、各種の法規制に基づき保全を基本としつつ、コミュニティの維持・増進や環境及び文化などの地域資源を活かした交流促進などへの活用を図ります。

3) 商業・業務系土地利用

■本市の賑わいのある中心地として、鉄道駅周辺を位置づけ、利便性や拠点性が高い空間を形成するため、商業・業務、医療・福祉などの都市機能の集約化を図ります。

- ・竜王駅周辺は、駅周辺整備事業の完了によって良好な都市基盤及び交通結節機能が整備されています。今後は、駅周辺にみられる低未利用地について、本市の玄関口にふさわしい土地利用の促進を誘導していきます。
- ・竜王駅や塩崎駅の周辺は、駅を中心とした公共交通結節機能の利便性や安心安全な歩行空間を備えた都市拠点を形成し、市民等の活動や交流の活性化を促進するよう、多様な都市機能の集約化を図ります。
- ・双葉地区の大型商業施設周辺については、核となる商業施設の維持を図るとともに、地域の特性や主要幹線道路沿線などの立地条件を考慮し、周辺への商業・業務施設や公共公益施設などの生活利便施設・各種都市機能施設を誘導します。また、施設立地の相乗効果などにより新たな開発が予見されることから、今後の需要に応じて、適切な都市計画制度の運用を検討します。



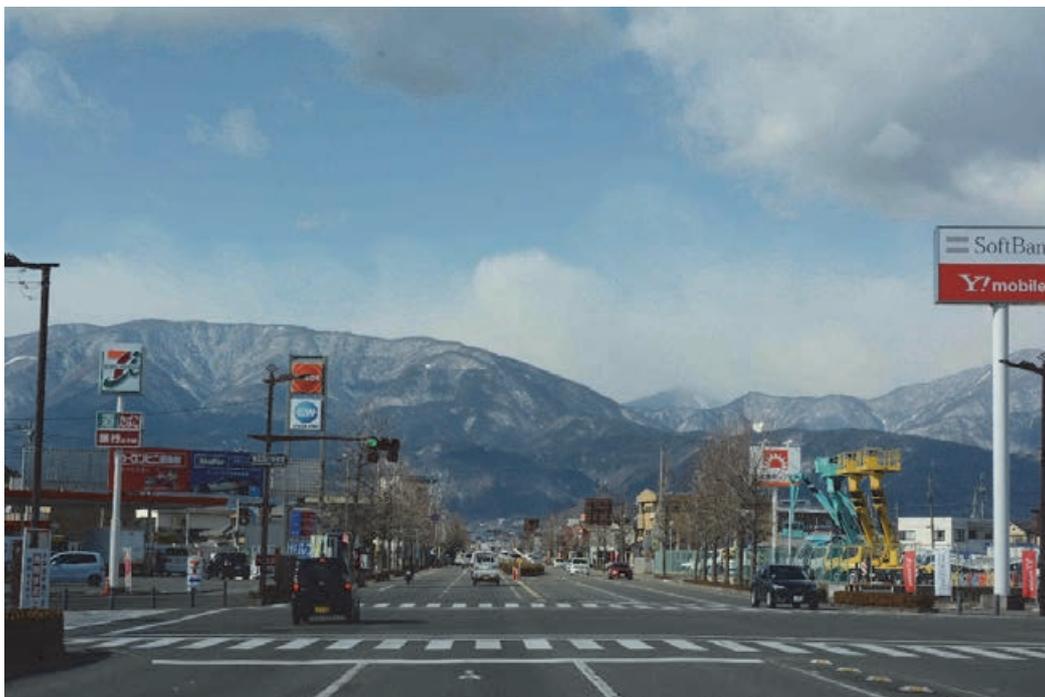
良好な歩行空間が整備された竜王駅周辺

4) 沿道サービス施設・商業系土地利用

■市民の利便性向上に向け、周辺の居住環境や景観を考慮しながら、サービス施設の集積や誘致を図ります。

- ・市内を東西に結ぶ広域幹線道路の国道20号沿道は、4車線化事業の完了による整備効果として大型商業施設の新規出店や公益施設の新設が見受けられます。このことから、交通流動や周辺の住宅地における居住環境への影響に配慮しつつ、沿道型商業施設や沿道サービス施設のさらなる集積や誘致を図ります。

- ・(主)甲府南アルプス線（アルプス通り）沿道は、近隣市町に沿道サービス施設や商業系の土地利用がみられることから、需要やニーズに応じ、適正な条例の運用を図りながら、立地条件を活かした住居系土地利用を計画的に進めていきます。
- ・このほか、(主)甲府韮崎線、(都)田富町敷島線の供用区間、(市)三味堂村上線、(市)竜王田中線などの主要幹線沿道にあつては、市民生活の利便性向上に向け、日常生活に資する沿道型商業施設の維持・集積や誘致を図ります。



(主)甲府南アルプス線（アルプス通り）沿道

5) 工業系土地利用

■工業の活力向上に向け、地域の特性や交通条件等を勘案しながら、既存の操業環境の維持・向上を図ります。

- ・市内に事業所等を有する企業への良好な操業環境の提供や業務用地の維持・集積を図るとともに、情報・IT系企業が集積する竜王赤坂ソフトパークの再集積化や、旧ルネサスエレクトロニクス株式会社甲府営業所跡地の利活用など、企業誘致による市の産業活性化に向けた取組を推進します。
- ・双葉地区の地区拠点を構成する下今井農工団地、双葉地区拠点工業団地のエリア拡充を含めた新たな土地利用の展開について、引き続き、関係機関との協議を進めていきます。
- ・本市南部（西八幡地区、玉川地区）、国道20号甲府昭和インターチェンジ周辺、塩崎駅周辺にあつては、良好な交通条件や立地条件を活かした工業機能の維持・増進を図ります。

6) 田園集落系土地利用

■無秩序な市街地の拡散の抑制を原則とし、既存の集落居住に資する土地利用を維持しつつ、生活利便性や安全性の向上・増進に必要な土地利用の誘導を図ります。

- ・用途地域に隣接する地域にあつては、コンパクトな市街地の形成に向け、分散的な宅地化を既存集落地に誘導するなど、無秩序な市街地の拡散を抑制します。
- ・都市拠点や地域拠点などとのネットワークを強化するとともに、地域コミュニティの維持・増進を図ります。
- ・集落内に点在する農地は、グリーンインフラとして農作物の生産のほか、二酸化炭素の吸収、雨水の貯留・浸透による防災や減災などにも寄与することから、引き続き、保全を基本とします。

7) 新たな土地利用（ゼロカーボンモデル事業取組拠点）

■木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」、新山梨環状道路「(仮称) 甲斐インターチェンジ」を中心に、環境にやさしいまちづくりのモデル事業を推進する土地利用を進めます。

- ・双葉スポーツ公園周辺に、本市の環境への取組の中心的な施設となる木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」の整備を進め、周辺の公共公益施設や農業関連事業等との連携により「バイオマス産業都市構想」を推進し、環境にやさしいまちづくりとして「ゼロカーボン」に向けた取組のモデル事業の推進を図る都市的土地利用を進めます。
- ・都市的土地利用の需要の高まりが想定される「(仮称) 甲斐インターチェンジ」整備予定地周辺においては、人口や都市機能の無秩序な拡散を抑制するとともに、優良農地や優れた自然環境を有する土地を適切に保全していくため、都市計画制度等を活用した適切な土地利用を検討していきます。

8) 優良農地

■農地の多様な機能が発揮されるように適正な保全を図り、地元の農産物として農のブランド化や地産地消を推進します。

- ・まとまりのある一団の優良農地は、グリーンインフラとして農作物の生産のほか、二酸化炭素の吸収、雨水の貯留・浸透による防災や減災などにも寄与するとともに、田園景観を構成する要素としての景観形成機能など様々な機能を有することから、適切な維持管理が可能となるよう配慮しながら、引き続き、保全を基本とします。
- ・農業分野の脱炭素化や気候変動の影響に対応するために必要な機械、設備等の整備、また、ロボット、人工知能(AI)、モノのインターネット化(IoT)等の先端技術を活用したスマート農業等を導入し、農業生産の効率化・低コスト化、農産物のブランド化・高品質化を推進します。

- ・生産された地元の農産物のブランド化や地産地消を推進するとともに、農産物の販売・加工など6次産業化による地域や観光の交流を促進します。
- ・農業後継者の担い手育成や農地の中間管理システム（貸付・あつ旋）構築などにより、耕作放棄地、遊休農地の有効活用を進め、農地の保全に努めます。



双葉地区の優良農地

9) 山林

■山々が有する地球環境から居住環境に至るまでの多様な機能が発揮されるように適正に保全を図ります。

- ・二酸化炭素の吸収機能や水源涵養機能、斜面地景観や山岳景観などを構成する要素としての景観形成機能など、地球環境から居住環境に至るまでの多様な機能を有する山々は、本市の魅力の一つと捉え、適切な維持管理が可能となるよう配慮しながら、引き続き、保全を基本とします。
- ・山林の維持管理により発生する未利用森林資源は、「木質バイオマス」として活用するなど、「バイオマス産業都市構想」及び「ゼロカーボン」を目指したまちづくりとの連携を図ります。

3-2 都市施設等の構想

(1) 道路

①道路の基本的な考え方

関連するSDGsの目標



【道路の概況】

本市には、中央自動車道と中部横断自動車道の2本の高速自動車国道があり、「双葉サービスエリア」に設置されたスマートインターチェンジや、市域南部に隣接する「甲府昭和インターチェンジ」、市域西部に隣接する「韮崎インターチェンジ」により全国へと連絡されています。また、平成27年に「双葉スマートインターチェンジ」のフルインターチェンジ化の整備が完了し、通勤や観光目的による利用者が増加するなど、整備効果がみられます。

都市計画区域の北部には、地域高規格道路である「新山梨環状道路（北部区間）」の整備が位置づけられ、令和3年8月に全線開通した中部横断自動車道（山梨～静岡）とともに、甲府都市圏内及び周辺広域圏における都市間連携の強化が進められています。

近隣の自治体や市内各地域を連絡する道路網は、国道20号や国道52号を中心に主要地方道・一般県道・市道により形成されていますが、本市と結びつきの強い甲府市や韮崎市を連絡する東西方向に集中しています。南北方向に市域を貫く幹線道路は(主)甲斐中央線1路線のみとなっており慢性的な渋滞がみられることから、現在整備が進められている(都)田富町敷島線の全線開通が待たれるところです。

市道をはじめ、多くの道路及び附帯施設の老朽化が懸念され、施設の維持管理や更新・改修にかかる費用負担の増加が見込まれており、維持管理等にかかる費用の抑制・平準化を図る必要があります。

都市計画道路については、長期にわたり事業に着手していない路線があることから、都市計画基礎調査や都市交通調査の結果等を踏まえ、地域整備の方向性、配置、構造等を十分に鑑み、見直しの必要がある路線については、計画の見直しを行います。道路全体の配置等を検証する中で見直し、都市計画道路が整備されないことで生活道路が混雑する場合は、都市計画道路の適切な代替路線を別途計画することも検討していきます。

【道路の基本的な考え方】

- 都市の骨格となる広域ネットワーク軸、広域連携軸を形成する幹線道路は、広域的な高速交通網や物流・産業の振興、災害時の緊急輸送道路の確保、拠点間・地域間の連携に配慮しつつ、計画的に整備を進めます。
- 都市計画道路の持続的な整備を進めていく一方で、長期にわたり未整備となっている都市計画道路については、各地域における状況の変化や将来交通需要への適切な対応、より効果的・効率的な整備を行うことを目的に、国の方針において令和5年度までに現計画の見直しを行うこととしているため、近隣市町と広域的な連携を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

- 「新山梨環状道路（北部区間）」の整備に伴い、「(仮称) 甲斐インターチェンジ」、「(仮称) 牛匂インターチェンジ」への市内道路網の整備と、リニア中央新幹線山梨県駅の開業に伴い、本市からのアクセス道路の強化を進めます。
- 道路等の維持管理については、予防保全型の維持管理への転換などにより長寿命化を進めていきます。橋梁の維持管理については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた適正な維持管理及び計画的な架け替え等の整備・更新を実施します。
- 効果的かつ効率的な整備や維持管理を行うため、「道路整備台帳」の更新を予定しています。
- 子どもから高齢者まで安心して生活できる、交通安全に配慮した歩道の整備や段差解消などによる歩行空間の形成、バリアフリー化を推進するとともに、幹線道路における無電柱化の検討など防災面での強化を図ります。
- 「甲斐市都市計画マスタープラン」の見直しを踏まえ、市内生活幹線道路及び生活密着道路の整備や、都市計画道路の見直しについての基本的な考え方を示す「(仮称) 第2期甲斐市道路整備計画」を策定し、都市の将来像実現を目指した道路ネットワークの再構築を図ります。



整備が進められている(都)田富町敷島線

②道路の構想

1) 広域幹線道路

- 周辺都市はもとより、全国各都市を連絡する国土軸を形成する道路であり、全国、県内、甲府圏域における人や物の交流に資するほか、非常時の広域的な物資輸送の機能も有することから、関係機関と調整を図りながら、安全で円滑な道路網の構築を図ります。
- 甲府都市圏の各都市間を連携するとともに、圏域内の交通の円滑化に資する「新山梨環状道路（北部区間）」の早期整備に向け、関係機関との調整を進めるとともに、道路の整備に併せて、必要となるインターチェンジへのアクセス道路の整備を進めます。
- 国道及び主要地方道は、市民の広域的・地域的な活動の活発化の促進や利便性向上に寄与するよう、基幹となる道路機能の維持や交通流の円滑化の確保に努め、適切な維持管理を促します。

【対象路線】

- 高速自動車国道：中央自動車道、中部横断自動車道
- 地域高規格道路：新山梨環状道路（北部区間）
- 国 道：国道 20 号、国道 52 号
- 主 要 地 方 道：甲府南アルプス線（アルプス通り）

2) 地域内幹線道路

- 主に市内の主要な地域や施設を連絡する道路であり、地域間における活動や交流を担う道路であることから、安全で円滑な道路網の構築を図ります。
- 整備済みである(主)甲府韮崎線、(主)甲斐早川線は、今後とも安全で円滑な道路環境を維持するため、関係機関と調整を図りながら、適切な維持管理に努めます。
- 未整備区間と整備済み区間が混在している(都)田富町敷島線の整備を促進します。
- (県)臼井阿原竜王線は、釜無川や信玄堤への影響に配慮した道路景観の維持を進めるため、関係機関との調整を図ります。
- その他の路線の未整備区間、未改修区間については、関係機関との調整を図り、今後整備方針を検討していきます。

【対象路線】

- 国 道：国道 20 号、国道 52 号
- 主 要 地 方 道：甲府南アルプス線（アルプス通り）、甲府韮崎線、甲斐中央線、甲斐早川線
- 一 般 県 道：敷島竜王線、臼井阿原竜王線
- 都 市 計 画 道 路：田富町敷島線
- 市 道：竜王駅南口線、竜王駅北口線、竜王駅南通り線、竜王駅東通り線

3) 補助幹線道路

- 幹線道路間や幹線道路から主要施設を結ぶ、かつ幹線道路を補完し、地域の円滑な交通処理を担う道路であり、地域内における機能的な道路網を構築するよう、道路の整備及び維持管理を行います。
- 未整備の都市計画道路については、地域の状況等を勘案の上、今後、整備方針の見直しを検討していきます。
- 開業が予定されているリニア中央新幹線山梨県駅と本市の南部を結ぶ(市)竜王田中線は、市内区間の整備は完了しており、今後とも安全で円滑な道路環境や、広域交通ネットワークの一翼を担うアクセス道路としての機能を確保するため、関係機関と調整を図りながら、適切な維持管理に努めます。

【対象路線】

- 主要地方道：甲府南アルプス線（廃軌道、バス通り）
- 一般県道：島上条宮久保絵見堂線
- 都市計画道路：竜王駅裏通り線、滝坂希望ヶ丘線、羽黒町島上条線、
城東三丁目敷島線、丸の内二丁目竜王駅前線
- 市道：登美団地大屋敷線、大屋敷横町線、新町本線、赤坂公園本線、
三味堂村上線、金石橋線、竜王田中線、富竹新田上八幡線、
富竹新田西八幡線

4) 生活道路

- 地域住民の日常生活を支える上で重要な生活道路については、インフラ施設の適正な維持管理に努めるとともに、道路の安全性や良好な住環境の向上を目指し、権利者や地域住民の協力を得ながら、必要箇所の改良を進めます。

- ・防災面や交通安全面などの住環境の向上の観点から、権利者や地域住民の協力を得ながら必要な箇所の改良や、現況幅員内での歩車道区分の見直し、舗装の工夫などの再構築について検討、実践します。
- ・都市拠点や地域拠点、学校などの公共公益施設周辺においては、子どもや高齢者、車椅子を利用する人などを含め、誰もが歩きたくなるまち、歩いて暮らせるまちを目指し、安全で安心な歩行空間を形成するよう、歩車道分離や通学路の拡幅、歩道の段差解消などに努めます。
- ・自転車の安全な通行を確保するため、自転車専用レーンの設置が必要な路線を検討するとともに、新たな設置や拡幅が可能な箇所について整備、改良を進めていきます。

(2) 公共交通

関連するSDGsの目標



①公共交通の基本的な考え方

【公共交通の概況】

市内には竜王駅と塩崎駅の2つのJR中央本線の駅があり、うち、竜王駅は朝夕に特急列車が発着するほか、民間事業者による路線バスや高速バスも運行されているため、全国と比べ交通網が脆弱な山梨県内においても、比較的公共交通に恵まれている状況にあります。

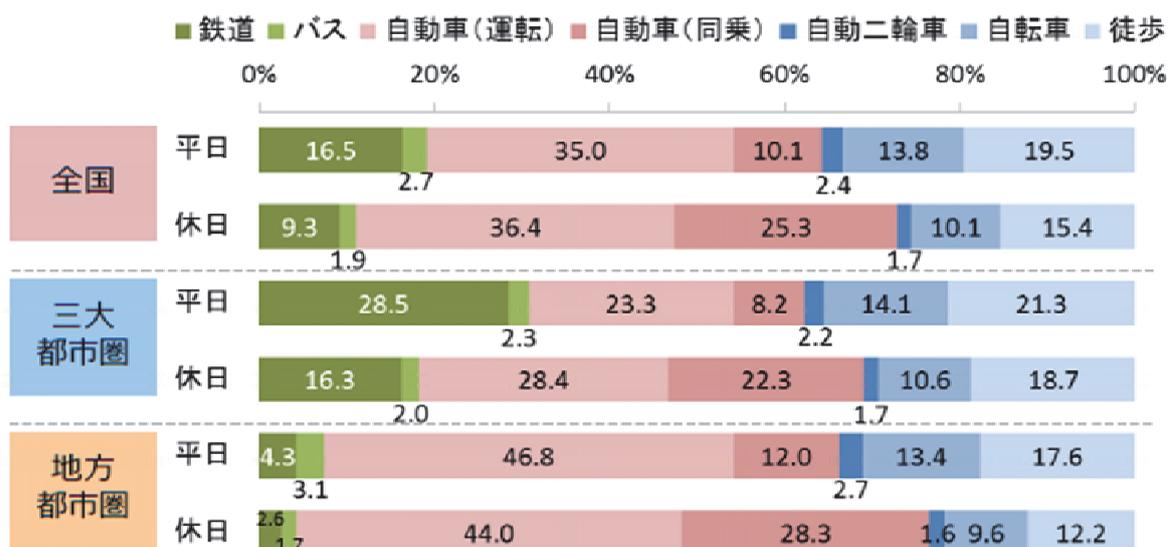
さらに、市民バスは、市北部地域を中心とする交通空白地帯や、駅など交通の拠点と主要な公共施設、商業施設などを結ぶ区間を運行し、民間事業者の路線バスを補完しながら市内公共交通を充実させる役割を担っています。

このほか、民間事業者の不採算路線に対して支援を行うなど、生活バス路線の維持、確保にも努めています。

【公共交通の基本的な考え方】

- 集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の実現を目指し、各地域間や主要な都市施設を機能的に結ぶ“ネットワーク”を形成する、バス路線等の公共交通手段を確保します。
- 環境負荷の低減や今後ますます進行していく高齢化に対応するため、高齢者をはじめとした誰もが利用しやすい移動手段を確保するとともに社会活動への参加を促すため、現在の公共交通の維持・増進を進め、事業者や地域住民と協力しながら、適正な交通手段を検討し、公共交通の利便性向上を図ります。

移動の交通手段別構成比



出典：国土交通省 都市における人の動きとその変化

～平成27年全国都市交通特性調査集計結果より～

②公共交通の構想

民間バス路線や市民バスを維持していくために、利用者数の増加に向けた研究・検討を行いながら、さらなる交通空白地帯や不便地帯の解消及び交通弱者の移動手段の確保に努めます。

また、民間バス事業者の不採算路線については、引き続き支援を行うとともに、その費用対効果などについて検証等を行い、効果的な対応を図っていきます。

鉄道については、JR中央本線竜王駅と塩崎駅の利用促進や利便性向上のため、特急列車及び普通列車の増発などについて、関係機関に要望していく必要があります。

さらに、現在、整備が進められているリニア中央新幹線山梨県駅との機能的な交通アクセスを確立し、広域的な鉄道利用の利便性の向上を図ります。

地域の関係者が一体となり、本市の公共交通の利用促進、市民の利便性の向上とICT等を活用した公共交通網の改善、また、脱炭素型まちづくりの実現を図るため、交通関係機関等との連携協議会の開催を検討します。

1) 鉄道

■環境にやさしく、誰もが利用可能な交通手段であり、隣接都市や広域的な交流・連携にとって重要な役割を担っていることから、市民の利用を促しながら、維持を図ります。

- ・本市内を通るJR中央本線は、東京都心や長野県内の主要都市を直結するほか、東海、関西や信越、北陸地方へのアクセス路線の役割を担っています。
- ・竜王駅へ停車する特急や普通列車の増発など、関係機関に引き続き要望していきます。
- ・竜王駅と塩崎駅の周辺整備事業が完了し、バリアフリーに配慮した、誰もが利用しやすい歩行空間の確保に努めています。

2) 高速バス

■乗換の負担が少なく、市民にとって身近な交通手段であり、広域的な都市との交流・連携にとって重要な役割を担っています。市民の利用を促すとともに、市民ニーズに対応した路線の維持・拡充を図ります。

- ・高速バスは、出発地から目的地まで乗換することなく移動できる、広域的な交流を促す重要な交通手段となっています。
- ・竜王駅近くには高速バスターミナルが整備され、都心方面や羽田、成田の各空港のほか、静岡、名古屋、大阪方面など各地への路線網が充実しています。
- ・利用促進に向けた啓発などを促すとともに、鉄道と路線バス・高速バスとの乗り継ぎ改善、路線の新規開設や見直しなどについて、関係機関との調整のうえ、交通手段の維持・拡充を要望していきます。

3) 民間路線バス

■市民の生活に身近で、誰もが利用可能な交通手段であり、市内や隣接都市との交流・連携にとって重要な役割を担っています。市民の利用を促しながら、維持・増進を図るとともに、路線バス空白地における公共交通のあり方について検討します。

- ・路線バスは、市内及び隣接都市との交流・連携を行うために重要な交通手段となっています。特に、高齢者をはじめとする交通弱者にとっては、買物や通院、社会活動への参加などの生活のために重要な交通手段であり、高齢社会の進展に伴い、ますますその重要性が高まると考えられます。
- ・関係機関と連携し、バス停環境の改善や運行情報の提供など、バスを利用しやすい環境の充実を図るとともに、市民への啓発を行い、利用を促すことで、既存路線の維持・増進を図ります。
- ・公共交通の空白地域にあっては、地域の需要やニーズに配慮しつつ、新規路線の開設や見直しなどについて、適宜関係機関との協議を行っていきます。

4) 市民バス

■市民の通勤、通学、買物、通院などの移動手段として、路線バスを補完し、運行していることから、利用者の推移や費用対効果などを検証しながら改善を図るとともに、鉄道や民間バス路線、リニア中央新幹線山梨県駅との接続について、さらなる利便性の向上を目指すことで、市域内及び広域的な公共交通網の整備を図ります。

- ・市民バスは、市内を南北に運行する公共交通網が脆弱であることから、市北部地域を中心とする交通空白地帯や、駅など交通の拠点と主要な公共施設、商業施設などを結ぶ区間を運行し、民間事業者の路線バスを補完しながら市内公共交通を充実させる役割を担っています。北部地域を中心とする交通空白地帯や、駅など交通の拠点と主要な公共施設、商業施設などを結ぶ区間を運行しています。
- ・市民バスの運行を維持、増便するためには、利用者の増加を促し、運行経費の確保に努めます。このため、先進的かつ地域性に合った利用環境の整備や市民への啓発を行うなどの利用促進策を検討します。
- ・現在、本市の人口は微増傾向にありますが、将来的に人口が減少することが見込まれるため、公共交通利用者の著しい増加を期待することは難しいと考えられます。広域的な運行について、近隣自治体と連携し協議を行うことで、市民バスの持続可能な運行形態の確保に努めます。
- ・リニア中央新幹線山梨県駅など、近隣市町に分布する交通結節点や主要な拠点施設とのアクセス強化を図るよう、近隣自治体との連携体制の確立に努めます。

(3) 公園・緑地

関連するSDGsの目標



①公園・緑地の基本的な考え方

【公園・緑地の概況】

本市の公園・緑地は、本市のシンボルとなっている赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）や敷島総合公園、玉幡公園（K a i ・遊・パーク）、双葉水辺公園など、街区公園5か所、近隣公園7か所、地区公園2か所、総合公園2か所、運動公園2か所の計18か所の都市公園が整備されています。

このほか、都市公園以外の公園・緑地として、境公園や響が丘中央公園などの市立公園が5か所、その他として荒川河川公園が配置されており、市民等多くの人にとっての憩い・交流・レクリエーションの場として利用されています。

また、現在、旧山梨県緑化センター跡地を活用した新たな都市公園として、「幅広い世代が交流する賑わいと憩いの場の形成」、「緑に親しみ学習する拠点」となる「(仮称)篠原地区公園」の整備を進めています。

【公園・緑地の基本的な考え方】

- 良好な住環境の向上を目指し、本市における人々の憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、また、生態系の維持・形成の場として、そして、災害・防災面も考慮し、既存施設の機能の充実を図ります。
- 公園・緑地と周辺に広がる豊かな山々や河川といった自然環境との連続性に配慮し、それらを結び付けることで、本市全体として自然環境が感じられるように努めます。



赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）

②公園・緑地の構想

■人々の憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、既存施設の機能の充実を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、市街地内における身近な緑として、維持管理及び保全に取り組みます。

- ・運動公園として開設されている釜無川スポーツ公園（西八幡公園）、総合公園として開設されている赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）、敷島総合公園は、市内外の人の憩いや交流及びレクリエーションによるコミュニティの形成の拠点として、また、防災機能を有しているやはた公園と島上条公園は地域の防災拠点としての役割を担っているため、地域住民の理解と協力のもと、既存施設を有効に活用します。
- ・令和2年4月のやはた公園の開園により、市民（令和2年国勢調査）一人当たりの都市公園面積は7.3㎡となっていますが、引き続き、「第2次甲斐市総合計画」で定める目標値の達成に向け都市公園の整備を進めます。
- ・荒川河川公園や双葉水辺公園については、河川の水辺環境や周辺の山並み景観との調和を図りながら、市街地に近接した親水空間としての機能の充実を図ります。
- ・旧山梨県緑化センター跡地を活用し、「幅広い世代が交流する賑わいと憩いの場の形成」、「緑に親しみ学習する拠点」として、「(仮称) 篠原地区公園」の整備を進めていきます。
- ・既存の公園・緑地、また、新たに整備する公園は、地域住民の理解と協力のもと、必要に応じて機能の更新を図り、安全性の確保に努めるほか、高齢者等に配慮した園路・広場、トイレ、駐車場、案内看板等のバリアフリー化など、利便性の向上を図ります。
- ・やはた公園、島上条公園、竜王中部公園では、避難生活に必要な設備などの災害に備えた防災公園として整備されており、今後とも、各公園への防災機能の拡充についても検討します。また、防災公園以外の公園にも、防災設備を整備し、新たに防災公園へ位置づけることを検討します。
- ・上記の公園・緑地のほかに、市街地や集落内に点在する社寺林や屋敷林など、既存の緑地空間については、居住環境に潤いをもたらす身近な緑として地域住民とともに、維持管理及び保全に取り組みます。
- ・市民が自主的な健康づくりに継続的に取り組む環境づくりを目指し、豊かに広がる自然環境を有効に活用します。
- ・公園・緑地等の緑は、公共空間としてだけでなく、グリーンインフラとして、防災・減災、生物多様性保全、水循環の維持等の観点から、保全及び有効活用によるまちづくりに取り組みます。

(4) 下水道

関連するSDGsの目標

①下水道の基本的な考え方



【下水道の概況】

本市では、公共下水道の計画処理区域面積は、計画処理区域面積が1,803ha、供用区域面積が1,277.84haとなっており、その整備率は、70.9%となっています(出典：令和3年版行政資料集)。また、終末処理施設は、富士川町の釜無川浄化センターであり、本市のほかに韮崎市や南アルプス市などの7市町の汚水を一括処理しています。

下水道の管渠は、今後多くが更新時期を迎えるなど老朽化が懸念されます。また、施設の維持管理や更新・改修にかかる費用負担の増加が見込まれています。

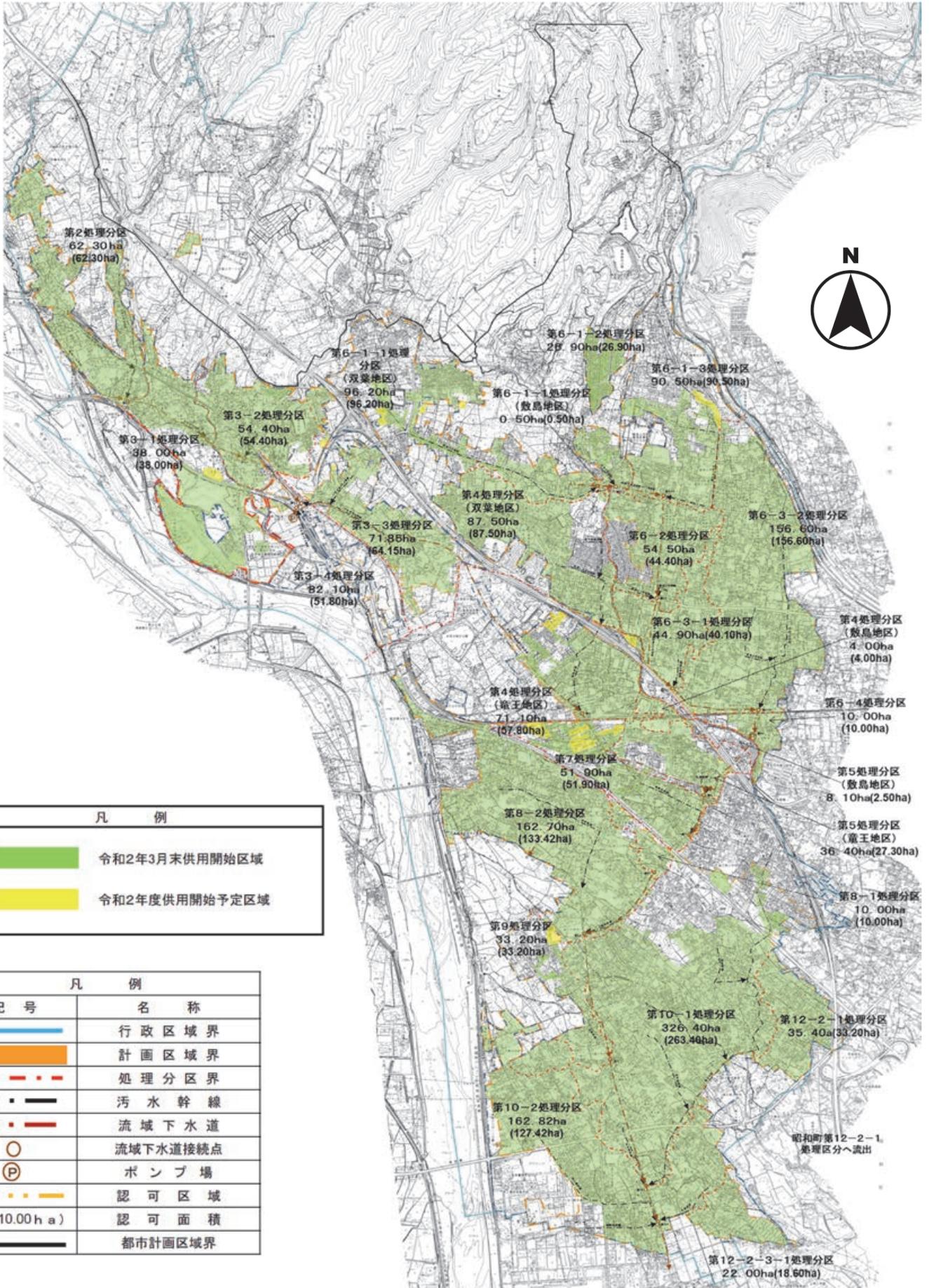
【下水道の基本的な考え方】

- 衛生的な生活環境の形成と河川・水路の水質浄化を図り、環境にもやさしい都市づくりを推進するため、引き続き下水道事業を進めていきます。
- 施設の維持管理にあたっては、日常の点検や定期的な改修等を進めていき、計画的に長寿命化を推進します。

②下水道の構想

- ・公共下水道計画区域のうち、公共下水道未供用の区域については、引き続き事業の推進を図るほか、市街化動向や人口分布状況等を考慮しながら、必要に応じて全体計画を見直し、計画的かつ効率的な整備を進めます。
- ・公共下水道計画区域、農業集落排水処理区域(寺平地区)、地域し尿処理区域(登美団地地区、松島団地地区)以外の区域については、市が合併浄化槽の設置管理を行う市町村設置型合併浄化槽整備事業を推進します。
- ・管渠の更新にあたっては、安定した供給等が行われるよう、地域特性、緊急性及び重要性を考慮のうえ、計画的に耐震化や長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を進めます。

下水道構想図



序章 都市計画マスタープランについて

第1章 都市の課題

第2章 都市づくりの目標

第3章 全体構想

第4章 ソーン別構想

第5章 実現化方策

(5) 防災

関連するSDGsの目標



①防災の基本的な考え方

【防災の概況】

本市は、「大規模地震対策特別措置法第3条」の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されており、東海地震のほか南関東直下プレート境界地震や釜無川・藤の木愛川・曾根丘陵・糸魚川ー静岡構造線の各断層地震などの発生と、これによる人的及び建築物等の被害が想定されています。

水害についても、北部の山間地においては、豪雨、土砂災害等による孤立が懸念されるほか、市南部の平坦地においては、釜無川（富士川）ほか7本の1級河川があり、近年、全国各地で台風や局地的な集中豪雨による甚大な災害が頻発する現状を踏まえ、洪水への備えも必要です。

これらの地震や洪水の災害から、市民の生命・身体と財産の保護対策を推進するため、「市民防災マニュアル」や「甲斐市洪水ハザードマップ」を全世帯に配布して市民の防災意識の向上を図るとともに、防災公園や飲料水兼用耐震性貯水槽の建設、公共公益施設の耐震化、指定避難場所への防災資機材及び備蓄倉庫の設置、民間業者との災害協定締結などを進めています。

また、近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、「都市計画法」、「都市再生特別措置法」等の一部が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、「立地適正化計画」の策定による防災面との連携が強化されたことから、安心安全なまちづくりを進めます。

【防災の基本的な考え方】

- 災害が発生しやすい自然条件と、人口の集中や高度化した土地利用などの社会的条件をあわせもつ本市にあっては、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することは行政上最も重要な施策です。
- 災害発生時における避難地並びに地域住民を避難地まで円滑に誘導できる緊急輸送道路や避難路など、災害時に必要な施設や道路の安全性の確保及びネットワーク体制を確立します。
- 災害種別に避難地や避難ルート、警報等の情報の周知など、防災に対する市民への啓発活動も併せて進めます。
- 各避難所へのアクセス道路や災害時における市内道路ネットワークを考慮した道路整備の検討と、都市公園、市立公園の防災機能の強化などにより、災害に強いまちづくりを進めていきます。
- 「都市計画法」、「都市再生特別措置法」等の法令に基づいた安心安全なまちづくりを進めます。

②防災の構想

1) 緊急輸送道路

■「山梨県地域防災計画」(令和2年11月)において緊急輸送道路に指定されている、中央自動車道、中部横断自動車道、国道20号、国道52号、(主)甲府韮崎線、(主)甲府南アルプス線、(主)甲斐早川線、(主)甲斐中央線、(県)中下条甲府線、(市)赤坂公園本線、(市)三味堂村上線、(市)開発1号線、(市)滝坂希望ヶ丘線、(市)登美団地大屋敷線、(市)大屋敷横町線、(市)県道希望ヶ丘線の各路線及び今後整備が進められる広域幹線道路の「新山梨環状道路(北部区間)」については、災害時に迅速かつ効率的な緊急輸送が行えるよう優先して確保を図ります。

■本市では、近隣の県外自治体との間で、災害時相互応援協定を締結していますが、広域的大規模災害の発生時には、同時に被災し支援体制を受けることができないリスクが想定されます。このため、ある程度離れた位置にありながら、交通アクセスに恵まれた自治体との災害時相互応援協定により、本市を中心とした環状に支援・受援体制のネットワークを張り巡らせる「防災レジリエンス環」を形成するとともに、幅広い民間事業者との協定締結も進め、多重的な支援による早期復旧・復興を図り、ハード対策のみならずソフト対策として「甲斐市防災レジリエンス環構想」の実現を目指します。

■「耐震改修促進計画」に基づき、緊急輸送道路及び避難路の沿道の建築物の耐震化やブロック塀等の撤去、無電柱化などを進め、道路の安全性と防災機能を確保します。

2) 指定避難所

■各地域における指定避難所について、震災や水害など各種災害に対応する避難所の機能を確保するとともに、「甲斐市国土強靱化地域計画」に基づく必要な資機材・非常用の備蓄や避難の長期化、防寒・熱中症対策、要配慮者等の避難者に配慮した備えを進めます。併せて指定避難場所周辺の必要な沿道整備を進めます。

■指定避難所を効果的に活用するため、各自の避難ルートや持出品の確認を周知するなど、市民の防災意識向上のための啓発活動も併せて進めます。

3) 建築物等の安心安全

■学校等の公益施設については、施設の予防保全や改修・修繕などを各施設の「長寿命化計画」に基づき適正に進め、施設を安全に長期に使用していきます。加えて、建替え費用や維持管理経費の軽減にも寄与していきます。

■建築物における再生可能エネルギーの活用を促進し、震災や停電時などの災害緊急時にも対応できる建築物の供給に努めます。さらに、断熱性能・換気・通風・日照等の最適化によるエネルギー効率の高い、脱炭素化に向けた建築物を促進します。

4) 水害の予防対策

- 釜無川の水害に悩まされてきた本市の歴史的な背景に鑑み、河川内の土砂などの除却や撤去等の対策に向けて、河川を管理する国土交通省との情報共有、協議を進めていきます。
- 内水被害を抑制するため、河川や水路の増水により浸水のおそれがある地域を中心に、浸透性舗装の改修を検討します。
- 市民に対しては、「甲斐市洪水ハザードマップ」などを活用した、水害の危険性と予防対策を認識していただくなど、啓発活動を促進し、ソフト・ハードの両面から水害対策に努めます。



釜無川



(1) 自然環境・景観

①自然環境・景観の基本的な考え方

【自然環境・景観の概況】

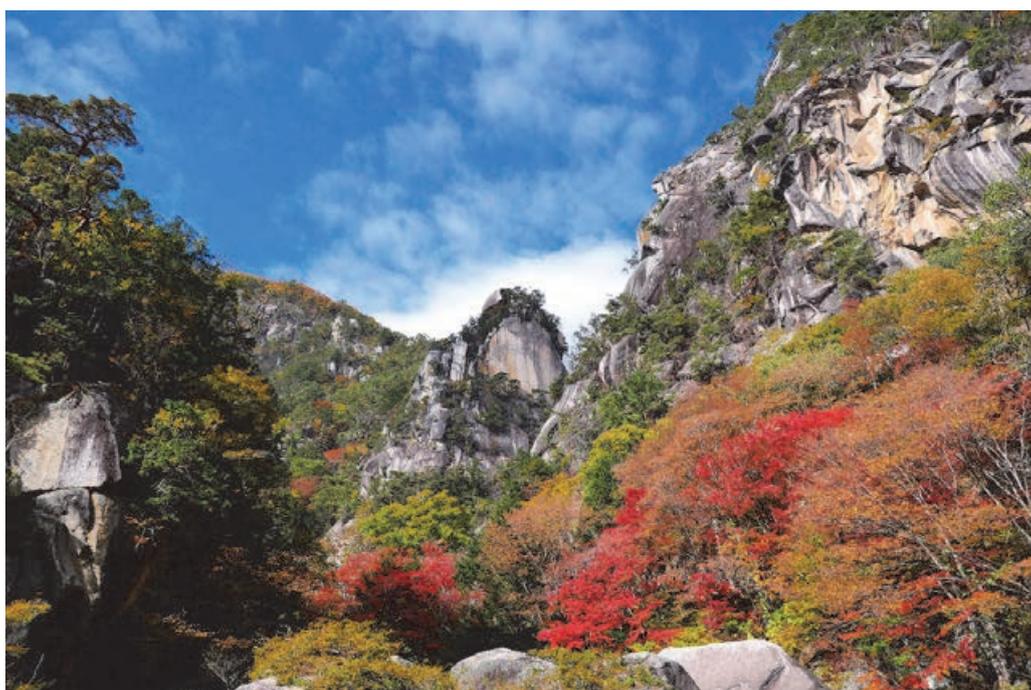
本市は、富士山・南アルプス・八ヶ岳をはじめとする甲府盆地を囲む山々や、国指定特別名勝の「御嶽昇仙峡」、釜無川・荒川・貢川などの河川といった豊かな自然環境に恵まれています。この自然環境は、昔から人々の生活とともにあり続け、人々に恵みを与えとともに、その眺望等により、心に潤いや安らぎをもたらしてきました。

また、この山々や河川への眺望のほか、本市では、田園景観も広がっており、周辺の山々の紅葉や黄金に輝く千枚田とも呼ばれる棚田など四季折々の景観を見せてくれます。

一方、人々が生活を営む空間では、集落景観をはじめとして、住宅地が立ち並ぶ市街地景観や斜面地景観、商業施設が立ち並ぶ沿道景観が存在しています。このような様々な特徴のある本市の景観を大切に維持保全していくとともに、より身近に感じられる景観づくりを誘導していくため、本市は、景観法で定められた景観行政団体となっており、「甲斐市景観条例」、「甲斐市景観計画」に基づいた景観づくりに取り組んでいます。

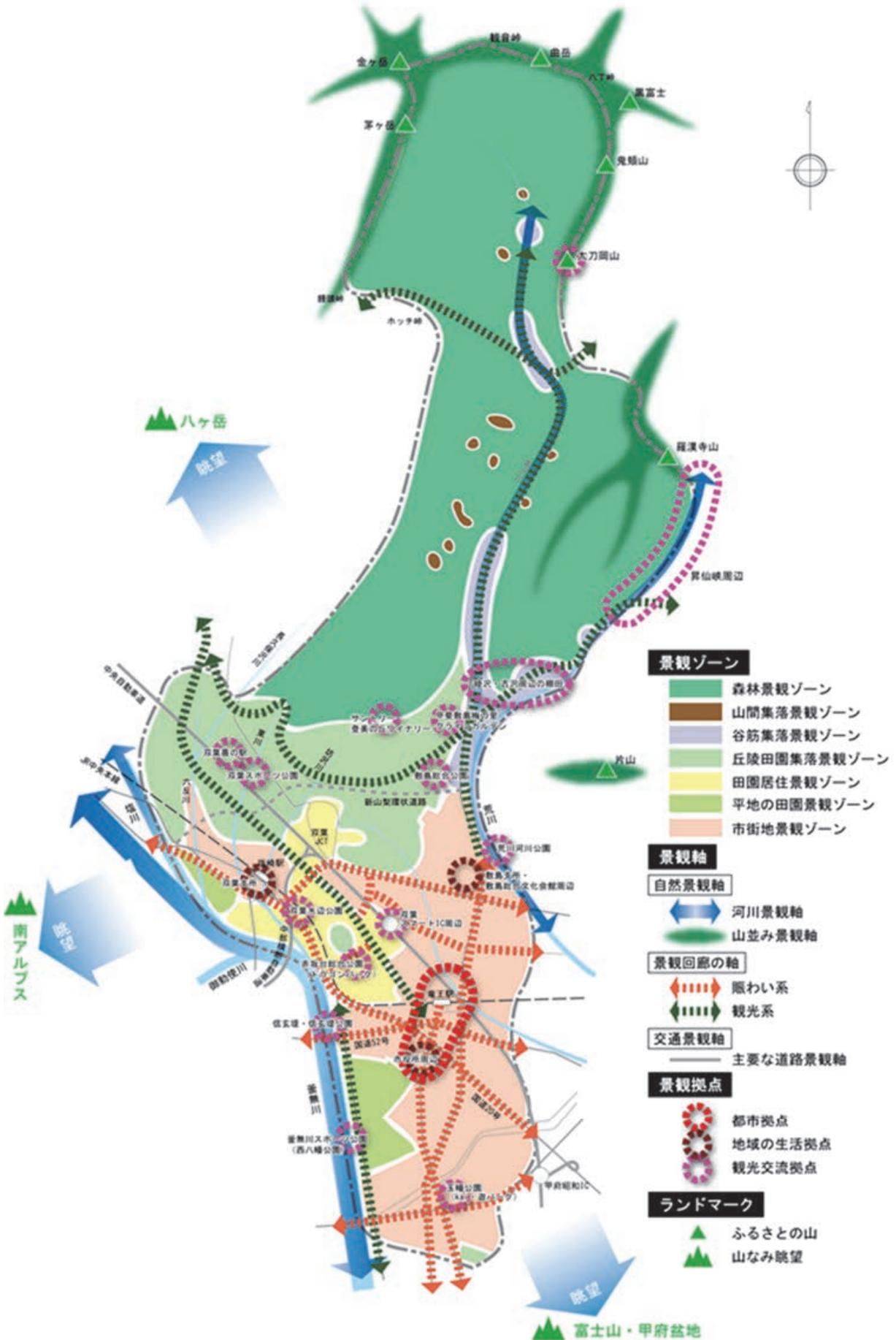
【自然環境・景観の基本的な考え方】

- 山々や河川、田園、集落などといった本市の様々な魅力あふれる景観を今後も維持していきます。
- 市街地内においては、都市のさらなる魅力の向上を目指し、各拠点や地区の特徴を活かすとともに、住宅地、商業地などの土地利用の特性に見合った景観づくりを進めます。



「御嶽昇仙峡」

景観の構想図



出典：甲斐市景観計画

序章 都市計画マスタープランについて

第1章 都市の課題

第2章 都市づくりの目標

第3章 全体構想

第4章 ゾーン別構想

第5章 実現化方策

②自然環境・景観の構想

1) 自然環境

■本市から望む富士山・南アルプス・八ヶ岳に代表される山並みや、日本遺産として認定された景勝地「御嶽昇仙峡」、戦国時代に築堤された歴史的治水施設「信玄堤」ほか、釜無川・荒川・貢川に代表される河川などの魅力的な資源の一つである「緑」と「水」は、保全を前提としつつ、必要に応じて、憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、利活用を図ります。

■防災対策や水質改善などを進めるために必要な対策等について、関係機関との調整を進めます。

■生活の身近にある自然を感じられるよう、市民主体・官民協働による自然の維持保全の地域住民や市民団体等の活動を積極的に進めます。

2) 景観

■景観法による「甲斐市景観条例」、「甲斐市景観計画」に基づき、市民等の理解と協力のもと、官民協働による景観づくりを進めていきます。

■各地域の特性や自然、農地、水辺、歴史文化及び市街地などのそれぞれの特徴や魅力を磨き、それらを活かした景観づくりを促します。

【市街地景観】

- ・住宅市街地においては、山々などの自然の眺望や周辺の田園景観と調和する良好な街並み景観づくりを誘導します。
- ・各住宅等においては、垣、柵の生け垣化や前庭の緑化、建築物や工作物の形態意匠の統一など、地域住民の理解と協力のもと、調和のとれた良好な街並み景観づくりを目指します。
- ・近年増加し、景観の阻害要因となっている空き家については、適正な維持管理を所有者等に促すとともに、身近な防災広場・ポケットパークへの転換を検討するなど、空き家対策と連携した街並み景観の維持と改善に努めます。
- ・計画的に整備された下今井農工団地や双葉地区拠点工業団地、竜王赤坂ソフトパークなどの産業集積地は、施設規模が大きく、景観に与える影響が大きいことから、敷地まわりの緑化を促進します。



竜王地区の市街地景観

- ・工場等の新設や増築に際しては、建築物や工作物の位置、高さ、形態、色彩などに配慮し、周辺景観との調和や眺望の確保に向けた誘導を図ります。
- ・竜王駅周辺は、駅周辺を一体的に捉え、本市の玄関口にふさわしい統一感と風格ある良好な街並み景観の形成を図ります。また、駅と甲斐市役所（竜王庁舎）周辺を結ぶ(市)竜王駅南口線、(主)甲斐中央線は、景観に配慮した道路整備や統一感のある街並み景観を誘導し、本市のシンボル道路を形成します。
- ・地域の生活の中心となっている各種公共公益施設や観光・交流の拠点においては、周辺の街並みを含めた景観拠点として位置づけ、拠点の魅力の向上に資するよう景観づくりを誘導します。

【斜面地景観】

- ・斜面地に立地する特性により、市街地などを眼下に見下ろす景観（俯瞰景）が望めることから、良好な眺望景観が望める視点場を整備するなど、この景観特性を有効に活用します。



「甲斐敷島梅の里クラインガルテン」から望む斜面地景観

【集落景観】

- ・各地に分布している集落地においては、集落地独自の趣を損なわないよう、それぞれの集落景観を尊重した、まとまりと秩序ある景観を育てていきます。
- ・民家の家並み、蔵や石垣、鎮守の森、屋敷林、水路など、集落景観を特徴づけている地域資源の保存に努めるとともに、新たな建築・増改築に際しては、集落景観との調和に配慮した建築物・工作物を誘導していきます。



敷島北部の集落景観

- ・集落の維持が困難になりつつある北部山間地域の過疎化が進む集落地は、棚田を中心とした景観まちづくりと一体となった、個性ある農山村景観を維持保全していきます。そのため、特色あるグリーンツーリズムの推進や空き家等を利用した田舎暮らしの普及に努めます。

【沿道景観】

- ・「ふるさと景観回廊」に位置づけた幹線道路や主要な生活道路（国道20・52号、（主）甲府南アルプス線、（市）竜王駅南通り線、茅ヶ岳東部広域農道など）については、適切な交通安全対策を図りつつ、景観に配慮した道路整備を図ります。
- ・商業施設が建ち並ぶ幹線道路沿道は、派手な色彩や大きな看板などの乱雑な景観を抑制するよう、沿道景観を誘導します。



国道20号の沿道景観

【田園景観】

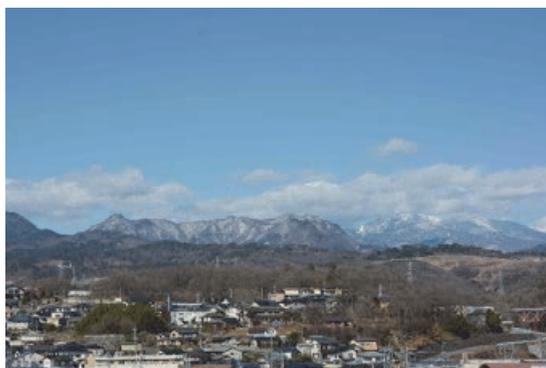
- ・優良農地の保全や遊休農地の有効利用、観光農業の振興などの農業振興施策との連携により、田園景観の維持保全に努めます。
- ・江戸時代初期に開拓されたと言われる棚田を保存するとともに、棚田の魅力をより高めていくために、優れた眺望景観、自然景観、農村集落景観や里山景観など、周辺と一体となった景観づくりによる北部山間地域の活性化を促進します。



釜無川左岸の田園景観

【山岳景観】

- ・市内どこからでも富士山や周囲の山々を眺めることができる眺望景観は、市民の心の拠り所であるとともに、来訪者に本市のイメージを強く印象づけてくれることから、大切な優れた景観資源を守り、まちづくりに活かすとともに、地域の活力を高める取組を進めます。
- ・自然景観の眺望場所については、場所の特性に応じた小広場の整備や周辺の美化・環境改善などにより、魅力の向上を図ります。



双葉市街地からの山岳景観

【河川景観】

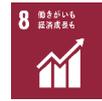
- ・河川周辺にあっては、市街地の中の水辺空間として、高い親水性が感じられる河川景観を形成することはもちろんのこと、対岸からの眺望にも配慮し、開放感と広がりのある景観を形成するため、関係機関との調整を行います。



釜無川の河川景観

(2) 歴史・文化資産

関連するSDGsの目標



① 歴史・文化資産の基本的な考え方

【歴史・文化資産の概況】

本市には、秩父多摩甲斐国立公園の一つであり、日本遺産として認定された景勝地「御嶽昇仙峡」、国指定の重要文化財「光照寺薬師堂」や常説寺の「白輿^{しろこし}」、そして、戦国時代に築堤された歴史的治水施設「信玄堤」をはじめとする史跡や彫刻、建造物といった歴史・文化資産が数多くみられるとともに、神楽や祭典といった人々の生活に根ざした文化も市内に存在しています。

【歴史・文化資産の基本的な考え方】

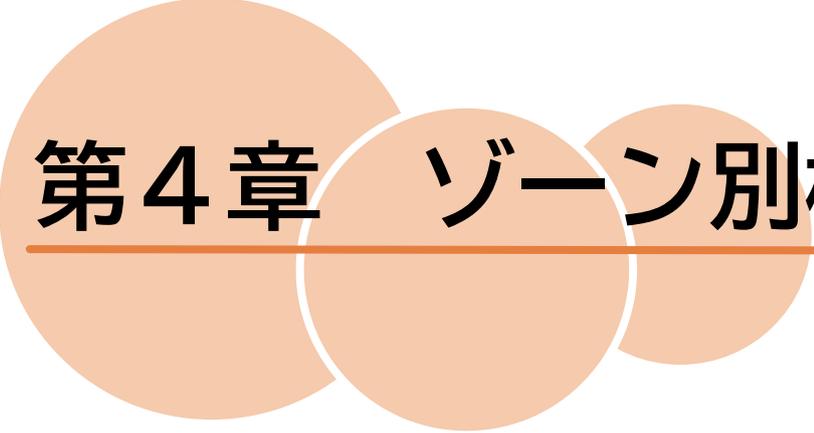
- 本市固有の歴史・文化資産を後世に引継いでいくことを基本としながら、本市に存在する歴史・文化資産に対する市内外の人々の保全意識を高揚します。
- それらの歴史・文化資産を活用し観光面での活用を図ります。

② 歴史・文化資産の構想

- ・市内に点在する名勝、彫刻、天然記念物、史跡、建造物、工芸品等は、本市の歴史や文化を未来へ伝えるかけがえのないものであることから、市外からの来訪者だけでなく、本市の子どもたちの貴重な教材として、引き続き保全を図ります。
- ・観光資源としての利活用にあたっては、歴史・文化資産の保全意識を高揚するため、各資源の希少性等のPR活動の充実を図ります。また、市民や市外からの来訪者の支援を行うため、必要な施設整備等の充実を図ります。
- ・本市には、文化財指定等がされているもの以外にも多くの歴史・文化資産が眠っています。よって、市民活動を促し、支援することで本市に存在する新たな歴史・文化資産を再発見し、その魅力を磨き、活かしたまちづくりを促します。



光照寺薬師堂（国指定 重要文化財）



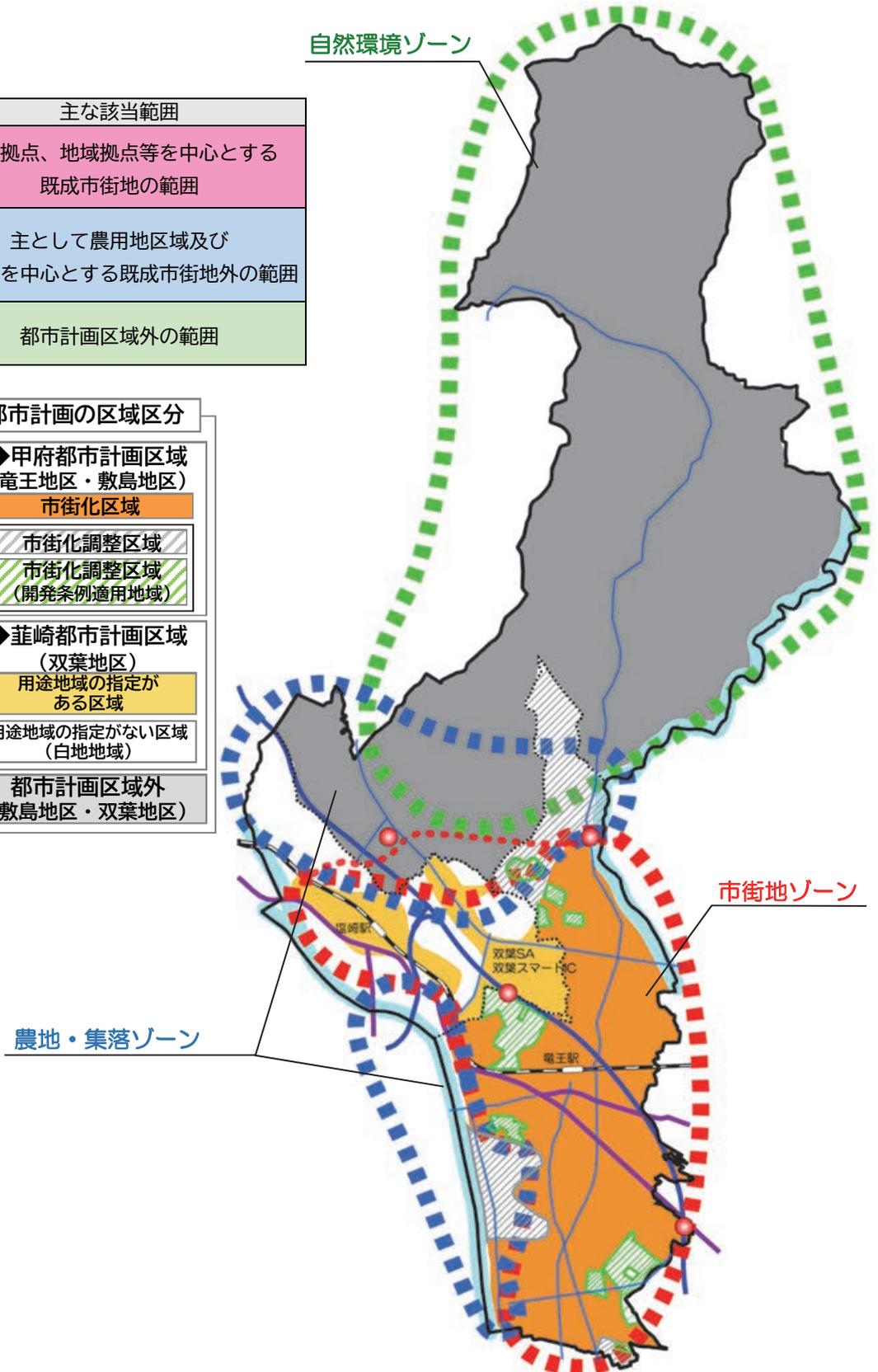
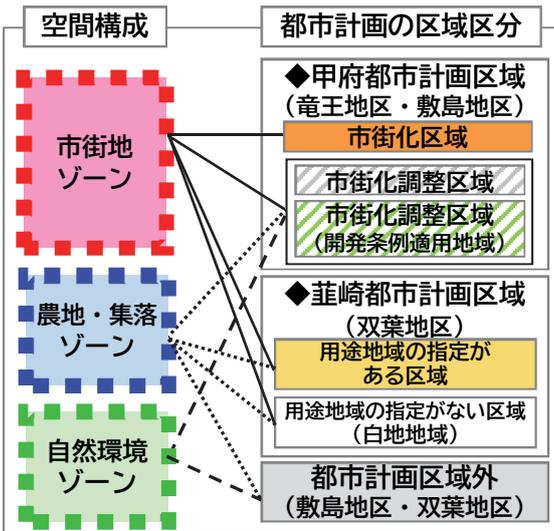
第4章 ゾーン別構想

第4章 ゾーン別構想

4-1 ゾーン区分の考え方

「全体構想」を踏まえ、より詳細な視点から本市のまちづくりの基本方針を示すにあたり、「都市づくりの方向性（将来都市構造）」における『空間構成』で分類したゾーニングを基に、次のとおり市域を3つのゾーンに分類します。

ゾーン名	主な該当範囲
市街地ゾーン	都市拠点、地域拠点等を中心とする 既成市街地の範囲
農地・集落ゾーン	主として農用地区域及び 集落地を中心とする既成市街地外の範囲
自然環境ゾーン	都市計画区域外の範囲



4-2 市街地ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて

市街地ゾーンは、本市の南部に位置し、北部に自然環境ゾーンの山々がそびえ立ち、限られた平地に形成された市街地は、主に住宅地となっています。

本市が将来にわたり甲府盆地をリードする持続可能（サステイナブル）な都市であり続けるため、脱炭素型まちづくりを目指した集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の形成など、ゆとりや安らぎ、豊かな自然環境などを感じられる良好な居住環境の創出を図るとともに、安心安全が感じられる日常生活の実現を図ります。

また、地域コミュニティの維持・増進を図りながら、相互に助け合い、賑わいと活力あるまちづくりを進めていくことで、本市の将来を牽引する中心地区として、誰もが居住地としての良さを感じるまちの実現を図ります。

関連するSDGsの目標



(1) まちづくりのテーマ・目標

みんなで創り 築く 快適なまち

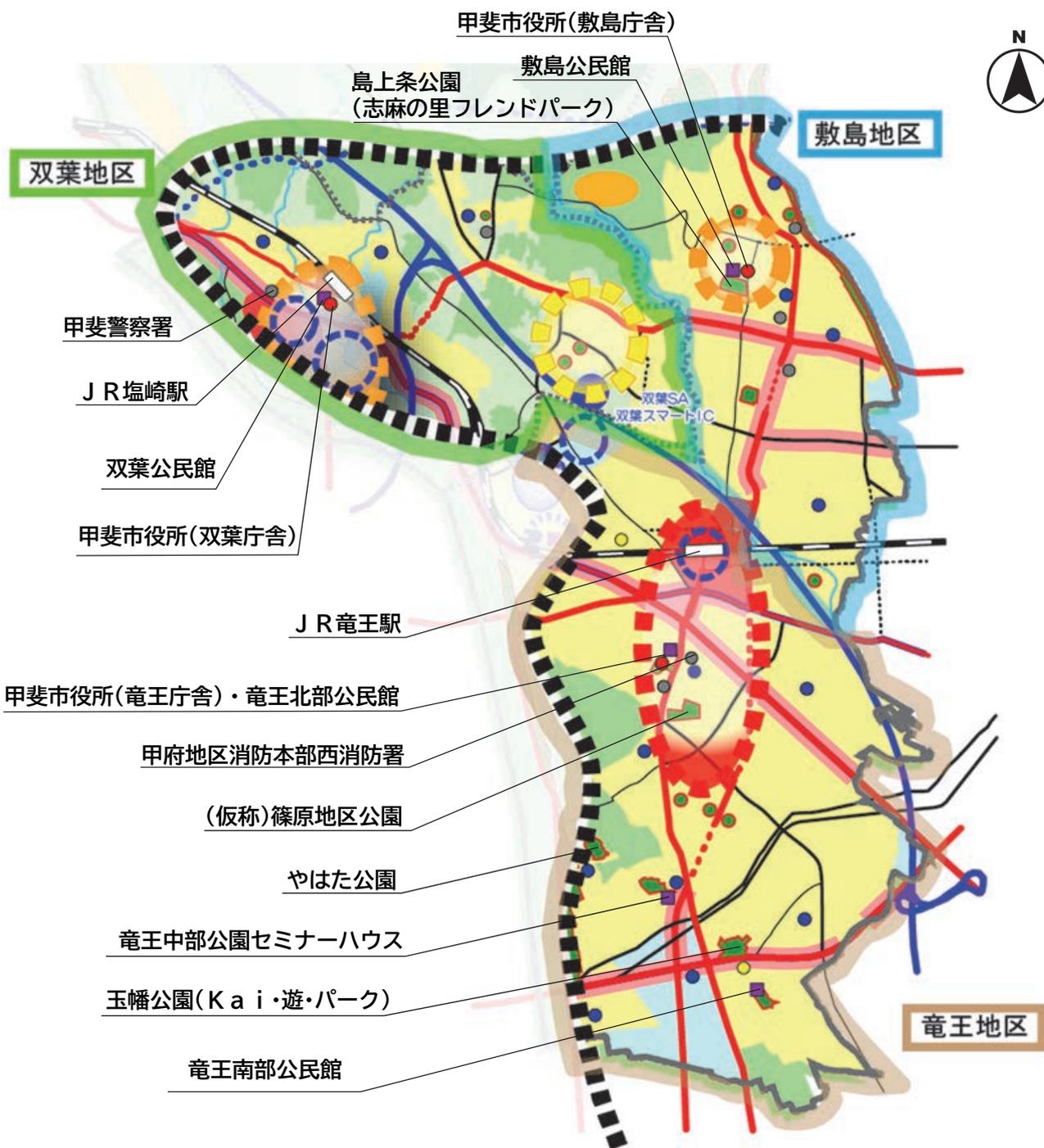
都市づくりの目標

- 日常生活の中で豊かな自然環境が感じられるまちづくり
- 相互に助け合い、賑わいと活力のあるまちづくり
- 誰もが住み良さと安らぎを感じるまちづくり
- 未来へ引き継ぐまちづくり

市街地ゾーンの目標

- 環境への負荷を軽減し『ゼロカーボン』を目指したまちづくりの形成を図ります。
- 拠点内に都市機能の集約化を進め、地域・拠点間の連携を強化した「脱炭素型まちづくり『コンパクト・プラス・ネットワーク』の形成」を図ります。
- 激甚災害や水害など、自然災害への対策を講じた「誰もが安心安全に生活できる空間の形成」を図ります。
- 子どもから高齢者まで、安心して生活できる交通安全に配慮した「道路交通網と歩行空間の形成」を図ります。
- 日常生活空間として、農地と集落の調和により、魅力的で「誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成」を図ります。
- 公民館やその他の公共公益施設等を活用し、「人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成」を図ります。
- 現在の様々な産業機能を活かし、「地域の活力を支える産業空間の形成」を図ります。
- 地場産業や歴史・文化資産を活かし、「様々な交流や賑わいのある空間の形成」を図ります。
- 身近な緑などの自然環境及び歴史・文化資産の保全や活用により、「誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の形成」を図ります。

市街地ゾーンにおけるまちづくり構想図



凡 例		
● 市役所	■ 住居系土地利用(市街地)	— 広域幹線道路(整備済)
■ 公民館	■ 住居系土地利用(集落地)	⋯ 広域幹線道路(未整備)
● 病院	■ 商業・業務系土地利用	— 地域内幹線道路(整備済)
● 学校	■ 沿道サービス施設・商業系土地利用	⋯ 地域内幹線道路(未整備)
● 警察署・消防署	■ 工業系土地利用	— 補助幹線道路(整備済)
■ 公園・緑地	■ 田園集落系土地利用	⋯ 補助幹線道路(未整備)
● 都市拠点	■ 優良農地	— 市道
● 地域拠点	■ 河川	— 市境
● 準地域拠点		⋯ 都市計画区域界
● 産業拠点		■ ゾーン界

(2) まちづくりの構想の設定

【「ゼロカーボン」を目指したまちづくりの形成】

- 市民と行政が協働しながら「ゼロカーボン」を目指したまちづくりと、良好な居住環境を維持するため、必要に応じて規制誘導方策の適用について検討します。
- 市街地内において、身近な緑を感じる空間を形成し、「ゼロカーボン」への取組として、地域住民の理解と相互協力のもと、生け垣化や花壇の設置など宅地内の緑化等による良好な街並み景観を推奨するほか、社寺林や屋敷林の維持管理及び保全を促進します。
- 市街地内において農地や緑地と共存する地区においては、グリーンインフラである緑地空間の保全を基本としながら、「ゼロカーボン」を意識した、人と緑が共存する良好な居住環境を維持するよう、秩序ある土地利用の規制誘導方策の適用を検討します。
- 住宅のエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量低減の取組として、省エネルギー性能を向上させる設備の普及を促進します。

【脱炭素型まちづくり「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成】

- 本市における都市拠点や地域拠点などへの都市機能の集約化を促進し、拠点間をつなぐ公共交通網の拡充などにより、コンパクトなまちづくりを進めていきます。
- 主要な公共公益施設周辺において、道路改良や公共交通の充実、快適性の向上を目的としたバリアフリー化などを図り、誰もが利用しやすい施設として、利便性と安全性の向上に努めます。
- ゾーン内の公民館、福祉・子育てや温泉などの公共公益施設については、居住地における交流・コミュニティの維持・増進を図るため、既存施設の機能の充実や、施設利用の利便性・効率性の向上に考慮しながら、必要に応じて施設の統廃合や複合化を検討するとともに、太陽光などの再生可能エネルギーの活用についても検討します。
- 住宅が密集している地区や複雑な街区となっている地区については、オープンスペースや道路空間を確保するなど良好な居住環境を創出するために、必要に応じて地区計画などの適用について検討します。

《地区別の主な方針》

(竜王地区)

- 本市の都市拠点として、市内外の人々にとって活気あふれる、より魅力的な都市とするため、商業施設や業務施設の立地誘導を促進します。各種の都市機能を複合的に配置・集積を図り、回遊性を創出するとともに交流を促す空間形成を図ります。

(敷島地区)

- 地域における生活や活動に必要な商業、コミュニティ形成の場などの機能を集積し、市北部地域のコミュニティ拠点とのさらなる連携の強化を進めます。
- 「甲斐市役所（敷島庁舎）周辺」は、敷島公民館や敷島図書館など多くの公共公益施設が集積する敷島地区の地域拠点であり、今後とも、地域住民の交流・コミュニティの維持・増進を図るため、既存施設の適正な管理運営と機能の充実に努めます。

(双葉地区)

- 市内外から人の流れを呼び込み、地域住民に限定されないコミュニティの維持・増進を図るため、「塩崎駅周辺」や国道 20 号沿道の商業空間を一体として地域拠点を形成し、交流の場の充実を図ります。



双葉地区大型商業施設

【誰もが安心安全に生活できる空間の形成】

- 各地区における指定避難所について、避難所としての機能を確保するとともに防災資機材及び非常用食糧備蓄を進めます。併せて、指定避難所周辺の必要な沿道整備を進めます。
- 緊急輸送道路や主要な避難路については、円滑な救援物資の輸送や各避難地・避難所までの避難・誘導を行うため、必要な道路の整備・改善や沿道建築物の不燃化・耐震化等を進めます。

《地区別の主な方針》

(竜王地区)

- (主)甲斐中央線、(都)田富町敷島線、(市)竜王駅南口線の緊急輸送道路については、円滑な救援物資の輸送や各避難地・避難所までの避難・誘導を行うため、歩行空間の確保などの必要な道路整備とともに、無電柱化の検討など防災面での強化を図ります。

【道路交通網と歩行空間の形成】

- 高齢社会への対応として、生活動線を勘案しながら、生活道路網における歩行空間の確保やバリアフリー化などを進めるとともに、高齢者をはじめとした誰もが利用しやすい移動手段を確保するため、需要に応じた適切な公共交通の体系を検討します。
- 本市の市街地から開業予定のリニア中央新幹線山梨県駅へのアクセス道路の整備を検討するとともに、近隣自治体との連携により広域的な視点から、公共交通機関の利便性の向上を図ります。
- 学校周辺等については、通学路の安全確保のため、歩行空間の確保を図るために必要な整備・改善などの安全対策を進めます。

- そのほか、主要な道路については、関係機関との調整や地域住民の理解と協力のもとで、沿道と一体となった整備を行い、歩行空間の確保を図るなど、安心安全な居住環境の形成を図ります。

《地区別の主な方針》

(竜王地区)

- 竜王駅周辺は、誰もが利用しやすい商業・業務空間として、バリアフリーを考慮した歩行空間を確保するとともに、後背地における良好な生活環境の維持や建物用途の混在、危険箇所を防止するよう、必要に応じて地区計画などの適用について検討します。



安全確保のため整備されたグリーンベルト

【誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成】

- 良好な居住環境を形成するため、既存ストックの適切な維持管理や必要となる都市基盤の整備・改善を進めるとともに、必要に応じて地区計画や特定用途制限地域などの適用について検討します。
- 市街地内の農地をはじめとする低未利用地の宅地化にあたっては、必要に応じて、都市内緑化機能や雨水貯水浸透機能などの利活用について関係機関との調整を行います。

《地区別の主な方針》

(竜王地区)

- 本市の都市拠点として、駅周辺整備事業が完了した「竜王駅周辺」は、交通結節点として利便性が高く、歩いて暮らせる環境にもやさしいまちづくりを実現するため、都市基盤の適切な維持管理とともに、市内外の人々の交流を促す空間として、本市の玄関口にふさわしい土地利用を促進し、さらなる魅力の向上を図ります。

(敷島地区)

- 敷島地区の地域拠点である「甲斐市役所（敷島庁舎）周辺」は、市北部地域の自然環境ゾーンへの玄関口となる、既存集落を結ぶ交通結節点として、公共交通の充実を図ります。

（双葉地区）

- 「塩崎駅周辺」は、本市西部の交通結節点として、市内外の人々の交流を促す空間を形成するよう、交通結節点機能の向上を図ります。さらに、駅周辺から国道 20 号沿道に集積する行政施設や沿道施設並びに「大型商業施設周辺」との連携強化を図るとともに、さらなる出店、誘致を促すため、必要に応じて地区計画や特定用途制限地域などの適用を検討しながら、利便性と魅力のある双葉地区の地域拠点を形成します。
- 準地域拠点である、「双葉響が丘周辺」は、交通条件による生活利便性の高い居住環境を維持するとともに、良好な居住環境を維持するため、必要に応じて地区計画などの適用について検討します。

【人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成】

- ゾーン内に形成される、公民館、住宅地や既存集落地の地域集会施設の周辺を「コミュニティ拠点」として位置づけ、「つどい」、「かたらい」などの空間として交流を促し、コミュニティの維持・増進を図るとともに、既存施設の機能充実を図ります。
- 既存の公園・緑地については、交流や憩いの場としての活用を促すため、地域住民や利用者等のニーズに応じ、高齢者等に配慮したバリアフリー化や防災機能の拡充についても検討するとともに、協働の観点から市民、団体などによる公園の維持管理を進めていきます。また、ニーズに応じた新規整備などを検討します。

《地区別の主な方針》

（竜王地区）

- 「竜王駅周辺」は、本市の玄関口として、また、「甲斐市役所(竜王庁舎)周辺」については、多くの公共公益施設が立地することから、利便性・快適性を備えるとともに、地域住民と観光客双方の様々な交流・コミュニティ醸成を促し、本市の中心となる都市拠点を形成します。
- 旧山梨県緑化センター跡地を活用し、「幅広い世代が交流する賑わいと憩いの場の形成」、「緑に親しみ学習する拠点」として、「(仮称)篠原地区公園」の整備を進めていきます。

（敷島地区）

- 荒川沿いについては、水辺に親しむ交流の場として、清流を身近に感じる河川空間の維持と活用を図ります。

【地域の活力を支える産業空間の形成】

- 国道 20 号、(主)甲府韮崎線、(主)甲府南アルプス線（アルプス通り）、(都)田富町敷島線、(市)三味堂村上線などの幹線道路の沿道については、自動車交通に対する利便性の高さを活かした沿道サービス施設、商業施設の維持・集積を図るほか、後背地における良好な生活環境の維持を図るために、必要に応じて地区計画などの適用について検討します。
- 市街地内に介在する一団のまとまりある低未利用地については、近接する住宅地における生活環境の維持に配慮しながら、新たな産業空間としての利活用を検討します。

《地区別の主な方針》

(竜王地区)

- 竜王駅東側(大下条地区の一部、名取地区の一部)の地域では、住宅地と小規模工場等が混在していることから、良好な居住環境と生産環境の維持と共存を図るために、必要に応じて地区計画などの適用について検討します。
- 本市南部の市境周辺(西八幡地区、玉川地区)については、既存の工業施設の操業環境を維持するとともに、隣接する住宅地の居住環境と共存するよう対策を検討します。

(双葉地区)

- 双葉地区の「大型商業施設周辺」にあっては、「塩崎駅周辺」や国道20号沿道商業空間の地域拠点として、市内外から人の流れを呼び込むことで地域の活性化を図ります。また、大型商業施設の集積や主要幹線道路沿線の立地ポテンシャルにより、二次的な施設等の進出が見込まれることから、土地利用の計画的な誘導と無秩序な開発を抑制するため、必要に応じて地区計画、特定用途制限地域などの適用について検討します。
- 双葉地区の地区拠点を構成する下今井農工団地、双葉地区拠点工業団地のエリア拡充を含めた新たな土地利用の展開について、引き続き、関係機関との協議を進めるとともに、企業誘致による市の産業活性化に向けた取組を推進します。



双葉地区工業拠点

【様々な交流や賑わいのある空間の形成】

□市街地内に所在する歴史的建造物などについては、本市の歴史や文化を未来へ伝えるかけがえのない宝であることから、市外からの来訪者だけでなく、本市の子どもたちの貴重な教材として、引き続き適切な管理の下に保全を図るとともに、利活用を促進します。

□地域の住民活動による維持管理と活用を促し、支援することで市街地内に存在する本市の隠れた魅力を再発見し、その魅力を磨き、活かしたまちづくりを促します。

《地区別の主な方針》

(竜王地区)

■市街地内で貴重な緑を多く残す、旧山梨県緑化センター跡地を活用し、「幅広い世代が交流する賑わいと憩いの場の形成」、「緑に親しみ学習する拠点」となる「(仮称)篠原地区公園」の整備を進めます。

(双葉地区)

■「双葉スマートインターチェンジ」のフルインターチェンジ化による利用者増加や、大型商業施設への集客を活かし、周辺の観光施設などへの誘導を図る仕組みを検討します。

【誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の形成】

□本市の魅力的な特徴の一つである富士山・南アルプス・八ヶ岳をはじめとする山並みや日本遺産として認定された景勝地「御嶽昇仙峡」、釜無川・荒川・貢川への眺望を保全・活用し、本市をより魅力的なものとするため、「甲斐市景観条例」、「甲斐市景観計画」に基づいた眺望景観の保全と活用を図ります。また、市街地内からの眺望を確保するため、必要に応じて建物等の高さを制限する地区計画や高度地区指定などの適用について検討します。

□市街地内に存在する農地については、日常生活において身近に感じる緑空間として、また、防災機能を兼ね備えた貴重なオープンスペースとして、農地所有者の協力のもと、保全に努めます。

《地区別の主な方針》

(竜王地区)

■(主)甲府南アルプス線(アルプス通り)などの沿道型商業施設が立地する幹線道路沿道については、背景となる南アルプスなど、周辺の山並みに配慮した良好な沿道景観形成を景観計画に基づき誘導します。また、必要に応じて沿道建物の高さ制限や色彩、形態意匠の統一化など、必要に応じて、地区計画などの適用について検討します。

■本市の玄関口となる竜王駅南北自由通路は、富士山・南アルプス・八ヶ岳をはじめとする山並みへの眺望が良好であることから、視点場として保全・活用します。また、世界的建築家の安藤忠雄先生的设计による、水晶の結晶や信玄堤の聖牛をイメージした外観の高いデザイン性を有する竜王駅舎は、都市のシンボルであることから駅の有効活用を図りながら、市内外に向けてその魅力を発信していきます。

- 「賑わいのある都市空間」を創出するため、(都)田富町敷島線などの地域内幹線道路については、デザインにおいて本市の特色を反映したストリートファニチャーやシンボルツリー等の設置、そして、背景となる山並みにも配慮した沿道景観の形成を推進します。

(敷島地区)

- 山々や河川への眺望のほかに、田園景観も広がっており、周辺の山々の紅葉や黄金に輝く千枚田とも呼ばれる棚田などは、市の重要な観光資源のため、農家と市民が連携・協働して四季折々の景観を維持保全していくために必要な情報の収集・発信を行って活動の発展を図ります。

(双葉地区)

- 集落景観をはじめとして、住宅地が立ち並ぶ市街地景観や斜面地景観、商業施設が立ち並ぶ沿道景観などの魅力あふれる景観を今後も維持していきます。



竜王駅南北自由通路から望む山並み

4-3 農地・集落ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて

農地・集落ゾーンは、主に本市の西部や中山間地に位置し、豊かな優良農地が広がるとともに、その農地に囲まれて宅地が立地するなどの集落地が形成され、魅力的な田園環境が醸し出されています。

今後のまちづくりにおいては、優良農地は、食料生産機能や雨水貯留浸透機能、景観形成機能など様々な機能が発揮されるように適正な保全を図ります。また、宅地においては、良好な生活環境の向上に努めるとともに、無秩序な市街地の拡散を抑制するため、適正な土地利用の規制誘導を図ります。

また、「ゼロカーボン」に向けた脱炭素型のまちづくりを促進することが求められていることから、「ゼロカーボンシティ」を目指す環境にやさしいまちづくりのモデル事業の推進を図るため、木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」の整備予定地と、「新山梨環状道路（北部区間）」の整備に伴って設置される「(仮称) 甲斐インターチェンジ」の周辺エリアを「ゼロカーボンモデル事業取組拠点」とします。

このエリアでは、先進的な環境にやさしいまちづくりとともに、都市の快適性や利便性を活かしながら、様々な分野からなる産業が融合し、デジタルインフラを活用した新たな価値を創出する未来都市を目指した地域とします。

関連するSDGsの目標



(1) まちづくりのテーマ・目標

自然と人が交流する ゆとりのまち

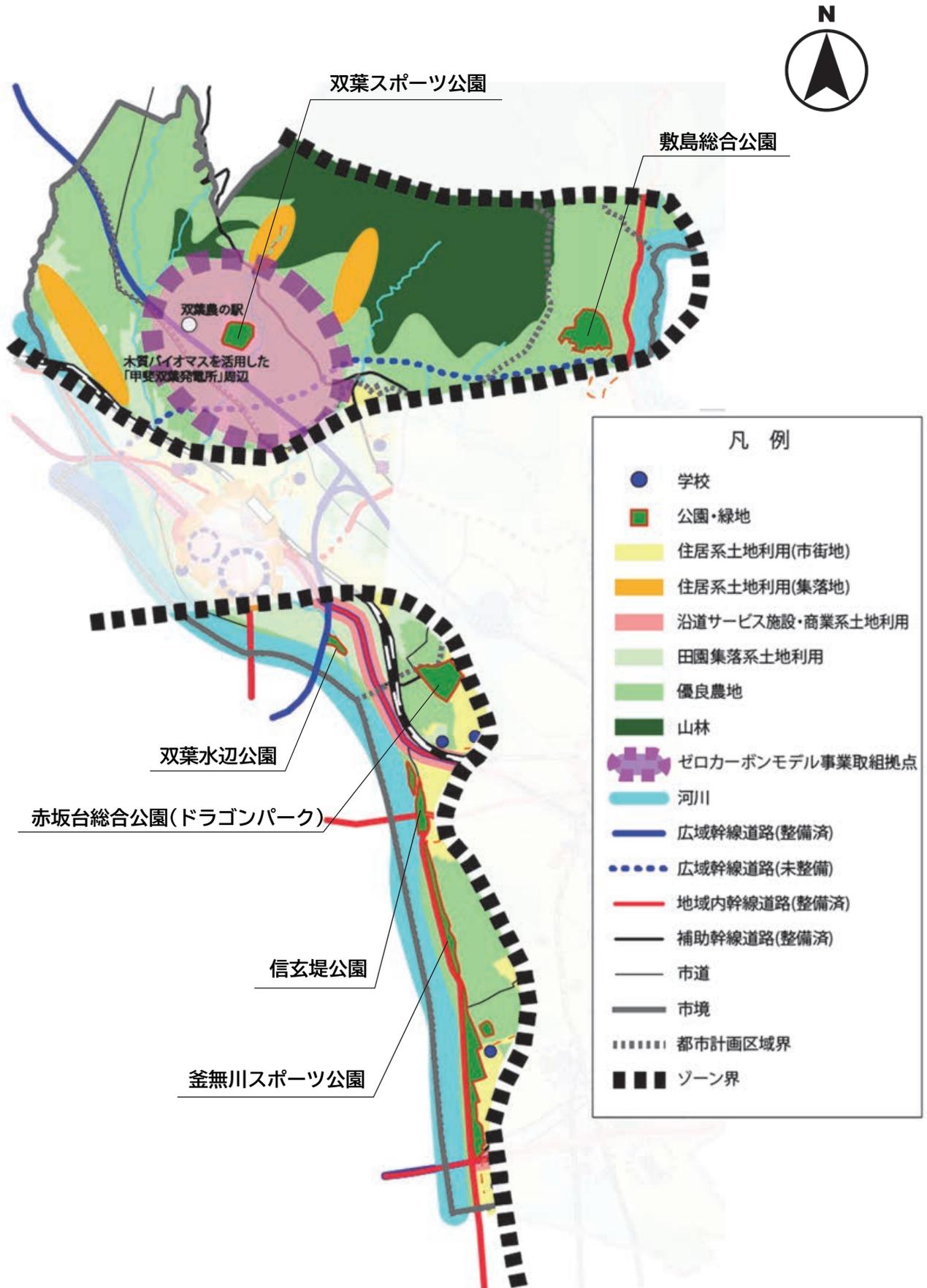
都市づくりの目標

- 日常生活の中で豊かな自然環境が感じられるまちづくり
- 相互に助け合い、賑わいと活力のあるまちづくり
- 誰もが住み良さと安らぎを感じるまちづくり
- 未来へ引き継ぐまちづくり

農地・集落ゾーンの目標

- 木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」の整備を進め、「『ゼロカーボン』を目指した取組モデル拠点の形成」を図ります。
- 広域交通網の拡充に伴う、新たな土地利用を見据えた「人口や都市機能の無秩序な拡散を抑制した土地利用の形成」を図ります。
- 日常生活空間として、農地と集落の調和により、魅力的で「誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成」を図ります。
- 公民館やその他の公共施設等を活用し、「人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成」を図ります。
- 現在の様々な産業機能の維持・向上、新たな産業施設を集積し、「地域の活力を支える産業空間の形成」を図ります。
- 交通安全や災害対策を充実させ、「誰もが安心安全に生活できる空間の形成」を図ります。
- 広大な農地の恵みや歴史・文化資産を活かし、「様々な交流や賑わいのある空間の形成」を図ります。
- 山林や河川などの自然環境及び歴史・文化資産の保全や活用により、「誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の形成」を図ります。

農地・集落ゾーンにおけるまちづくり構想図



序章 都市計画マスタープランについて

第1章 都市の課題

第2章 都市づくりの目標

第3章 全体構想

第4章 ゾーン別構想

第5章 実現化方策

(2) まちづくりの構想の設定

【「ゼロカーボン」を目指した取組モデル拠点の形成】

- 双葉スポーツ公園周辺については、木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」の整備を進め、周辺に立地する公共公益施設や農業振興事業と連携し、「ゼロカーボンシティ」に向けた取組を推進します。
- ゾーン内に立地する温泉などの公共公益施設については、居住地における交流・コミュニティの維持・増進を図るため、既存施設の機能の充実や、施設利用の利便性・効率性の向上に考慮しながら、必要に応じて施設の統廃合や複合化を検討するとともに、太陽光などの再生可能エネルギーの活用についても検討します。
- 高齢社会への対応として、生活動線を勘案しながら、生活道路網における歩行空間の確保やバリアフリー化などを進めるとともに、高齢者をはじめとした誰もが利用しやすい移動手段を確保するため、需要に応じた適切な公共交通の体系を検討しながら、「ゼロカーボンシティ」に向けた取組を推進します。
- 住宅のエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量低減の取組として、省エネルギー性能を向上させる設備の普及を促進します。



「甲斐双葉発電所」周辺に立地する公共公益施設

【人口や都市機能の無秩序な拡散を抑制した土地利用の形成】

- 木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」を中心とするゼロカーボンモデル事業取組拠点では、立地や将来交通の利便性を考慮した、工業系、商業・業務系土地利用による産業施設の集積を図るとともに、市の新たな玄関口となるインターチェンジ施設を活用し、観光客や移住、二地域居住者の増加につながる都市的土地利用を検討します。
- 良好な自然環境を有する土地の保全など、秩序ある都市的土地利用の形成では、将来的な都市計画区域の拡大や、都市計画区域外へ拡大される無秩序な宅地化を抑制するため、土地利用の規制誘導方策を示した都市計画制度の適用について検討します。

【誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成】

- 点在する各集落については、公共交通などによる都市拠点や地域拠点、主要な都市機能施設との連携ネットワークを確立します。また、集落地内においては、公民館などの生活関連施設を中心としたコミュニティ拠点を形成していきます。
- 農地や周囲の里山などと共存する集落地においては、既存ストックを活かしながら自然環境と接する居住環境や、これまで培われてきた地域の文化やコミュニティを維持していきます。
- 優良農地等の一団の農地にあっては、グリーンインフラとして食料生産機能や雨水貯留浸透機能、景観形成機能など様々な機能を有することから、保全するために必要な方策について、関係機関との調整を行います。

【人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成】

- ゾーン内に形成される、公民館、住宅地や既存集落地の地域集会施設の周辺を「コミュニティ拠点」として位置づけ、「つどい」、「かたらい」などの空間として交流を促し、コミュニティの維持・増進を図るとともに、既存施設の機能充実を図ります。
- 主要な施設周辺において、道路改良や公共交通の充実、快適性の向上を目的としたバリアフリー化などを図り、誰もが利用しやすい施設として、利便性と安全性の向上に努めます。
- ゾーン内に点在する公園については、市内外の人の憩いや交流及びレクリエーションによるコミュニティの形成の場として、既存施設を有効に活用するとともに、ニーズに応じた新規整備などを検討します。
- 既存の公園・緑地については、交流の場としての活用を促すとともに、地域住民のニーズを踏まえた機能の向上と、住民等による管理運営への転換を図ります。
- 釜無川の信玄堤や双葉水辺公園については、公園内の緑化や護岸の維持管理を進めるとともに、清流が身近に感じられる河川空間の形成を図ります。



信玄堤公園

【地域の活力を支える産業空間の形成】

- 国道 20 号などの幹線道路の沿道については、自動車交通に対する利便性の高さを活かした沿道サービス施設・商業施設の維持・集積を図るほか、後背地における良好な生活環境の維持を図るために、必要に応じて地区計画などの適用について検討します。
- 「新山梨環状道路（北部区間）」の早期整備に向け、関係機関との調整を進めるとともに、道路の整備に併せて、必要となるインターチェンジへのアクセス道路の整備を進めます。
- 地元の農産物を販売する双葉農の駅などについては、「農のブランド化」や「地産地消」を推進する場としての活用を促すとともに、その機能の維持・向上を図ります。
- 農業分野の脱炭素化や気候変動の影響に対応するために必要な機械、設備等の整備、また、ロボット、人工知能（AI）、モノのインターネット化（IoT）等の先端技術を活用したスマート農業等を導入し、農業生産の効率化・低コスト化、農産物のブランド化・高品質化を推進します。
- 情報・IT系企業が集積する竜王赤坂ソフトパークの再集積化による工業系土地利用の有効利用を図るとともに、隣接する赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)との一体的な空間を形成することによって、周辺住宅地の居住環境との共生にも配慮した、働きやすい業務空間を形成します。



賑わう双葉農の駅

【誰もが安心安全に生活できる空間の形成】

- 各地区における指定避難所について、避難所としての機能を確保するとともに防災資機材及び非常用食糧備蓄を進めます。併せて、指定避難所周辺の必要な沿道整備を進めます。
- 緊急輸送道路や主要な避難路については、円滑な救援物資の輸送や各避難地・避難所までの避難・誘導を行うため、必要な道路の整備・改善や沿道建築物の不燃化・耐震化等を進めます。
- 学校周辺等については、通学路の安全確保のため、歩行空間の確保を図るために必要な整備・改善などの安全対策を進めます。
- 主要な幹線道路については、関係機関との調整や地域住民の理解と協力のもとで、沿道と一体となった整備を行い、道路の危険箇所の改良により安全な歩行空間の確保を図るなど、安心安全な居住環境の形成を図ります。

【様々な交流や賑わいのある空間の形成】

- 信玄堤をはじめとする赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)、ワイナリー施設などの観光施設については、交流による地域の活性化を目指し、施設相互の結びつきや利用形態を考慮し、施設の機能充実や施設間連携ネットワーク形成の構築について検討します。
- 歴史的建造物などについては、本市の歴史や文化を未来へ伝えるかけがえのない宝であることから、市外からの来訪者だけでなく、本市の子どもたちの貴重な教材として、引き続き適切な管理の下に保全を図るとともに、利活用を促進します。
- 地域の住民活動による維持管理と活用を促し、支援することで市街地内に存在する本市の隠れた魅力を再発見し、その魅力を磨き、活かしたまちづくりを促します。
- 地域の農産物を観光資源として活かすため、PR活動を促すとともに、施設設備の維持・増進により、市内外からの集客力の向上を図ります。

【誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の形成】

- 集落とその周辺に広がる田畑、そして、集落の背後に立地する里山が織り成す田園集落の景観を維持するため、「甲斐市景観条例」、「甲斐市景観計画」に基づいた眺望景観の保全と活用を図ります。
- 広大な農地は、本市の魅力的な特徴の一つである富士山・南アルプス・八ヶ岳をはじめとする山並みや釜無川への眺望と調和し、周辺の山林の紅葉や黄金に輝く田んぼなど四季折々の景観により、地域住民の日常生活に潤いや安らぎをもたらしてくれることから、「甲斐市景観計画」に基づく、眺望景観の保全と活用を図ります。また、優良農地の保全や不作付地の利活用など、農地等を維持保全していく方策について、関係機関との調整を行います。

4-4 自然環境ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて

自然環境ゾーンは、主に都市計画区域外に広がる豊かな山林と、秩父多摩甲斐国立公園の一つであり、日本遺産として認定された景勝地「御嶽昇仙峡」などの観光資源をはじめとする豊かな自然環境であふれています。これら自然環境は、グリーンインフラとしての機能を兼ね備え、都市の経済活動から排出された二酸化炭素の吸収や水源涵養のほか、景観形成など地球環境から居住環境に至るまで多様な機能を有し、本市の脱炭素に向けたまちづくりに大きく寄与することが期待されます。

今後のまちづくりにおいては、各地域のコミュニティ拠点を軸に機能の集積や、コミュニティの維持・増進を図るとともに、これら豊かな自然環境や歴史・文化資産を本市の魅力の一つと捉え、適切な維持管理が可能となるよう地域住民の意向等を把握しながら、景観眺望の保全を前提としつつ、地域の特性に応じた持続可能な土地利用のあり方について、地域住民とともに検討しながら「緑あふれる甲斐市」の実現を図ります。

関連するSDGsの目標

(1) まちづくりのテーマ・目標



自然の魅力あふれる やすらぎのまち

都市づくりの目標

■日常生活の中で豊かな自然環境が感じられるまちづくり

■相互に助け合い、賑わいと活力のあるまちづくり

■誰もが住み良さと安らぎを感じるまちづくり

■未来へ引き継ぐまちづくり

自然環境ゾーンの目標

■豊かな自然環境の保全・活用を進めることで「『ゼロカーボン』を目指したまちづくりの形成」に努めます。

■周辺の「自然環境と調和した居住空間の維持・形成」に努めます。

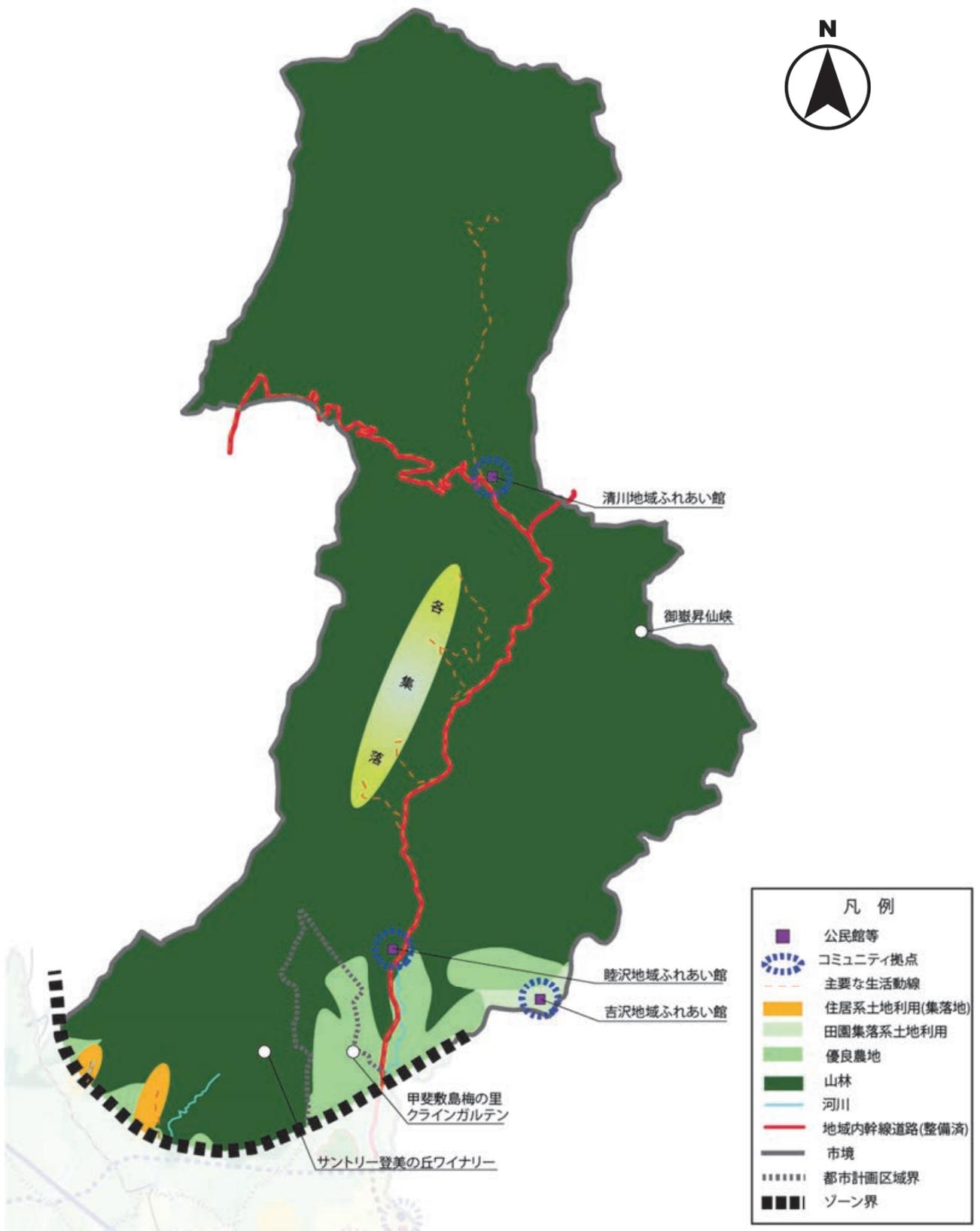
■ふれあい館などの公共公益施設を活用し、「人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成」に努めます。

■高低差などの地形条件を考慮し、交通安全や災害対策を充実させ、「誰もが安心安全を感じられる空間の形成」に努めます。

■「御嶽昇仙峡」をはじめとする豊かな自然環境を活かし、「様々な交流や賑わいのある空間の維持・形成」に努めます。

■山林などの自然環境及び歴史・文化資産の保全や活用により、「誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の維持・形成」に努めます。

自然環境ゾーンにおけるまちづくり構想図



序章 都市計画マスタープランについて

第1章 都市の課題

第2章 都市づくりの目標

第3章 全体構想

第4章 ゾーン別構想

第5章 実現化方策

(2) まちづくりの構想の設定

【「ゼロカーボン」を目指したまちづくりの形成】

- グリーンインフラとして多様な機能を有する山々は、都市の経済活動から排出された大気中の二酸化炭素を吸収する特性を有していることから、適切な維持管理と再生が可能となるよう配慮するとともに、引き続き、保全と間伐材などの利活用を図りながら、「ゼロカーボンシティ」に向けた取組を推進します。
- 住宅のエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量低減の取組として、省エネルギー性能を向上させる設備の普及を促進します。

【自然環境と調和した居住空間の維持・形成】

- ゾーン内に点在する各集落については、清川地域ふれあい館、睦沢地域ふれあい館、吉沢地域ふれあい館などのコミュニティ拠点を中心に、自然環境との共存・共生を目指し、生活動線を勘案した生活道路網の確保や、危険箇所の改良を必要に応じて行います。
- 高齢者をはじめとした誰もが利用しやすい移動手段を確保するため、需要と費用対効果を検証しながら、適切な公共交通の体系を検討します。
- 優良農地等の一団の農地にあっては、食料生産機能や雨水貯留浸透機能、景観形成機能など様々な機能を有することから、農地等を維持保全していく方策について、関係機関との調整を行います。

【人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成】

- 清川地域ふれあい館、睦沢地域ふれあい館、吉沢地域ふれあい館などの公益施設の周辺については、各々の居住地における交流・コミュニティの維持・増進を図ります。
- 主要な施設周辺において、道路改良や公共交通の充実、快適性の向上を目的としたバリアフリー化などを図り、誰もが利用しやすい施設として、利便性と安全性の向上に努めます。

【誰もが安心安全を感じられる空間の形成】

- (県)敷島竜王線、(主)甲府昇仙峡線、(主)韮崎昇仙峡線の緊急輸送道路や主要な避難路については、円滑な救援物資の輸送や各避難地・避難所までの避難・誘導を行うため、必要な道路の整備・改善や沿道建築物の不燃化・耐震化等を進めます。
- 指定避難所である清川地域ふれあい館、睦沢地域ふれあい館、吉沢地域ふれあい館については、避難所としての機能を確保するとともに、防災資機材及び非常用食糧の備蓄を進めます。併せて、指定避難所周辺に必要な沿道整備を進めます。
- 地域住民の防災意識の向上に努め、自主防災組織の育成や強化など、地域が主体となった自助・共助・公助による総合的な地域防災体制を推進します。

【様々な交流や賑わいのある空間の維持・形成】

- 「甲斐敷島梅の里クラインガルテン」については、農業の振興を通じて、本市の農村部と都市部の連携を促すとともに、他都市において生活を育む人々との交流も促すことから、既存施設の利活用に必要な施設整備について検討します。
- 中央自動車道、新山梨環状道路（北部区間）、茅ヶ岳東部広域農道などを活用し、市内外の観光施設を結ぶ周遊ルートを設定するなど、関係機関との調整を図ります。
- 日本遺産である「御嶽昇仙峡」、国内有数のワイナリー施設「サントリー登美の丘ワイナリー」などの観光施設については、交流による地域の活性化を目指し、施設相互の結び付きや利用形態を考慮し、施設の機能充実や施設間連携ネットワーク形成の構築について検討します。また、未来へ伝えるかけがえのないものであることから、市外からの来訪者だけでなく、本市の子どもたちの貴重な教材として、引き続き保全を図るとともに、利活用を促進します。



「サントリー登美の丘ワイナリー」のぶどう畑

【誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の維持・形成】

- 茅ヶ岳、太刀岡山、羅漢寺山などは標高が高い位置に立地、「甲斐敷島梅の里ライン ガルテン」などの中山間地については斜面地に立地し、それぞれの特性により、市街地などを眼下に見下ろす景観(俯瞰景)が望めることから、良好な眺望が望める視点場を整備するなど、この景観特性を有効活用し、さらなる魅力の向上に努めます。
- 一方で、山並みは、市街地から背景として望まれる視対象ともなることから、「甲斐市景観条例」、「甲斐市景観計画」に基づいた眺望景観の保全と活用を図りながら、引き続き、本市の魅力発信に努めます。



秋の棚田



第5章 実現化方策

第5章 実現化方策

ここでは、「全体構想」や「ゾーン別構想」で示したまちづくりの構想を実現するための具体的な方策について検討しました。

なお、事業手法・制度の選定及び適用手法の検討にあたっては、本市の将来像である「緑と活力あふれる生活快適都市」を共有するとともに、本マスタープランで示す方針や各計画の熟度などを考慮した上で柔軟な対応が可能になるよう留意することとします。

5-1 都市づくりの実現化方策

(1) 今後のまちづくりの基本的な考え方

人口減少・少子高齢社会の到来など、これまでの拡大傾向の社会から、維持・集約型の社会へと状況が大きく変化するとともに、ゼロカーボンに向けた脱炭素・循環型社会の構築など、多様化する市民の社会的なニーズに対応したまちづくりが求められています。また、地域における自己決定と自己責任の原則に基づく地方分権が進められており、今後は地域が自ら考え、まちづくりを実践することが必要です。

そのような中で、様々な活動に取り組む市民やNPO等の活動が活発化し、行政との協働により成果を上げている例もあります。さらに、地域住民が一定の要件のもと、都市計画の決定等の提案が行える制度等、地域住民が自主的にまちづくりを行うためのシステムが整っています。

このような状況を踏まえ、今後のまちづくりを実践するにあたっては、以下に示すステップにより、地域住民と行政の協働によるまちづくりを推進していきます。

ステップ①：情報や認識の共有化

はじめに、今後のまちづくりに関わる人たちが、本市の持つ魅力や現状問題等を共通の情報として認識し、目指すべき方向性等を共有化することが必要です。そのため、市は、まちづくり勉強会やウェブサイト等の多様な手段を用いて、効率的に情報提供を進めます。一方、地域住民も、市やNPO等が開催するイベント等に積極的に参加し、地域の魅力を見つめ直すことが重要です。

ステップ②：協働によるまちづくりの実践

「地域住民によるまちづくりへの発意」をもとに、地域住民と行政が協働して、まちづくり計画の構築に向けた基礎調査の実施や（仮称）まちづくり委員会を開催するなど、自らの考えでまちづくり計画（あるべき姿）を構築し、その計画に基づき、まちづくりを実践していきます。

ステップ③：まちづくりの見直し

まちづくりは、社会情勢の変化や都市の動向、事業の進捗等に伴い、見直しが必要となる可能性があります。よって、必要に応じて、各事業や計画の有効性や達成度を検証するとともに、共有化や協働体制も含めて、より良い手法・方向性のもと、まちづくりが実施できるように取組を見直し、改善を図り、充実させていきます。

(2) まちづくりにおける各主体の役割

本マスタープランに基づき、今後、都市のまちづくりを進めていくためには、甲斐市まちづくり基本条例で定める基本理念に基づき、市民参加と協働のまちづくりを推進するとともに、市民、地域、企業などの理解と協力に加え、様々な場面において行政（市）の支援が必要となります。

このため、次のとおり市民、地域、企業と市が、それぞれ担うべき役割を明確にし、市民参加による協働のまちづくりを推進します。

1) 市民や企業等の役割

- ・まちづくりに向けた発意(あるべき姿)を提案する。
- ・市が実施する計画づくりに向けた基礎調査へ協力する。
- ・市が実施する事業実施の手続きに関する調査へ協力する。
- ・市や地域の課題を認識し、自らが担うべき役割を確認する。
- ・市民、地域、企業などが主体となり、今後のまちづくりを検討・展開する「まちづくり組織」へ参画する。

2) 行政の役割

- ・本市の現状や課題のほか、まちづくりにおける進捗状況等を広く市民に公表する。
- ・まちづくりの担い手となり得る市民、地域や企業などのステークホルダーと情報共有する。
- ・計画づくりに向けた基礎調査や事業実施の手続きに関する調査を実施する。
- ・市の将来像「あるべき姿」を実現するため、まちづくりの基本理念を提示する。
- ・市民、地域、企業などが主体となり、今後のまちづくりを検討・展開する「まちづくり組織」を構築する。
- ・まちづくりに向けた全庁的な体制を構築する。
- ・関係機関と協議・調整する。
- ・まちづくりの基本的な方針を示した計画書（マスタープラン）を作成し、周知する。

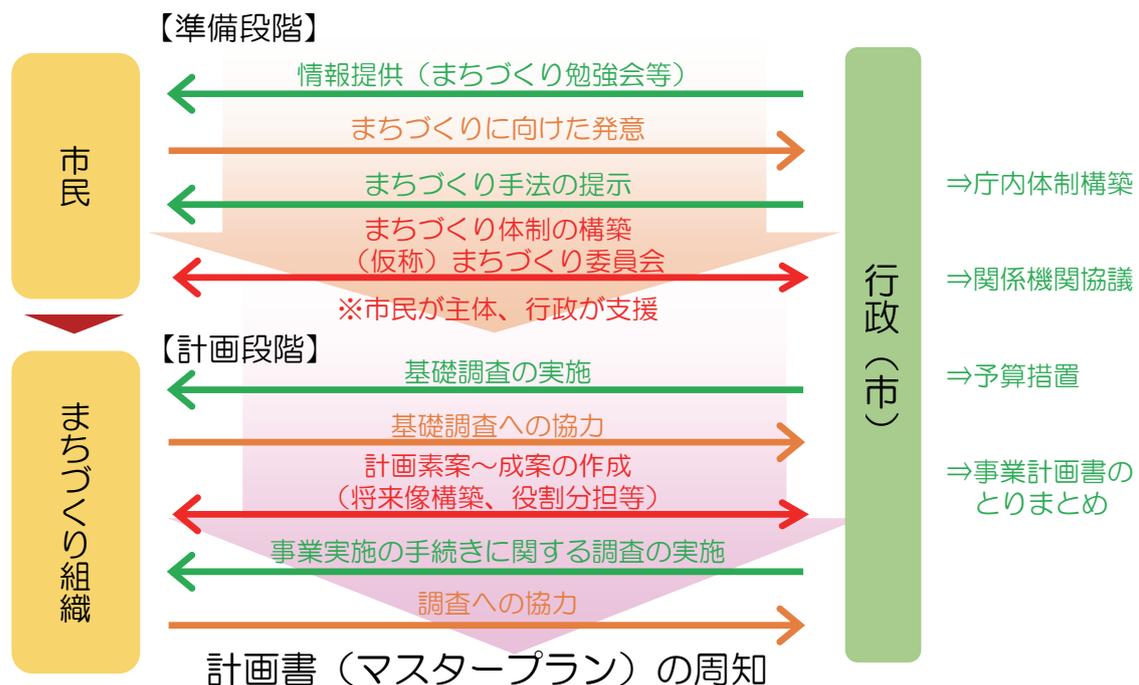


図5-1-1 市民や企業と行政の役割分担

なお、「市民参加と協働によるまちづくり」を推進するにあたり、市は、自発的な活動に向けた機運を高めるとともに、「まちづくり組織」の担い手を育成するなどの必要な支援を行います。

(3) まちづくりの実現に向けた手法・制度・計画等の活用

1) 規制・誘導制度や市街地開発・都市施設整備事業の決定・変更

- ・都市計画マスタープランで定めた基本方針に基づき、区域区分・地域地区等の規制・誘導制度を活用します。
- ・計画的なまちづくりを具体的に行う市街地開発事業や、道路・公園等の都市施設整備など、様々な制度・事業の活用・実施を図るため、必要な都市計画の決定を行います。
- ・すでに都市計画決定されたものについては、社会経済情勢の変化や土地利用・建築物の立地状況の変化等に応じて、目指すべき将来都市像との整合性などを適切に判断した上で、地域住民等の意見を十分に踏まえながら、必要に応じた変更を行います。
(例：都市計画道路の見直し、用途地域の変更等)

2) 脱炭素型まちづくりへの転換と「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた計画等の活用

◆地域脱炭素ロードマップの活用

- ・2050（令和32）年のカーボンニュートラルの実現とともに、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減する目標の達成に向け、2021（令和3）年6月9日の第3回国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が示されました。
- ・本市が進める「バイオマス産業都市構想」を推進する「ゼロカーボンモデル事業取組拠点」を中心に、脱炭素型まちづくりの実現に向けた都市の低炭素化を推進し、必要な計画の策定を検討します。

◆「立地適正化計画」の活用

- ・「立地適正化計画」は、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の実現に向けて、公共交通網（バス・鉄道等）の状況も考慮しながら、医療・福祉・商業などの「都市機能」を誘導する区域（都市機能誘導区域）や「居住」を誘導していく区域（居住誘導区域）を定め、人口減少や高齢化が進む中においても、暮らしやすい・暮らし続けられるまちづくりを目指す計画で、都市計画マスタープランの高度化版となるものです。
- ・今後は本市においても、人口減少等の社会経済情勢の変化に適切に対応し、安心して暮らし続けられる「立地適正化計画」の策定を検討します。

◆地域公共交通計画の活用

- ・「地域公共交通計画」は、自動車のみに依存するのではなく、様々な市民の暮らし方を支える使いやすい移動手段を備えた交通環境を整え、都市計画マスタープランや「立地適正化計画」と連携して、まちづくりの一環として公共交通に係る事項を位置づけるものです。
- ・本市においても、「立地適正化計画」の策定に併せ、面的な交通ネットワークの再構築に向けた取組を進めるため「地域公共交通計画」の策定を検討していきます。

◆関連計画との一体的な推進

- ・将来都市像実現に向けては、各分野において効果的に都市づくりを進めていくことが必要となるため、甲斐市環境基本計画などの関連計画との一体的な取組を推進します。
- ・関連計画の見直しや策定にあたっては、相乗効果が発揮できるよう互いに連携を取り、都市計画マスタープランの方針と整合を図ります。

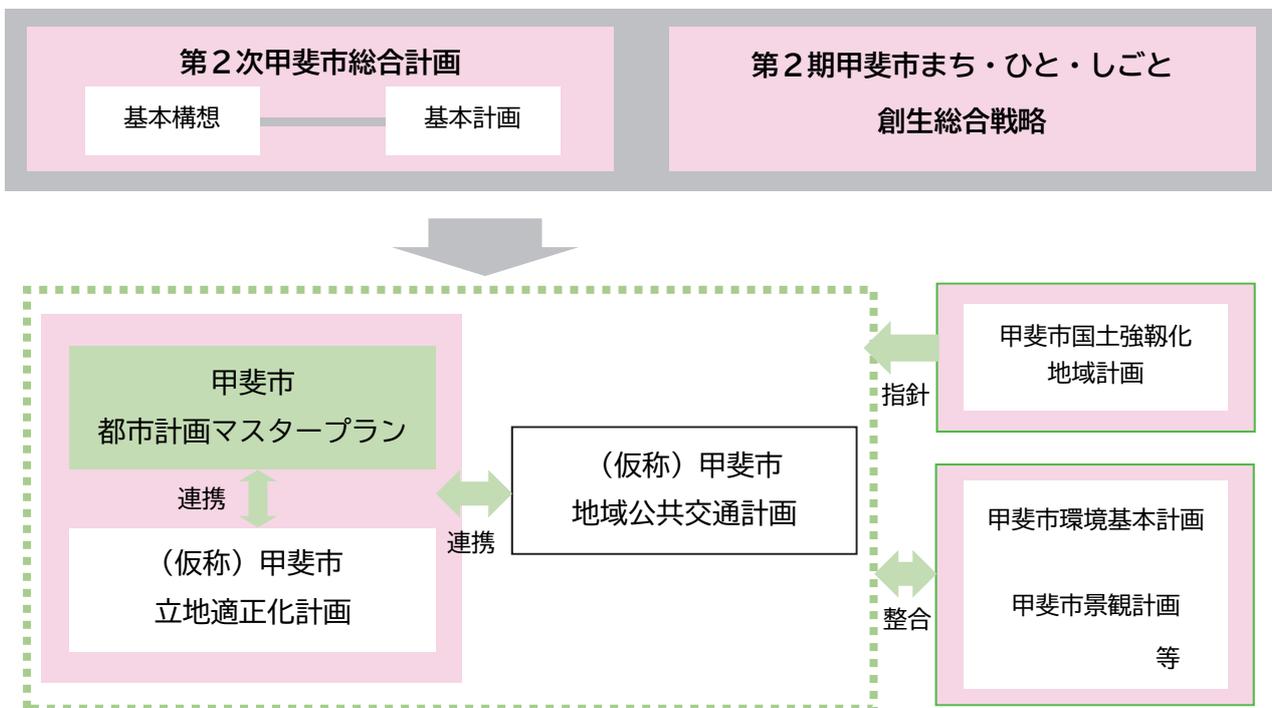


図5-1-2 都市計画マスタープランと立地適正化計画等との関係

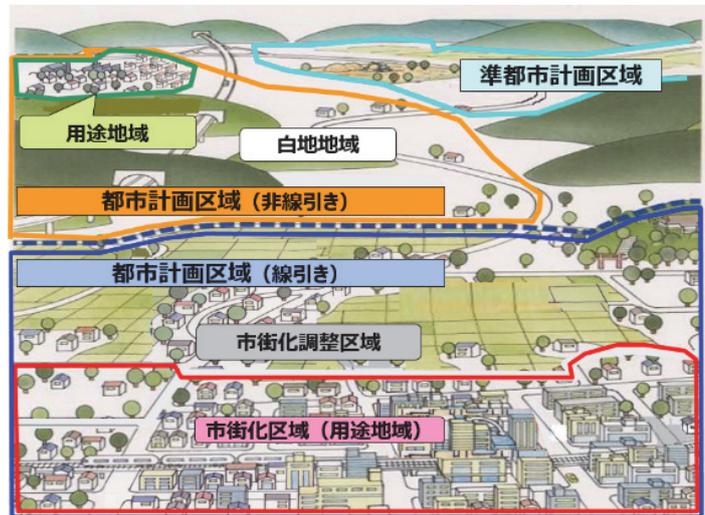
3) 都市計画区域・準都市計画区域制度の活用

- ・「都市計画区域」は、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定するのに対し、「準都市計画区域」は、積極的な整備または開発を行う必要はないものの、そのまま土地利用を整序し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市として総合的に整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域について都道府県が指定します。

- ・例えば、地域高規格道路のインターチェンジ周辺や幹線道路の沿道などにおいて、相当数の住居等の建築・敷地の造成等が現に行われ、または行われると見込まれ、そのまま放置すれば将来における都市としての整備開発保全に支障が生じるおそれがある場合に指定が考えられます。
- ・準都市計画区域内では、都市計画区域に準じた規制が適用されるため、用途地域や特定用途制限地域、風致地区などを定めることができ、接道の義務や建ぺい率、容積率の制限も適用されます。

◆本市で都市計画区域・準都市計画区域の拡大を検討するケース

・「新山梨環状道路(北部区間)」及びICの整備などの情勢を踏まえ、将来的な都市計画区域の拡大、または都市計画区域外へ拡大される無秩序な開発による宅地化を抑制するための準都市計画区域の導入を検討します。



出典：国土交通省 都市計画制度の概要 都市計画法制

(4) 「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション(DX)」を推進

3D都市モデルをベースとして、まちづくりにかかるあらゆるデータを連携・活用するデジタル基盤の整備を進めることで、一体的なシミュレーションに基づく全体最適・分野横断型の施策検討が可能となります。

また、新技術を活かした市民サービスを提供するために、各種官民データの収集・連携を行い、共有することで、リアルタイムな都市の状況変化に対応した機動的なまちづくりを推進します。

<p>カメラ、センサー等の新技術を活用した都市活動の可視化</p> <p>✓ コロナ対策としての「3密」状態のモニタリングやまちなかの回遊状況の把握・賑わい創出への活用</p>	
<p>災害リスク情報の可視化を通じた防災政策の高度化</p> <p>✓ 洪水等の災害ハザード情報を3D化し、防災意識啓発や防災計画検討に活用</p>	
<p>データを活用したまちづくり・都市開発の高度化</p> <p>✓ 都市構造の立体的把握、開発計画のシミュレート、都市の課題の可視化等により、スマート・プランニングを推進</p>	
<p>3D都市モデルを活用した民間サービス市場の創出</p> <p>✓ まちづくり、インフラ管理からエンタメ、コミュニケーションに至るまで多様な分野で市民のQoL向上に資するウェブ・アプリを開発</p>	

出典：国土交通省 デジタルツインの実現に向けて連携を拡充
3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

(5) 適切な進行管理と都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、20年後を見据えた本市の都市計画の基本方針を示す長期的な見通しを持って継続的に取り組む計画であるため、その間には、都市づくりの進捗状況や社会経済情勢の変化も予想されます。このような環境変化に柔軟に対応し、時代の要請に即した都市づくりを効率的・効果的に推進するため、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

このため、本計画では長期の計画期間を設定していますが、上位計画である総合計画などの見直しとの整合を図りつつ、社会情勢などの変化が生じた際は、計画期間内でも必要に応じて計画の見直しを行います。

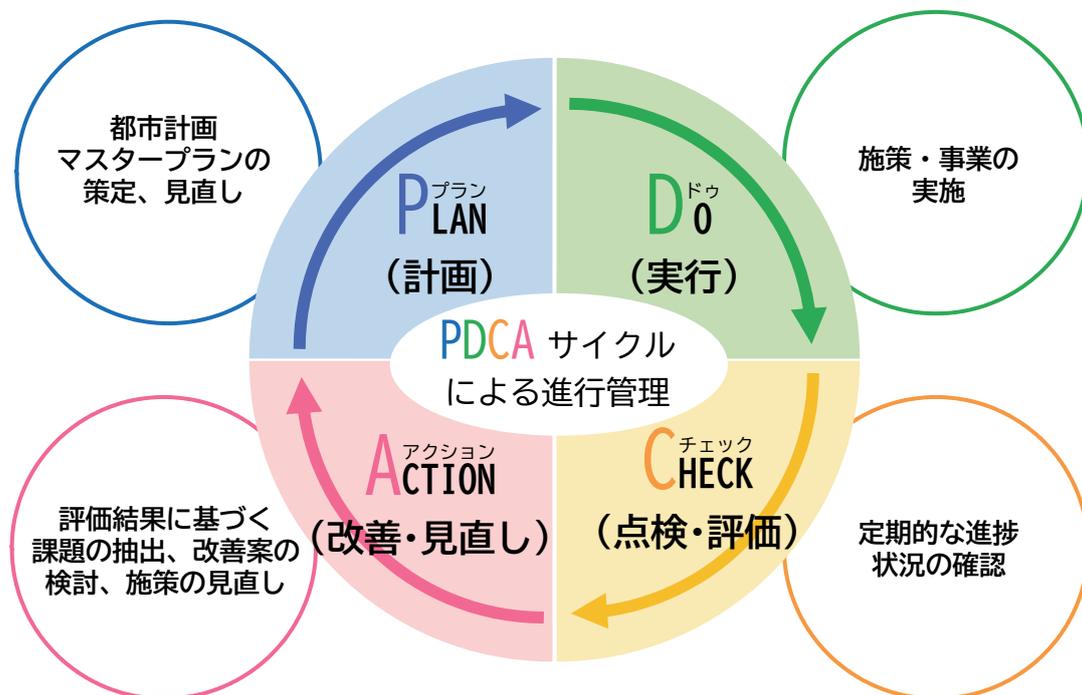


図5-1-3 PDCAサイクルに基づく進行管理

5-2 ゾーン別における実現化方策

(1) 市街地ゾーン

1) 竜王地区

- 「竜王駅周辺」から「甲斐市役所（竜王庁舎）周辺」を一体とした都市拠点では、本市の玄関口にふさわしい土地利用を促進、都市機能の集約化を図り、さらなる魅力の向上と、地域住民と観光客双方の様々な交流・コミュニティの醸成を促し、本市の中心となる拠点を形成します。
- 山梨県緑化センター跡地は、「(仮称) 篠原地区公園」として整備を進め、新たな交流や賑わいを創出する空間を形成します。
- 商業・業務空間と、後背地における良好な生活環境の維持や建物用途の混在防止と、生活道路における歩行空間の確保やバリアフリー化などを進め、歩いて暮らせるまちの実現に向けて、必要に応じて土地・建物利用の規制誘導方策の適用について検討します。
- 道路沿道については「甲斐市景観計画」に基づき、背景となる山並みに配慮した良好な沿道景観形成を誘導し、ストリートファニチャーやシンボルツリー等の設置を検討します。また、沿道建物の高さ制限や色彩、形態意匠の統一化など、必要に応じて、地区計画などの適用について検討します。
- 市街化調整区域における、開発行為等の許可基準を定めた条例で指定する区域については、需要やニーズに応じ、適正な条例の運用を図ります。
- リニア中央新幹線山梨県駅開業のインパクトにより、本市へも企業立地のポテンシャルが高まることから、機能的に結ぶアクセス道路と公共交通機関の確保に努めます。

竜王地区市街地ゾーン実現化方策

- ・「立地適正化計画」を策定する際に、都市拠点周辺を「都市機能誘導区域」と位置づけ、都市機能の集約や配置の適正化を推進し、低炭素型の移動が行えるまちを形成
- ・都市再生推進事業制度を活用し、道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変を行い、ウォークアブルな空間の整備
- ・沿道施設の1階部分をリノベーション、透明化等行うアイレベルの刷新や、滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査
- ・山梨県緑化センター跡地は、地域住民のニーズに合った公園として整備するため、ワークショップ等を実施、また、防災機能を有する都市公園「(仮称) 篠原地区公園」として整備
- ・地域住民のための生活道路の利便性・安全性の向上のため、現状を知るためのニーズ調査、また、それに即した道路整備計画の策定
- ・利便性・効率性を考慮し、地域の特性に合わせたバスルートや交通結節点の再編、時代に即した公共交通形態の調査及び計画の改定
- ・竜王駅とリニア中央新幹線山梨県駅の接続を行うための広域連携、関係機関との調整
- ・駅を利用した、パークアンドライドの実施

- ・「甲斐市景観計画」に基づいた緑化推進や、地区計画の活用による緑化率の増加、市民参画による景観まちづくりの勉強会や、大学などと連携し、街並みや眺望の保全
- ・身近な緑を感じる空間を形成するため、宅地の周辺に広がる農地や緑地、社寺林や屋敷林等の維持管理及び保全
- ・「山梨県屋外広告物条例」に基づき、違反広告物適正化のため、山梨県と連携した是正指導及びパトロール
- ・市街化調整区域における、開発行為等の許可基準を定めた条例で指定する区域については、需要やニーズに応じ、適正な条例の運用を図りながら、立地条件を活かした住居系の土地利用を検討

2) 敷島地区

- 市北部地域の自然環境ゾーンへの玄関口となる、既存集落を結ぶ交通結節点として、公共交通の充実を図り、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）実現のため、地域における生活や活動に必要な商業、コミュニティ形成の場などの機能を集積し、市北部地域既存集落とのさらなる連携の強化を進めます。
- 敷島地区の地域拠点である、「甲斐市役所（敷島庁舎）周辺」は、敷島公民館や敷島図書館など多くの公共公益施設が集積する敷島地区の地域拠点であり、今後とも、地域住民の交流・コミュニティの維持・増進を図るため、既存施設の適正な管理運営と機能の充実に努めます。
- 山々や河川への眺望のほかに、田園景観も広がっており、周辺の山々の紅葉や黄金に輝く千枚田とも呼ばれる棚田などは、市の重要な観光資源のため、農家と市民が連携・協働して四季折々の景観を維持保全していくために必要な情報の収集・発信を行って活動の発展を図ります。

敷島地区市街地ゾーン実現化方策

- ・「立地適正化計画」を策定する際に、地域拠点周辺を「都市機能誘導区域」と位置づけ、都市機能の集約や配置の適正化を推進し、低炭素型の移動が行えるまちを形成
- ・地域住民のための生活道路の利便性・安全性の向上のため、現状を知るためのニーズ調査、また、それに即した道路整備計画の策定
- ・市北部地域の特性に合わせたバスルートや交通結節点の再編、時代に即した公共交通形態の調査及び計画の改定
- ・「甲斐市景観計画」に基づいた緑化推進や、地区計画の活用による緑化率の増加、市民参画による景観まちづくりの勉強会や、大学などと連携し、街並みや眺望の保全
- ・身近な緑を感じる空間を形成するため、宅地の周辺に広がる農地や緑地、社寺林や屋敷林等の維持管理及び保全
- ・「山梨県屋外広告物条例」に基づき、違反広告物適正化のため、山梨県と連携した是正指導及びパトロール

3) 双葉地区

- 「塩崎駅周辺」は、本市西部の交通結節点として、市内外の人々の交流を促す空間を形成するよう、交通結節点機能の向上を図ります。さらに、「塩崎駅周辺」から国道20号沿道に集積する行政施設、沿道施設及び大型商業施設周辺との連携強化を図るとともに、さらなる大型商業施設等の誘致を促すため、必要に応じて地区計画や特定用途制限地域などの適用を検討しながら、利便性と魅力のある双葉地区の拠点を形成します。
- 準地域拠点である、「双葉響が丘周辺」は、交通条件にある生活利便性の高い居住環境を維持するとともに、良好な居住環境を維持するため、必要に応じて地区計画などの適用について検討します。
- 「双葉スマートインターチェンジ」のフルインターチェンジ化による利用者増加や、大型商業施設への集客を活かし、周辺の観光施設などへの誘導を図る仕組みを検討します。
- 集落景観をはじめとして、住宅地が立ち並ぶ市街地景観や斜面地景観、商業施設が立ち並ぶ沿道景観などの魅力あふれる景観を今後も維持していきます。

双葉地区市街地ゾーン実現化方策

- ・「立地適正化計画」を策定する際に、地域拠点周辺を「都市機能誘導区域」と位置づけ、都市機能の集約や配置の適正化を推進し、低炭素型の移動が行えるまちを形成
- ・都市再生推進事業制度を活用し、道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変を行い、ウォーカブルな空間の整備
- ・地域住民のための生活道路の利便性・安全性の向上のため、現状を知るためのニーズ調査、また、それに即した道路整備計画の策定
- ・利便性・効率性を考慮し、地域の特性に合わせたバスルートや交通結節点の再編、時代に即した公共交通形態の調査及び計画の改定
- ・塩崎駅からも、リニア中央新幹線山梨県駅と接続を可能とするための広域連携、関係機関との調整
- ・駅を利用した、パークアンドライドの実施
- ・「甲斐市景観計画」に基づいた緑化推進や、地区計画の活用による緑化率の増加、市民参画による景観まちづくりの勉強会や、大学などと連携し、街並みや眺望の保全
- ・身近な緑を感じる空間を形成するため、宅地の周辺に広がる農地や緑地、社寺林や屋敷林等の維持管理及び保全
- ・「山梨県屋外広告物条例」に基づき、違反広告物適正化のため、県と連携した是正指導及びパトロール
- ・市街化区域における、開発行為等の許可基準を定めた条例で指定する区域については、需要やニーズに応じ、適正な条例の運用を図りながら、立地条件を活かした住居系の土地利用を検討

(2) 農地・集落ゾーン

- 農地や周囲の里山などと共存する集落地においては、公民館、住宅地や既存集落地の地域集会施設を中心としたコミュニティ拠点を形成し、各々の居住地における交流・コミュニティの維持・増進を図るため、既存施設を維持するとともに、施設利用の利便性・効率性の向上に考慮して必要に応じて複合化などを検討します。
- 生活道路網における歩行空間の確保やバリアフリー化などを進めるとともに、高齢者をはじめとした誰もが利用しやすい移動手段を確保するため、需要に応じた適切な公共交通の体系を検討、また、道路の危険箇所の改良や公共交通などによる都市拠点、地域拠点並びに主要な都市機能施設との連携ネットワークを確立します。
- 都市的土地利用の需要の高まりが想定される「(仮称) 甲斐インターチェンジ」整備予定地周辺においては、都市機能の無秩序な拡散を抑制するとともに、優良農地や優れた自然環境を有する土地を保全していくため、新たな開発を適正に誘導していく土地利用の規制誘導方策の適用を検討します。
- 本市においては、令和2年に「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、地球規模の環境保全について積極的に取組、2050(令和32)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す取組を推進しています。低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力あるまちをつくるために、都市の低炭素化を促進していきます。
- 農地・集落ゾーン内の双葉スポーツ公園周辺については木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」の整備を進め、周辺に立地する公共公益施設や農業振興事業と連携し、「ゼロカーボンシティ」に向けた取組を推進します。
- 木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」の整備予定地と、「新山梨環状道路(北部区間)」の整備に伴って設置される「(仮称) 甲斐インターチェンジ」の周辺を、本市が宣言したゼロカーボンシティを目指すためのモデル事業の推進を図る「ゼロカーボンモデル事業取組拠点」とし、木質バイオマス発電をはじめとする環境にやさしいまちづくりのモデル事業を推進する土地利用を進めます。

ゼロカーボンシティに向けた実現化方策

◆都市機能の集約化

- ・都市拠点と地域拠点を、日常生活に必要な商業施設・業務施設・医療福祉施設などが住宅の身近に集約され、徒歩や自転車による移動で日常生活の大半のニーズが満たされるような地域とするため、「立地適正化計画」を策定する際に、「都市機能誘導区域」と位置づけ、都市機能の集約や配置の適正化を推進し、低炭素型の移動が行えるまちを形成
- ・様々な都市機能が近接して集約することによる優位性を活かすため、歩行や自転車で快適・安全に移動できるよう、道路の歩行者分離や自転車専用道路等の交通環境を整備
- ・市街地の拡大抑制と適切な土地利用による、コンパクトで効率的な市街地形成を図ることによって、自家用車利用の抑制による二酸化炭素排出量の削減、行政コスト(基盤施設の維持管理コスト)の抑制

◆自動車からの二酸化炭素発生抑制

- ・公共交通や物流を支えるバス、トラック等の分野における次世代自動車環境技術の実用化の促進のため、補助金等による環境対応車の普及促進
- ・エコドライブの普及啓発や、再生エネルギー電力と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を活用した「ゼロカーボン・ドライブ」の普及
- ・高齢化社会への対応や子育て世代の移動支援、地域の活性化等、他の地域課題にも配慮し、環境負荷の低減と、移動の質を確保すべく、それぞれの地域特性に合った最適なモビリティの普及や利活用

◆公共交通機関の利用促進と次世代モビリティの導入検討

- ・鉄道は、大量輸送機関であり、他の交通機関に比べて二酸化炭素排出量が少なく、また、バスは、日常生活における身近で一般的な移動手段として大きな役割を果たしており、輸送量当たりの二酸化炭素排出量が自家用車よりも少ないものでもあることから、これら公共交通機関の利用促進
- ・ニーズに応じたバス路線の新設・変更や軌道の整備、地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持や、公共交通のバリアフリー化、LRT、BRT、ICカードの導入等、公共交通機関の利便性向上、時代に即した地域公共交通計画の策定
- ・公共交通のグリーン化に向けた電動バスや、デジタル技術を活用し、実用化に向け実証実験等が進む自動運転バスなどの次世代モビリティの導入を検討
- ・公共交通の必要性・重要性の理解と利用促進を図るためのシンポジウム、小中学生等を対象とした公共交通講座の開催

◆グリーンインフラの活用

- ・樹木が二酸化炭素の吸収源になるという観点から、都市公園の整備や緑地の保全
- ・日常生活に最も身近な吸収源対策である都市緑化等の推進、都市の低炭素化を普及啓発のため、緑化運動等への積極的な展開に努める等各主体との連携
- ・各拠点地域においては、都市公園等の公共施設における緑地の整備や地表面の緑化に加え、屋上緑化や壁面緑化等多様な手法を用いた公共空間や民有地の緑化等、郊外部における緑地等の適切な保全
- ・都市公園・下水処理場等の公共公益施設や建築物の敷地等における緑化による地表面被覆の改善、下水熱利用等による大気への人工排熱の抑制、連続した緑地等による風の道の確保等によるヒートアイランド対策により、冷暖房需要を低減する等、間接的な二酸化炭素排出量の削減につながる取組

◆非化石エネルギーの利用、または化石燃料の効率的利用

- ・都市のエネルギーシステムを様々な側面から効率的で低炭素なものとしていくため、公共公益施設への太陽光パネル、風力発電施設の導入、下水道バイオマス利活用施設、発電された電力の出力安定化・平準化を図るための蓄電池、地区・街区レベルでの熱の共同利用を図るための熱供給導管、下水処理場や下水管路内外から下水採熱に必要な設備等の各種施設の整備

- ・都市公園や下水処理場といった公共公益施設に、エネルギーシステムの効率化のための環境整備
- ・木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」等の活用による地産地消型エネルギーの推進
- ・都市由来の植物廃材の特性に対応したエネルギー効率の高い発電プラントの開発、植物廃材の効率的な収集・運搬、エネルギー転換、副産物処理のためのシステムの構築

◆建築物の低炭素化

- ・新築の建築物に対する、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の低炭素化が図られた建築物の普及のための補助金創設
- ・建材の地産地消により、輸送における低炭素化や省資源化
- ・既存ストックの低炭素化について、客観的で分かりやすい指標をつくり、建築物の低炭素化のための改修に係る各種支援
- ・再生可能エネルギーの導入拡大のため、建築物の低炭素化を促進する観点から、屋根等に太陽光発電パネルの設置、太陽熱や地中熱、下水熱といった再生可能エネルギー等の熱利用やこれらと合わせた蓄電池その他のエネルギーの蓄積のための設備の活用

農地・集落ゾーン実現化方策

- ・人・農地プランに基づいた、農地中間管理機構による農地の借入れ・貸出し、ほ場整備と併せた土地利用の調整
- ・地元の農産物を販売する双葉農の駅で、「農のブランド化」や「地産地消」を推進する場としての活用
- ・農業生産法人の設立、誘致により、団地化したほ場での農業の効率化を行い、余剰労働力を活用し地域の高齢者等を雇用したコミュニティの形成と第6次産業の創出
- ・地域住民のための生活道路の利便性・安全性の向上だけでなく、救急活動には不便な地域もあるため、現状を知るためのニーズ調査、また、それに即した道路整備計画の策定
- ・利便性・効率性を考慮し、地域の特性に合わせたバスルートや交通結節点の再編、時代に即した公共交通形態の調査及び計画の改定
- ・優良農地等の一団の農地にあっては、食料生産機能や雨水貯留浸透機能、景観形成機能など様々な機能を有することから、農地等を維持保全していく方策について、関係機関との調整
- ・都市機能の無秩序な拡散を抑制するため、都市計画区域の拡大や、特定用途制限などの規制、地区計画の実施等による用途の制限
- ・「甲斐市景観計画」に基づいた緑化推進や、地区計画の活用による緑化率の増加、市民参画による景観まちづくりの勉強会や、大学などと連携し、街並みや眺望の保全
- ・身近な緑を感じる空間を形成するため、宅地の周辺に広がる農地や緑地、社寺林や屋敷林等の維持管理及び保全
- ・「山梨県屋外広告物条例」に基づき、違反広告物適正化のため、山梨県と連携した是正指導及びパトロール
- ・公共公益施設や農業振興への、木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」の排熱利用

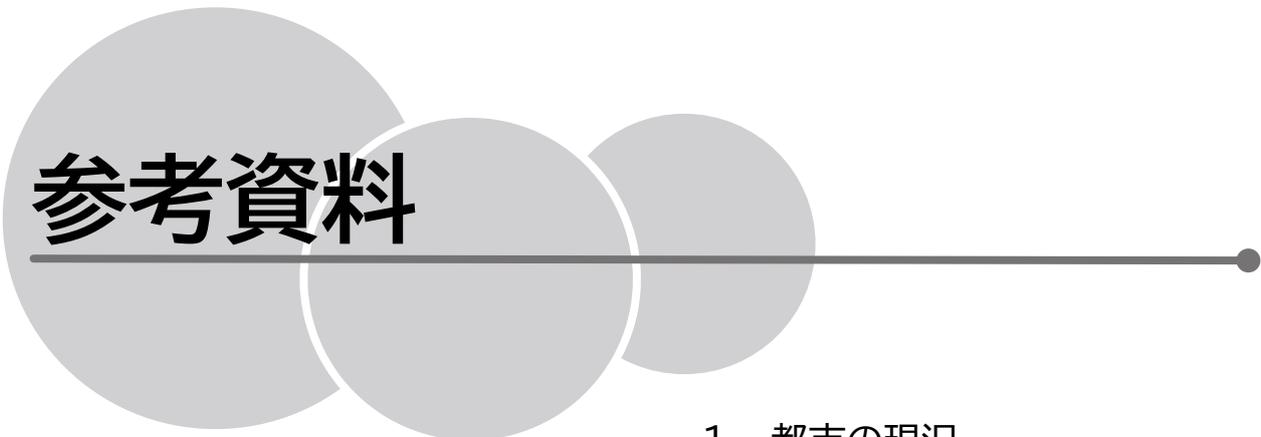
- ・地域の廃棄物発電や太陽光発電などで得られるエネルギーを利用した、電力会社の設立
- ・断熱性能などが高い住宅への建築費用の補助
- ・電気・水素自動車、燃料電池車等の普及促進のための補助、また、充電施設の整備
- ・地産地消推進・啓蒙のための、補助、勉強会等

(3) 自然環境ゾーン

- 点在する各集落については、自然環境との共存・共生を目指し、生活動線を勘案しながら、生活道路網の確保や危険箇所の改良を必要に応じて行います。
- 公民館、住宅地や既存集落地内の地域集会施設を中心としたコミュニティ拠点を形成し、各々の居住地における交流・コミュニティの維持・増進を図るため、既存施設を維持するとともに、施設利用の利便性・効率性の向上に考慮して必要に応じて複合化などを検討します。また、高齢者をはじめとした誰もが利用しやすい移動手段を確保するため、需要と費用対効果を検証しながら、適切な公共交通の体系を検討します。
- 多様な機能を有する山々は、本市の魅力の一つと捉るだけでなく、「ゼロカーボンシティ」推進のため、適切な維持管理が可能となるように配慮しながら、今後とも保全を図ります。

自然環境ゾーン実現化方策

- ・地域住民のための生活道路の利便性・安全性の向上だけでなく、救急活動には不便な地域もあるため、現状を知るためのニーズ調査、また、それに即した中山間道路整備計画の策定
- ・地域住民でカーシェアリングや買物ツアーを行い、居住地における交流・コミュニティの維持・増進
- ・日常の買物に困っていたり、不便を感じている世帯を1軒1軒訪問する、軽トラック等による移動型スーパーの導入や、買物と井戸端会議が両立するコミュニティの場を創出
- ・利便性・効率性を考慮し、地域の特性に合わせたバスルートや交通結節点の再編、時代に即した公共交通形態の調査及び計画の改定
- ・優良農地等の一団の農地にあっては、食料生産機能や雨水貯留浸透機能、景観形成機能など様々な機能を有することから、農地等を維持保全していく方策について、関係機関と調整
- ・山林の植樹による緑の復活だけでなく、維持管理により発生する未利用森林資源は、「木質バイオマス」として活用
- ・各種団体と連携し、山林の保全活動の普及・啓蒙として、ワークショップ・勉強会の開催や子どもたちが自然を体験できる教室等を実施
- ・地域住民の防災意識の向上に努め、自主防災組織育成のための教室を開催
- ・市外からの来訪者だけでなく、本市の子どもたちの貴重な教材とするために、農道等を利用した、市内観光施設を結ぶ観光周遊ルートの設定



参考資料

- 1 都市の現況
- 2 上位計画
- 3 市民ワークショップ
- 4 計画策定の経緯等
- 5 用語解説

1 都市の現況

1-1 都市の概況

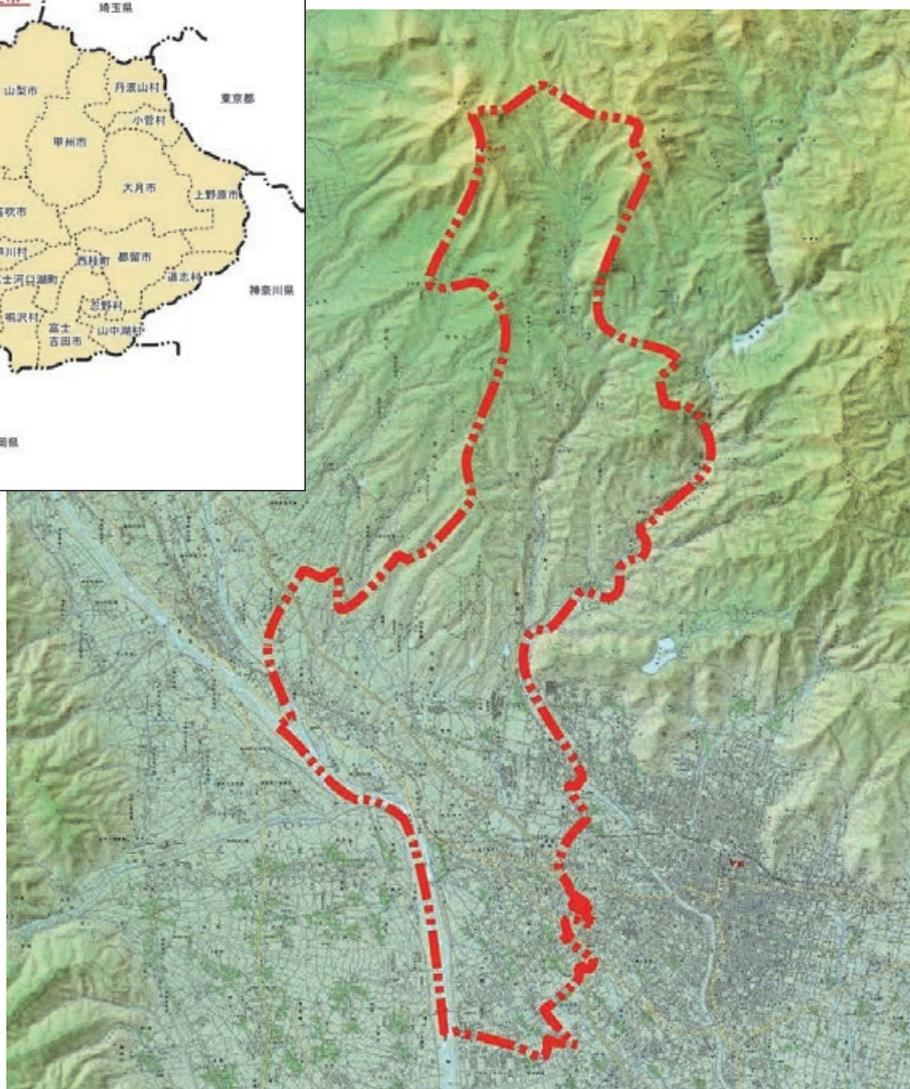
(1) 位置及び地勢

- ◇南部は平地で市街地が広がり、県都である甲府市街地に隣接。
- ◇北部は丘陵・山岳地域であり、「御嶽昇仙峡」などの景勝地を有し、自然環境が豊富。
- ◇内陸性気候であり、気温の高低差が大きく、少雨で日照時間が長い。

本市は山梨県の北西部、甲府盆地の北西部に位置し、北側は北杜市、南側は昭和町、東側は甲府市、西側は韮崎市、南アルプス市に接しています。

市域の面積は71.95km²であり、南部は、釜無川左岸の平地が広がり、北部は丘陵・山岳地域となっており「御嶽昇仙峡」などの景勝地があるほか、山岳地域の一部は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されるなど豊かな森林資源を有しています。

気候は、夏の気温が高く、冬の冷え込みが強い内陸性気候であり、日照時間が長く降水量が少なくなっています。



(2)都市の沿革

◇平成 16 年 9 月 1 日に旧竜王町、旧敷島町、旧双葉町の 3 町が合併し、“甲斐市”が誕生。

本市では、敷島、双葉地区を中心に縄文時代から人々が生活していた形跡が確認されています。

明治期に 9 村であったものが、区制や郡区町村編成法などにより合併が進み、いわゆる「昭和の大合併」により、竜王町・敷島町・双葉町が誕生しました。

その後、平成 16 年 9 月 1 日に、竜王町・敷島町・双葉町が合併し、甲斐市が誕生しました。

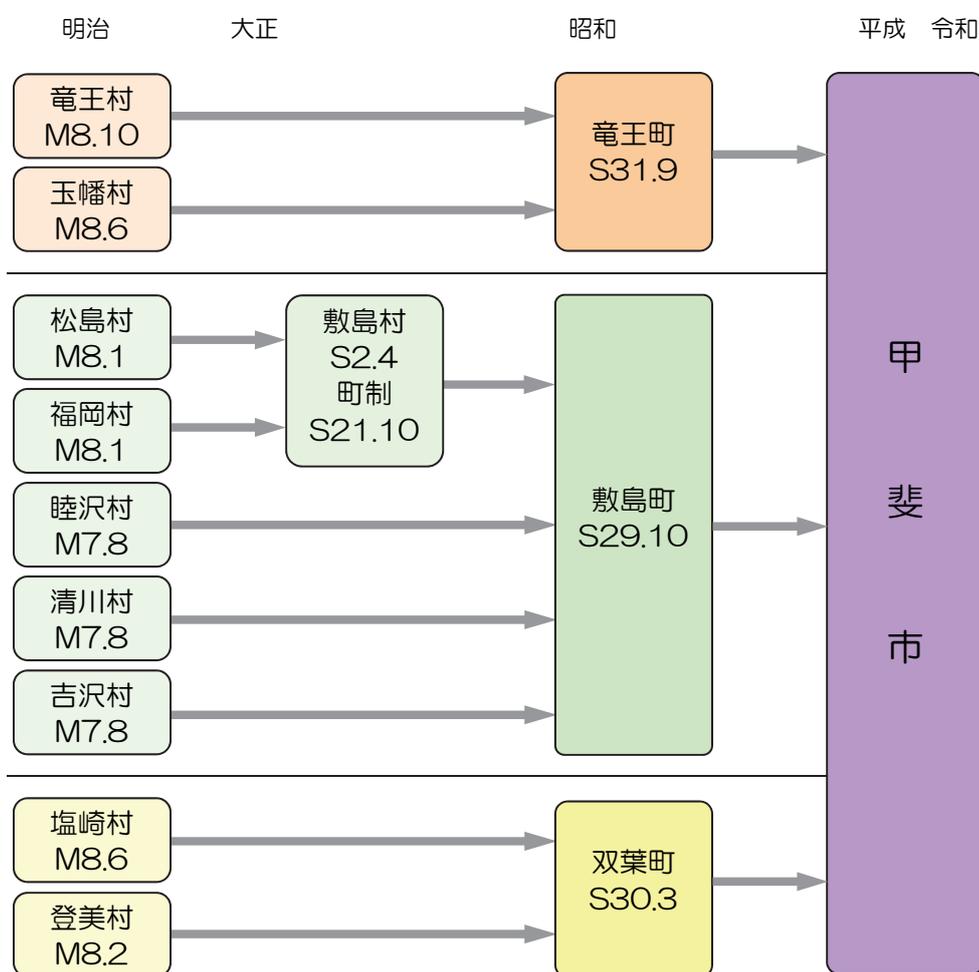


図 1 - 1 - 2 甲斐市の変遷

(3) 都市計画の決定・変更の経緯

表1-1-1 都市計画の決定・変更の経緯

都市計画区域	町名	経緯	告示番号	告示年月日	都市計画区域面積	市街化区域面積	市街化調整区域面積	備考
甲府都市計画区域	旧竜王町	当初決定	山梨県告示第180号 山梨県告示第182号	S46.3.31	1,287.0	822.0	465.0	用途地域(4用途)のうち、住居地域(735.1ha)と準工業(87ha)の2用途を指定
		用途地域変更	山梨県告示第671-2号	S48.11.10	1,287.0	822.0	465.0	用途地域を4用途(竜王町は住居地域・準工業地域の2用途指定)から、8用途(竜王町は第一種住居専用地域・第二種住居専用地域・住居地域・近隣商業地域・準工業地域・工業地域の6用途指定)に変更
		第1回見直し	山梨県告示第326-2号	S56.7.7	1,287.0	822.0	465.0	
		第2回見直し	山梨県告示第425号	S62.12.9	1,287.0	782.0	505.0	【玉川地区】市街化調整区域⇒市街化区域(3.7ha) 【竜王地区】市街化区域⇒特定保留地区(13.8ha) 【篠原地区】市街化区域⇒特定保留地区(19.9ha) 【西八幡地区】市街化区域⇒特定保留地区(10.0ha)
		随時見直し	山梨県告示第137号	H2.3.22	1,282.0	782.0	500.0	※H元年 国土地理院面積公表により市街化調整区域減(5ha)
		随時見直し	山梨県告示第203号	H4.6.4	1,282.0	801.9	480.1	【篠原地区】特定保留地区⇒市街化区域(19.9ha)
		第3回見直し 用途地域変更	山梨県告示第420号 山梨県告示第422号	H7.10.5	1,282.0	802	480	用途地域を8用途(竜王町は6用途指定)から、12用途(竜王町は一低層・二低層・一中高・二中高・一種住居・二種住居・準住居・近商・準工業・工業の10用途指定)に変更
		第4回見直し	山梨県告示第229号	H16.5.6	1,282.0	802	480	【竜王地区】特定保留地区⇒市街化調整区域(13.8ha) 【西八幡地区】特定保留地区⇒市街化調整区域(10.0ha)
		用途地域変更	甲斐市告示第197号	H26.7.14	1,282.0	802	480	【市道新町本線西側住宅地】一低層⇒一種住居 【国道20号沿線】道路中心61m準住居⇒道路境界80m準住居 【田富町敷島線沿線】一低層・二低層・二中高⇒道路境界30m一種住居 【市道竜王田中線沿線】二低層・二中高⇒道路境界30m一種住居
	用途地域変更	甲斐市告示第40号	R3.3.5	1,282.0	802	480	【(仮称)篠原地区公園(東側)・本妙寺境内等】二低層⇒一種住居(約2ha)	
	旧敷島町	当初決定	山梨県告示第180号 山梨県告示第182号	S46.3.31	668.0	390.8	277.2	用途地域(4用途)のうち、住居地域(390.8ha)の1用途を指定
		用途地域変更	山梨県告示第671-2号	S48.11.10	668.0	390.8	277.2	用途地域を4用途(敷島町は住居地域の1用途指定)から、8用途(敷島町は第一種住居専用地域・第二種住居専用地域・住居地域・近隣商業地域・準工業地域の5用途指定)に変更
		第1回見直し	山梨県告示第326-2号	S56.7.7	668.0	389	279	
		第2回見直し	山梨県告示第425号	S62.12.9	668.0	374	294	【境地区】市街化区域⇒特定保留地区(15.9ha)
		随時見直し	山梨県告示第187号	H3.3.22	668.0	389.9	278.1	【境地区】特定保留地区⇒市街化区域(15.9ha)
		第3回見直し 用途地域変更	山梨県告示第420号 山梨県告示第422号	H7.10.5	668.0	390	278	用途地域を8用途(敷島町は5用途指定)から、12用途(敷島町は一低層・二低層・一中高・一種住居・近商・準工業の6用途指定)に変更
		第4回見直し	山梨県告示第229号	H16.5.6	668.0	394	274	【天狗沢地区】市街化調整区域⇒市街化区域(4ha) ※1/2,500図面で都市計画区域面積再計測した面積
		用途地域変更	甲斐市告示第197号	H26.7.14	668.0	394	274	【島上桑山宮線沿線】一低層⇒道路境界30m一種住居 【開発一号線沿線】二低層・一中高⇒道路境界30m一種住居
都市計画区域		町名	経緯	告示番号	告示年月日	都市計画区域面積	用途地域面積	備考
韮崎都市計画区域	旧双葉町	当初決定	山梨県告示第488号	S58.10.1	904.0	—		
		用途地域指定	双葉町告示第1号	H5.2.1	904.0	236.9	用途地域8用途のうち、双葉町は5用途指定 【第一種住居専用地域】(82.0ha) 【第二種住居専用地域】(33.4ha) 【住居地域】(109.0ha) 【近隣商業地域・準防火地域】(2.8ha) 【準工業地域】(9.7ha)	
		用途地域変更	双葉町告示第35号	H8.5.2	904.0	236.0	用途地域12用途に変更(双葉町は5用途指定) 【第一種低層住居専用地域】(80.0ha) 【第一種中高層住居専用地域】(33.0ha) 【第一種住居地域】(112.0ha) 【近隣商業地域・準防火地域】(2.8ha) 【準工業地域】(8.2ha)	
		用途地域変更	双葉町告示第88号	H13.12.6	904.0	233.6	響ヶ丘地区の一部の用途を変更・指定面積を1/2,500で測量 【第一種低層住居専用地域】(71ha) 【第一種中高層住居専用地域】(30.8ha) 【第一種住居地域】(119ha) 【近隣商業地域・準防火地域】(2.8ha) 【準工業地域】(10ha)	

出典：都市計画課

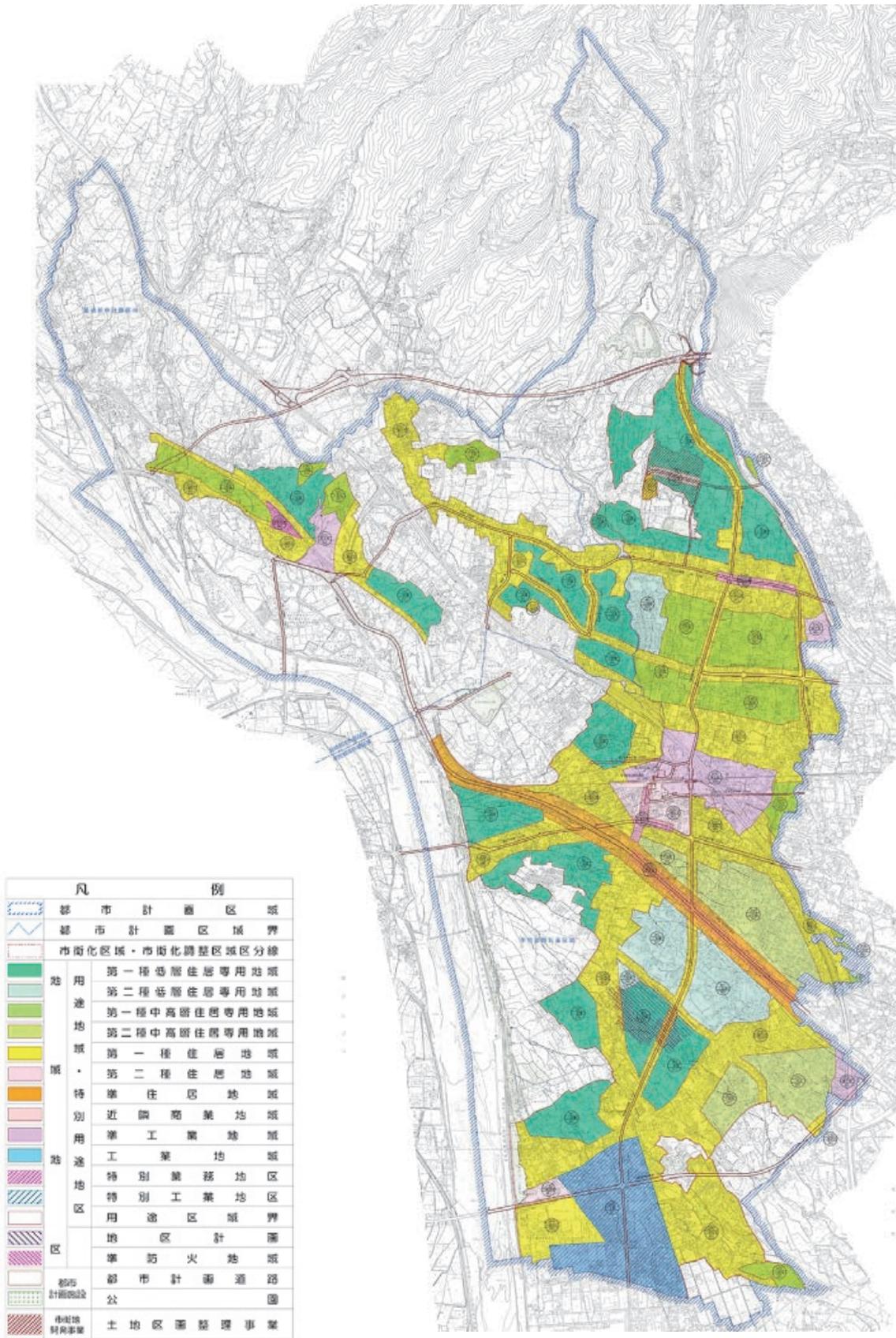


圖1-1-3 都市計畫用途地域指定圖

1-2 人口・世帯の状況

(1)人口・世帯数

- ◇甲斐市誕生後の平成17年から人口は1.02倍に、世帯数は1.12倍に増加。
- ◇世帯人員数は平成17年から0.91倍に減少。
- ◇近年、人口と世帯数の増加率は鈍化しており、ほぼ横ばいの状態。

本市は、人口・世帯数ともに増加傾向を示しており、昭和60年と比べ人口が1.39倍、世帯数が1.90倍となっていますが、増加率は減少傾向にあります。人口増は鈍化傾向であるものの、県全体と比較して人口微増が続いている特徴があります。

世帯数の増加は、人口の増加と核家族化の進行が要因となっています。

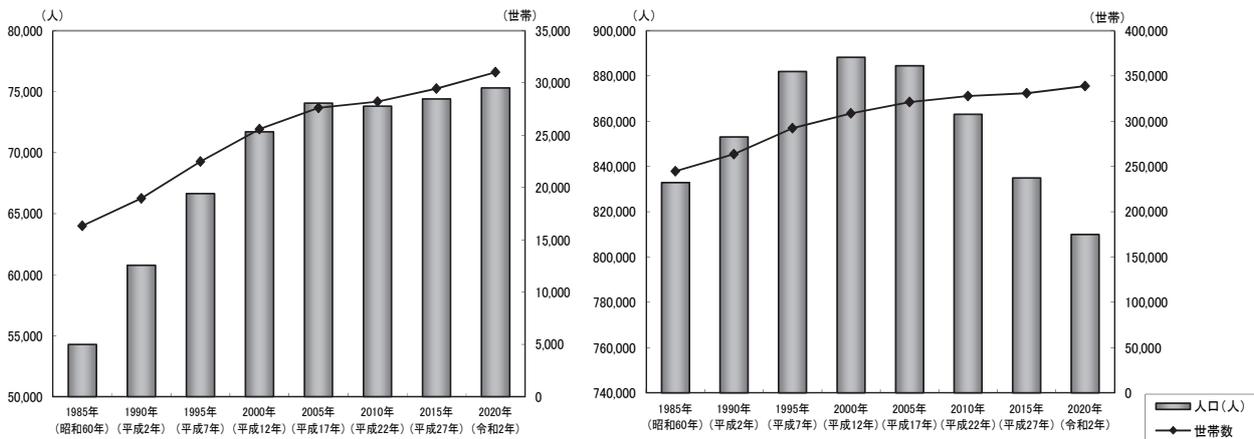


図1-2-1 人口・世帯数の推移 (左図：甲斐市 右図：山梨県)

出典：国勢調査

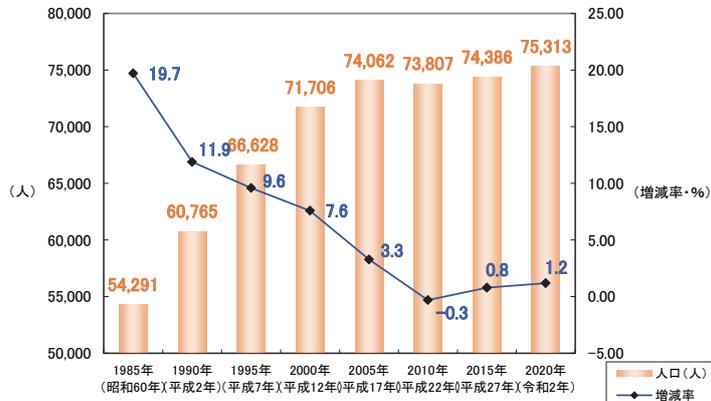


図1-2-2 人口の推移

出典：国勢調査

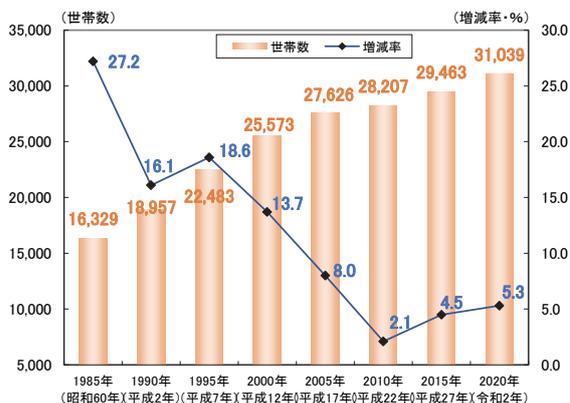


図1-2-3 世帯数の推移

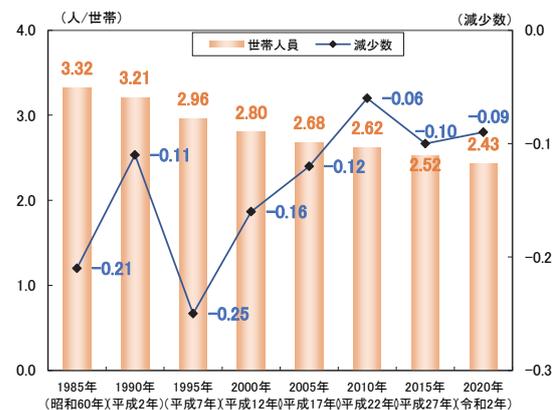


図1-2-4 世帯人員の推移 出典：国勢調査

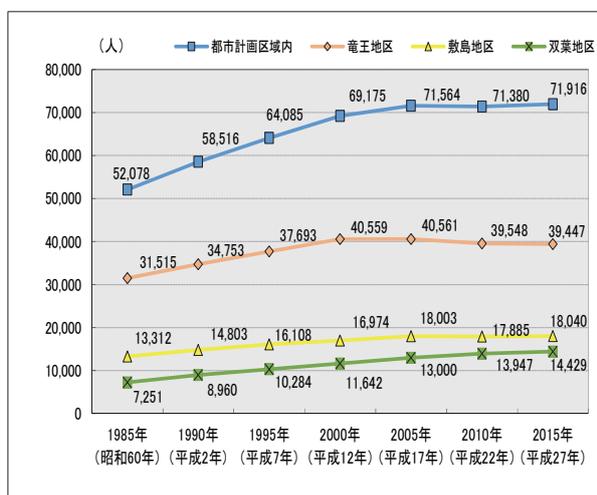
(2) 都市計画区域内外及び市街化区域内外(用途地域内外)人口

◇都市計画区域内人口は、市全域で増加傾向にありましたが近年では微増にとどまっています。
 ◇都市計画区域外人口は、敷島地区で減少傾向にある一方で、双葉地区においては、増加傾向にあります。

市全域において、都市計画区域内人口は増加傾向にありましたが、平成17年以降は横ばい傾向にあります。

竜王地区、敷島地区の市街化区域及び双葉地区の用途地域の指定がある区域の人口増加率は鈍化傾向にある一方で、市街化調整区域及び用途地域の指定がない区域の人口は市全域で増加しており、特に双葉地区において顕著に見られます。

【都市計画区域内】



【都市計画区域外】

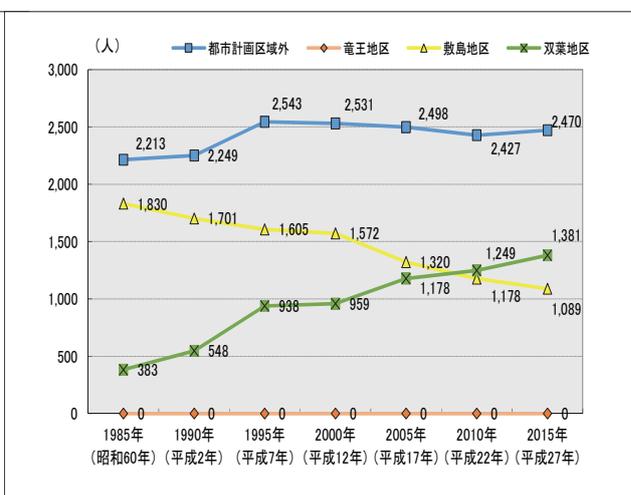


図1-2-5 地域別都市計画区域内外人口の推移

出典：都市計画基礎調査

表1-2-1 地域別都市計画区域内外及び市街化区域内外(用途地域内外)人口の推移

(単位: 人)

区分	市全域		竜王地区				敷島地区				双葉地区			
	都市計画区域内	都市計画区域外	都市計画区域内		都市計画区域外	都市計画区域内		都市計画区域外	都市計画区域内		都市計画区域外			
			市街化区域内	市街化調整区域		市街化区域内	市街化調整区域		用途地域指定区域	用途地域指定外区域				
1985年 (昭和60年)	52,078	2,213	31,515	28,594	2,921	0	13,312	12,803	509	1,830	7,251	-	7,251	383
1990年 (平成2年)	58,516	2,249	34,753	31,759	2,994	0	14,803	14,063	740	1,701	8,960	-	8,960	548
1995年 (平成7年)	64,085	2,543	37,693	35,455	2,238	0	16,108	15,526	582	1,605	10,284	6,277	4,007	938
2000年 (平成12年)	69,175	2,531	40,559	38,307	2,252	0	16,974	16,441	533	1,572	11,642	7,200	4,442	959
2005年 (平成17年)	71,564	2,498	40,561	38,311	2,250	0	18,003	17,530	473	1,320	13,000	8,123	4,877	1,178
2010年 (平成22年)	71,380	2,427	39,548	37,736	1,812	0	17,885	17,546	339	1,178	13,947	9,007	4,940	1,249
2015年 (平成27年)	71,916	2,470	39,447	36,944	2,503	0	18,040	17,531	509	1,089	14,429	8,230	6,199	1,381

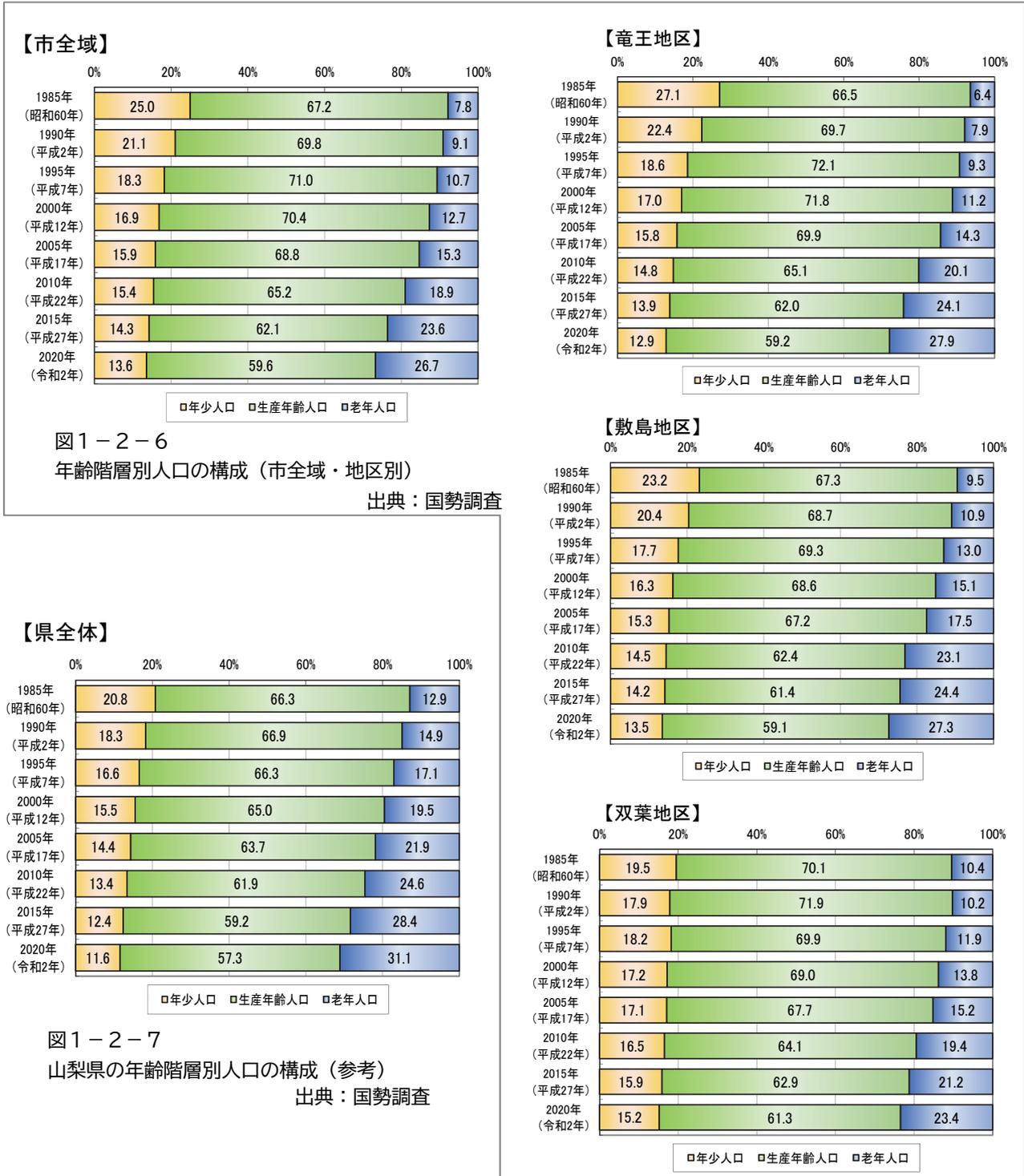
出典：都市計画基礎調査

(3) 年齢階層別人口

◇県全体と比べると少子高齢化の進行は遅いが、着実に進行しており、高齢化率は35年前の約3.4倍。

令和2年では年少人口が13.6%、老年人口が26.7%となっており、平成22年以降の年少人口の減少及び老年人口の増加が顕著に見られるものの、県平均（年少人口11.6%、老年人口31.1%）と比較すると少子化傾向はやや鈍化しています。

高齢化の進行は県全体と比較して数年遅いですが、竜王地区及び敷島地区において、比較的高齢化が進行しています。



(4)人口動態

◇自然動態はプラスですが増加数は漸減傾向にあります。
 ◇社会動態は増加傾向がみられるものの、平成30年以降は増減を繰り返しています。

人口動態は、プラスですが漸減傾向、社会動態は平成28年以降増加傾向を見せていましたが流出増もあり、平成30年以降は増減を繰り返しています。

全体としては、平成27年以降、人口増は鈍化しています。県内でも人口の増減率が増加している数少ない市町村の一つです。

自然動態については、平成27年以降も約100人/年前後の増加となっていますが、増加数は年々鈍化する傾向にあります。

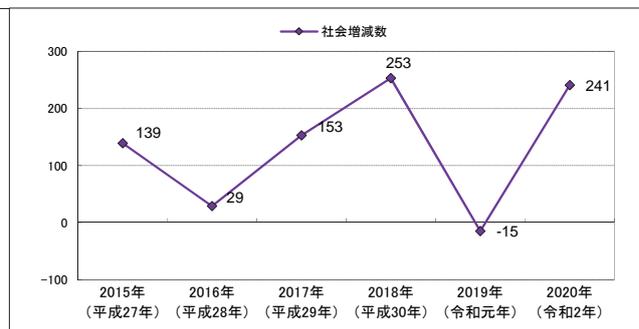


表1-2-2 人口動態の推移

年次	自然増減数	社会増減数	人口増減計
2015年 (平成27年)	162	139	301
2016年 (平成28年)	112	29	141
2017年 (平成29年)	111	153	264
2018年 (平成30年)	-18	253	235
2019年 (令和元年)	73	-15	58
2020年 (令和2年)	49	241	290



図1-2-8 人口動態の推移
 出典：市民戸籍課 行政資料集

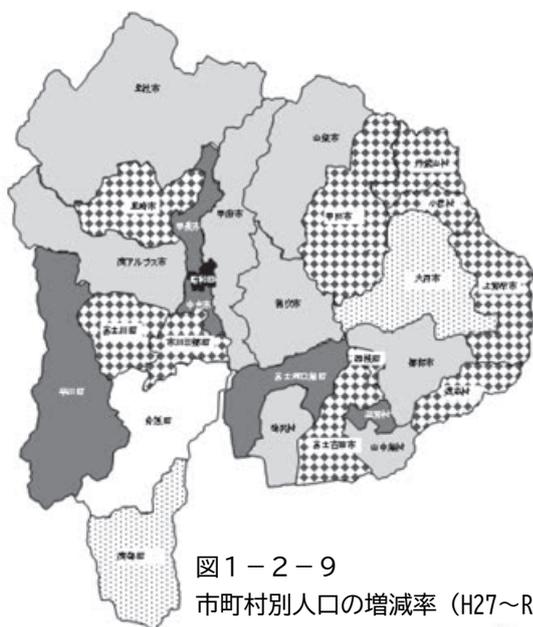


図1-2-9 市町村別人口の増減率 (H27~R2)

区分	平成27年	令和2年	市町村名
増加	3	6	2市、3町、1村
減少	24	21	11市、5町、5村
増加	5%以上	1	昭和町
	0%~5%未満	2	忍野村、富士河口湖町、早川町、甲斐市、中央市
減少	-0.1%~-5%未満	12	山中湖村、甲府市、南アルプス市、北杜市、都留市、鳴沢村、笛吹市、山梨市
	-5%~-10%未満	7	富士吉田市、韮崎市、小菅村、丹波山村、市川三郷町、西桂町、富士川町、甲州市、道志村、上野原市
	-10%~-15%未満	4	南都町、大月市
	-15%以上	1	身延町

出典：国勢調査

(5)人口密度

- ◇人口集中地区は、面積・人口とも増加傾向であり、人口密度は横ばいまたは減少。
- ◇人口集中地区は、市域南側に範囲を拡大しています。

人口集中地区（以下D I D地区と称す）は、面積及び人口とも昭和 60 年から平成 2 年、また、平成 7 年から平成 12 年にかけて急拡大し、特に南側への拡大が顕著となっています。

D I D地区内の人口密度は、平成 7 年をピークに横ばいあるいは減少しています。

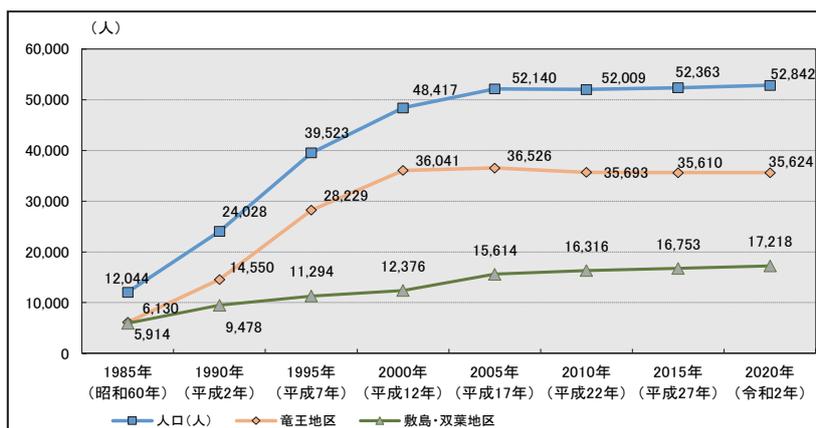


図1-2-10 DID地区の人口の推移 (地区別)

出典：国勢調査

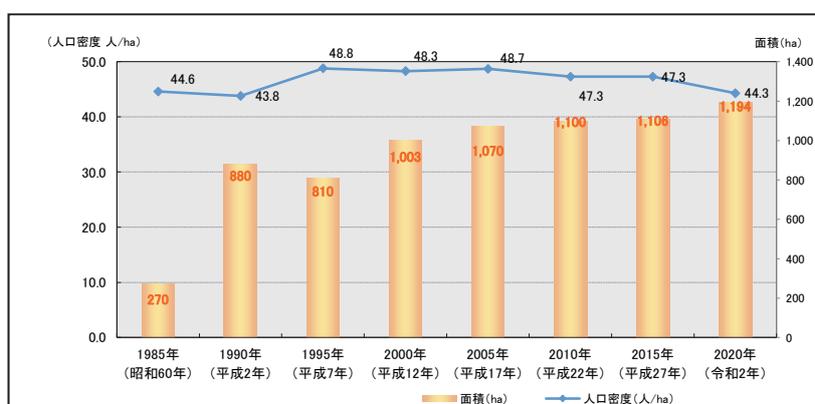


図1-2-11 DID地区面積及び人口密度の推移

出典：国勢調査

表1-2-3 DID地区の推移

区分	竜王地区			敷島・双葉地区			総数		
	人口(人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	人口(人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	人口(人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
1985年 (昭和60年)	6,130	140	43.8	5,914	130	45.5	12,044	270	44.6
1990年 (平成2年)	14,550	660	44.1	9,478	220	43.1	24,028	880	43.8
1995年 (平成7年)	28,229	560	50.4	11,294	250	45.2	39,523	810	48.8
2000年 (平成12年)	36,041	734	49.1	12,376	269	46.0	48,417	1,003	48.3
2005年 (平成17年)	36,526	752	48.6	15,614	318	49.1	52,140	1,070	48.7
2010年 (平成22年)	35,693	759	47.0	16,316	341	47.8	52,009	1,100	47.3
2015年 (平成27年)	35,610	762	46.7	16,753	344	48.7	52,363	1,106	47.3
2020年 (令和2年)	35,624	844	42.2	17,218	350	49.2	52,842	1,194	44.3

出典：国勢調査

※人口集中地区（D I D）とは、原則として人口密度が1 km²当たり 4,000 人以上（40 人/ha）で、隣接した地域の人口が5,000 人以上の地域をいいます。（国勢調査の調査区単位で集計）

※国勢調査の人口集中地区（D I D）は、敷島地区と双葉地区を分けた数値での公表はされていなく、合わせた数値としてになっている。

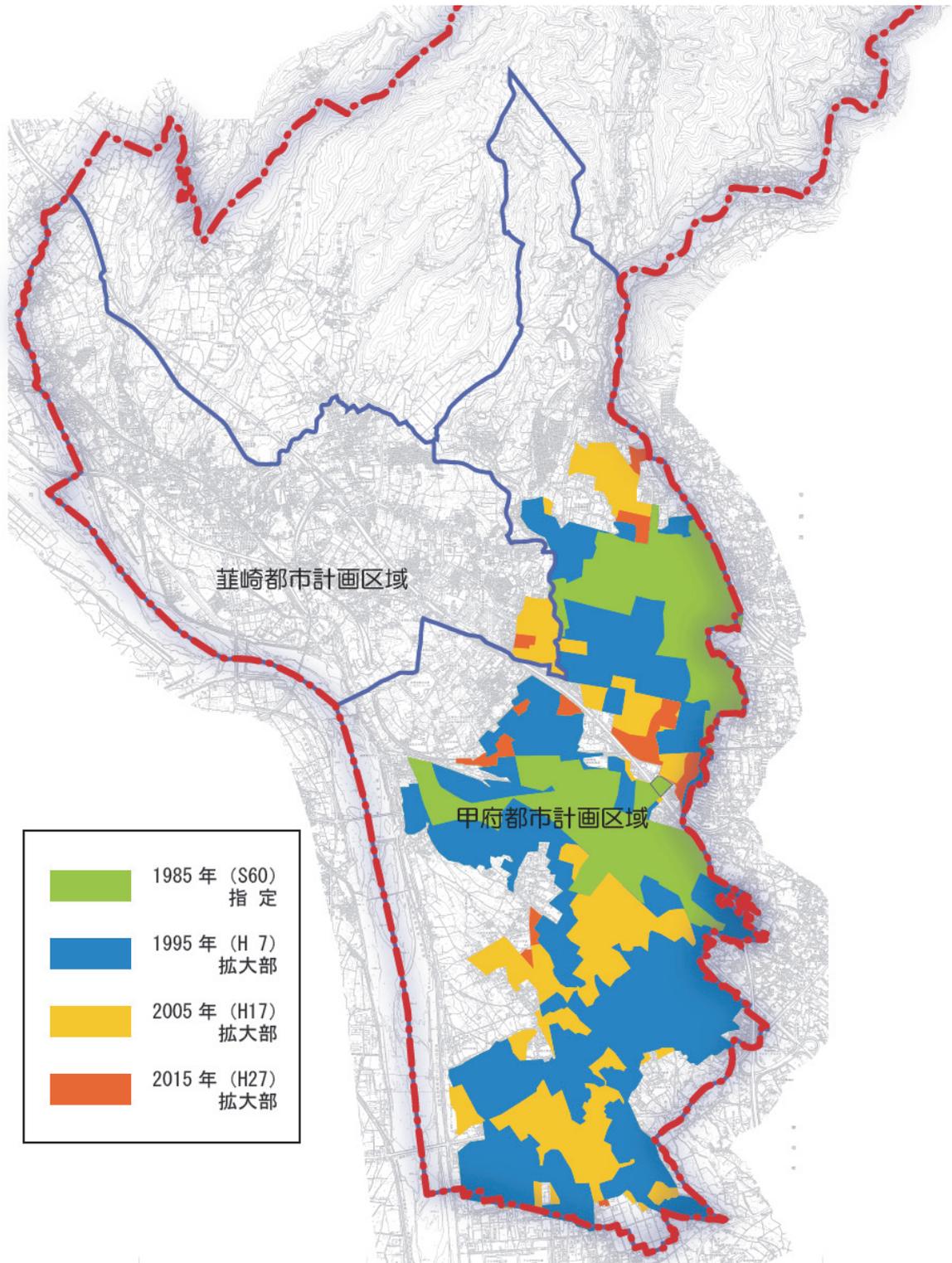


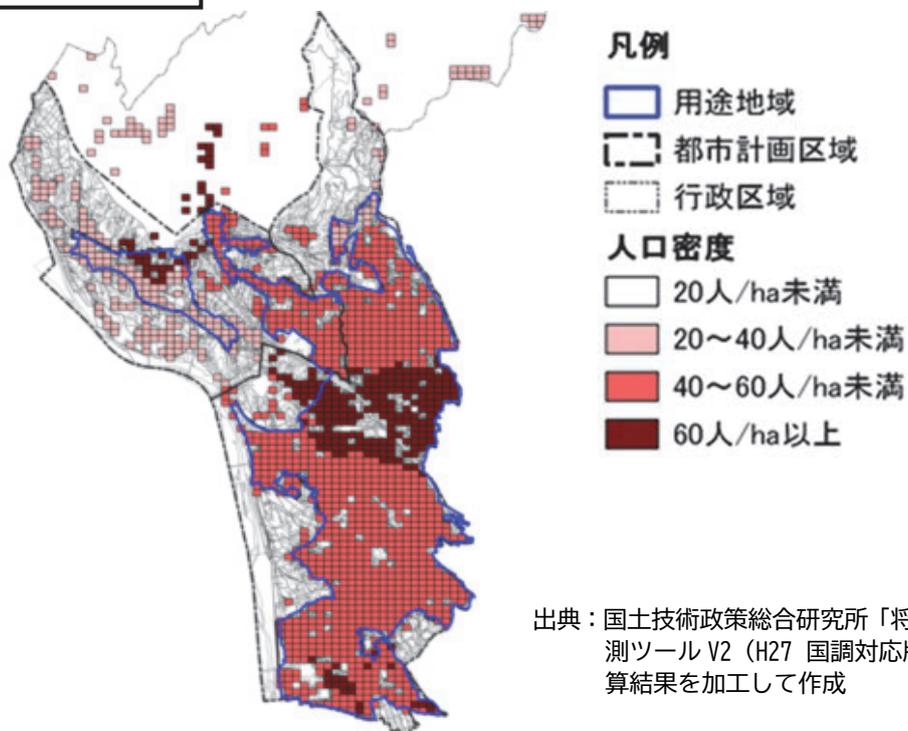
図1-2-12 DID地区の拡大状況図

出典：国勢調査

(6)人口密度（メッシュデータによる分析）

平成 27 年から 25 年後の令和 22 年にかけて、人口密度が 60 人/ha 以上の竜王駅周辺で大きく減少しています。また、双葉地区の都市計画区域外の一部にも 60 人/ha 以上の人口密度が高い地域が見られます。

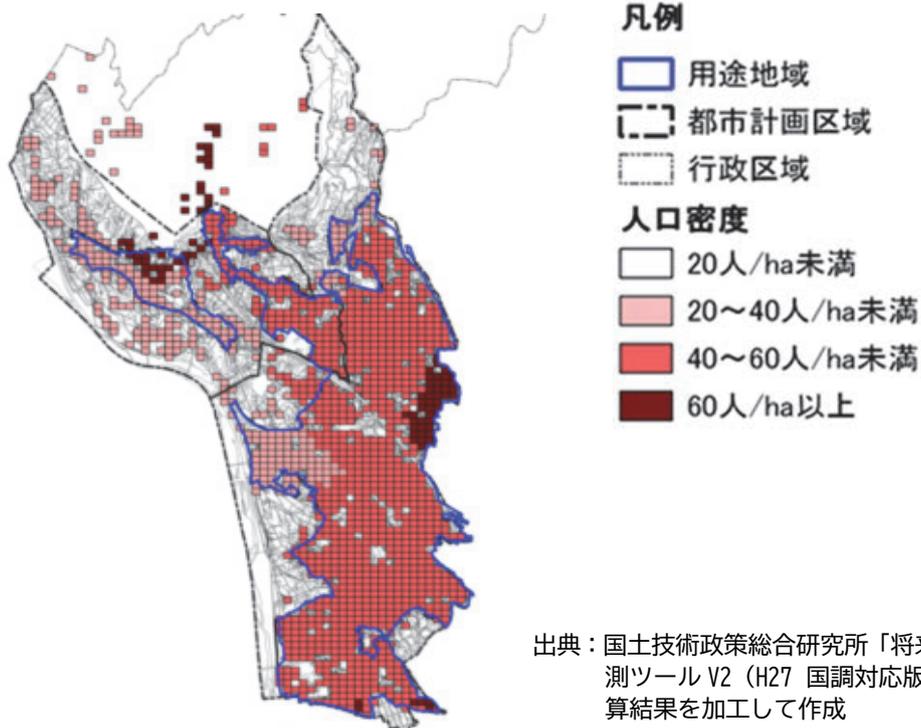
◆人口密度 平成 27 年



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を用いた計算結果を加工して作成

図1-2-13

◆人口密度 令和 22 年推計



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を用いた計算結果を加工して作成

図1-2-14

【参考】都市構造可視化ツールによる分析（3Dによる見える化）

【人口密度】

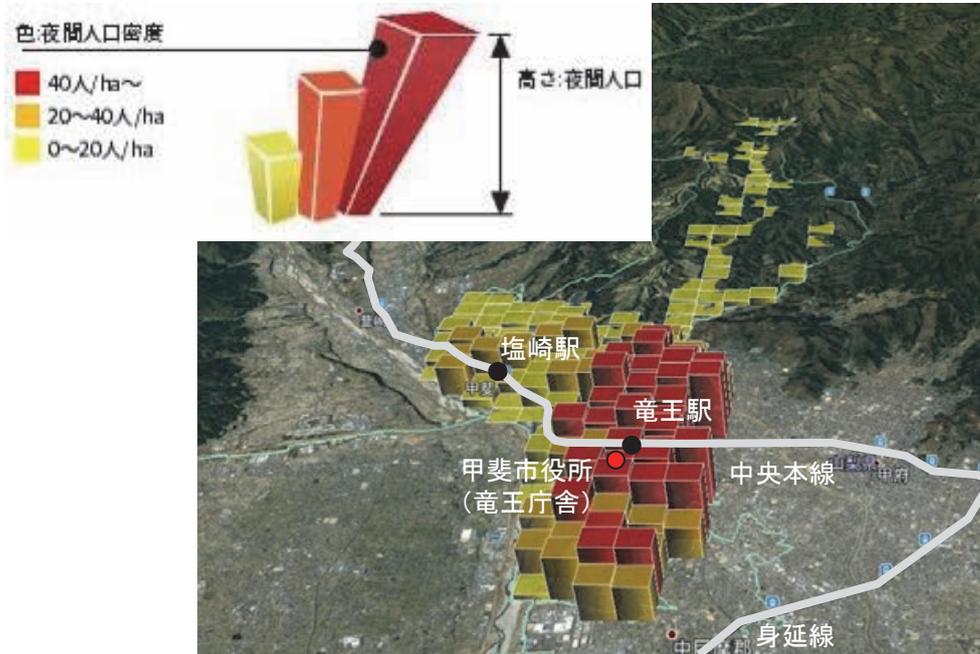


図1-2-15 人口密度（平成27年国勢調査）

出典：都市構想可視化計画

【高齢者の状況（高齢化率・高齢者人口）】

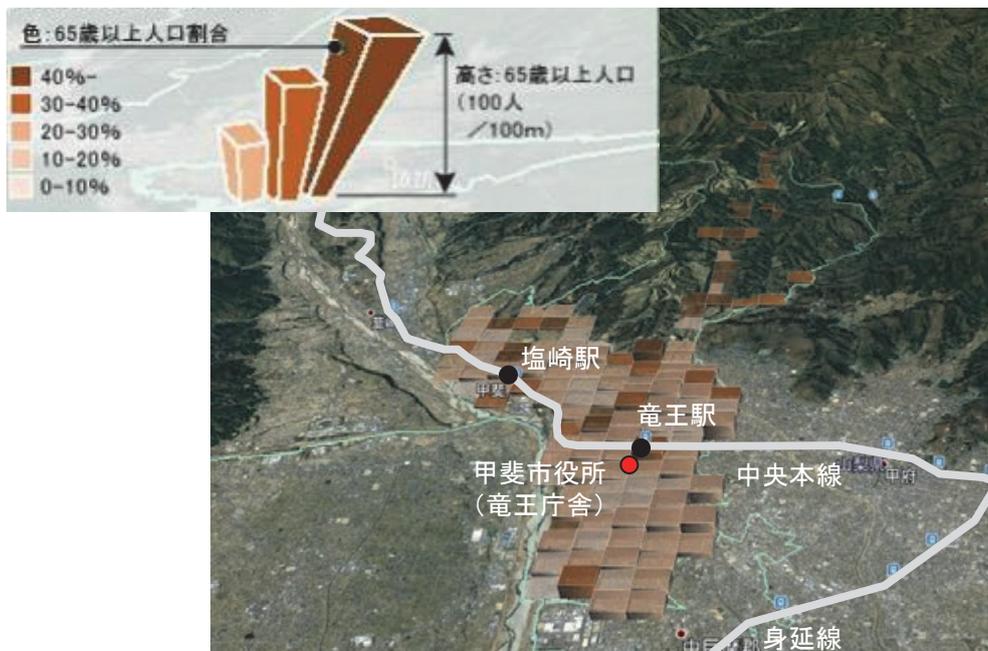


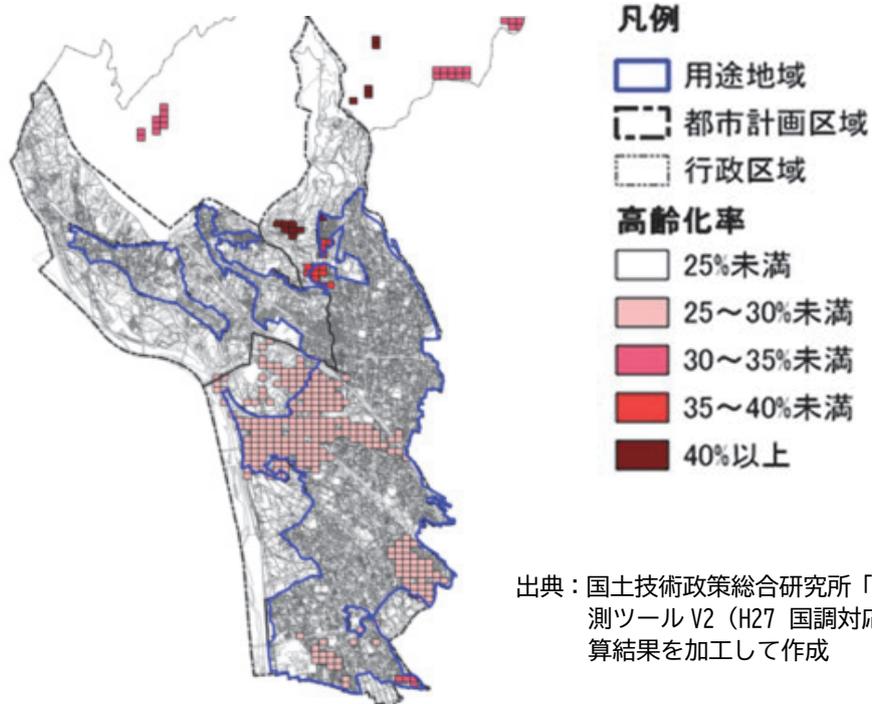
図1-2-16 高齢者の状況（平成27年国勢調査）

出典：都市構想可視化計画

(7)高齡化率（メッシュデータによる分析）

平成 27 年の段階では、高齡化率が 25%未満の地域が大部分を占めています。しかし、令和 22 年では、急速に高齡化が市域全体に進行することが見込まれています。

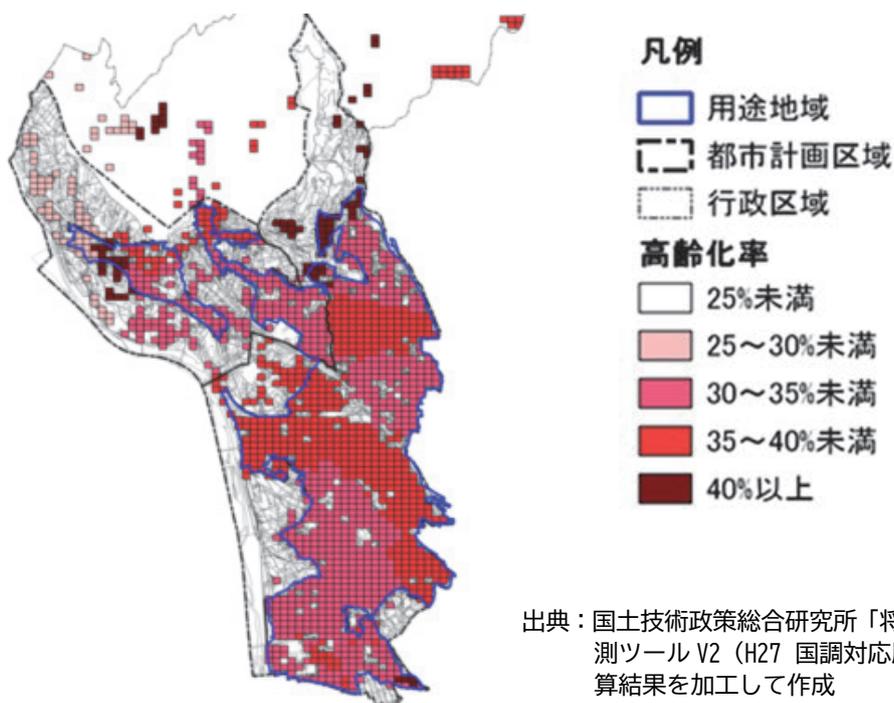
◆高齡化率 平成 27 年



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を用いた計算結果を加工して作成

図 1-2-17

◆人口密度 令和 22 年推計



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を用いた計算結果を加工して作成

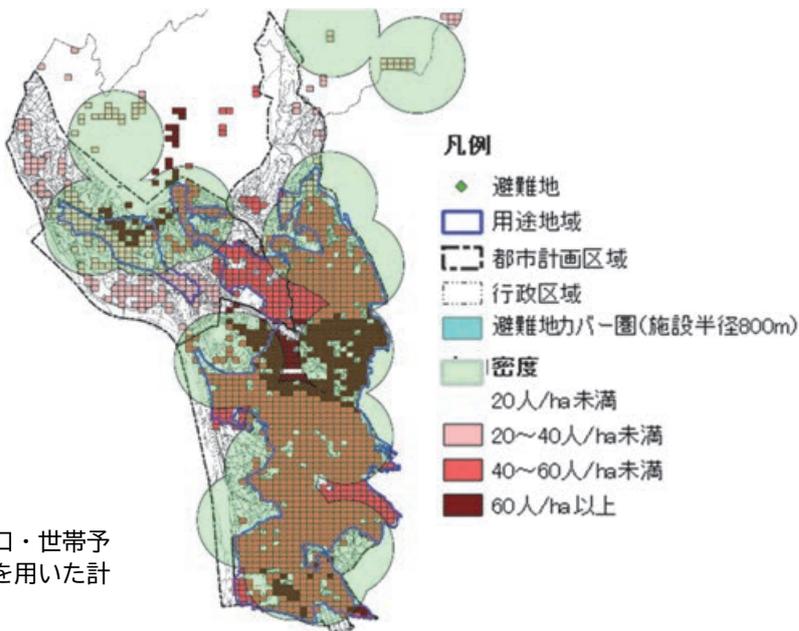
図 1-2-18

(8) 人口密度と避難地（メッシュデータによる分析）

避難地は、学校等の公共施設を中心に指定されています。

避難地までのアクセスが容易な徒歩圏をカバーする区域（施設から半径 800m）は、都市計画区域、用途地域内ともに約 80% となっています。また、用途地域内の人口密度の高い一部の地域（双葉 S A 周辺）で、カバー圏域に入っていない区域が見られます。

		2015年 (平成27年) 全年齢	
区域別人口	行政区域	人口(人)	74,386
	都市計画区域	人口(人)	71,916
		比率(%)	96.7%
用途地域	人口(人)	62,705	
	比率(%)	84.3%	
カバー圏人口	都市計画区域	人口(人)	56,850
	比率(%)	79.1%	
用途地域	人口(人)	50,999	
	比率(%)	81.3%	



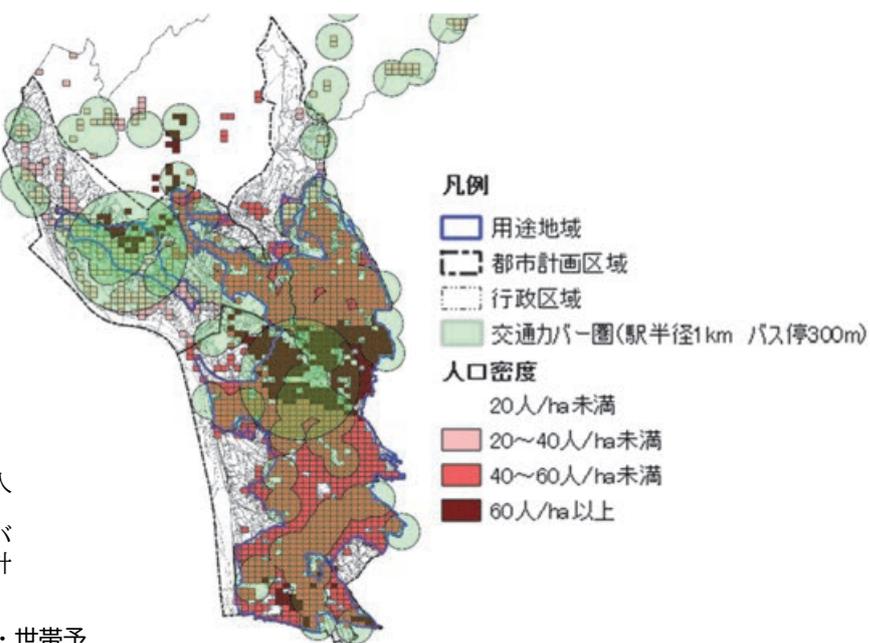
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を用いた計算結果を加工して作成

図1-2-19

(9) 交通カバー圏

鉄道駅やバス停などの公共交通機関へのアクセスが容易な徒歩圏をカバーする区域は、都市計画区域、用途地域内ともに約 80% となっており、概ねカバーできていることがわかります。

		2015年 (平成27年) 全年齢	
区域別人口	行政区域	人口(人)	74,386
	都市計画区域	人口(人)	71,916
		比率(%)	96.7%
用途地域	人口(人)	62,705	
	比率(%)	84.3%	
カバー圏人口	都市計画区域	人口(人)	54,318
	比率(%)	75.5%	
用途地域	人口(人)	48,581	
	比率(%)	77.5%	



※カバー圏人口の比率(%)は各区域の人口に対する割合。
 ※カバー圏人口は鉄道駅から半径 1 km、バス停から半径 300m 範囲内の人口を集計しています。

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を用いた計算結果を加工して作成

図1-2-20

(10)通勤通学流動

- ◇市内への就業・通学率は 34.4%と流出傾向が強く、10 年前と比較してもやや低下傾向を示しています。
- ◇隣接する甲府市との結びつきが最も強いですが流出率は 10 年前と比較して横ばい傾向にあり、他の近隣都市への流出率がやや増加しています。
- ◇就業・通学の流入者は横ばい傾向を示していますが、10 年前と比較して甲府市からの流入率がやや減少しています。

市内居住の就業・就学者数は、平成 27 年では 40,909 人、うち市内への就業・就学率は 34.4%となっており、平成 17 年の 37.4%から 3.0%低下しています（表 1-2-4 参照）。流出先は甲府市が 29.7%と最も多く、次に南アルプス市の 6.9%となっています。

甲府市への流出者数は 10 年前と比較してやや減少傾向で流出率は低下しており、近隣の南アルプス市、昭和町、中央市への流出率が増加する傾向にあり、その特徴として昭和町へは通勤者が、南アルプス市へは通学者の流出率が増加しています（図 1-2-21 参照）。

また、市内で就業・就学する人は、平成 27 年では 24,718 人、うち市内居住者が 56.9%を占めています（表 1-2-5 参照）。市外からの就業・就学は甲府市が最も多く 14.1%であり、次いで南アルプス市の 8.2%となっています。

流入が最も多い甲府市からの流入率は横ばい傾向にある一方で、南アルプス市や昭和町、中央市との圏域間の流動が大きくなっており、その傾向は特に就業者の増加に現われています（図 1-2-22 参照）。

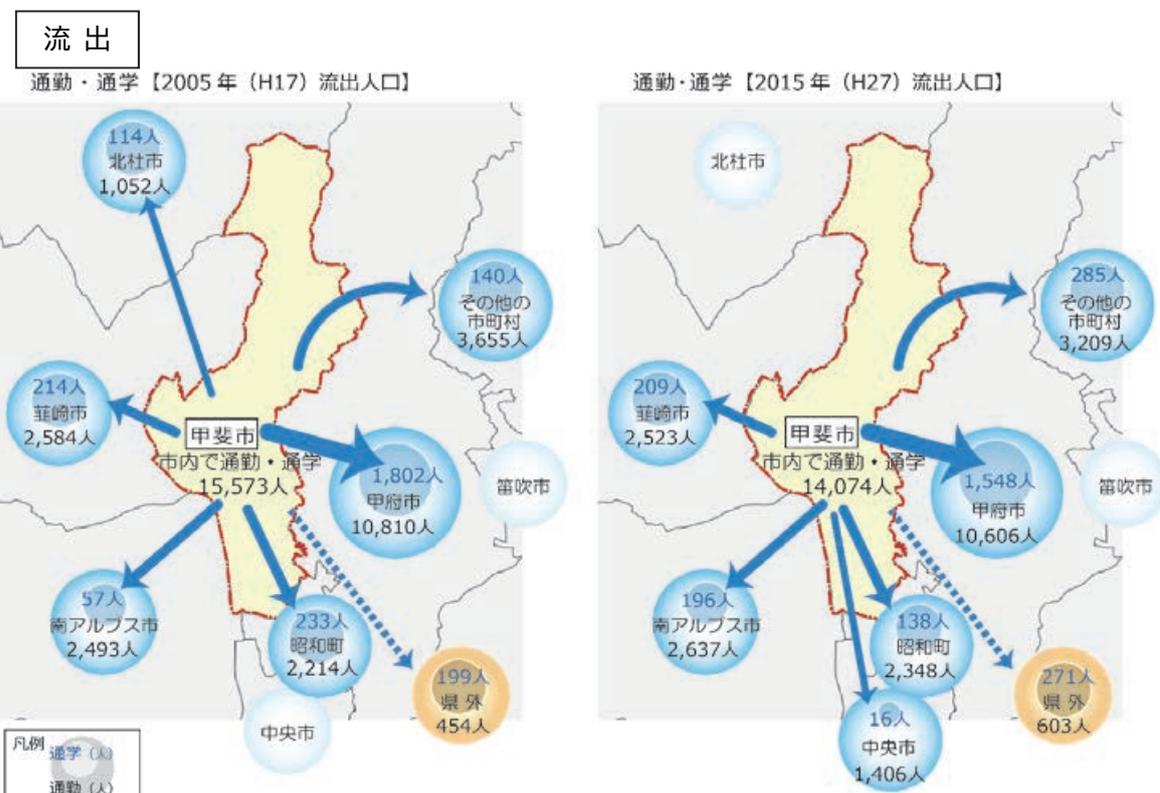


図 1-2-21 通勤・通学流動（流出）

※現市町単位に集計
出典：国勢調査

流入

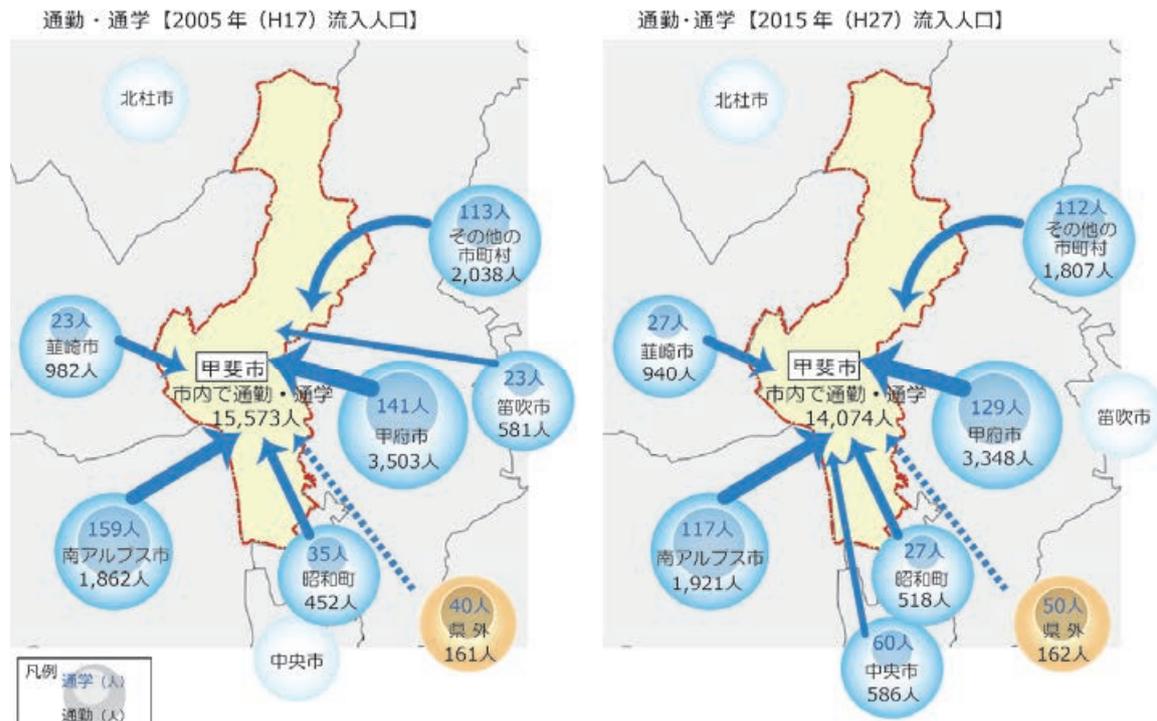


図1-2-22 通勤・通学流動(流入)

表1-2-4 通勤通学状況(流出)

出典：国勢調査

2005年(平成17年)		2015年(平成27年)	
通勤・通学合計		内訳	
		通勤	通学
市居住の就業・就学	41,594 100.0%	37,668	3,926
市内で就業・就学	15,573 37.4%	14,406	1,167
市外へ(流出)			
県内	25,368 61.0%	22,808	2,560
甲斐市→甲斐市	12,612 30.3%	10,810	1,802
甲斐市→韮崎市	2,798 6.7%	2,584	214
甲斐市→南アルプス市	2,550 6.1%	2,493	57
甲斐市→昭和町	2,447 5.9%	2,214	233
甲斐市→北杜市	1,166 2.8%	1,052	114
その他市町村	3,795 9.1%	3,655	140
県外	653 1.6%	454	199
不詳	0 0%	0	0
2005年(平成17年)		2015年(平成27年)	
通勤・通学合計		内訳	
		通勤	通学
市居住の就業・就学	40,909 100.0%	36,875	4,034
市内で就業・就学	14,074 34.4%	12,782	1,292
市外へ(流出)			
県内	25,121 61.4%	22,729	2,392
甲斐市→甲斐市	12,154 29.7%	10,606	1,548
甲斐市→韮崎市	2,732 6.7%	2,523	209
甲斐市→南アルプス市	2,833 6.9%	2,637	196
甲斐市→昭和町	2,486 6.1%	2,348	138
甲斐市→中央市	1,422 3.5%	1,406	16
その他市町村	3,494 8.5%	3,209	285
県外	874 2.1%	603	271
不詳	840 2.1%	761	79

表1-2-5 通勤通学状況(流入)

出典：国勢調査

2005年(平成17年)		2015年(平成27年)	
通勤・通学合計		内訳	
		通勤	通学
市内で就業・就学	25,686 100.0%	23,985	1,701
甲斐市内居住	15,573 60.6%	14,406	1,167
市外から(流入)			
県内	9,912 38.6%	9,418	494
甲斐市→甲斐市	3,644 14.2%	3,503	141
韮崎市→甲斐市	1,005 3.9%	982	23
南アルプス市→甲斐市	2,021 7.9%	1,862	159
昭和町→甲斐市	487 1.9%	452	35
笛吹市→甲斐市	604 2.3%	581	23
その他市町村	2,151 8.4%	2,038	113
県外	201 0.8%	161	40
不詳	0 0%	0	0
2005年(平成17年)		2015年(平成27年)	
通勤・通学合計		内訳	
		通勤	通学
市内で就業・就学	24,718 100.0%	22,825	1,893
甲斐市内居住	14,074 56.9%	12,782	1,292
市外から(流入)			
県内	9,592 38.8%	9,120	472
甲斐市→甲斐市	3,477 14.1%	3,348	129
韮崎市→甲斐市	967 3.9%	940	27
南アルプス市→甲斐市	2,038 8.2%	1,921	117
昭和町→甲斐市	545 2.2%	518	27
中央市→甲斐市	646 2.6%	586	60
その他市町村	1,919 7.8%	1,807	112
県外	212 0.9%	162	50
不詳	840 3.4%	761	79

(11)買物流動

- ◇甲斐市内での購買率は市全域では 51.9%となっており地区別においても増加傾向を示しています。
- ◇平成4年頃までは甲府市への購買流出が4割以上を占めていましたが、近年は2割前後と大幅に減少しています。
- ◇双葉地区において、特に韮崎市への購買流出は減少傾向を示しているほか、全市的にも韮崎市、中央市への流出が減少しています。

各地区とも甲斐市内での購買率は竜王地区で約43%、敷島地区で約57%、双葉地区では約63%と、増加傾向にあります。

平成4年では甲府市への流出が顕著にみられましたが、近年は甲府市への流出が減少し、甲斐市内での流動増加に転じています。

昭和町及び中央市への流出が急増した時期がありましたが、近年は微増または減少傾向にあります。

表1-2-6 買物流動

【市全域】								(単位:%)
年次	甲斐市	甲府市	南アルプス市	昭和町	中央市	韮崎市	その他	
2016年 (平成28年)	51.9	17.4	1.4	19.1	4.7	1.3	4.2	
【竜王地区】								(単位:%)
年次	甲斐市	甲府市	南アルプス市	昭和町	中央市	韮崎市	その他	
1986年 (昭和61年)	44.6	48.7	1.4	2.4	0.6	1.4	0.9	
1992年 (平成4年)	42.8	42.5	0.7	3.7	8.3	1.4	0.6	
2004年 (平成16年)	33.2	15.9	2.2	24.8	19.5	0.2	4.2	
2016年 (平成28年)	43.1	14.3	2.2	28.1	7.9	0.1	4.3	
【敷島地区】								(単位:%)
年次	甲斐市	甲府市	南アルプス市	昭和町	中央市	韮崎市	その他	
1986年 (昭和61年)	51.3	43.8	0.3	0.2	0.3	2.8	1.3	
1992年 (平成4年)	42.0	52.8	0.2	0.6	0.9	2.7	0.8	
2004年 (平成16年)	41.7	31.5	0.7	14.4	7.3	0.7	3.7	
2016年 (平成28年)	57.0	24.8	0.7	12.9	1.4	0.1	3.1	
【双葉地区】								(単位:%)
年次	甲斐市	甲府市	南アルプス市	昭和町	中央市	韮崎市	その他	
1986年 (昭和61年)	37.0	34.8	0.1	0.0	0.0	27.5	0.6	
1992年 (平成4年)	25.5	46.0	0.3	1.4	0.9	24.6	1.3	
2004年 (平成16年)	38.1	23.8	1.4	12.5	10.1	10.2	3.9	
2016年 (平成28年)	62.9	15.0	0.9	9.0	2.0	5.1	5.1	

出典：山梨県商圏実態調査結果報告書
(山梨県商工会連合会、甲府商工会議所、富士吉田商工会議所)

(12)産業別就業人口

◇就業者総数は、増加傾向からほぼ横ばいで推移し、第1次、第2次産業から第3次産業へのシフトが進行しています。

第1産業就業者数が減少傾向にあるほか、第2次産業就業者数も平成12年をピークに減少し、その一方で第3次産業就業者数が増加しています。

山梨県全体と比べると第1次産業就業者の割合が低く、第2次産業就業者の割合が比較的高くなっていますが、本市でも近年は相対的にみて第2次産業に従事する人の割合は減少しつつあります。

産業分類別では、「医療・福祉」に従事する人が上昇しています。

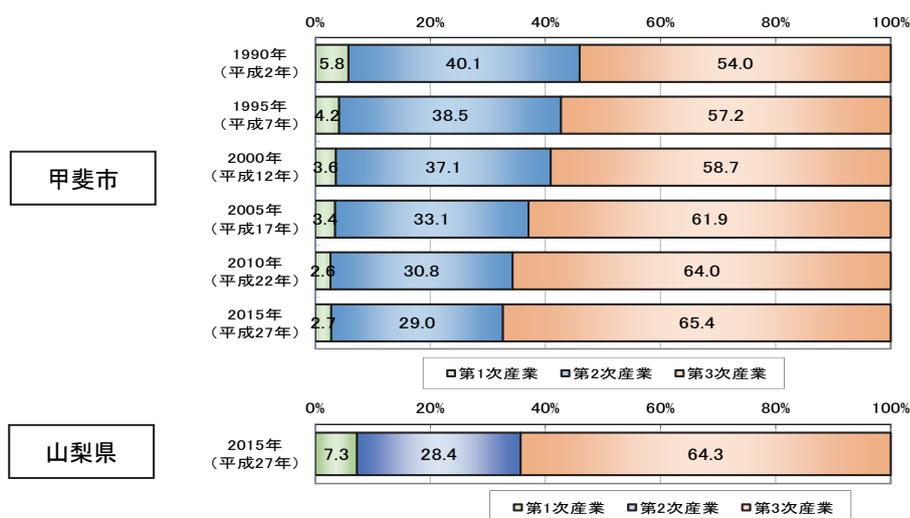


図1-2-23 産業別就業人口構成の推移

出典：国勢調査

表1-2-7 産業別就業人口構成の推移

産業(大分類)		1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年(平成27年) 就業者数(人)	構成比(%)
第1次産業	農業	1,724	1,451	1,313	1,261	937	945	2.6
	林業	24	26	27	29	25	40	0.1
	漁業	1	2	0	1	1	1	0.0
	小計	1,749	1,479	1,340	1,291	963	986	2.7
第2次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	18	19	20	5	16	5	0.0
	建設業	3,217	4,083	4,438	3,783	3,290	3,216	8.7
	製造業	8,906	9,368	9,448	8,698	7,910	7,473	20.3
	小計	12,141	13,470	13,906	12,486	11,216	10,694	29.0
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	156	204	189	172	220	179	0.5
	運輸・通信業	1,590	1,675	1,844	2,136	2,140	2,208	6.0
	卸売業・小売業・飲食店	6,441	7,617	8,179	8,216	6,011	5,778	15.7
	金融業・保険業	869	1,064	1,008	863	889	883	2.4
	不動産業・物品賃貸業	291	326	367	358	483	586	1.6
	サービス業	5,811	7,807	9,096	-	-	4,373	11.8
	学術研究・専門・技術サービス業	-	-	-	-	949	1,001	2.7
	宿泊業・飲食サービス業	-	-	-	-	2,059	1,964	5.3
	生活関連サービス業・娯楽業	-	-	-	-	1,440	1,408	3.8
	教育・学習支援業	-	-	-	-	1,635	1,731	4.7
	医療・福祉	-	-	-	-	3,907	4,656	12.6
	複合サービス事業	-	-	-	-	247	308	0.8
	サービス業(他に分類されないもの)	-	-	-	-	1,957	2,037	5.5
	公務	1,185	1,315	1,298	-	-	-	-
公務(他に分類されるものを除く)	-	-	-	-	1,341	1,372	3.7	
小計	16,343	20,008	21,981	23,304	23,278	24,111	65.4	
分類不能の産業	45	41	244	587	918	1,084	2.9	
合計	30,278	34,998	37,471	37,668	36,375	36,875	100.0	

出典：国勢調査

1-3 産業の動向

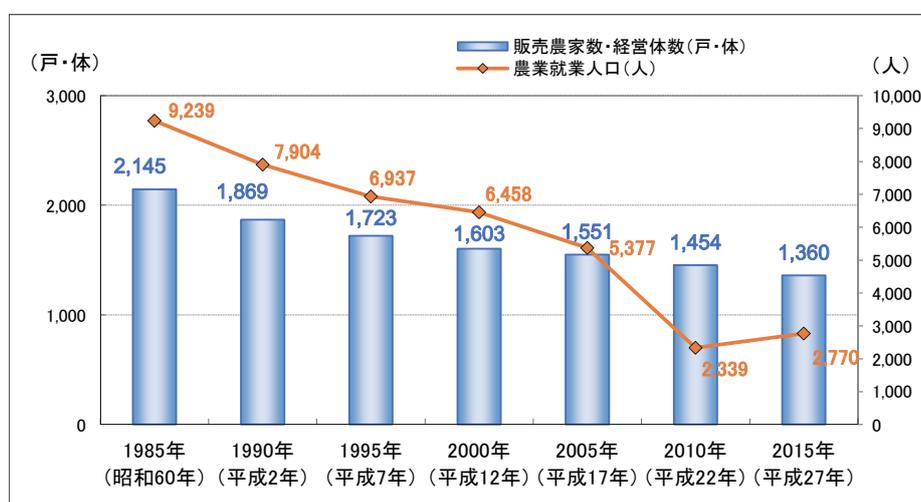
(1) 農業

◇農家数及び農業就業者数、経営耕地面積は長期にわたって減少し続けていますが、平成22年以降はわずかながら就業人口の増加が見られ、農家数、経営耕地面積においても減少幅は小さくなっています。

農家数及び農業就業人口は長期にわたり減少傾向を示しており、特に農業に従事する人口は大幅に減少していますが平成22年以降は微減あるいは横ばい傾向にあります。

また、経営耕地面積も減少傾向を示していますが、1農家当たりの経営耕地面積は、ここ10年ほどはそれ以前と比較すると規模が大きくなっています。

【農家数、農業就業人口の推移】



【経営耕地面積の推移】



図1-3-1 農業指標の推移

出典：農業センサス

(2)工業

- ◇事業所数や従業者数、製造品出荷額がピーク時の3～4割程度まで減少しています。
- ◇労働生産性は平成7年以降ほぼ横ばいで推移しています。

平成2年をピークに、事業所数及び従業人口が減少傾向を示しており、平成30年にはピーク時と比べ事業所数で約33%、従業者数で約40%まで減少しています。これは平成26年に大手半導体メーカーの工場閉鎖が影響していると思われ、第2次産業の減退が懸念されます。

製造品出荷額は平成7年をピークに減少傾向を示しており、平成26年には約31%まで減少しましたが、平成30年は増加しています。

従業者一人あたり出荷額は、微増減を繰り返しながら概ね2,000万円/人前後で、ほぼ横ばいで推移しています。

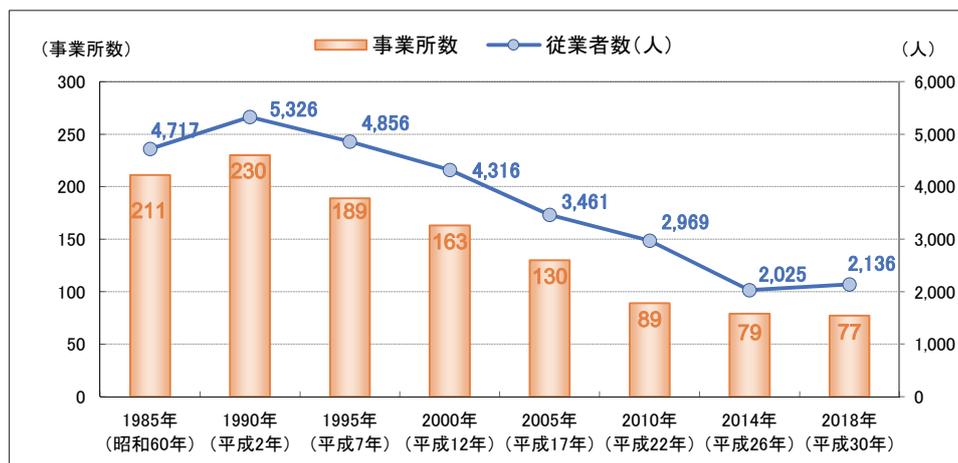


図1-3-2 事業所数・従業人口の推移

出典：工業統計調査

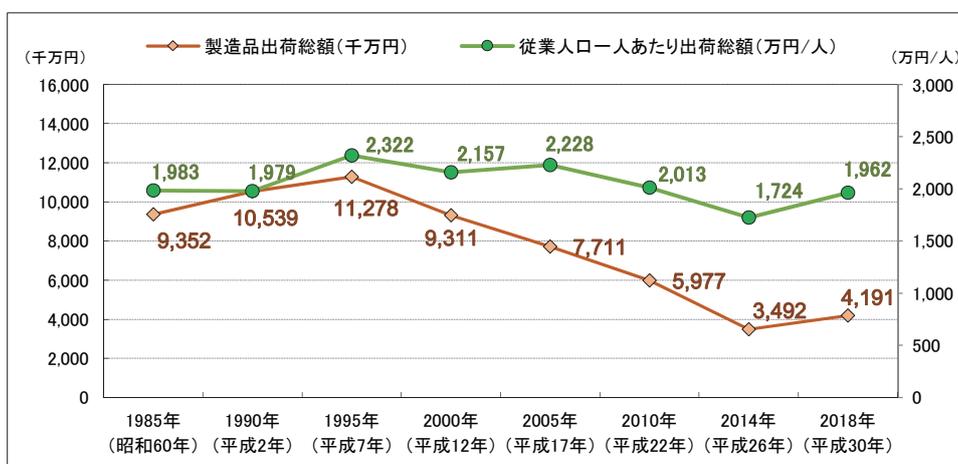


図1-3-3 労働生産性の推移

出典：工業統計調査

(3)商業

- ◇全体の事業所数はほぼ横ばいで推移しています。
- ◇卸売業及び小売業の従業者数は平成24年に減少したものの平成28年にかけて再び増加しています。
- ◇商品販売額は平成9年以降ほぼ微減で推移していましたが、平成28年にかけて増加に転じ近年では最も高くなっています。販売効率性は、平成3年をピークに減少傾向にありましたが、平成14年以降は下げ止まり、ほぼ横ばいを推移しています。

事業所数はほぼ横ばいで推移しており、全従業者数は平成19年まで増加を辿っていましたが、平成24年にかけて減少しています。しかし、平成28年にかけて再び増加し、近年では最も多い人口を示しています。

年間商品販売額は、全体として平成9年以降微減で推移しており、業態別で見ると卸売業が平成3年以降減少傾向を示す一方で、小売業は横ばいあるいは増加傾向にあり、平成28年は近年では最も高い販売額を示しています。

従業者一人あたり年間商品販売額は平成3年をピークに減少傾向にありますが、卸売業は平成24年以降堅調に増加、小売業はほぼ横ばいで推移しています（図1-3-7参照）。



図1-3-4 商店数・従業人口の推移

出典：商業統計調査

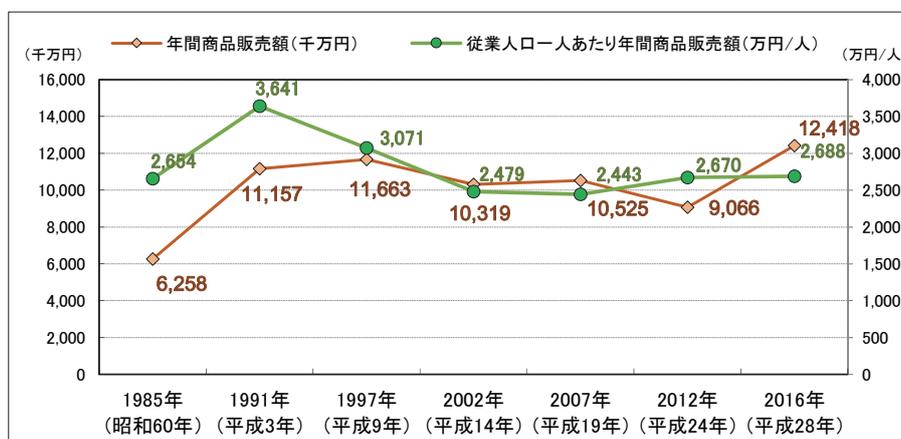


図1-3-5 販売効率性の推移

出典：商業統計調査

【卸売業】

【小売業】

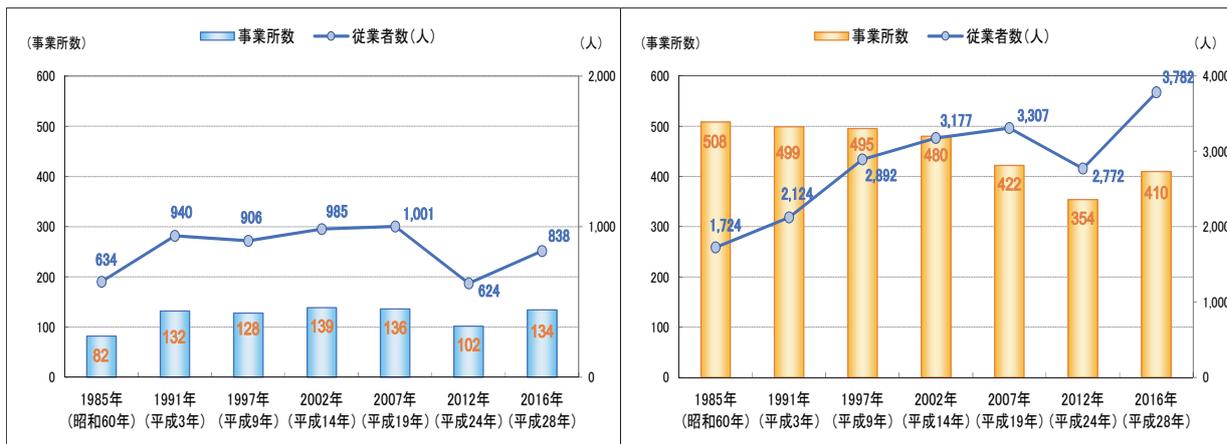


図1-3-6 業態別商店数・従業員数の推移

出典：商業統計調査

【卸売業】

【小売業】

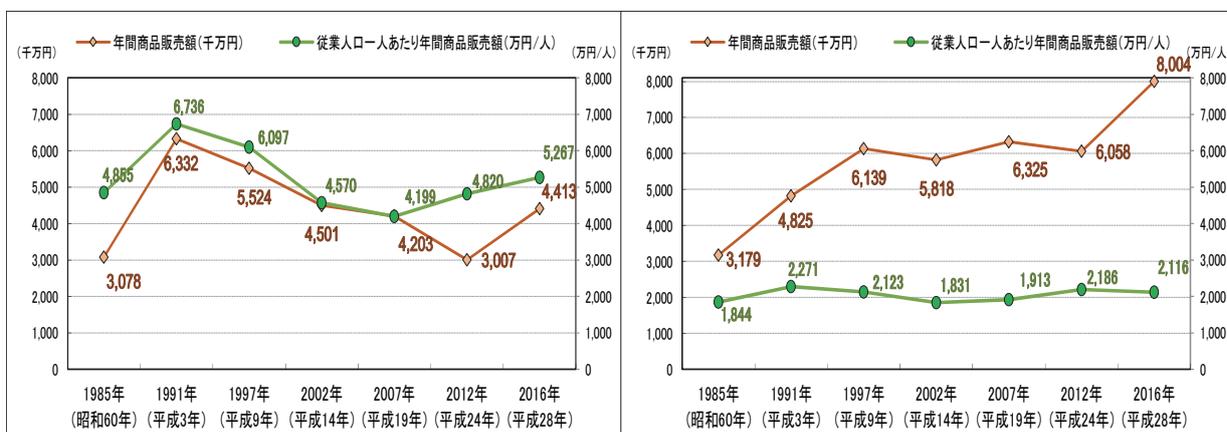


図1-3-7 業態別販売効率性の推移

出典：商業統計調査

表1-3-1 業態別の推移

年次	卸売業				小売業				
	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額(千万円)	従業者一人あたり年間商品販売額(万円/人)	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額(千万円)	従業者一人あたり年間商品販売額(万円/人)	小売業売場面積(m ²)
1985年(昭和60年)	82	634	3,078	4,855	508	1,724	3,179	1,844	-
1991年(平成3年)	132	940	6,332	6,736	499	2,124	4,825	2,271	-
1997年(平成9年)	128	906	5,524	6,097	495	2,892	6,139	2,123	48,746
2002年(平成14年)	139	985	4,501	4,570	480	3,177	5,818	1,831	60,900
2007年(平成19年)	136	1,001	4,203	4,199	422	3,307	6,325	1,913	65,456
2012年(平成24年)	102	624	3,007	4,820	354	2,772	6,058	2,186	74,278
2016年(平成28年)	134	838	4,413	5,267	410	3,782	8,004	2,116	85,255

出典：商業統計調査

1-4 土地利用・市街化の動向

(1)土地利用現況

- ◇竜王地区及び敷島地区の市街化調整区域は、まとまった農地が広がっています。
- ◇敷島地区の中央部に位置する市街化区域に囲まれた市街化調整区域には、大規模な公共施設用地、交通施設用地が立地しています。
- ◇竜王地区及び敷島地区の市街化区域は住宅系を主とした都市的土地利用と農地として田畑を主とした自然的土地利用が混在しています。
- ◇竜王地区及び敷島地区では、幹線道路沿線に商業系、工業系の土地利用の集積が見られます。
- ◇双葉地区の用途地域内は住宅系を主とした土地利用となっており、商業系の土地利用が点在しています。
- ◇白地地域においては、山林や畑を中心とした自然的土地利用が主となっていますが北部の山際や東部において、住宅系のまとまった土地利用が見られます。

【竜王地区】

- ・北部、中西部、南東部に位置する市街化調整区域には田畑が広がっていますが、一部都市的土地利用が進んでいます。
- ・市街化区域内は住宅用地を主とした都市的土地利用と農地として田畑の自然的土地利用の混在が見られます。
- ・商業、工業系の土地利用は、国道20号や主要地方道甲府南アルプス線等の幹線道路沿線に多く見られます。

【敷島地区】

- ・北部の市街化調整区域には畑地や山林が広がっていますが、中央部の市街化区域に囲まれた地域には公共施設用地や交通施設用地が位置しています。
- ・市街化区域は住宅用地を主とした都市的土地利用と農地として田畑といった自然的土地利用が混在しています。
- ・商業系土地利用は、中央部より南側の主要地方道甲府韮崎線や主要地方道甲斐中央線といった幹線道路沿線に多く見られます。

【双葉地区】

- ・北部は山林や畑といった自然的土地利用が主となっていますが、山際の部分にまとまった住宅用地が見られます。
- ・用途地域内は住宅用地を主とした土地利用となっており、商業系土地利用が点在しています。
- ・白地地域においては、東部においてまとまった住宅用地が見られます。

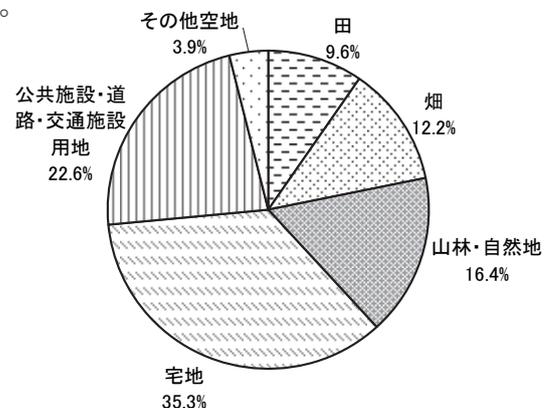


図1-4-1 土地利用現況（市全域）
出典：都市計画基礎調査

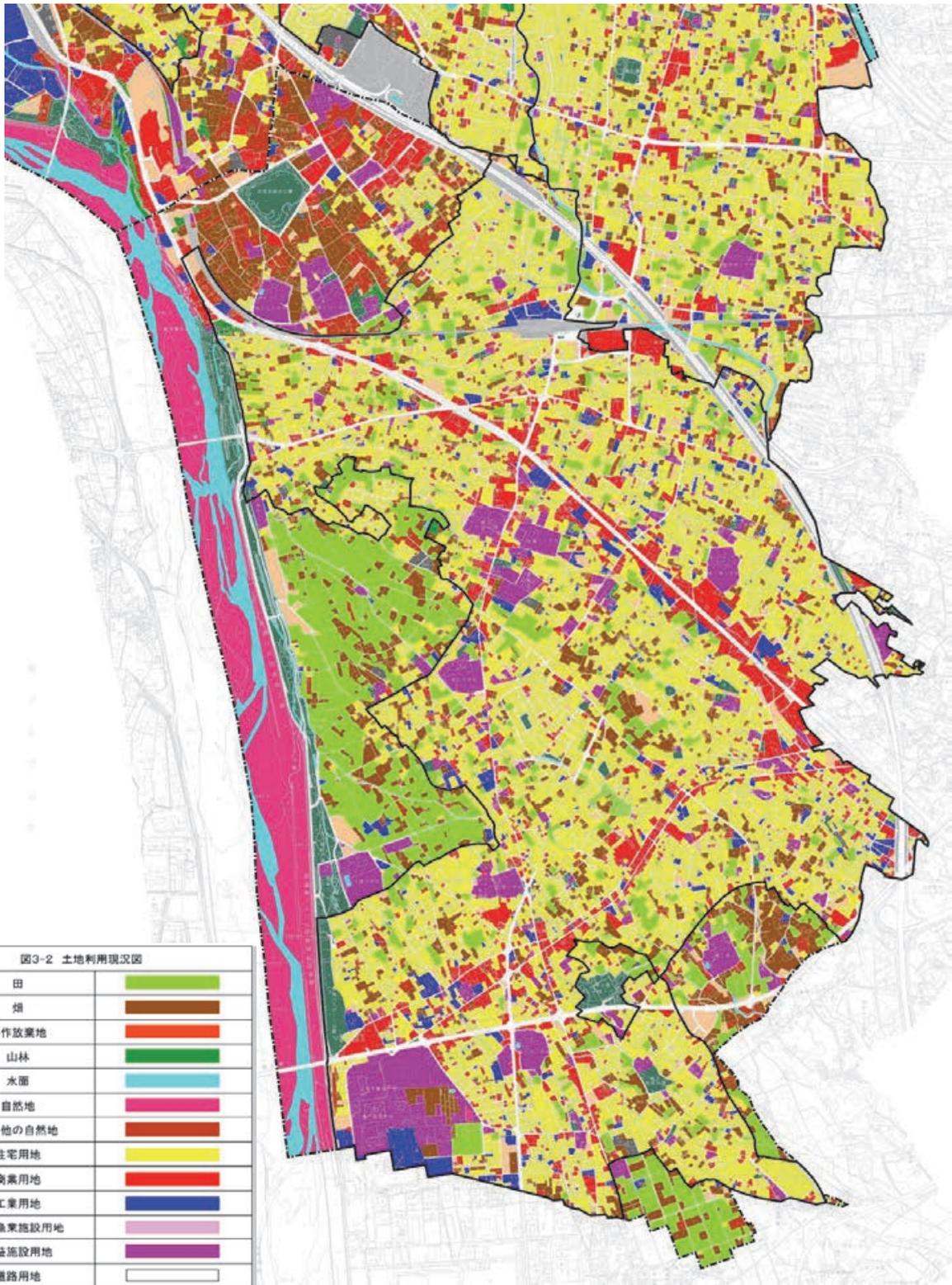


図3-2 土地利用現況図

土地利用区分	田	
	畑	
	耕作放棄地	
	山林	
	水面	
	自然地	
	その他の自然地	
	住宅用地	
	商業用地	
	工業用地	
	農林漁業施設用地	
	公益施設用地	
	道路用地	
	交通施設用地	
	公共空地	
	その他の公的施設用地	
	その他の空地	
その他の空地 (太陽光発電施設)		
区域界	市街化区域界(用途地域界)	
	都市計画区域界	
	行政界	

図1-4-2 竜王地区 土地利用状況図

出典：都市計画基礎調査

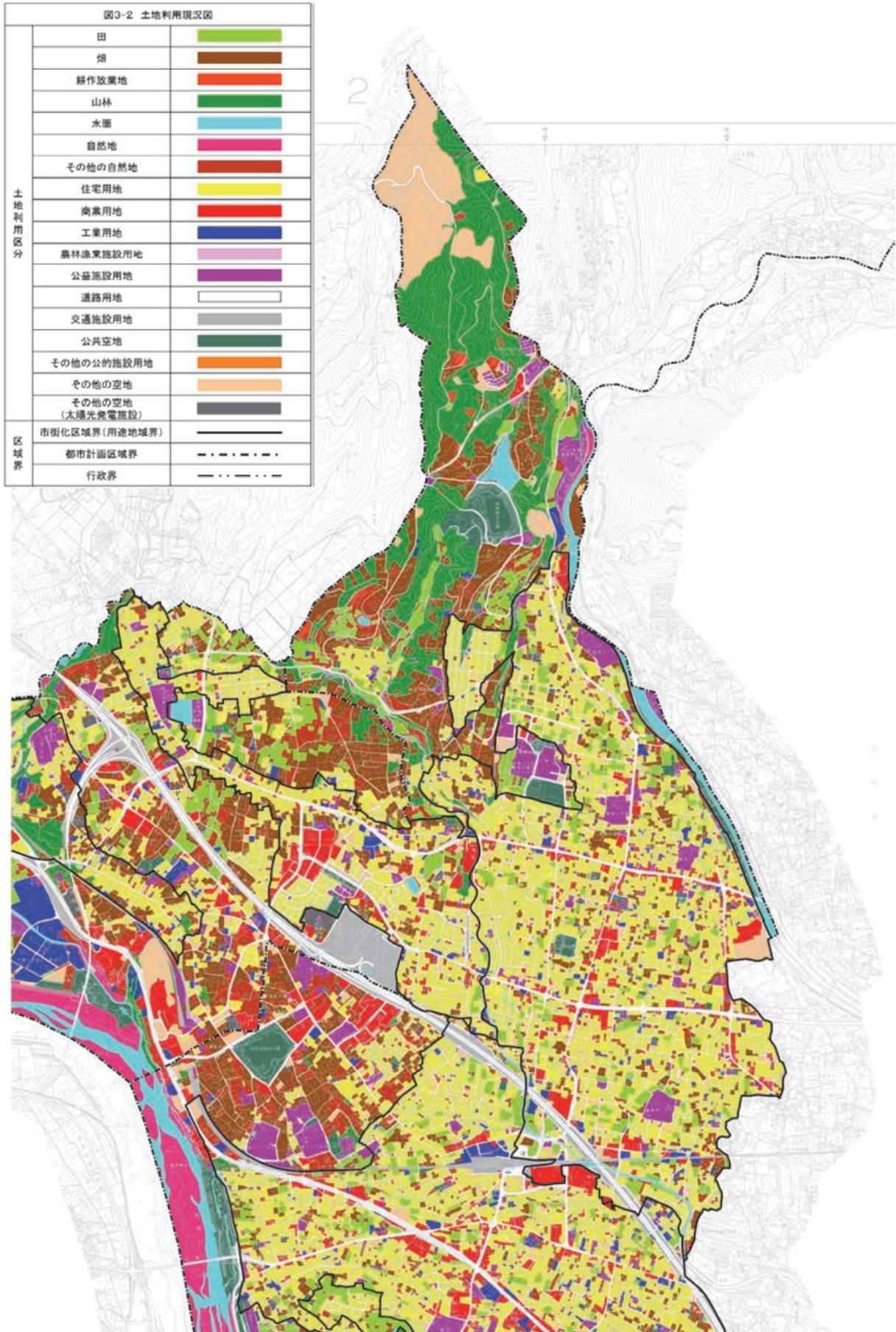


図1-4-3 敷島地区 土地利用状況図

出典：都市計画基礎調査

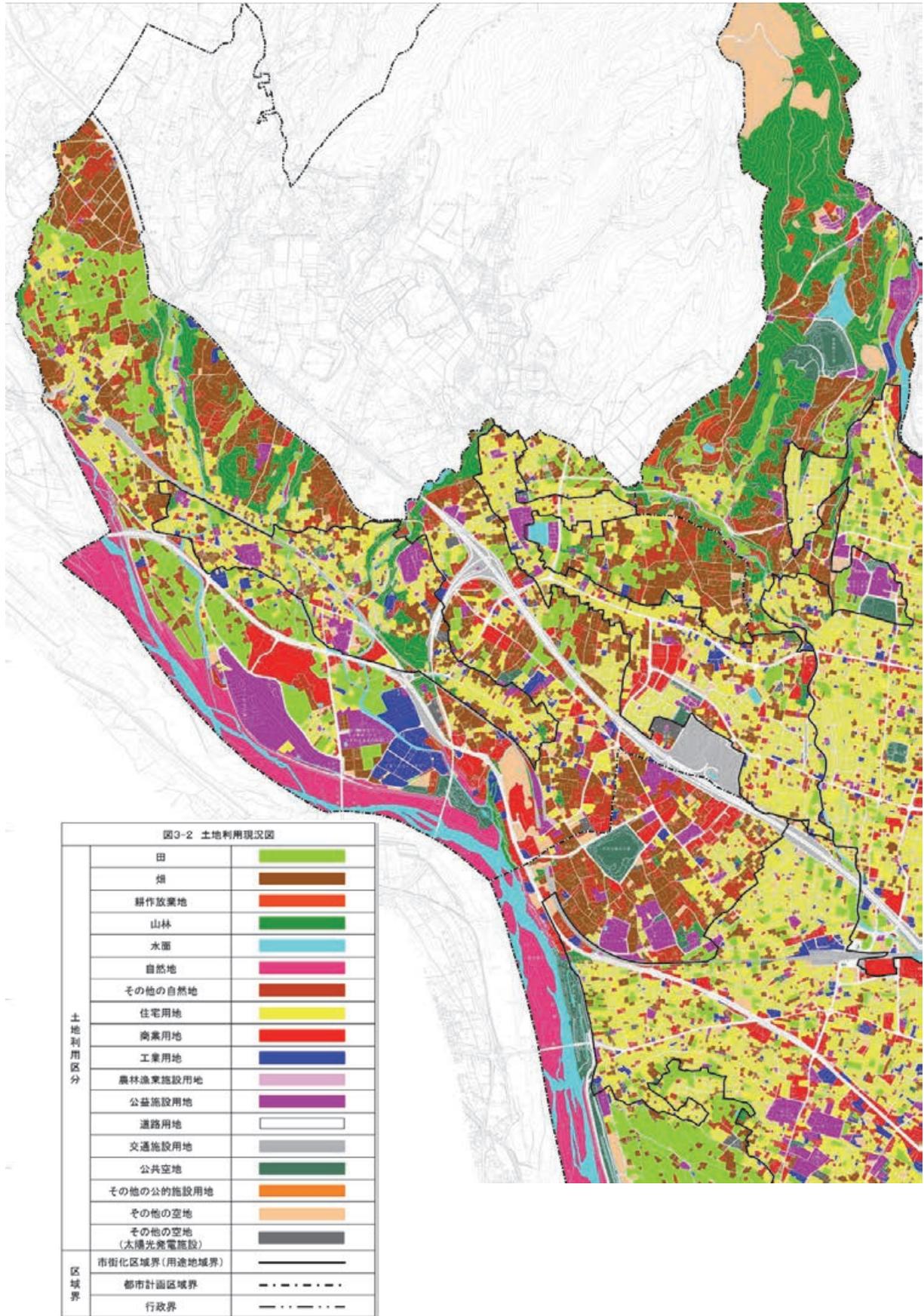


図1-4-4 双葉地区 土地利用現況図

出典：都市計画基礎調査

(2)市街化動向

- ◇竜王地区では、市街化区域全域において市街化が進んでおり、甲府市に近い東部地域でその傾向がやや強くなっています。
- ◇敷島地区では、市街化区域全域において市街化が進んでおり、南部地域でその傾向が強くなっています。
- ◇双葉地区では、主として用途地域内で市街化が進んでいますが、用途地域外の北部山際や東部地域においても市街化が進展しています。

【竜王地区】

- ・市街化区域の全体に新築が見られ、比較的小規模のまとまりが東側に多く見られます。

【敷島地区】

- ・市街化区域全体で新築が見られる中で、主要地方道甲府韮崎線以南において、比較的小規模のまとまりが見られます。

【双葉地区】

- ・用途地域内を中心に新築が見られる一方で、用途地域外の北部の山際や東部にも新築動向が見られます。

表1-4-1 新築状況

地区	年次	住宅		商業施設		工業施設		公益施設		その他		合計		
		件数 (件)	面積 (㎡)											
竜王地区	市街化区域	平成24年	156	12,136	2	278	1	46	5	2,204	3	123	167	14,787
		平成25年	148	11,420	7	3,032	1	404	3	1,772	4	160	163	16,787
		平成26年	149	11,508	8	6,141	1	224	2	122	8	198	168	18,191
		平成27年	177	13,964	8	940	0	0	2	965	9	337	196	16,206
		平成28年	151	12,586	3	312	0	0	2	826	2	96	158	13,819
		合計	781	61,613	28	10,703	3	674	14	5,888	26	913	852	79,791
	市街化調整区域	平成24年	7	463	0	0	0	0	1	175	0	0	8	638
		平成25年	6	481	2	331	0	0	0	0	1	88	9	899
		平成26年	9	586	0	0	0	0	0	0	0	0	9	586
		平成27年	11	828	3	207	1	391	1	225	1	0	17	1,650
		平成28年	9	669	0	0	0	0	1	297	0	0	10	966
		合計	42	3,027	5	537	1	391	3	697	2	88	53	4,740
	合計	平成24年	163	12,599	2	278	1	46	6	2,379	3	123	175	15,426
		平成25年	154	11,901	9	3,363	1	404	3	1,772	5	247	172	17,686
		平成26年	158	12,093	8	6,141	1	224	2	122	8	198	177	18,777
		平成27年	188	14,791	11	1,147	1	391	3	1,190	10	337	213	17,856
		平成28年	160	13,255	3	312	0	0	3	1,123	2	96	168	14,786
		合計	823	64,639	33	11,241	4	1,064	17	6,586	28	1,000	905	84,530
敷島地区	市街化区域	平成24年	86	7,159	0	0	1	280	0	0	3	464	90	7,903
		平成25年	71	5,845	6	861	0	0	2	1,295	3	73	82	8,075
		平成26年	77	6,334	0	0	1	58	1	68	4	230	83	6,690
		平成27年	100	8,180	3	259	1	213	1	240	2	1,570	107	10,462
		平成28年	104	8,058	1	161	1	242	1	76	2	193	109	8,730
		合計	438	35,575	10	1,281	4	793	5	1,680	14	2,531	471	41,860
	市街化調整区域	平成24年	1	97	0	0	0	0	0	0	1	96	2	193
		平成25年	4	402	0	0	0	0	0	0	0	0	4	402
		平成26年	3	217	0	0	0	0	0	0	0	0	3	217
		平成27年	1	82	0	0	0	0	0	0	0	0	1	82
		平成28年	3	224	0	0	0	0	0	0	0	0	3	224
		合計	12	1,022	0	0	0	0	0	0	1	96	13	1,117
	合計	平成24年	87	7,256	0	0	1	280	0	0	4	560	92	8,096
		平成25年	75	6,247	6	861	0	0	2	1,295	3	73	86	8,476
		平成26年	80	6,551	0	0	1	58	1	68	4	230	86	6,908
		平成27年	101	8,262	3	259	1	213	1	240	2	1,570	108	10,544
		平成28年	107	8,281	1	161	1	242	1	76	2	193	112	8,953
		合計	450	36,597	10	1,281	4	793	5	1,680	15	2,626	484	42,977
双葉地区	用途地域指定区域	平成24年	29	2,185	4	202	0	0	1	343	5	217	39	2,947
		平成25年	27	2,445	1	30	1	220	1	510	4	262	34	3,467
		平成26年	30	2,328	1	202	0	0	0	0	3	70	34	2,600
		平成27年	31	2,291	2	1,131	1	117	1	214	1	130	36	3,883
		平成28年	26	1,926	3	278	0	0	0	0	3	152	32	2,356
		合計	143	11,175	11	1,843	2	337	3	1,067	16	831	175	15,252
	用途地域指定外区域	平成24年	61	4,726	2	2,116	1	791	1	343	0	0	65	7,976
		平成25年	39	3,094	2	273	0	0	1	829	6	875	48	5,072
		平成26年	62	4,874	1	0	0	0	0	0	0	0	63	4,874
		平成27年	56	3,950	2	200	0	0	0	0	3	317	61	4,467
		平成28年	68	12,205	4	623	1	1,532	1	150	3	133	77	14,643
		合計	286	28,849	11	3,212	2	2,323	3	1,323	12	1,326	314	37,032
	合計	平成24年	90	6,911	6	2,318	1	791	2	687	5	217	104	10,923
		平成25年	66	5,539	3	303	1	220	2	1,339	10	1,138	82	8,538
		平成26年	92	7,202	2	202	0	0	0	0	3	70	97	7,474
		平成27年	87	6,241	4	1,331	1	117	1	214	4	447	97	8,350
		平成28年	94	14,130	7	902	1	1,532	1	150	6	285	109	16,999
		合計	429	40,023	22	5,055	4	2,660	6	2,390	28	2,157	489	52,284

出典：都市計画基礎調査

(3)土地利用規制

- ◇市全域の都市計画区域内では農業振興地域が1,281.9ha 所在し、そのうち548.4ha が農用地区域となっています。
- ◇農用地区域の多くが双葉地区に位置しています。
- ◇その他の土地利用規制としては、森林法に基づく地域森林計画対象民有地及び急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地が所在しています。

【竜王地区】

- ・農業振興地域が市街化区域外縁部の北部、西部、南部の3箇所においてみられ、そのうち北部については、農用地区域の割合が低くなっています。

【敷島地区】

- ・農業振興地域が北東部においてみられますが、その多くが農用地区域となっています。

【双葉地区】

- ・農業振興地域のうち平坦部の多くは農用地区域に指定されています。

表1-4-2 土地利用規制

区 分			面積 (ha)	
農業振興地域	総面積		5,249.9	
	令和3年3月末現在	農用地区域		1,067.3
		用途	田	363.3
			畑	696.6
			農業用施設用地	16.4
農用地区域外		4173.6		
地域森林計画対象区域	総面積		3152.2	

出典：行政資料集
農林振興課

1-5 主要な施設の配置・整備状況

(1) 道路・公共交通施設

- ◇国道 20 号、国道 52 号を中心とした道路網が形成されており、結びつきの強い甲府市や韮崎市を連絡する東西方向に特化しています。
- ◇広域幹線道路である中央自動車道は、市域南側に隣接する「甲府昭和インターチェンジ」、市域西部に隣接する「韮崎インターチェンジ」が設置されています。また、市内の「双葉サービスエリア」には平成 18 年 10 月にスマートインターチェンジが導入され、東京方面のみの利用が運用開始、平成 21 年 11 月にフルインターチェンジとして供用開始されています。
- ◇都市計画区域北部には「新山梨環状道路（北部区間）」の整備が都市計画決定されており、中部横断自動車道とともに甲府都市圏内の都市間連携強化が目指されています。
- ◇南北方向を貫く幹線道路は 1 路線のみであり、脆弱な状況となっています。
- ◇都市計画道路の整備率は 69.0% であり、整備状況は部分的な整備に留まっており、ネットワークの形成には至っていません。
- ◇一部の路線では、通勤時間帯の混雑度の高い区間があります。
- ◇鉄道は東西に J R 中央本線が通り、竜王駅と塩崎駅が配置され、竜王駅では新駅舎と南北自由通路が完成し、駅前広場及び周辺道路が整備、塩崎駅においても駅周辺施設等の整備が完了しました。

東西方向の幹線道路は、中央自動車道、国道 20 号、国道 52 号のほか、主要地方道 3 路線（甲府南アルプス線、甲府韮崎線、甲斐早川線）が配置されています。

一方、南北方向の幹線道路は、主要地方道敷島田富線の 1 路線のみとなっています。

広域幹線道路は、中央自動車道と中部横断自動車道が通っており、市域に隣接して中央自動車道「甲府昭和インターチェンジ」、「韮崎インターチェンジ」が設置されているほか、市内の「双葉サービスエリア」にはスマートインターチェンジが設置されています。

また、都市計画区域北側には、甲府都市圏内の交通円滑化と都市間連携強化を目指した「新山梨環状道路（北部区間）」の整備が位置づけられています。

都市計画道路の整備率は、令和 3 年度現在で 69.0% となっており、整備状況は断片的な整備が見られ、市域を連絡するネットワークが形成されていません。また、一部の主要幹線道路においては、通勤時間帯の交通混雑がみられます。

鉄道は、東西方向に J R 中央本線が通り、市内には竜王駅と塩崎駅の 2 駅が配置されています。竜王駅は、平成 20 年に新駅舎と南北自由通路の供用開始、平成 22 年に南北の駅前広場などの周辺整備が完了し、塩崎駅においても平成 31 年に駅舎をはじめとする駅周辺施設等の整備が完了しました。

表1-5-1 都市計画道路の整備状況

都市計画道路名称	進捗状況			決定年月日 (備考：当初決定)
	計画 (m)	整備済 ※ (m)	整備率 (%)	
1・4・102 白根・双葉幹線	1,800	1,800	100.0	平成23年3月24日 (当初 平成3年1月24日)
3・3・1 双葉バイパス	1,850	1,850	100.0	平成5年11月4日
3・3・1 和戸町竜王線	1,600	0	0.0	平成25年10月7日 (当初 昭和21年5月17日)
3・3・2 塩部町開国橋線	2,590	2,590	100.0	平成7年1月9日 (当初 昭和32年4月20日)
3・3・5 愛宕町下条線	1,020	1,020	100.0	平成10年12月21日 (当初 昭和21年5月17日)
3・3・6 甲府バイパス	4,010	4,010	100.0	平成5年11月4日 (当初 昭和46年3月31日)
3・4・1 滝坂下今井線	2,750	2,430	88.4	平成8年5月2日
3・4・2 大屋敷横町線	820	820	100.0	平成8年5月2日
3・4・3 登美団地大屋敷線	850	850	100.0	平成8年5月2日
3・4・4 滝坂希望ヶ丘線	560	0	0.0	平成8年5月2日
3・4・104 白根・双葉線	930	930	100.0	平成23年3月24日 (当初 平成3年1月24日)
3・4・6 桜井町敷島線	1,640	1,640	100.0	平成9年4月7日 (当初 昭和21年5月17日)
3・4・9 城東三丁目敷島線	1,200	128	10.7	令和3年1月15日 (当初 昭和21年5月17日)
3・4・11 田富町敷島線	6,120	3,630	59.3	平成24年1月23日 (当初 昭和43年10月21日)
3・4・12 竜王駅裏通り線	820	290	35.4	平成15年10月20日 (当初 昭和52年11月12日)
3・4・14 島上条山宮線	1,880	1,780	94.7	昭和55年9月29日
3・4・22 竜王八田線	1,670	1,670	100.0	平成5年11月4日
3・4・24 赤坂公園本線	850	850	100.0	平成7年8月21日
3・4・28 竜王駅前線	450	450	100.0	平成15年10月20日
3・4・29 竜王駅北口線	150	150	100.0	平成15年10月20日
3・5・1 丸の内二丁目竜王駅前線	810	0	0.0	昭和54年4月10日 (当初 昭和21年5月17日)
3・5・11 境大下条線	680	680	100.0	平成3年3月11日
1 竜王駅南北自由通路	120	120	100.0	平成18年3月13日 (当初 平成15年10月20日)
3・4・34 羽黒町島上条線	960	455	47.4	平成26年4月17日
3・4・106 甲府外郭環状道路北区間	4,670	0	0.0	平成25年3月7日
甲斐市 全域	40,800	28,143	69.0	-

※整備済み

改良済：用地が計画のとおり確保されており、共用している。

概成済：改良済以外の区間のうち、都市計画施設と同程度機能している

出典：都市計画課

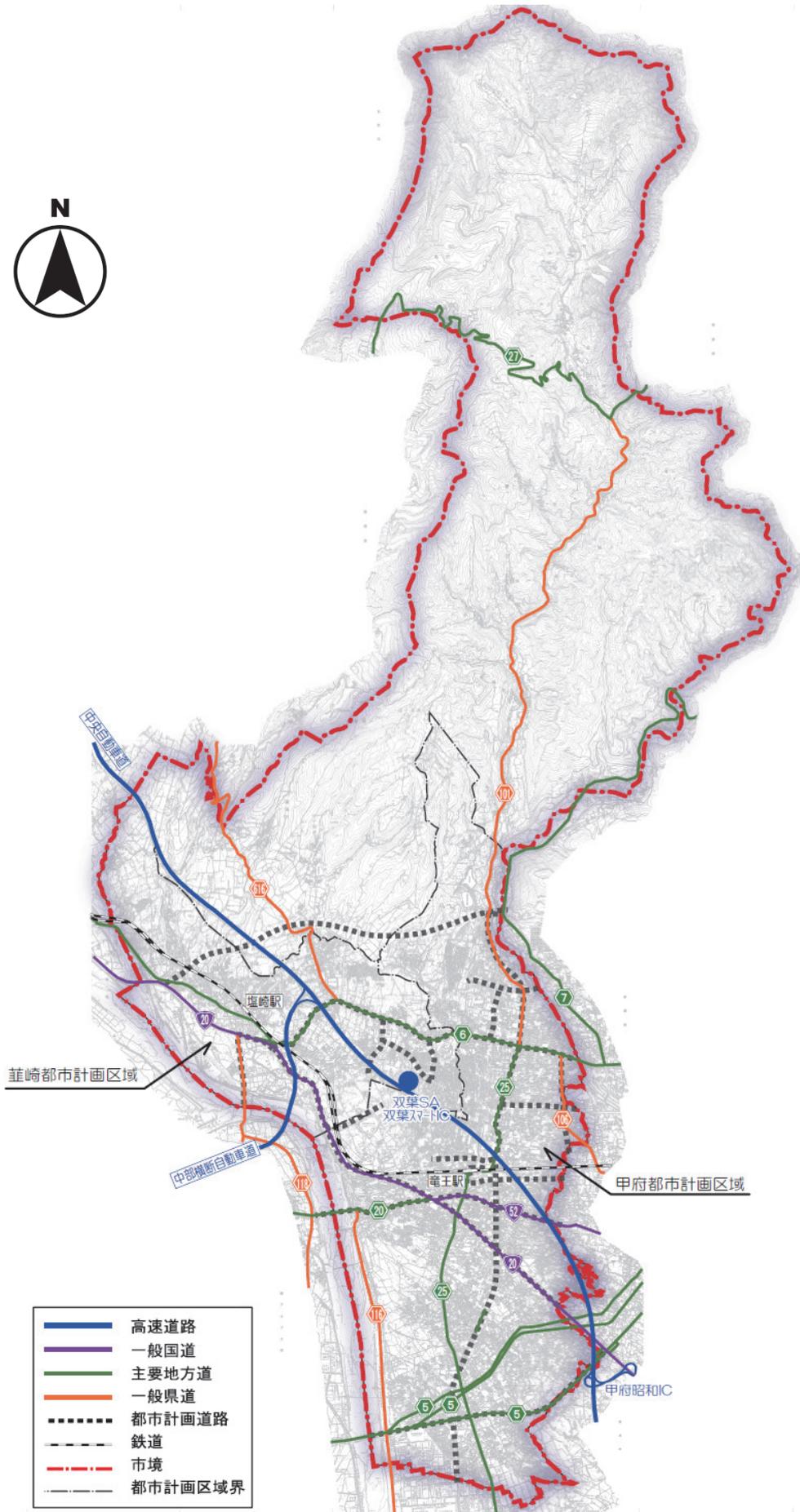


図1-5-1 交通網図

出典：都市計画基礎調査

表1-5-2 主要な幹線道路の交通量等

混雑度が1.25以上の路線

混雑時の平均旅行速度が20km/h未満の路線

路線名	観測地点名	交通量		大型車混入率(%)	混雑度	混雑時平均旅行速度(km/h)	
		平日12時間交通量(台)	平日24時間交通量(台)				
1	中央自動車道西宮線	中央自動車道西宮線～中央自動車道西宮線	20,468	28,806	19.4	0.4	92.3
2	中央自動車道西宮線	中央自動車道西宮線～甲斐市道双葉SIC	20,468	28,806	19.4	0.4	92.8
3	中央自動車道西宮線	甲斐市道双葉SIC～中部横断自動車道双葉JCT	21,634	30,264	18.8	0.5	92.2
4	中央自動車道西宮線	中部横断自動車道双葉JCT～中央自動車道西宮線	23,411	32,804	20.1	0.6	91.2
5	中部横断自動車道	中部横断自動車道～中央自動車道西宮線双葉JCT	3,594	4,684	23.6	0.5	74.7
6	一般国道20号	甲斐市富竹新田1536-1地先	26,334	36,868	10.8	1.1	17.2
7	一般国道20号	甲斐市富竹新田1536-1地先	26,334	36,868	10.8	1.1	11.4
8	一般国道20号	甲斐市竜王1060地先	22,696	31,612	11.8	1.1	42.6
9	一般国道20号	韮崎市本町3-5-3地先	16,230	22,560	18.4	0.5	22.5
10	一般国道20号	韮崎市本町3-5-3地先	16,230	22,560	18.4	0.5	29.6
11	一般国道20号	韮崎市本町3-5-3地先	16,230	22,560	18.4	0.5	53.6
12	一般国道52号	甲斐市下今井1060-1地先	7,556	9,445	6.8	1.0	20.3
13	一般国道52号	甲斐市富竹新田340-1地先	8,040	10,050	1.6	1.1	11.9
14	一般国道52号	甲斐市富竹新田340-1地先	8,040	10,050	1.6	1.1	15.9
15	一般国道52号	甲斐市富竹新田340-1地先	8,040	10,050	1.6	1.1	17.6
16	甲府南アルプス線	甲府市德行三丁目1282-1地先	27,272	38,454	4.6	1.4	22.0
17	甲府南アルプス線	甲斐市西八幡1625	21,810	29,001	5.3	1.2	28.7
18	甲府南アルプス線	甲斐市西八幡1625	21,810	29,001	5.3	1.3	28.1
19	甲府南アルプス線	甲斐市西八幡1625	21,810	29,001	5.3	1.3	17.0
20	甲府南アルプス線	甲斐市西八幡1625	21,810	29,001	5.3	1.3	17.2
21	甲府南アルプス線	-	7,108	9,169	4.1	0.4	19.9
22	甲府南アルプス線	南アルプス市上今諏訪396-1	28,571	40,571	8.2	1.4	11.1
23	甲府南アルプス線	甲府市德行四丁目16番3号地先	7,089	9,145	3.9	1.0	24.6
24	甲府南アルプス線	甲府市德行四丁目16番3号地先	7,089	9,145	3.9	1.0	6.5
25	甲府南アルプス線	甲府市德行四丁目16番3号地先	7,089	9,145	3.9	1.0	25.4
26	甲府南アルプス線	甲斐市万才67	5,705	7,359	6.2	0.9	23.7
27	甲府南アルプス線	甲斐市万才67	5,705	7,359	6.2	0.9	15.2
28	甲府南アルプス線	甲斐市万才67	5,705	7,359	6.2	0.9	17.5
29	甲府韮崎線	甲斐市龍地6622	12,788	16,163	4.0	1.4	21.3
30	甲府韮崎線	甲斐市龍地6622	12,788	16,163	4.0	1.4	14.4
31	甲府韮崎線	甲斐市龍地6622	12,788	16,163	4.0	1.4	21.4
32	甲府韮崎線	甲斐市龍地6622	12,788	16,163	4.0	1.4	18.2
33	甲府韮崎線	甲斐市龍地6622	12,788	16,163	4.0	1.4	17.9
34	甲府韮崎線	甲斐市宇津谷5186	7,528	9,786	1.6	1.0	29.5
35	甲府韮崎線	甲斐市宇津谷5186	7,528	9,786	1.6	1.0	43.1
36	甲府昇仙峡線	甲斐市吉沢142-3	1,594	1,897	10.0	0.3	37.8
37	甲斐芦安線	南アルプス市上高砂628地先	16,111	21,911	8.7	1.9	10.8
38	甲斐芦安線	南アルプス市上高砂628地先	16,111	21,911	8.7	1.9	15.3
39	甲斐中央線	-	11,681	15,536	4.9	1.7	10.6
40	甲斐中央線	-	11,681	15,536	4.9	1.8	5.2
41	甲斐中央線	甲斐市篠原2839	11,145	14,711	2.8	1.1	15.8
42	甲斐中央線	甲斐市篠原2839	11,145	14,711	2.8	1.1	17.1
43	甲斐中央線	-	4,095	5,160	1.9	0.8	11.2
44	甲斐中央線	-	4,095	5,160	1.9	0.8	10.4
45	甲斐中央線	-	4,095	5,160	1.9	0.8	30.5
46	甲斐中央線	-	-	-	-	-	13.1
47	甲斐中央線	-	-	-	-	-	19.7
48	甲斐中央線	-	-	-	-	-	10.0
49	甲斐中央線	中巨摩郡昭和町築地新居730-2	9,724	12,738	9.1	1.1	7.2
50	甲斐中央線	中巨摩郡昭和町築地新居730-2	9,724	12,738	9.1	1.1	12.3
51	甲斐中央線	甲斐市大下条684-1	12,726	17,053	4.4	1.1	17.6
52	韮崎昇仙峡線	-	227	250	4.5	0.3	30.2
53	韮崎昇仙峡線	-	227	250	4.5	0.1	36.5
54	韮崎昇仙峡線	-	227	250	4.5	0.1	41.0
55	敷島竜王線	甲斐市島上条1249-1	7,034	9,074	4.9	0.9	40.4
56	中下条甲府線	甲斐市長塚212-7地先	8,134	10,574	3.3	1.0	19.7
57	中下条甲府線	甲斐市長塚212-7地先	8,134	10,574	3.3	1.0	16.3
58	臼井阿原竜王線	甲斐市西八幡4422-7	9,592	12,566	14.7	1.6	6.3
59	臼井阿原竜王線	甲斐市西八幡4422-7	9,592	12,566	14.7	1.6	30.2
60	島上条宮久保見堂線	甲斐市龍地6604	4,731	5,866	4.1	0.6	31.6
61	島上条宮久保見堂線	韮崎市穂坂町長久保200地先	1,952	2,323	3.1	0.4	38.7
62	島上条宮久保見堂線	韮崎市穂坂町長久保200地先	1,952	2,323	3.1	0.4	38.7
63	島上条宮久保見堂線	-	3,696	4,620	4.1	0.8	24.4

出典：平成27年度道路・街路交通情勢調査 山梨県県土整備部

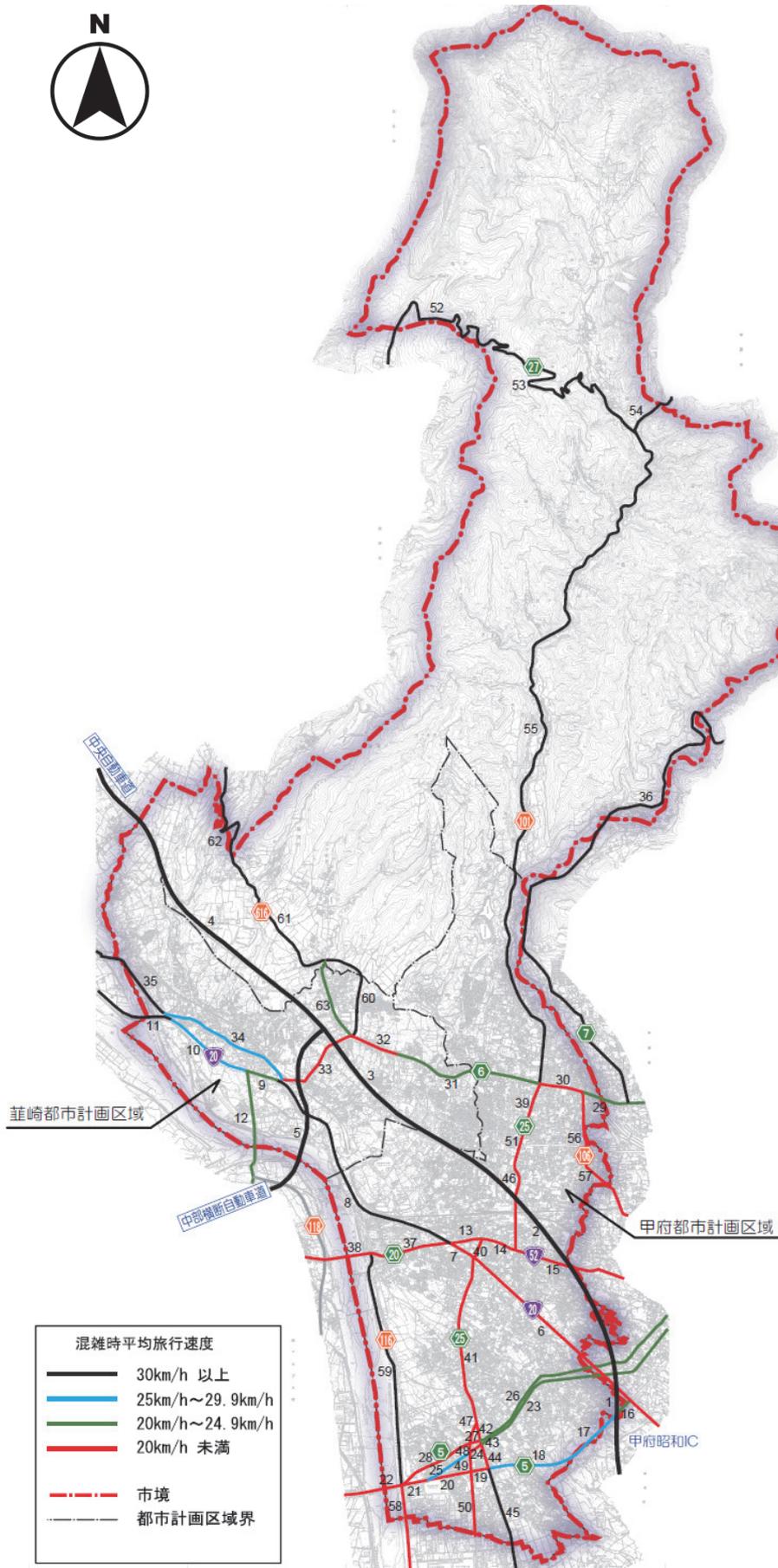


図1-5-2 主要な幹線道路の混雑時平均旅行速度分布図

出典：平成27年度道路・街路交通情勢調査 山梨県県土整備部

バス路線は、市内及び隣接都市を結ぶ民間路線バス、また市内6路線（令和3年現在）で甲斐市民バスが運行されています。

民間バスは、竜王駅や敷島営業所を中心に甲府市や韮崎市を接続しており、市内では主要な幹線道路など東西方向を中心として運行されています。そのため、市内を南北に通過する路線や双葉地区における公共交通が脆弱な状況となっていたことから、市民バスでは主に南北の地区を連絡し合い、公共施設、病院や商業施設、鉄道駅等を結んだルートで運行しています。



図1-5-5 甲斐市民バス路線図

出典：甲斐市ウェブサイトより抜粋

(2)都市公園等

◇市内の主要な公園として都市公園が18か所、市立公園が5か所、その他の公園が1か所配置されています。

◇供用されている公園面積は68.10haであり、人口（令和2年国勢調査）1人あたり約9.0㎡程度となっています。

都市公園は、街区公園5か所、近隣公園7か所、地区公園2か所、総合公園2か所、運動公園2か所が指定されています。

都市公園以外の公園・緑地として、市立公園が5か所、その他公園が1か所配置されています。

主要な公園の供用面積は68.10haとなります。人口（令和2年国勢調査）1人あたりの都市公園の面積は約7.3㎡/人であり、都市公園法施行令、県で定める目標指針及び市都市公園条例において定められている、住民一人当たりの都市公園面積の標準10.0㎡と比べ低くなっています。

表1-5-3 主要な公園緑地の概況

種別	公園の名称	場所	供用面積 (ha)	供用開始 (備考)	
都市公園	街区公園	名取公園	竜王地区	0.24	昭和57年9月1日
		篠原街区1号公園	竜王地区	0.25	平成12年4月1日
		篠原街区2号公園	竜王地区	0.25	平成12年4月1日
		篠原街区3号公園	竜王地区	0.17	平成12年4月1日
		カルチャーパーク	敷島地区	0.66	平成9年3月28日
	近隣公園	竜王中部公園	竜王地区	0.96	昭和50年4月1日 (平成27年都市計画変更:追加0.43ha)
		竜王北部公園	竜王地区	0.94	昭和53年4月1日
		信玄堤公園	竜王地区	1.31	昭和56年4月1日
		竜王南部公園	竜王地区	1.50	昭和60年3月31日
		やはた公園	竜王地区	2.00	令和2年4月1日
		中下条公園	敷島地区	1.43	昭和57年3月30日
	地区公園	島上条公園 (志麻の里フレンドパーク)	敷島地区	2.30	平成24年4月1日
		玉幡公園 (kai・遊・パーク)	竜王地区	3.11	平成18年4月29日
	総合公園	双葉水辺公園	双葉地区	4.25	平成16年7月18日
		赤坂台総合公園 (ドラゴンパーク)	竜王地区	7.31	平成12年4月1日 (平成7年都市計画決定面積:8.1ha)
運動公園	敷島総合公園	敷島地区	10.25	昭和60年3月25日	
	西八幡公園 (釜無川スポーツ公園内)	竜王地区	(3.52)	平成5年4月1日	
	釜無川スポーツ公園	竜王地区	18.00	昭和46年3月4日 (平成26年度 県より一部委譲)	
市立公園	境公園	敷島地区	0.10	平成9年8月19日	
	響が丘中央公園	双葉地区	0.56	平成11年4月1日	
	鳥ヶ池芝生公園	双葉地区	0.74	平成15年4月1日	
	双葉スポーツ公園	双葉地区	7.82	昭和49年9月30日	
	竜地公園	双葉地区	0.69	平成26年4月1日	
その他	荒川河川公園	敷島地区	3.26	平成11年4月1日(山梨県と管理協定)	
合計	24公園	—	68.10	—	

出典：行政資料集

(3)下水道

◇市全域の下水道の整備率は、70.9%となっています。

市域では公共下水道の計画処理区域面積は1,803ha、供用区域面積は1,277.84haとなっており、整備率は70.9%となっています。

竜王地区では中・南部地域の整備が進んでいますが、整備率は処理区域ベースで70.93%となっています。

敷島地区では、南部地域の整備が進んでいますが、整備率は処理区域ベースで76.03%となっています。

双葉地区では、西部地域の整備が進んでいますが、整備率は処理区域ベースで66.65%となっています。

また、市域の下水道普及率は、約77.3%となっています。

表1-5-4 公共下水道整備状況

区分	全体計画面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備率
竜王地区	915	649.20	70.9%
敷島地区	396	301.06	76.0%
双葉地区	492	327.58	66.7%
合計	1803	1,277.84	70.9%

出典：行政資料集

上下水道業務課

上下水道工務課

(4) 文教厚生施設

◇都市計画区域内を網羅するように、文教厚生施設が所在しています。

本市の教育・保育施設、公民館、図書館、警察機関、病院は、都市計画区域内を網羅するように所在しており、一定の市民サービスが提供されています。

一方、北部の都市計画区域外の山間部については、公民館を除き文教厚生施設の所在がありません。

表1-5-5 文教厚生施設一覧

区分	名称	区分	名称
小学校	竜王小学校	認定こども園	かおり幼稚園
	玉幡小学校		あおばこども園
	竜王南小学校		竜王あら川こども園
	竜王北小学校		光学園
	竜王西小学校		あおぞら保育園
	竜王東小学校	幼稚園 (子ども子育て支援 新制度適用)	双葉甲府幼稚園
	敷島小学校		富士幼稚園
	敷島北小学校	幼稚園 (私学助成)	竜王幼稚園
	敷島南小学校		公民館
	双葉東小学校	竜王中部公園セミナーハウス	
双葉西小学校	竜王南部公民館		
中学校	竜王中学校	敷島総合文化会館	
	玉幡中学校	敷島公民館	
	竜王北中学校	清川地域ふれあい館	
高等学校	農林高等学校	睦沢地域ふれあい館	
	日本航空高等学校	吉沢地域ふれあい館	
保育園	竜王北保育園	双葉ふれあい文化館	
	竜王東保育園	双葉公民館	
	竜王西保育園	竜王図書館	
	竜王中央保育園	敷島図書館	
	敷島保育園	双葉図書館	
	双葉西保育園	資料館	双葉歴史民俗資料館
	竜王大生園	警察機関	甲斐警察署
	玉川保育園		竜王交番
	玉幡保育園		敷島北警察官駐在所
	万才保育園	病院	登美警察官駐在所
	クローバー保育園		赤坂台病院
	吉沢立正保育園	三枝病院	
	登美保育園	竜王リハビリテーション病院	
	松島さくら保育園	りほく病院	
	げんきっこ双葉保育園	小規模保育事業	げんきっこ保育園
げんきっこ保育園	ひよこ保育園		
しまの保育園	しまの保育園		
ふじざくら保育園	ふじざくら保育園		

出典：行政資料集

子育て支援課

学校教育課

(5) 防災関連施設

◇市内の指定避難所は、各地区の中学校や小学校などが22箇所指定、その他福祉避難所として22箇所、一次避難地が3箇所設定されています。

本市の指定避難所は、各地区の小中学校や公民館施設など、竜王地区に10箇所、敷島地区に8箇所、双葉地区に4箇所の計22箇所が設定されているほか、福祉避難所が22箇所、一次避難地が3箇所設定されています。

また、地区ごとに一時的に集合し、指定避難場所への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園・広場等の「集合地」があります。

表1-5-6 指定避難所一覧

地区	種別(※)	名称	新型コロナウイルス感染症に対応した想定収容人数(人)
竜王地区	避難地・避難所	竜王北中学校	1,076
		竜王北小学校	622
		竜王小学校	656
		竜王東小学校	743
		竜王中学校	853
		玉幡小学校	627
		玉幡中学校	846
		竜王西小学校	578
		竜王南小学校	802
		竜王南部公民館	139
		福祉避難所	竜王保健福祉センター
	コスモス		-
	しあわせホーム竜王		-
	竜王リハビリテーション病院		-
	特別養護老人ホームあかさか		-
	特別養護老人ホームゆめみどり		-
	めぐみ荘		-
	山梨ライフケアホーム		-
	一次避難地(防災公園)	竜王中部公園	-
やはた公園		-	
敷島地区	避難地・避難所	敷島北小学校	568
		敷島中学校	1,024
		敷島小学校	628
		敷島総合文化会館、敷島公民館	296
		敷島南小学校	641
		睦沢地域ふれあい館	51
		清川地域ふれあい館	35
		吉沢地域ふれあい館	48
	福祉避難所	敷島保健福祉センター	-
		敷島緑陽園	-
		サポートハウス Andante	-
		ワーキングスペース大地	-
		ぎんが工房	-
		敷島荘	-
一次避難地(防災公園)	げんき甲斐	-	
	島上条公園	-	
双葉地区	避難地・避難所	双葉東小学校	691
		双葉中学校	824
		双葉西小学校	619
		双葉体育館	397
	福祉避難所	双葉保健福祉センター	-
		ワークハウスふたば	-
		フレンズ双葉	-
		りほく恵信ケアセンター	-
老人保健施設ひかりの里	-		

出典：防災危機管理課



図1-5-7 避難所位置図

1-6 都市資産の状況

(1) 自然環境及び歴史・文化遺産

◇貴重な自然環境や文化遺産等が山間部に散在しています。
 ◇貴重な歴史・文化遺産が市全域に点在しています。
 ◇令和2年度、日本遺産に『甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先端技術へ～』が認定されました。

市内北部の山間部には、国指定特別名勝の「御嶽昇仙峡」、国指定重要文化財の「白輿」などを中心に名勝・天然記念物等に指定されている資産が散在しています。

江戸時代までは甲斐の国として歴史を経た地域であり、彫刻や建造物、史跡といった歴史遺産のほかに、神楽や祭典といった人々の生活に根ざした文化財が市内に点在しています。

表1-6-1 天然記念物・特別名勝・名勝

区分	No.	名称	区分	No.	名称	
天然記念物	県指定	1 竜地の楊子梅(ヨウジウメ)	天然記念物	11 普禅院のカヤ		
		2 上管口のネズ		12 羅漢寺跡のカキ		
		3 法久寺のコツブガヤ		13 如意寺のナシ		
		4 ホツチ峠の饅頭石		14 竜王水		
		5 亀沢の船石		15 西八幡のカエデ		
	市指定	6 寺平のオニグルミ		16 西八幡のカキ	特別名勝	17 御嶽昇仙峡
		7 上八幡のヒイラギ		18 獅子岩及び獅子滝		
		8 法久寺のカシワ		19 慈照寺庭園		
		9 妙善寺の樫(カヤ)		20 妙善寺庭園		
		10 龍蔵院の無患子(ムクロジ)				

表1-6-2 歴史文化遺産

区分	No.	名称	区分	No.	名称
(有形文化財) 彫刻	県指定	1 木造五百羅漢像	(有形文化財) 建造物	1 光照寺薬師堂 附 厨子	
		2 木造阿弥陀如来坐像		2 慈照寺山門	
		3 木造釈迦三尊像		3 船形神社の石鳥居	
		4 石造子安地藏菩薩立像		4 慈照寺法堂	
		5 木造摩利支天像・愛染明王像		5 天沢寺六地藏幢	
	市指定	6 木造十一面観音坐像		6 旧金桜神社石鳥居 附 旧材一括	
		7 龍蔵院子安地藏		7 天澤寺山門	
		8 武田不動尊		8 峰観音堂	
		9 木造阿弥陀如来坐像		9 松尾神社本殿	
		10 木造地藏菩薩半跏像		10 慈徳院五輪塔	
		11 木造釈迦如来坐像及び五百羅漢像 附 五百羅漢動化帳・山門建立動化帳		11 正授院石幢	
(有形文化財) 石造物	12 七観音石幢	12 三社神社石鳥居			
	13 石造六地藏尊	13 袴腰天神本殿 附 棟札 2枚			
(有形民俗文化財)	県指定	1 上管口の郷倉	美術工芸品 (有形文化財) 工芸品	14 神明神社本殿 附 棟札 2枚	
		2 下管口の郷倉		15 三社神社本殿 附 棟札 6枚	
		3 赤坂供養塔		1 常説寺 白輿	
	市指定	4 上福沢の道祖神場		2 梵鐘	
		5 常照院 庚申塔		3 妙善寺本堂厨子	
		6 くり抜き石椀井戸		4 天狗沢瓦窯跡出土品	
		7 諏訪神社石椀		5 銅造仏形坐像	
無形民俗文化財	市指定	8 大久保の神楽	(有形文化財) 考古資料	6 塔之越経塚出土経筒・銭貨等	
		9 下福沢の道祖神祭		7 往生院板碑	
	市指定	10 竜王新町の庚申待 附 絹本着色青面金剛画像1幅		8 金の尾遺跡出土弥生土器壺棺	
		11 金剛地金山神社祭典		9 絹本着色仏涅槃図 附 軸木・箱	
		12 伊豆ノ宮大権現湯立祭		10 紙本着色 武田信玄画像	
		1 天狗沢瓦窯跡		11 紙本着色仏涅槃図	
		2 中鉢塚古墳		12 慈照寺文書	
		3 安倍加賀守の墓		13 保坂家文書	
		4 勝山の古戦場		14 山県大式自筆著書並墨書	
		5 滝坂の往生塚		15 旧巨摩郡北山筋山中十二箇村共有文書・箱・袱紗	
(記念物) 史跡	県指定	6 大塚古墳	(有形文化財) 古文書	16 天沢寺文書	
		7 両墓制跡		17 中島家旧蔵文書	
		8 一橋陣屋跡		(有形文化財) 歴史資料	18 八王子神祈願図絵馬
		9 用水隧道開削碑			19 飯田河原古戦供養板碑
		10 山県大式の墓			20 旧竜王河原宿石橋
		11 狐塚2号墳			21 亀沢地藏板碑
		12 野村宗貞の墓			22 信玄堤絵図
		13 回看塚			23 長光寺月待供養板碑
		14 狐塚1号墳			24 諏訪神社棟札
		15 古社水神宮			25 三社明神旗
		16 黄梅院跡			
		17 諏訪大神社境内の登り窯跡			
		18 有泉橋斎翁墓及び句碑三基			
		(有形文化財) 建造物		国登録有形文化財	1 山縣神社本殿
					2 山縣神社拜殿
					3 山縣神社手水屋
					4 山縣神社鳥居

出典：生涯学習文化課

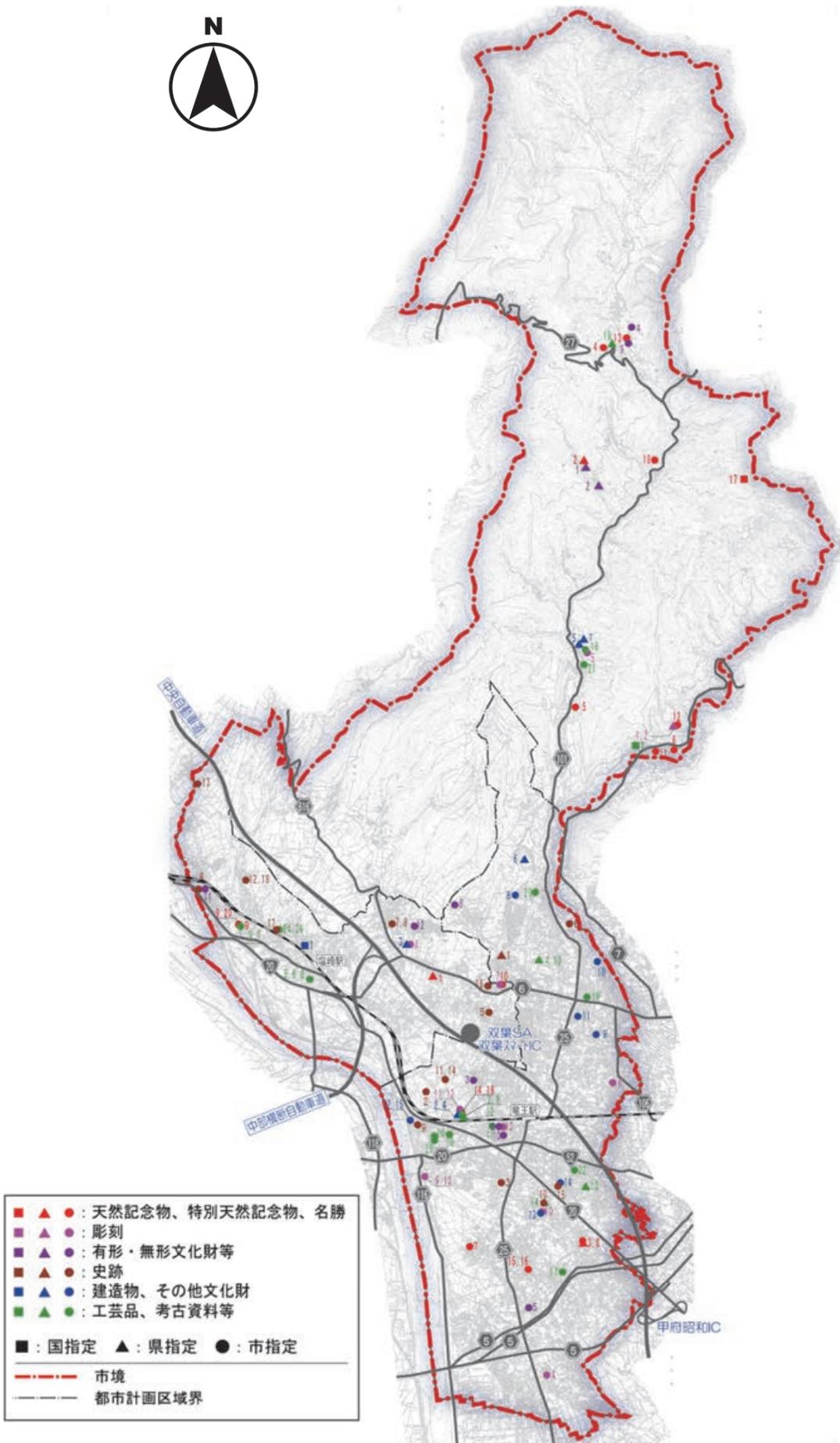


图1-6-1 都市資産位置图

(2)主な観光・レクリエーション資源、景観資源

- ◇北部に広がる丘陵・山岳地域は「秩父多摩甲斐国立公園」に指定され、豊かな自然環境が広がっています。
- ◇公園、史跡、温浴施設、特産品など様々な観光資源が市全域に散在し、市街地には史跡・文化、北部山間地域には自然環境を活かした観光資源が多く位置しており、中間部には地域の特産品や農産物を活かした観光資源が位置しています。
- ◇市内からは富士山や八ヶ岳などの雄大な景色が眺望できます。

市街地においては、「信玄堤」「山縣神社」など史跡・文化財や各種温浴施設や「歴史民俗資料館」といった観光資源が点在しています。

また、北部山間地域には、「御嶽昇仙峡」などの溪流美や四季折々の自然環境を楽しむトレッキングルートや自然観察路、オートキャンプ場やゴルフ場、「甲斐敷島梅の里クラインガルテン」など自然や農園を活用した観光資源が多く立地しています。

これらを結ぶ中間部では、ワイナリー施設や地元農産物の直売所をはじめとした農産物系の観光資源が立地しています。

特産物としては、「やはたいも」、「甲州ワインビーフ」、「赤坂とまと」、桑の実を利用したジャムやお茶などがあります。



「シャトレーゼベルフォーレワイナリー」の展望ハウス

2 上位計画

2-1 上位計画の概要

(1) 第2次甲斐市総合計画後期基本計画（令和2年3月）

「第2次甲斐市総合計画」は、社会経済情勢の変化などを見据えた、市の望ましい将来像と市政推進の取り組みを示しており、市の様々な計画に関する最上位計画です。

政策分野ごとに今後の施策の方向となる基本計画では、今後予想される人口減少対策に特化した重点的プロジェクトとして、「甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要や基本目標・取り組みについて「総合戦略プロジェクト」としてまとめています。

なお、前期基本計画の目標年度は令和元年度、後期基本計画は「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に推進するために、目標年度を令和6年度とし、新たに各政策にSDGsの目標を位置づけています。

【市の将来像】 『緑と活力あふれる生活快適都市』

第2次甲斐市総合計画では、将来像の実現に向け、5つの基本目標を定めています。

目標1：まちづくりは人づくり 生涯にわたる学びのまち(教育・文化)

目標2：健やかで心ふれあう安心に暮らせるまち(福祉・健康)

目標3：美しい景観と快適で安全な都市機能を築くまち(都市・建築・交通・防災)

目標4：自然と生活が調和した環境を築くまち(環境)

目標5：交流と協働による未来を拓く活力のあふれるまち(産業・行政)

このうち、目標3、目標4、目標5で定める基本方針は、特に、都市・社会生活、地域経済、地域資源、まちづくり、都市機能、安全で快適なまちづくり、環境に優しい都市づくりに大きく関わっています。

【まちづくりの政策及び施策の方向】

基本目標1：まちづくりは人づくり 生涯にわたる学びのまち（教育・文化）

1) 心豊かにたくましく、共に生きる甲斐っ子づくり

- ①確かな学力の育成 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成 ④地域や社会で活躍する人材の育成
- ⑤キャリア教育の推進 ⑥家庭・地域の教育力の向上 ⑦家庭・地域・学校の連携・協働の推進

2) 人生を豊かにする学びとスポーツの環境づくり

- ①生涯学び、活動できる環境の整備充実 ②青少年健全育成の推進 ③文化芸術に親しむ機会の充実
- ④歴史遺産の保存と活用及び継承 ⑤スポーツ事業と活動機会の充実 ⑥スポーツ参画体制の整備
- ⑦スポーツ施設の整備充実 ⑧図書館サービスの充実 ⑨図書館事業の多面的推進
- ⑩子ども読書活動の推進

3) だれもが安心して学べる教育環境づくり

- ①学校における働き方改革の推進 ②魅力ある学校を支える指導体制の充実
- ③安全・安心で質の高い教育環境の整備 ④すべての子どもの学習機会の支援
- ⑤多様性を包み込む教育の推進

基本目標2：健やかで心ふれあう安心に暮らせるまち（福祉・健康）

1) 地域福祉の充実

- ①地域福祉の推進 ②障がい者福祉の推進 ③生活保障・自立支援の推進
- ④新) 自殺防止対策の推進

2) 切れ目ない子ども・子育て支援の充実

- ①甲斐市版ネウボラの推進 ②地域社会での子ども・子育ての充実 ③子育て家庭に向けた支援
- ④保育園・幼稚園等の充実 ⑤幼児教育の推進

3) 高齢者保健福祉の充実

- ①高齢者保健福祉の推進 ②介護保険事業の充実 ③新) 地域包括支援センターの機能と体制の充実

4) 健康づくり・医療の充実

- ①健康づくりの推進 ②医療体制の充実 ③国民健康保険事業の適正な運営

基本目標3：美しい景観と快適で安全な都市機能を築くまち（都市・建設・交通・防災）

1) 良好な景観と市街地の形成

- ①景観まちづくりの推進 ②コンパクトシティの形成 ③適正な土地利用と拠点地域の整備
- ④緑化の推進

2) 快適な住環境の整備

- ①公園の整備 ②公営住宅の整備 ③新) 空き家への対策 ④上水道の経営・整備
- ⑤下水道の経営・整備

3) 道路・交通環境の整備

- ①幹線道路の整備促進 ②生活道路の整備 ③歩行環境の整備 ④公共交通機関の利用促進

4) 安心安全なまちづくりの推進

- ①防災・減災対策の推進 ②防犯体制の充実 ③交通安全対策の推進 ④治山・治水
- ⑤農林業施設の防災・減災の推進

基本目標4：自然と生活が調和した環境を築くまち（環境）

1) 自然環境と生活環境の保全

- ①自然保護・自然環境の保全 ②水環境の保全 ③公害の防止 ④環境美化活動の推進
- ⑤環境情報の提供と共有

2) 循環型社会の形成

- ①廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 ②広域ごみ・し尿処理施設の整備 ③循環型社会の確立

3) 再生可能エネルギーの推進と地球環境保全

- ①再生可能エネルギーの利用促進 ②バイオマスの活用推進 ③地球温暖化の防止

基本目標5：交流と協働による未来を拓く活力のあふれるまち（産業・行政）

1) 魅力ある農林業の振興

- ①農林業の担い手養成 ②農地利用の促進 ③農林業基盤整備の推進 ④都市農村交流の推進
- ⑤鳥獣被害対策の推進

2) 特色ある地域産業の振興

- ①観光産業の振興 ②商工業・サービス業の振興 ③創業・起業支援の充実 ④既存産業の経営革新等の支援
- ⑤産業間・産学官連携の推進 ⑥企業誘致の推進 ⑦地域ブランド戦略の確立 ⑧(新) 地方創生人材の育成・活用

3) 交流と定住促進による新たな活力づくり

- ①首都圏に向けた魅力情報の発信 ②移住定住の推進 ③(新) 関係人口の創出・拡大
- ④国際交流と多文化共生社会の実現 ⑤全市的イベントの開催

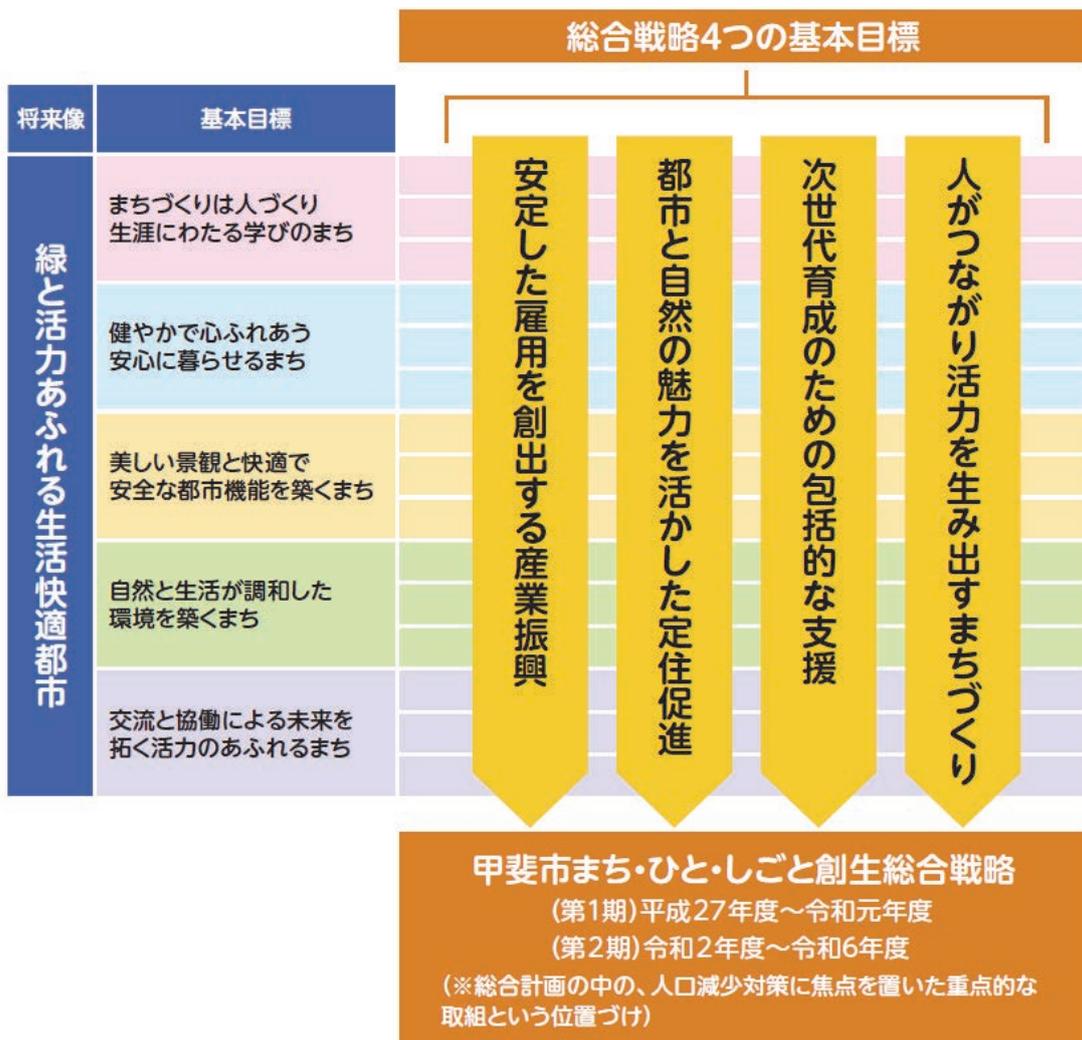
4) 協働のまちづくりの推進

- ①広聴・広報の充実 ②情報公開の充実 ③市民参加及び協働の推進 ④地域コミュニティ活動の促進
- ⑤男女共同参画社会の推進 ⑥(新) SDGs の普及促進

5) 創造的な行政運営の推進

- ①窓口対応サービスの向上 ②相談体制の充実 ③庁舎整備の推進 ④情報化の推進
- ⑤住民基礎情報の適正管理 ⑥地域経営体制の充実 ⑦議会運営の支援

第2次甲斐市総合計画



(2) 第2期 甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

本市では、平成27年10月に、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月策定）の趣旨に基づき、「甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定しています（令和元年度改訂）。この総合戦略は、「第2次甲斐市総合計画」の中の人口減少対策に特化した重点的プロジェクトという位置づけで策定されており、横ばい傾向にある本市の人口が将来的には減少が進んでいくとの推測に対して、地域経済縮小の克服を目指した具体的な施策をまとめています。

第2期計画期間は、後期基本計画との統一・整合性を保ちながら、令和2年度から令和6年度の5か年としています。

また、第1期総合戦略で一定の成果を上げつつも、課題として「積極的な働く場所の確保」、「移住定住のさらなる取組」、「子育て環境のさらなる充実」、「関係人口の創出・拡大」、「地方創生人材の育成」の事項が挙げられています。

【まちづくりの施策、戦略的・重点的な取り組み】（◆ …第2期における新規取組）

基本目標1：安定した雇用を創出する産業振興

1) 地域経済振興戦略の企画

- ・比較的中南部にまとまっている住宅地、市内に点在している工業団地や中小事業所、北部地域の自然環境が作り出す観光資源を生かしながら、良質な産業振興と雇用創出、人口還流の加速による地域の活性化の好循環を生み出す

- ◇総合戦略推進体制の整備
- ◆総合戦略推進のための専門調査の実施
- ◆市民参加による計画策定の実施
- ◆「立地適正化計画」の策定

2) 地域産業イノベーションの推進

- ・本市における新たな産業振興に向けた企業誘致や創業支援による雇用環境の多様化
- ・潜在的な林業・木材産業において木質バイオマス活用の展開と有機的な連携、新規就農者への支援、6次産業化の推進、農業における耕作放棄地の有効利用

- ・工場用地等の情報提供などにより製造業等の産業支援を推進

- ◇バイオマス産業都市構想
- ◇バイオマス活用による新たな農業の展開
- ◇創業者の支援
- ◇林道（橋梁含む）の整備
- ◆白ネギの特産化（双葉地区の遊休地化している一団の農地について意向調査実施）
- ◆「やはたいも」の地理的表示（GI）保護制度におけるGI登録の推進
- ◆地域おこし協力隊制度を活用した農業政策
- ◆企業誘致の推進

3) 地域資源の再発見と販路拡大支援

- ・地域資源・特産品などの国内外への新たな販路開拓の展開を図り、市内中小業者の活性化や雇用の拡大を推進

- ◇ふるさと物産販路拡大支援事業
- ◇地域ブランドの確立
- ◇ふるさと応援寄附金事業（地域経済活性化、関係人口の創出・拡大）
- ◇地域資源・特産品ツアーの実施
- ◆小規模事業者持続化補助金の創設（販路拡大、経営強化、設備更新等）

4) 地方創生を担う人材・組織の育成

- ・産業や地域を担う人材が高齢化し、従来のような産業活動、地域活動が難しくなることが危惧されることから、地方創生を担う人材を発掘、育成していくことが必要
 - ◆高校生を対象とした地方創生を担う人材育成
 - ◆ボランティア人材の育成
 - ◆甲斐市政策研究所と県内大学との連携による人材育成

基本目標2：都市と自然の魅力を活かした定住促進

1) 東京圏からの人口流入の創出

- ・直接東京圏に向けて居住環境の魅力を積極的に情報発信し、知名度を高め、東京圏からの移住定住の促進に取り組む
- ・市内にある文化資源等を活用し、市外の人にとっても魅力あるまちとして認知されるよう、文化芸術の振興及び活動を支援
 - ◇住む、仕事、医療など情報を横断的に把握したポータルサイトの構築、空き家調査
 - ◇U・I・Jターンによる起業・就業者創出を目的とした政策パッケージの実施、移住定住促進窓口、魅力情報発信拠点の設置、市特産品の販路拡大支援（マルシェへの出展）
 - ◇クラインガルテンと連携した新規就農支援（関係人口の創出・拡大策、資金供給）
 - ◆移住支援事業補助金の創設
 - ◆観光協会設立の調査・検討
 - ◆インバウンド観光客に対応した案内の充実
 - ◆空き家の活用促進
 - ◆歴史遺産の保存と活用の推進
 - ◆棚田の景観や文化の保存
 - ◆歴史遺産情報発信拠点施設の整備
 - ◆山梨県緑化センター跡地の活用

2) 若年層の定着とU・Iターン促進

- ・本市出身者を対象とした大学卒業後の市内へのUターン促進
- ・公共職業安定所とも連携し、若年層が本市に留まることを促す支援の実施
- ・地域おこし協力隊を活用した定住促進の取組を実施
 - ◇地域おこし協力隊を活用した新規就農支援などの農業政策
 - ◆東京圏への就業情報提供
 - ◆地域おこし協力隊の定着支援（起業支援）

3) 関係人口の創出・拡大

- ・移住や定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」に着目し、本市と継続的に関係を持ちつつ、将来的に地域産業や地域活動の担い手となる関係人口の創出・拡大に向けた取組を推進
 - ◆クラインガルテンの活用（農業体験やイベント開催、利用者と地元の人との交流）
 - ◆地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
 - ◆関係案内人、案内所の充実
 - ◆関係人口創出ツアーの開催

基本目標3：次世代育成のための包括的な支援

1) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- ・様々な子育てニーズに対応し、子育て家庭が安心して子育てできる各種支援の充実
 - ◇甲斐市版ネウボラ推進プロジェクトのワンストップ拠点として「甲斐市子育て世代包括支援センター」の立ち上げ、市・大学・個人病院の連携体制の確立
 - ◇子育てひろばの運営

2) 多様なニーズに応じた教育の充実

- ・子どもの教育環境が充実していなければ、転出の要因になることが考えられるため、子どもたちそれぞれの多様な教育ニーズに対応
- ・学習機会に差がつかないような取組推進、基礎学力の定着やキャリア教育の推進
 - ◇甲斐っ子応援教室として学習支援の推進
 - ◆地域と一体となった図書館の運営

3) 地域と連携した子育て支援の充実

- ・都市化や核家族化の影響により地域コミュニティの関係性は減っているが、子どもたちの育成に地域が関与し、適切な地域とのつながりを形成できる施策を推進
 - ◇地域活動への子どもの参加促進
 - ◇地域ボランティアなど「学校応援団」の学校運営への参加
 - ◇週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

基本目標4：人がつながり活力を生み出すまちづくり

1) 既存公共資源を利用したまちづくりマネジメント支援

- ・甲斐数島梅の里クラインガルテン周辺地域、西八幡地区メディカルタウン周辺地域の各エリアの開発をさらに効果的にするために、周辺の公共施設や公有地の調査及び利用調査を行い、有機的な資源配置を計画
 - ◇既存ストック活用まちづくりマネジメント支援事業
 - ◇既存公共資源の有効活用のための関連計画策定（山梨県緑化センター跡地活用事業）
 - ◇公用バスの運行 ◇市民温泉による健康増進と交流推進
 - ◇都市公園・市立公園の整備・維持
 - ◆Society5.0 実現に向けた未来技術の活用「小型無人機（ドローン）を活用した情報収集」

2) 相互扶助による助け合いのまちづくりの推進

- ・住民の相互扶助と、生活困難者の社会参加等への支援を推進
- ・男女共同参画社会の実現やイベント、健康づくりなど、住民同士が平等に協働して活動できる社会環境の整備
 - ◇甲斐市パーソナルサポートセンター事業 ◇地域住民による環境美化活動の支援
 - ◇緑化推進事業の推進
 - ◆ラジオ体操普及による健康なまちづくりの推進
 - ◆多文化共生の地域づくり推進
 - ◆コミュニティ運営へのICT技術等導入の検討

3) 協働による災害に強いまちづくりの推進

- ・災害時の情報周知のためのシステムの整備や、自主防災組織の結成・連携の促進などハード面からソフト面まで含めた住民同士が協力できる体制づくりを支援
 - ◇地域連携推進事業、防災メール配信システム導入事業
 - ◇防災士の養成
 - ◇災害対策整備事業の推進
 - ◇自主防災組織の結成促進、連携促進
 - ◆自主防災組織が策定する地区防災計画への支援

(3)山梨県都市計画マスタープラン（令和2年10月）

「山梨県都市計画マスタープラン」は、計画期間の10年が経過し、人口減少・超高齢化社会の進展や、厳しい財政的制約、頻発・激甚化する自然災害の発生など、社会経済情勢の変化に対応した新たな都市計画の基本方針を改定しました。

本市は、甲府都市計画区域および韮崎都市計画区域を含む「中西部・南部広域圏域」に位置づけられ、目指すべき県土構造では、甲府昭和インターチェンジ周辺、竜王駅周辺が都市機能補完地区に位置づけられています。

なお、計画の目標年次は策定年度の令和2年度からおおむね10年間の令和12年としています。

【中西部・南部広域圏域の都市づくりの基本理念と方向性】

『恵まれた自然や都市機能の集約を活かした様々な交流と農業や自然と調和した快適で潤いのある暮らしが育まれる広域圏域』

■魅力的な多自然居住地域の創造

広域拠点の周辺地域では、都市圏域の自立を支え、牽引する拠点としての地域拠点や身近な生活に密着した活動を支える拠点としての地区拠点の整備を進めるとともに、農地や自然と調和を図りながらゆとりある居住環境の実現を目指す。

■自然、歴史文化、特産物などを活用した交流促進と地域振興

南アルプス、八ヶ岳南麓等の恵まれた自然、武田神社等の歴史文化、ワイン等の特産物などの多様な観光資源と中部横断自動車道などの高速交通機能を活用した交流の促進と地域振興を図る。

■地震災害や風水害などに配慮した安全・安心な都市空間の実現

防災機能を有する森林や農地の保全及び安全な市街地の整備等を進めるとともに、被災時に周辺都県間の相互応援に必要な機能を有する防災拠点や交通情報ネットワークの整備により安全、安心な都市空間の実現を目指す。

〈目指すべき都市構造：都市機能補完地区〉

現状として拠点を補完する役割を果たしている又は役割を果たすことが予定されている地区であり、当面、他の拠点に不足する広域的な都市機能を補完する。

- ・甲府昭和インターチェンジ周辺
- ・竜王駅周辺

【目指すべき県土構造実現のための方針】

■都市計画区域の再編の方針

- ・甲府盆地7都市計画区域の一体化
- ・行政区画と都市計画区域の不整合の解消

■区域区分（線引き・非線引き）の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- ・甲府都市計画区域

「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」に向け、人口や都市機能の拡散を抑制するとともに、市街地外の優良農地や優れた自然環境を有する土地を適切に保全していくため、区域区分を設定し、開発圧力を市街地内に適切に誘導。

・ 韮崎都市計画区域

区域区分以外の都市計画制度の適用については、甲府盆地一体の都市形成を考慮した秩序ある土地利用のために、市街化調整区域と白地地域との規制格差の是正、行政区域と都市計画区域の不整合の解消等も視野に、市が広域的な視点から連携して「立地適正化計画」の作成に取り組んでいく必要がある。

■ 都市計画区域外における土地利用コントロールの方針

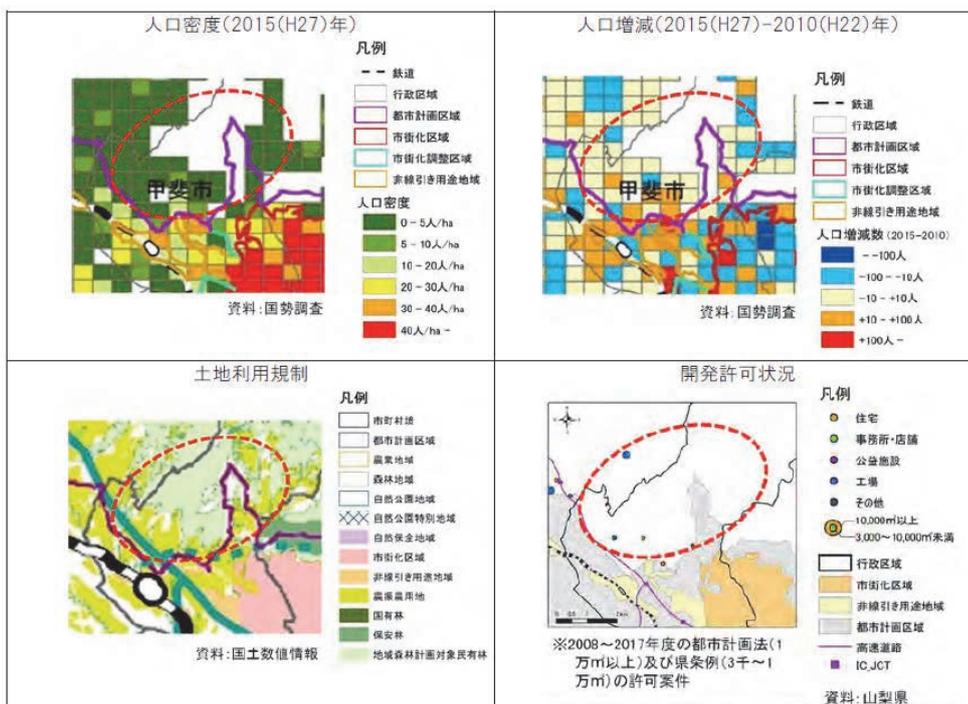
土地利用コントロール検討区域：甲斐市北西部を中心とした甲斐市、韮崎市の一部

項目	概況
地形	平坦地や緩やかな傾斜地が多い
人口	都市計画区域に隣接する地域で人口密度の高い地域があり、人口増加している地域もみられる
規制	土地利用規制の緩い地域（農振白地地域等）も分布
開発状況	開発は行われているが、規模は比較的小さい 住宅と水田による土地利用の混在がみられる
計画・その他	新山梨環状道路が事業中で、インターチェンジが設置予定

【位置図】



【土地利用コントロール検討の考え方】
小規模な開発等による土地利用のさらなる混在防止、また、新たな交通基盤整備による将来の土地利用の変化に対する適切な対応が必要である。



■ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全等について定められている。

2-2 上位計画のまとめ

「山梨県都市計画マスタープラン」を含め、「第2次甲斐市総合計画」のまちづくりの基本方針に基づく施策、「甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標と施策の展開を分類整理すると以下のとおりとなります。

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■適正な土地利用と拠点地域の整備 ■公営住宅の整備
道路・交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ■幹線道路の整備促進 ■生活道路の整備 ■歩行環境の整備 ■公共交通機関の利用促進 ■交通安全対策の推進
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ■緑化の推進 ■都市公園・市立公園の整備・維持
下水道・河川	<ul style="list-style-type: none"> ■上水道・下水道の整備
都市防災関連施設等	<ul style="list-style-type: none"> ■防災・減災対策の推進 ■治山・治水 ■地域連携推進事業（災害時の情報周知システムの整備） ■自主防災組織の結成・連携の促進
厚生施設等 健康・福祉 教育	<ul style="list-style-type: none"> ■医療体制の充実 ■広域ごみ・し尿処理施設の充実 ■スポーツ施設の整備充実 ■保育園・幼稚園等の充実、子育て支援拠点事業の充実
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ■景観まちづくりの推進
自然環境 歴史・文化資産	<ul style="list-style-type: none"> ■文化財の保存と継承 ■自然保護・自然環境の保全 ■水環境の保全
産業振興・活性化 雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> ■バイオマスの活用推進 ■農地利用の促進 ■農林業基盤整備の推進 ■企業誘致の推進
交流・定住	<ul style="list-style-type: none"> ■移住定住の推進 ■新規就農支援（「甲斐敷島梅の里クラインガルテン」との連携） ■関係人口の創出・拡大
都市機能 社会・市民生活	<ul style="list-style-type: none"> ■コンパクトシティの形成 ■循環型社会の確立 ■既存ストック活用まちづくり支援 ■廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 ■相互扶助、協働のまちづくりの推進

3 市民ワークショップ

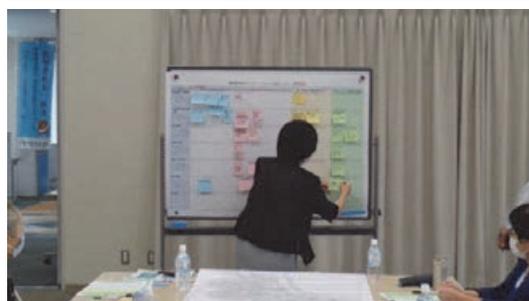
3-1 市民ワークショップの概要

本計画の見直しにあたって、都市計画やまちづくりなどに関する市民のご意見を直接的にうかがうとともに、幅広い世代からなる市民の交流を図っていただき、協働によるまちづくりを進めることを目的に、市民ワークショップを開催しました。

市民ワークショップの概要は以下のとおりです。

《市民ワークショップの概要》

- 名 称： 「甲斐市都市計画マスタープラン」見直しに伴う市民ワークショップ
 テーマ： 『ゼロ・カーボンシティ』を目指した『まちづくり』の実現
 開催日時： （第1回）令和3年10月10日（日） 午後1時30分～4時30分
 （第2回）令和3年10月17日（日） 午後1時30分～4時30分
 会 場： 竜王北部公民館ホール
 参加者： 18人
- ・ 各種団体推薦（自治会連合会、女性団体連絡会、商工会）
 - ・ 県立農林高等学校生徒
 - ・ 一般公募



「甲斐市都市計画マスタープラン」 見直しに伴う 市民ワークショップ 概要説明

令和3年10月10日
甲斐市都市建設部都市計画課

1

1. 市民ワークショップの概要

- 甲斐市のまちづくりの現状や課題などについて、普段、感じていること、思っていることなどをお聞かせください。
- 甲斐市が将来、どのような都市になったら良いかを考え、そのために、**どのような取組みを行っていけば良いか**をご提案してください。
- 甲斐市では、今後「**脱炭素のまちづくり（ゼロカーボンシティ）**」を掲げ、**環境にやさしいまちづくり**を進めていきます。ご提案いただいた、まちづくりの取組みの中から、地球温暖化対策など、**環境に優しい取組みについても意見交換**をして頂き、ご提案してください。

2

1. 市民ワークショップの概要

- 皆さまから頂いたご意見やご提案は、現在進めています「**甲斐市都市計画マスタープラン**」の見直し検討の**参考意見**として活用します。
- 必要に応じて、**新しい計画に反映**していきます。
- 都市計画・まちづくりの分野以外のご意見など、計画の見直しに**反映できなかったご意見**については、**担当する所管部署へそれぞれのご意見をお伝え**します。

3

2. スケジュール

第1回 10月10日(日)
(13:30~16:30)

- 概要説明
- グループメンバーの紹介
- グループワーク
 - ・甲斐市の良いところ、悪いところ
 - ・新たな取組み
 - ・ゼロカーボンへの取組み

↓

第2回 10月17日(日)
(13:30~16:30)

- 前回までの振り返り
- グループワーク
 - ・前回に引き続き、意見交換
 - ・成果のとりまとめ
- 成果発表

4

3-1. ワークショップの進め方 (第1回) 10/10 (日) 13:30~16:30

- ◆進行役（ファシリテータ）は、**スタッフ**が行います。
- ◆第1~2回を通して、グループワークは**同じメンバー**で行います。

①自己紹介

- ・まず、同じグループの方々与自己紹介を行います。
- ・お名前、所属・仕事、お住いの地区、参加のきっかけなどを簡潔にお話ください。

②シンキングタイム（意見を考える時間）

- ・「意見のとりまとめ（土地利用、都市施設、都市環境）」をご覧になり、「**良いところ**」「**悪いところ**」「**新たな取組みの提案**」「**ゼロカーボンへの取組みの提案**」について、**初日はざっと思いつく意見**をお考えください。
- ・お考えがまとまらない場合は、「**キーワード**」や「**記入例**」も参考にしてください。専門的な用語など、わからないことは**ファシリテータ**がご説明します。

5

3-1. ワークショップの進め方 (第1回) 10/10 (日) 13:30~16:30

③意見の記入

- ・思いついたことは、お手元の**付せん**にお書きください。
- ・すべての項目が埋まらなくても構いません。
- ・付せんには**色分け**があります。区分してお書きください。

「良いところ」
青色の付せんにお書きください

「悪いところ」
赤色の付せんにお書きください

「新たな取組み」
黄色の付せんにお書きください

「ゼロカーボン」への取組み
緑色の付せんにお書きください

- ・具体的な地区や施設に関するご意見には、なるべく**名称**もご記入ください。

6

3-1. ワークショップの進め方 (第1回) 10/10 (日) 13:30~16:30

④意見の発言

- ・付せんにお書き頂いた意見について、**1人ずつ順に発言**していただきます。
- ・発言をしながら、付せんを**テーブル上の大判シートの所定の枠**に置いていきます。
- ・一巡したあとに、**補足意見**や**新たな意見**をうかがいます。ファシリテータの進行にしたがって、**意見交換を進めてください。**

⑤終了

- ・時間がきましたら、グループワークを終了してください。

7

3-2. ワークショップの進め方 (第2回) 10/17 (日) 13:30~16:30

①振り返り

- ・前回の**ワークショップの意見とりまとめ**を簡単に確認します。

②意見交換（意見のブラッシュアップ・とりまとめ）

- ・以下、前回の「**意見のとりまとめ**」をご覧になり、**土地利用、都市施設、都市環境**の各分野ごとに**詳細に内容を補足**するための**意見交換（発言、記入）**を行います。
- ・十分に意見が出なかった項目や、新たに思いついた提案などを付せんに書いて**補足・追加し、成果をブラッシュアップ**させていただきます。
- ・特に、「**新たな取組みの提案**」や「**ゼロカーボンを目指した取組み**」について、「**誰が**」「**どのように**」取組み、「**どんな効果があるか**」などを意見交換し、**補足・追加してまとめ**てください。

・**15時までに、意見交換を終了**してください。

8

3-2. ワークショップの進め方 (第2回) 10/17 (日) 13:30~16:30

③成果のまとめ・発表準備 (15時~15時20分)

- ・成果をまとめ、発表の準備に入ります。
- ・各グループで発表者を決めてください。
(自薦・他薦・誕生日の早い順、ジャンケンなど・・・)
- ・発表者を中心に、発表のポイントなどを確認します。
- ・特に場所を示したい意見は、「地図」に付せんを移動させるなど、工夫を凝らしてみてください。

④成果の発表 (15時30分~16時15分)

- ・15時30分より、成果の発表を始めます。
- ・1グループ10~15分程度の持ち時間で、グループごとに発表を行います。(計3グループの発表)
- ・「意見のとりまとめ」や「地図」を貼り出します。これらを使いながら、発表を進めていきます。

9

3-2. ワークショップの進め方 (第2回) 10/17 (日) 13:30~16:30

(16時15分~16時30分)

⑤総括、振り返り、講評・感想など

- ・発表後の総括やワークショップの振り返り、成果発表の講評や感想などを行います。

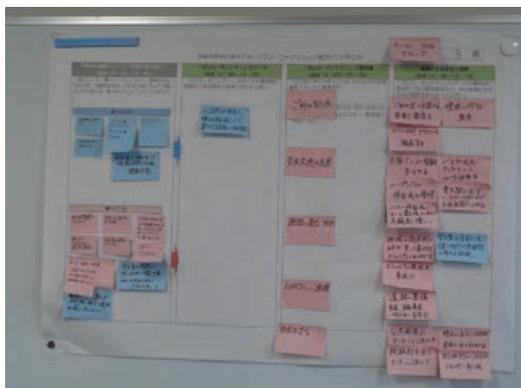
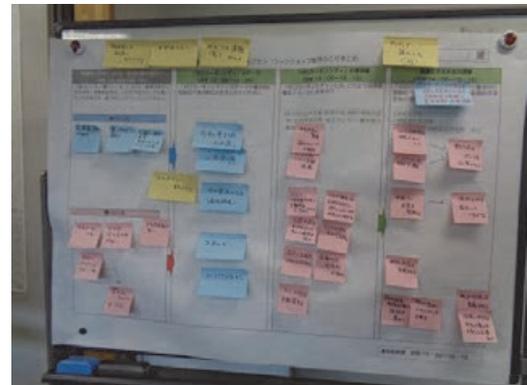
・16時30分に閉会を予定しています。

10

4. ワークショップを進める上でのお願い

- ①限られた時間で、みんなが発言できるように、発言時間が長くなりすぎないようにしましょう。
- ②テーマから逸れないように気をつけましょう。
- ③自分と違う意見も尊重し、他のメンバーの意見を否定することは避けましょう。
- ④感情的・否定的な発言は控え、意見交換を前に進めていきましょう。
- ⑤携帯電話・スマートフォンの音は出ないようにお願いします。また、開催時のSNSへの投稿等をご遠慮ください。

11



3-2 成果のまとめ

①土地利用

【1班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
①住宅地 (市街地)	<ul style="list-style-type: none"> 1) 竜王4区は比較的古くからお住いの方が多いので、近所との交流が多い。 2) 夜間の照明が多く、安心して住める。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) ここ数年の間に空き家が増えている。 2) 住宅地に街灯が少ない。 3) 照明が多く明るい分、夜間に子ども達が集まりやすい。 4) 敷島・大栄地区は大雨の時に水害がある。元々は畑だったところが開発されている。 5) 高齢化が進み、高齢者の1人暮らしも多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 下水道の整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 可能であれば、全戸に太陽光エネルギーの設備を置く。 2) 電気自動車、水素自動車を推進する。 3) 生ゴミのひとしぼり運動を普及させる。 4) 各家庭に太陽光発電を設置して電力を補う。そのために補助金を出してほしい。
②住宅地 (集落地)	<ul style="list-style-type: none"> 1) 静かな旧部落に住んでおり、災害も無く、買い物先も病院もあり、住みやすい。2世帯で住んでいる人も多い。 2) 地元組織がまとまっているので、相互の意見合意がある。 			
③商業地	<ul style="list-style-type: none"> 1) 敷島地区に大型ショッピングセンターできた。飲食チェーン店の進出がある。 2) 竜王駅周辺は青い照明や茶色のフェンス等で景観が良い。 3) 西八幡にショッピングセンターが増えている。 4) 下今井には大型店、スーパー、コンビニがあり、買い物に便利である。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 空き店舗が多くボロボロになっており、街が汚く見える。 2) 大型店やスーパーがある一方で、小売店舗が少なくなってしまった。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 市内に商店街がないので、農産物特売所、商店街、緑あふれる公園を1つの場所にセットにして人々の集客ができる場所が必要である。 	
④工業地・ 産業地			<ul style="list-style-type: none"> 1) 中部横断道が開通して流通も良くなるので、甲斐市に大きな企業を誘致し、雇用促進も優先していく。 	
⑤農地		<ul style="list-style-type: none"> 1) 田畑が減って、家が建っているが、そこに人が住んでいない。 2) 下今井地区では、畑が住宅地にどんどんなっており、心配である。 		
⑥山林・ 山間地	<ul style="list-style-type: none"> 1) 自然の樹木を残しながら公園を整備している。 		<ul style="list-style-type: none"> 1) 間伐材を使って、CLT（直交集成板）を作成する。 	

【2班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
①住宅地 (市街地)	1) 環境が良く、生活がしやすい。 2) ベッドタウンとして、周辺の町への交通が便利である。	1) 積雪の時、車の往来が大変である。事故が起こらないように道路を管理する必要がある。		
②住宅地 (集落地)		1) 竜王地区では、最近空き家が増えている。 2) 1人暮らしが増えている。		
③商業地	1) 大通り沿いに商業施設が立地している。 2) 竜王駅に近く、便利で住みやすい。	1) 商店街では同じ業種の店舗(例えば、薬屋)が並んでいる。 2) 大通り沿いの店舗は、車利用しかできないため、車利用以外の方が利用しづらい。		
④工業地・ 産業地		1) 甲斐市の唯一性のある産業が無い。		
⑤農地	1) 放置されていた農地が分譲地となり、家が建ち始めた。	1) 甲斐市ではソーラーパネルがかなり設置されているが、大通りにも設置されていて、車の運転時に反射して危ないと感じる。 2) 農地にごみが捨てられて困る。		
⑥山林・ 山間地	1) 山間地のサイクリングロードは、定期的に手入れされている。散歩する人が多い。		1) 市内の伐採林を活かして、地産地消を進める。	

【3班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
①住宅地 (市街地)	<ul style="list-style-type: none"> 1) 自然環境に恵まれている。 2) 利便性がある。 3) 安全安心に暮らせる。 4) 水がおいしい。 5) 大きな公園がある。 6) 双葉は子供が多いように思う。 7) 静かである。 8) 施設等の配置が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 通学路でも道が狭く危険なところがある。 2) 河川から遠いため、自然災害に対する意識が高まりにくい。 3) 車がないと移動に困る場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) バスの本数を増やし、自家用車がなくても生活しやすくする必要がある。 2) 自転車を利用するようにする。 3) 住宅が増え景観が損なわれているため、整備する必要がある。 4) 高い建物や太陽光パネルの設置を規制し、景観を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 公共の建物すべてに太陽光パネルを設置する。 2) 補助金を出すなどし、新築の建物には太陽光パネルの設置を勧める。
②住宅地 (集落地)	<ul style="list-style-type: none"> 1) 新しく住まわれる方が多い。 2) まとまりがあり、コミュニティができている。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 道路が狭い。 2) 住宅が増えてきているため、環境への影響が懸念される。 3) 高齢者が多く、若者が少ない。 4) 伝統文化が衰退しているように思う。 5) 空き家が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 空き家バンク等を広めていく必要がある。 2) 若者が活動できる環境を整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 町全体に緑化並木をつくる。
③商業地	<ul style="list-style-type: none"> 1) 温泉が多い。 2) 大型店舗があり、便利である。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 商店街がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 車移動の必要性を減らしていく必要がある。 2) 商店街をつくる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 町全体に緑化並木をつくる。
④工業地・ 産業地		<ul style="list-style-type: none"> 1) ベッドタウン（都市への通勤者の居住地）になっている。 2) 勤務先となる工場等がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 産業基盤をつくり、工場等の勤務先を設置する必要がある。 2) 工業用地を整備し、企業・工業を誘致する必要がある。 	
⑤農地	<ul style="list-style-type: none"> 1) 農道の風景がきれいである。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) ソーラーパネルの増加が、自然災害発生時に危険となりうる心配がある。 2) 1つずつの農地が狭く、農業効率が悪い。 3) 道に落ちた果実が悪臭を放っている。 4) 農業従事者が高齢化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 耕作放棄地・荒廃農地等の管理を呼びかける必要がある。 2) JA等と協力し、小さな田畑等を産業化する必要がある。 3) 農業だけで生計を立てられるようにし、若者も農業に就けるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 省エネ農業を推進する。 2) 農業ハウスには太陽光パネルを設置する。
⑥山林・ 山間地		<ul style="list-style-type: none"> 1) 土砂災害発生時に太陽光パネルへの影響が心配である。 		

②都市施設

【1班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
⑪高速道路 幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 1) 高速道路が便利である。 2) 双葉スマートICができたおかげで、とても便利である。 3) 新山梨環状道路の計画で、敷島～双葉が便利になりそうである。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 双葉スマートIC入口の場所がわかりづらい。 2) 道路の白線が痛んでいる所が多い。 		
⑫生活道路 歩道・自転車道		<ul style="list-style-type: none"> 1) 道路の舗装がガタガタしている。歩行者専用道が狭くデコボコで歩きにくい。 2) カーブミラーが少ない。あっても汚れていて見えない。 3) 歩道・自転車道が少ない。 4) 歩道と車道の区分がなく、歩行者にとっての危険性がある。 5) 歩道走行や右側を走行する自転車があり、歩行者と接触する時がある。 6) 道路に落差がある所が多く、転落する可能性が考えられる。 7) 道路が狭く学童の歩道もない、抜け道になっている道路があり、事故の多発が心配である。(下今井地区) 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 歩道を広くする。 2) 自転車専用道を整備する。 3) 道路に転落防止柵等を設置する。 4) 学童の安全を守って欲しい。 	
⑬公共交通		<ul style="list-style-type: none"> 1) バスに乗ったことがない高校生が多い。 2) 鉄道駅等は居住地によっては遠い。 3) 鉄道によって南北のつながりが悪くなっている。車移動が主になるので、高齢者の移動が大変である。 		
⑭公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 1) 公園は、芝生などの緑があって、過ごしやすい。 2) 色々なところに公園があり、近隣の居住者はうれしいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) スケートボード、ローラースケートなどができる場所がない。 2) 市は「緑と花のまちづくり」を推進しているが、高齢化となりボランティアによる花壇作りをしているところが少なくなっていると感じている。 3) 子ども達が遊べる公園が身近にない。 4) 市内全域にあるちびっ子広場の管理が不十分である。 5) 公園自体は広いものの、遊具は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) いろんな運動ができる場所を増やす。 2) 緑化センターの跡地は市民の憩いの場にして欲しい。 	
⑮河川、 上下水道			<ul style="list-style-type: none"> 1) 污水处理を積極的に進めていく。 2) 市内で上水道の一本化をして欲しい。現在、敷島地区は甲府市と一緒の上水道となっている。 	
⑯公共施設		<ul style="list-style-type: none"> 1) 勤労青少年ホームは古くて、においがする。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 市の活性化のために、1,000人単位の集客ができる文化会館・体育館を立地させて欲しい。 2) 複合的な機能があり、交流できるような、若い人たちが集える場所がほしい。 	

【2班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
①高速道路 幹線道路	1) 双葉スマート IC が出来てとても便利になった。県外からも多くの方が見えて観光の面でプラスになった。			
②生活道路 歩道・自転車道		1) 自転車での移動は、危険性が高い。 2) 国道 20 号（竜王立体の下）に危険な横断歩道がある。 3) 道路が狭く、自転車で通れない所がある。 4) 歩道がなく車道のみ道路が多い	1) 甲斐市の道路は歩道が少ないので、早急に整備したほうが良い。 2) サイクリングロードを整備する。 3) 危険個所の道路整備	1) 自転車のステーションを増やし、市民が車を出来るだけ乗らない様にする。市では各ポイントになる場所に、ステーション・レンタサイクルを用意する。
③公共交通		1) 鉄道・バスの公共機関は、まだまだ工夫の余地がある。 2) バスの本数が少ない。 3) 竜王駅があるものの、数年後にはバス利用に変わるかもしれないので、今後が心配である。	1) 市民バスの本数、料金、運行時間などを見直す。 2) 公共交通機関（市民バス）をもっと増やし、個人の車利用を減らせるようにする。 3) 商業地へ行きやすくなるため、市民バスの利用を促進する。	1) 電気・水素利用のバスを導入する。電気バスは蓄電機能を装備することにより、防災にも関連する。
④公園・緑地	1) 公園の数・整備ともに良く、快適である。	1) 公園の遊具は各園ともかなり古く。危険である。 2) 公園がずっと使われていない様子で危ない。（三角公園（富竹新田）と呼ばれている公園） 3) 赤坂台公園はいつも子供たちと利用をしているが、もっと利用できる公園を増やして頂きたい。 4) 公園が近所がない。防災訓練の場所もない。（大下条）	1) 防災の避難場所として、安心して集まれる場所となる公園があると良い。 2) 周辺の人達の利用状況を踏まえて、公園配置、園内施設を見直す。	
⑤河川、 上下水道		1) 下水道の整備もかなり進んでいるが、山間地ではまだ遅れている。 2) 甲斐市の水道は、水のカルキが多い。		
⑥公共施設		1) 施設が単独で存在しており、人手も掛かるし、移動にも不便である。 2) 公民館が古く、駐車場もない。	1) 高齢者施設など、法規に準じて建てられた施設と合わせて、複合利用を進める。	

【3班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
⑪高速道路 幹線道路	1) 双葉サービスエリアは地元民も利用でき、ドッグランもあり、利便性がある。 2) 中部横断自動車道が便利である。	1) 20号と中央道が通行止めになると、かなり不便になる。 2) 街路灯が整備されていないところがある。	1) ソーラーを利用した街路灯の設置を検討する必要がある。	
⑫生活道路 歩道・自転車道	1) 歩道が整備されている。 2) 旧双葉地区の幹線道路は整備が進んでおり、渋滞がなくなってきている。 3) 駅前から甲府バイパスの幹線道路が整備されている。 4) 敷島の道路は整備されている。	1) 渋滞が起こることがある。 2) 歩道がないところがあり危険である。 3) 市役所前の道路が整備されていない。 4) 自転車の歩道走行が危険である。 5) 道路脇が整備されておらず、雑草が伸びている。 6) 街路灯が整備されていないところがある。	1) 通学路の安全を確保する必要がある。 2) 障がい者・高齢者・子育て世代が利用しやすいように道路を整備する必要がある。 3) ソーラーを利用した街路灯の設置を検討する必要がある。	1) 自転車利用を増やす。 2) 徒歩で移動できるようなまちづくりをする。
⑬公共交通		1) バスの本数が少なく、不便である。 2) ループバスのルートが短いように思う。 3) 駅周辺に賑わいが無い。	1) 高齢者の免許返納を増やすため、バスの本数を増やす必要がある。	1) バスの利用を増やし、自家用車の利用を減らす。 2) 交通整備に水素ガスを利用する。
⑭公園・緑地	1) やはた公園がある。	1) 木が少ない。 2) 総合公園やスポーツ公園等は高齢者が歩いていきにくい場所にある。	1) 木を増やし、日影を増やす必要がある。 2) 市役所の近くに防災公園が必要である。	1) 高齢者や子育て世代に必要な街中オアシスをつくる。
⑮河川、 上下水道		1) 水害対策が不十分であるように思う。 2) 太陽光パネル設置のための山林開発により、土砂災害が発生するのではないかと心配がある。		
⑯公共施設	1) 体育館の整備がされている。	1) 温泉の老朽化が進んでいる。	1) 現在使用されていない公共施設を再度使用できるようにする必要がある。	1) 公共施設に木をたくさん植える。
⑰その他	1) デイサービスが充実している。			1) 全体的に緑を増やし、ヒートアイランドを防止する。

③都市環境

【1班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
㉑安全安心(防災)	1) 防災公園が整備されている。 2) 地域の防災組織が機能している。 3) 子ども 110 番の家が多くなった。	1) 田、畑の近くには街灯がなく、危険である。 2) 避難場所が遠い。高齢者は大変だと思う。 3) 避難所の指定に問題がある。 4) 防災無線が聞こえない。台風の時に避難場所が開設されたが、住民に周知されなかった。 5) 竜王駅の北側の整備が進んでいない。	1) 災害時の避難場所を事前に周知し、市民の理解を得る。 2) 要支援者台帳を充実して欲しい。 3) 公園、ちびっ子広場(災害時の避難所)の防災機能を見直す。	
㉒景観	1) 自然の景観がきれいである。		1) 老朽化した空き家を少なくする。	1) 街路樹を植えるのは良いが、木が大きくなった時の管理をしっかりして欲しい。
㉓健康づくり・福祉(高齢者・子育て)のまち	1) 病院が増えている。	1) 点字ブロックが少ない。目の不自由な人にとって住みづらく移動が大変である。	1) バリアフリー化を進めていくためには、身体の不自由な方々の意見を聞く必要がある。	
㉔歴史・文化遺産、観光資源	1) 龍地のため池など、ため池ができた理由などの説明板があり良い。若い人たちが歴史を知ることができる。	1) 市内に歴史・文化遺産が多くあるが、どこにあるのかわからない。	1) 歴史・文化資源を外に向けての発信力を強める。パンフレット等を作ってほしい。 2) 我が町の「自性院」「びんころ地蔵」をアピールする。	
㉕エネルギー・リサイクル関連				1) 建築などに、間伐材を使ったCLT(直交集成板)の利用を普及していく。 2) 電気自動車の流通を普及させる。
㉖地域コミュニティ	1) 各地区に祭りがある。(新型コロナ以前)	1) 消防団、交通安全協議会が高齢化している。 2) 自治会運営について、若い人の理解(参加)がなく、将来が心配である。 3) 地域の人とのコミュニケーションが取れていない。 4) 甲斐市さきさえ合いの会に、なかなか参加してもらえない。	1) 自治会を通じて、話し合いを行っていく。 2) 新型コロナ渦でも行うことができるイベントを提案し、実施する。 3) 若い人たちにも情報を伝えるようにして欲しい。	
㉗その他		1) 市民が不安なことがあっても、どこに言えば良いのかわからない。		

【2班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
㉑安全安心(防災)	1) 防災無線の聞こえが悪かったので、市に直してもらった。	1) 避難所の道路も狭い。避難所の関連を、もう一度見直すべき。 2) 災害への備えが十分ではない。 3) 住宅街で車のすれ違いができないくらい道路が狭い。緊急車両の進入に影響がある。 4) 避難場所まで、歩いていくのが心配である。	1) 公共施設の防災用品の確認も必要ではないか。 2) 具体的に用意しておくべき物呼びかける。 3) 地域内の実情把握(身体の不自由、人数など)をする機会を設ける。(行政はきっかけづくり)	
㉒景観	1) 市街地内の景観が、敷島から葦崎の少し先まで、全体が見晴らせて良い所である。(響が丘) 2) 山間地への無駄な灯りが無い。街に明暗がハッキリしている。	1) 雑草や道路のヒビ割れが目立つ。	1) 美化活動に努める。	
㉓健康づくり・福祉(高齢者・子育て)のまち		1) 高齢者の施設をもっと増やすべきである。特別養護施設の料金が高い。 2) 市で計画して頂く体操教室があっても、高齢者は行くのが大変である。	1) 新規施設にはユニバーサルデザインを導入する。 2) 高齢者にスポーツの出来る場所の利用割引をして頂き、健康でいられるサポートをしてほしい。	
㉔歴史・文化遺産、観光資源	1) 観光等、良い資源がたくさんある。	1) 観光としての充実感が無い。	1) 観光につなげるため、甲斐市でつくる野菜(果物梨)をブランド化する。	
㉕エネルギー・リサイクル関連		1) 交通機関が遅れるので、車に乗る人が多い。スムーズなバス運行のために、ある程度の規制も必要ではないか。 2) 近場に行くのにも、自家用車を利用している。	1) 自家用車とバス利用の効果の違いを説明する機会を設ける(個人単位)	1) 家庭から出るゴミの分類を割けて出す。二酸化炭素削減につながる。(GOALS) 2) 家庭で少しでも電気の利用を考え直して、二酸化炭素排出削減に努める。
㉖地域コミュニティ	1) 各地区にコミュニティセンターがある。	1) 住民参加も区によって違っている。平均して機会を多くするよう市でも、指導した方が良い。 2) 地域内での交流が少ない。挨拶なしに引っ越していく人もいる。 3) コミュニティセンターはかなり古くなっている。	1) 特別な場でなく、日常内で意見収集	1) 小・中・高の学生にゼロカーボンの取組みについて理解を深める場をつくる。

【3班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
㉑安全安心(防災)	<ul style="list-style-type: none"> 1) 消火栓の整備が進んでおり、消防団による点検もされている。 2) それぞれの自治体を中心に避難訓練が実施されている。 3) 公共施設が良い。 4) 土砂崩れの心配がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 公民館の老朽化が進んでいる。 2) 避難所が遠く、行きにくい場所(坂の上)にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 避難所を容易に移動できる場所に変更する。 2) 防災意識を高めるよう、住人に対してハザードマップの説明を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 災害に強い太陽光等のエネルギーを活用していく必要がある。
㉒景観	<ul style="list-style-type: none"> 1) 富士山と甲府盆地がある。 2) 玉幡小学校の近くは整備が行き届いている。 3) ドラゴンパーク(赤坂台総合公園)からの景観が良い。 4) 全体的に景観が良く、空気がきれい。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) ドラゴンパーク(赤坂台総合公園)の展望台は不要に思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) ドラゴンパーク(赤坂台総合公園)の展望台を健康のための施設に変更する。 2) 市の特徴が出るようなまちづくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 街路樹並木をつくる必要がある。
㉓健康づくり・福祉(高齢者・子育て)のまち		<ul style="list-style-type: none"> 1) 保育士が不足している。 2) 運動する機会のない方が多く、体力が落ちている。 3) 子供・若者・高齢者の元気がないように思う。 4) 視聴覚障害者が利用できる施設がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 保育士の待遇を改善していく必要がある。 2) 児童館を増設する必要がある。 3) 運動の機会を増やすまちづくりを行う。 4) 若い世代が楽しく元気に住める街づくりを行う。 5) 視聴覚障害者に配慮した施設等を設置していく必要がある。 6) 同世代の親が相談できる機会・施設・ボランティア等を設ける必要がある。 7) 医療施設を充実させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 歩いて健康維持ができるよう、道や公園等に足つぼを押すような設備を設置する必要がある。
㉔歴史・文化遺産、観光資源	<ul style="list-style-type: none"> 1) 山形神社のお祭りが良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 観光資源が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 史跡等を十分に保存・保護していく必要がある。 2) 緑化センターを有効活用していく必要がある。 	
㉕エネルギー・リサイクル関連	<ul style="list-style-type: none"> 1) リサイクルセンターが3か所設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) ペットボトルが燃えるごみとして処理されている。 2) 「バイオマス産業都市構想」の認知度・理解が不足しているように思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) エネルギーの再生利用を増やす必要がある。 2) 水素ガスの利用を増やしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 路面電車を復活させる必要がある。
㉖地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 1) 行政との協同活動が行いやすい。 2) 古村区の運動会は活気がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 自治会(地域コミュニティ)への参加者(特に若者)が減っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 市民活動・NPO活動に対して具体的な支援をしていく必要がある。 2) 市に住んで日の浅い方が生活しやすい地域づくりが必要である。 3) 官・民・大が共同となるまちづくりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 環境教育(ゴミの出し方等)に力を入れる必要がある。

アイデア満ちた1班

甲斐市都市計画マスタープラン ワークショップ意見のとりまとめ

甲斐市の現状について（要約）	「ゼロカーボンシティ」のテーマ	「ゼロカーボンシティ」の理想像	実現化する手法の提案
<p>良いところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高速道路が便利である。 ○大型ショッピングセンターなどがあり、買い物に便利である。 ○みだり公園など、公園には緑があり、管理されている。 <p>悪いところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歩道が狭い・少ない。 ●自転車道が少ない。 ●空き家・空き店舗が多い。 ●街路灯・防犯灯が少なく、暗い。 <p>【甲斐市の課題】 ★「地域コミュニティの希薄化」、「防災への対策」が大きな課題となっている。</p>	<p>【メインテーマ】 人にやさしい まちづくり</p> <p>（サブテーマ） →空気が良くて、水がおいしい、住みやすいまちづくり →みどり・花と道路がマッチングしたまち （ゼロカーボンシティに取り組む分野） ○自転車交通 ○公共交通</p> <p>○甲斐市の地域資源（自然・森林の環境）</p> <p>○エネルギー</p> <p>○コンパクトなまち</p>	<p>1) 自転車道の整備を促進する。</p> <p>2) コミュニティバスの利用を促進する。</p> <p>1) CLT(複交集成板)を普及させる。 2) CO₂が発生しない木材を使い、燃えにくい建築物をつくる。防災対策にもつながる。 3) 公園内の遊具、ベンチなどの園内施設に廃材を利用する。 4) 公園の中に木陰をつくる。</p> <p>1) 全戸に太陽光パネルを設置する。ただし、景観には配慮する必要がある。</p> <p>1) 甲斐市のメインとなる拠点を配置する。</p>	<p>“ゼロカーボンとは何ぞや？”を、未来の甲斐市のために、学校教育の現場へ普及・周知活動を行っていく必要がある。</p> <p>1) 市民（特に若い世代）への自転車のルール・マナーを教育の場で勉強させる。情報を知らせる。 2) 利用しやすくするため、バスのルート・運行本数を増やす。 ★自動車利用を減らす効果が期待される。</p> <p>1) 市内にCLT製造など、伐採林・間伐材を利用する企業を誘致する。 ★廃材を減らすこと、市内での雇用促進の効果が期待される。</p> <p>1) 太陽光パネルの設置に対する助成制度を充実させる。市のみならず国・県レベルとの連携も必要である。</p> <p>1) 多様な世代が利用できる複合的な機能を持つ施設を拠点に集積させる。 2) 市民が参加できるイベントを増やす。 ★1つの大きな拠点をつくり、市民が集まることで、3町が合併した意義がある。そのためには、合併に対する市民の意識（特に高齢世代）も変えていく必要がある。</p>
<p>ワークショップ状況(1班)</p> 			

ゆかいな仲間班(2班)

甲斐市都市計画マスタープラン ワークショップ意見のとりまとめ

甲斐市の現状について(要約)	「ゼロカーボンシティ」のテーマ	「ゼロカーボンシティ」の理想像	実現化する手法の提案
<p>良いところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特急に乗れる ○高速バスの発着場がある ○山梨から県外への交通の便は良い(鉄道・高速バス・高速道路) ○割引がある(免許返納)タクシー <p>悪いところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●渋滞が多い ●バスに誰も乗っていない ●県内の交通の便は悪く、車が無ければ移動出来ない車が多い ●自転車で移動するには凹凸が多い ●子どもが少ない ●空き家が多い ●市内バスの内容(ルート)時間など広報などで市民に詳しく知らせるべき 	<p>交通・高齢者・子ども 誰もが住みやすいまち</p>	<p>○利用しやすい公共交通があるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のための市民バスが充実しているまち ・高齢者が活動的に歩くまち <p>○高齢者にやさしいまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車を減らし、車がなくても生活しやすいまち ・二世帯、三世帯、多世代居住により、子どもから高齢者まで元気なまち <p>○子どもを育てやすいまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育ての場所が充実したまち ・子育てを学べる環境が充実したまち ・子どもが気軽に利用できる場所があるまち 	<ul style="list-style-type: none"> ・100円バスなどの割引制度の導入 ・ソラーバス等の導入(防災面でも活用) ・電気バスに蓄電機能を装備し、防災に関連する ・利用しやすいバスルートの選定 ・市民バスのPR(バス停、ルート、時刻) ・市役所の職員がバスで出勤する ・自転車の駅をつくり、無料で乗れるシステムをつくる ・自転車を利用しやすい道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別の徹底 ・エコ教室による家庭でできる環境対策の周知 ・空き家の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭などが入り居しやすい住宅の確保(空き家の有効活用) ・子育て教室等の実施 ・公園にソーラーパネルを設置して、公園内の電力を確保



チームアモング(3班)

甲斐市都市計画マスタープラン ワークショップ意見のとりまとめ

甲斐市の現状について (要約)	「ゼロカーボンシティ」のテーマ	「ゼロカーボンシティ」の理想像	実現化する手法の提案
<p>良いところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然環境に恵まれている。 ○大きな公園（ドラゴンパーク、八幡公園等）がある。 ○大型店舗があり、利便性がある ○人々が交流する機会(地区対抗スポーツ大会等)が多い。 <p>悪いところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道が狭い、整備されていない、老朽化が進んでいるなどで危険な箇所がある。 ●特に高齢者は車がないと生活に不便である。 ●ペットボトルが燃えるごみとして処理されていない。 ●特に子育て世代や、移住者ともともと住んでいる住人との交流が少ない。 	<p>「ゼロカーボンシティ」のテーマ</p> <p style="text-align: center;">人と自然が共生し 誰もが安全・安心して暮らせる 未来へつながるまち</p>	<p>○ごみの削減 →ごみを減らし、正しく処理することにより、環境汚染を抑制する。</p> <p>○公共交通の充実 →自家用車での移動を減らし、バスの利用を増やすことにより、環境汚染を抑制する。</p> <p>○施設の集約・活用 →交流の場や商店街をつくることにより車移動を減らし、環境汚染を抑制する。</p> <p>○人になやましい道路 →歩きや自転車での移動を増やすことにより、環境汚染を抑制する。</p> <p>○安全なまち →節電や再生可能エネルギーを利用することにより、環境汚染を抑制する。</p>	<p>実現化する手法の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの出し方を教える教育を行う。 ・ごみの分別やリサイクルを徹底する。 ・環境に対する教育を充実させる。 ・広報等でバス情報を広める。 ・ループバスの停留所を増やす。 ・バスの停留所にカート置き場を設ける等により、特に高齢者が利用しやすいようにする。 ・バス利用者にアンケートを行い、ルートの検討・改善を行う。 ・交通結節点をつくる。(全てのバスが駅を通るようにする。) ・交流の場をつくること、および車を利用せずとも生活ができるようにするため、地域の商店街をつくる。 ・子育て世代や高齢者の集いの場となるように空き家を活用する。 ・歩行者、自転車、ベビーカー、高齢者など、利用者が安全に移動できるよう、道路を整備する。 ・明るいまちにするため、街路灯のLED化を進める。 ・公共施設や街路灯にソーラーパネルを設置する。
<p>ワークショップ状況(3班)</p> 			

4 計画策定の経緯等

4-1 甲斐市都市計画審議会への諮問・答申

(1) 諮問書

甲斐都第 12-1 号
令和 3 年 12 月 6 日

甲斐市都市計画審議会
会長 山口 雅典 様

甲斐市長 保坂 武

「甲斐市都市計画マスタープラン（令和 3 年度改定）（案）」
について（諮問）

「甲斐市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の都市としてのあるべき姿を明らかにし、その実現のためのまちづくりの方向性や基本的な考え方を示すものであります。

現計画の策定から 10 年以上が経過し、社会経済情勢などが変化する中で、まちづくりの課題を捉え直し、時代に即した新たなまちづくりの方向性を示した計画に改定するため、貴審議会で審議いただきたく諮問いたします。

(2) 答申書

令和 4 年 3 月 10 日

甲斐市長 保 坂 武 様

甲斐市都市計画審議会
会長 山口 雅典

「甲斐市都市計画マスタープラン（令和 3 年度改定）（案）」について（答申）

令和 3 年 12 月 6 日付け甲斐都第 12-1 号において、本審議会に諮問のありました「甲斐市都市計画マスタープラン（令和 3 年度改定）（案）」について、次のとおり答申いたします。

答申

本審議会は、令和 4 年度から令和 12 年度までの 9 年間に取り組む、都市計画に関する基本的な方針をまとめた「甲斐市都市計画マスタープラン（令和 3 年度改定）（案）」について、慎重に審議をいたしました。

「甲斐市都市計画マスタープラン（令和 3 年度改定）（案）」の策定にあたっては、甲斐市まちづくり基本条例で定める市民参加を推進するため、市民ワークショップやパブリックコメントの実施、また、本審議会での意見を踏まえたものとなっており、本案を妥当なものとして認めます。

なお、本計画により、望ましい都市の実現に向けて、着実な実行が求められることから、計画の実施にあたっては、次の点に配慮されるよう申し添えます。

- 1 都市計画マスタープラン策定の目的や、都市づくりの目標などをわかりやすく市民に伝え、情報や認識の共有化を図るとともに、まちづくりの様々な過程において市民が積極的に参画可能となるような実践する機会の拡大に努められたい。
- 2 今後予測される人口減少社会や、地球温暖化等の顕在化する環境問題に対応した持続可能な脱炭素型の都市を目指すため、都市機能をコンパクトに集約し、各拠点間のネットワークを強化する、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の理念のもと、地域の特性に応じた市域一体となったまちづくりを進められたい。

- 3 近年、頻発する激甚化した自然災害、また、本市は複数の河川と隣接していることから、将来予測される災害に備えた、安心安全に暮らせる住環境づくりと、防災・減災の観点から強靱なまちづくりを進められたい。
- 4 本市の特徴である緑や水といった豊かな自然環境を活かした居住環境、ゆとりや安らぎを感じる都市の景観形成を図るとともに、優れた景観資源の再認識、農産物などの地域の魅力づくりなど、自然と都市が共有した、グリーン（環境）なまちづくりを進められたい。
- 5 都市分野においてもデジタル化が加速していることから、豊かな生活の実現を目指すために必要なデジタルインフラを整備し、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図る、スマート化したまちづくりを進められたい。
- 6 市民がまちをつくり、市民がそこに集うことでコミュニティが形成され、賑わいや活力の源となることから、地域コミュニティの維持増進を図るとともに、誰もが市に誇りや愛着を持つことができる、未来へ繋がるまちづくりを進められたい。

(3) 甲斐市都市計画審議会条例及び委員名簿等

① 甲斐市都市計画審議会条例

平成 16 年 9 月 1 日

条例第 139 号

(設置)

第 1 条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、甲斐市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 識見を有する者 7 人以内

(2) 市議会の議員 3 人以内

(3) 関係行政機関若しくは山梨県の職員又は市民 5 人以内

3 識見を有する者及び市民につき任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、識見を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

(最初に任命される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に任命される第2条第3項の委員の任期は、同項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

②甲斐市都市計画審議会委員名簿

(令和4年2月現在)

役職名	選出区分	氏名	備考
会長	識見を有する者	山口 雅典	山梨県造園建設業協会 顧問
職務代理		中村 己喜雄	甲斐市商工会 会長
委員		大山 勲	山梨大学 生命環境学部 教授
委員		雨宮 正英	(株)山梨交通 代表取締役
委員		上條 幹人	甲斐市環境審議会 会長
委員		野口 賢司	甲斐市建築家協会 会長
委員		小宮山 敏春	甲斐市農業委員会 会長
委員	市議会の議員	秋山 照雄	建設経済常任委員会 委員長
委員		松井 豊	建設経済常任委員会 副委員長
委員		長谷部 集	建設経済常任委員会 委員
委員	関係行政機関・市民	薬袋 光宏	山梨県 県土整備部 中北建設事務所 所長
委員		田辺 泰明	甲斐市自治会連合会 会長
委員		田中 陽子	甲斐市女性団体連絡会 会長
委員		桂嶋 恵美	甲斐市女性団体連絡会 副会長
委員		小林 輝子	甲斐市女性団体連絡会 副会長

4-2 計画策定の経緯

年月	項目	内容
R2年 9月	■計画見直し着手	・策定スケジュールの検討
11月	■各課事業・実施状況等調査	・ヒアリングシート作成
R3年 2月	■令和2年度第1回都市計画審議会	・事業着手の報告
4月	■定例部長会議	・令和2年度の策定状況の報告 ・計画期間、見直しにおけるポイント、計画策定スケジュールの説明
5月	■トップインタビュー ■各課ヒアリング ■建設経済常任委員会	・市長から、これまでの「まちづくり」の振り返りと、今後の展望について聞き取り ・都市計画マスタープランの取組状況と検証、現状の課題を聞き取り ・令和2年度の策定状況の報告 ・計画期間、見直しにおけるポイント、計画策定スケジュールの説明
6月	■第1回庁内検討会議	・見直し概要説明 ・トップインタビュー、各課ヒアリングの結果を踏まえた今後の課題を説明
7月	■令和3年度第1回都市計画審議会	・令和2年度の策定状況の報告 ・計画期間、計画見直しにおけるポイント、計画策定スケジュール、市民ワークショップについて説明
10月	■第2回庁内検討会議 ■市民ワークショップ (10/10、10/17) ■第3回庁内検討会議	・見直しにおける要点説明 ・骨子案の確認依頼 参加者 自治会、女性団体連絡会、商工会、 農林高校、一般公募 参加人数 10/10 16人、10/17 14人 ・骨子案（序章から全体構想まで）の修正内容報告 ・骨子案（ゾーン別構想から実現化方策まで）及び素案の確認依頼
11月	■定例部長会議 ■建設経済常任委員会	・「都市計画マスタープラン(令和3年度改定)(案)」について説明
12月	■令和3年度第2回都市計画審議会 ■パブリックコメントの実施 (12/13から1/11まで)	・「都市計画マスタープラン(令和3年度改定)(案)」について諮問
R4年 1月	■定例部長会議	・パブリックコメント結果の報告
2月	■建設経済常任委員会	・パブリックコメント結果の報告
3月	■令和3年度第3回都市計画審議会	・「都市計画マスタープラン(令和3年度改定)(案)」について答申

5 用語解説

あ 行

ICT【P17、48、65】

Information and Communication Technologyの略で情報通信技術を意味する。

自治体や地域で抱える様々な課題に対応するため、農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティ等の様々な分野におけるICTの効果的な利活用、施策の展開が進められている。

アクセシビリティ【P20、23】

アクセシビリティ（accessibility）とは、（場所・人など）「近づきやすさ」「行きやすさ」、（人にとって）「入手しやすさ」「理解しやすさ」を意味する。

情報通信（例：ウェブサイトでは利用端末や言語等）や地域公共交通サービス等において、どのような人でもサービスへ到達しやすい状態であることを指す。

ウォークアブル【P112、114】

街路空間を車中心から”人中心”の空間へと転換・再構築し、沿道と路上を一体的に活用して人々が集い憩い多様な活用を繰り広げられる場をまちなかで創出する取組。例えば、街路の広場化や公共空間の芝生化、沿道施設の1階部分の開放など、既存ストックの修復・利活用に関する取組などがある。

運動公園【P67、68】

主として運動の用に供することを目的とする公園。1か所あたり面積15～75haを標準として配置。

沿道型商業施設【P55、56、92】

幹線道路の沿道において、周辺の土地利用が商業として特化した空間における商業施設。

沿道サービス施設【P50、53、55、56、90、98】

幹線道路の沿道において、住居と調和した環境のもとに立地する自動車関連施設など。

オープンスペース【P18、87、92】

公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものの総称。また、都市の中の空地や空間で市民に対して開かれた空間。

か 行

カーシェアリング【P118】

1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態のこと。自動車保有に伴う費用負担や手間を軽減するだけでなく、自動車による環境負荷を低減する等の効果が報告されている。

街区公園【P67】

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離250m、1か所あたり面積0.25haを標準として配置。

既存ストック【P89、97、112、114、117】

都市施設や歴史・文化及び自然環境などの既にある都市の資産（財産）。また、これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物など。

例えば、人口の減少等により、使用されていない既存の建築物を改修して他の用途に活用するなど、既存建築ストックの活用が検討される。

既存不適格建築物【P19、54】

建築当時には法規に適合していたものの、その後の法令改正などによって現在の規定には適合しない部分が生じた建築物のこと。

強靱性（レジリエンス）【P15、33】

「強くてしなやか」という意味。強靱な国土、経済社会システムとは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つこと。

橋梁長寿命化修繕計画【P60】

橋梁の良好な保全を目的として、これまでの橋梁の損傷による劣化が進行してから補修する「事後保全」から、損傷が小さいうちから計画的に補修をする「予防保全」管理へ移行することで、橋梁の安全性・信頼性を確保することと、維持管理費のコスト縮減と予算の平準化を図ることを目的とした計画。本市では平成26年3月に「甲斐市橋梁長寿命化修繕計画」を策定。

緊急輸送道路【P59、72、74、88、99、102】

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

近隣公園【P67】

主として近隣住区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離500m、1か所あたり面積2haを標準として配置。

グリーンインフラ【P21、22、23、57、68、87、97、100、102、116】

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

ランドスケープ、アメニティ、都市計画、環境保全、防災・減災など多領域、広域にわたる多機能、多便益の仕組みを包括する。

グリーンツーリズム【P79】

緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

農村と都市が相互に補完し合い、共生していくことにより国土の均衡ある発展を目指すことを基本とした概念。

グリーンベルト【P7、89】

歩道と車道が区分されていない道路において、車道と路側帯の境界に白く連続した区画線と歩行者が通行できる路側帯を視覚的に明瞭に（緑色）標示し、交通事故防止を目的としたもの。

景観計画【P5、10、16、22、76、77、78、92、99、104、109、112、113、114、117】

景観法第8条第1項に定められた法定計画であり、景観形成を進める上での基本的な計画として、景観形成の方向に基づき、良好な景観形成に向けて、届出や勧告の基準などのルールを定める計画。

耕作放棄地【P19、20、23、51、58】

5年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」のこと。

交通空白地帯【P64、65、66】

駅やバス停が一定の距離の範囲内に存在せず、地域公共交通が利用しづらい地域。設定基準としては、距離特性（主に徒歩で移動できる範囲）、地理的特性（高低差）、サービスレベル（運行頻度、速達性）の視点がある。

交通結節点【P20、26、39、66、89、90、112、113、114、117、118】

交通機関相互の乗り換え・乗り継ぎが行われる場所、あるいは施設のこと。バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車などさまざまな交通手段の接続が行われる駅前広場やバスターミナルなどを指し、「乗り換え機能」「拠点形成機能」「ランドマークとしての機能」が求められる。

交通弱者【P65、66】

①移動困難、不便を抱える方たち（公共交通機関が使えない・使いにくさを感じている人、街を歩く、移動するのに困難・不便を感じている人など）、②交通事故に遭うリスクの高い方たち（幼児、高齢者など）とされ、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人を意味する。

後背地【P19、89、90、98、112】

居住拠点都市を中心とする圏域において、その背後にある多自然地域（森林、丘陵地等）のこと。

国土強靱化地域計画【P10、54、74、109】

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく計画であり、災害に対する事前の備えとして、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、また経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築することを目指す計画。

さ 行**サービス施設【P50、53、55、56、90、98】**

「沿道型商業施設」と「沿道サービス施設」の双方の総称。

サステイナブル、サステイナビリティ【あいさつ、P29、30、31、85】

社会的、経済的、生態学的、空間的、文化的な面において持続可能であること、また持続可能性をもつこと。それらの目標を掲げ、政策を実践させている都市や区域をサステイナブルシティという。

市街化区域【P10、36、84、114】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。

市街化調整区域【P5、10、19、23、51、53、84、112、113】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市町村設置型合併浄化槽整備事業【P70】

河川の浄化と生活環境の向上を目的とし、下水道整備計画区域外及び農業集落排水処理施設、地域し尿処理区域以外の区域において、国の「浄化槽市町村整備推進事業」を活用したもので、国庫補助などを受けながら、市が設置主体となって汚水処理施設の整備を進める事業。

集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）

【あいさつ、P2、3、4、14、15、20、27、29、39、40、48、52、64、85、108、113】

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

人工知能（AI：エー・アイ）【P16、57、98】

Artificial Intelligenceの略。

AI（人工知能）は、人間の脳の役割を機械に代替させようとするコンピュータシステムを指す。機械学習やディープラーニング（深層学習）などを通じて、自動翻訳、自動運転、音声認識、画像認識、知能ロボットなど、応用範囲は日常生活の広い分野に及んでいる。

人口フレーム【P47、48】

平成27年の住民基本台帳の値を用いた、甲斐市独自推計により、将来人口を設定している「甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和元年度改訂版）」と整合を図り、目標年次である令和12年の人口を設定している。

水源涵養機能【P58】

水田で利用される農業用水や雨水が地下に浸透し、時間をかけて河川に還元されるとともに、より深く地下に浸透した水が流域の地下水を涵養（かんよう）する機能。

ストリートファニチャー【P92、112】

街路の備品。街灯・ベンチ・オブジェなど家具的なもの。官民が連携して、ウォークアブルな空間を創出するために、公共空間や歩行者空間などの「まちで過ごすことの居心地の良さ、快適性」創出のため、ベンチの設置やパブリックアートの空間をつくる取り組みが各地で企画、実施されている。

スマートシティ【P16】

都市が抱える諸問題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画・整備・管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。

市民のWell-being向上等を目的に行政システムの効率化、各種行政サービスの提供等を行う取組（行政主導型）、地区の価値の向上等を目的に地区住民の生活、地区内事業者の活動等をサポートするサービスの提供等を行う取組（エリアマネジメント型）の2類型がある。

スマート農業【P57、98】

「スマート農業」とは、「ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業」のこと。また生産現場の課題を先端技術で解決する取り組みのこと。

生活道路【P7、21、23、32、59、63、80、88、96、102、112、113、114、115、117、118】

既成市街地における日常生活に密着した道路。

ゼロカーボンシティ【あいさつ、P15、27、28、29、40、52、94、96、102、115、118】

脱炭素型まちづくりの実現に向けて、温室効果ガス排出抑制等のため、総合的かつ計画的な施策を策定し「2050（令和32）年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組む旨」を表明した地方自治体のこと。甲斐市は令和2年7月に「ゼロカーボンシティ」を宣言している。

総合公園【P67、68】

主として市全域に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。1か所あたり面積10～50haを標準として配置。

た 行

耐震改修促進計画【P74】

耐震改修促進法第 6 条第 1 項の規定に基づき、市内建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的とした計画。本市では令和 3 年 3 月に「第 2 期甲斐市耐震改修促進計画」を策定。

脱炭素型まちづくり【あいさつ、P15、21、23、27、38、65、85、87、108】

地球温暖化を引き起こす原因と考えられている二酸化炭素をはじめとした「温室効果ガス」の排出量を削減し、2050（令和 32）年には国内の排出量「実質ゼロ」を目指すまちづくりのこと。

地域高規格道路【P45、59、62、110】

高規格幹線道路（高速道路）を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路として整備することが望ましい路線を「地域高規格道路」として指定し、自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、概ね 60km/h 以上の走行サービスを提供できる道路として整備する。

地区計画【P4、10、19、87、89、90、91、92、98、112、113、114、117】

良好な市街地の環境を形成し、保全するため、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関する制限や、道路、公園、緑地などの確保などを都市計画に定める制度。

地区公園【P67】

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離 1000m、1 か所あたり面積 4 ha を標準として配置。

長寿命化計画【P74】

甲斐市では、国が平成 25 年に策定した「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、本市では「甲斐市公共施設等総合管理計画」の学校施設に関する個別施設計画として「甲斐市立学校施設長寿命化計画」を平成 31 年 3 月に策定。

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することを目的とした計画。

低未利用地【P5、51、55、89、90】

本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地。

デジタルトランスフォーメーション（DX（Digital Transformation））

【P16、17、23、110】

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

テレワーク、リモートワーク【P18、32、35】

「TELE = 離れた所」と「work = 働く」、「remote = 遠隔・遠い」と「work = 働く」、それぞれ二つの言葉を組み合わせた造語。

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。在宅、サテライトオフィスなど労働者にとっての多様な働き方の実現、通勤時間の削減、また民間によるシェアオフィスやコワーキングスペース等の開設、オフィス移転、郊外移住など就労環境は多様化している。

道路整備台帳【P60】

道路施設の諸元等を取りまとめた帳票。

①「供用中の道路」に対する施設等の新設、増設、改良、改築、移動、撤去ならびに ②「新規道路の建設」等を行った道路施設に対する基本諸元を取りまとめた帳票を道路管理データベースシステムに登録するもの。

都市計画基礎調査【P9、48、59】

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となる調査。

都市交通調査【P59】

都市交通調査は、都市における複雑で多様な交通実態を調査し、把握・予測することにより、円滑な都市機能の確保や、コンパクトな都市の実現を推進するものである。全国都市交通特性調査（全国PT調査）は、「全国横断的」かつ「時系列的」に都市交通の特性（外出率、トリップ原単位、交通手段分担率等）を把握する調査。

都市計画道路【P10、21、23、59、60、62、63、108】

都市における安全かつ快適な交通を確保するために都市計画決定を経て設置される道路。

都市構造【P4、32、37、40、43、46、48】

都市の骨格を形成する、土地利用、幹線道路、主要施設などの配置や形態を示すもの。

土地区画整理事業【P10、54】

土地区画整理法に基づき、土地の換地方式により土地の区画・形質を変更し、減歩により公共用地を確保して道路や公園などを整備して良質な住宅地をつくる事業。

な 行

二地域居住【P18、32、35、40、96】

都市部と地方部に2つの拠点をもち、地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイル。

地域への人の誘致・移動を図ることで「移住・定住人口の増加」や「遊休農地の解消」等のメリットがあるほか、豊かな自然・生活環境、地域での社会参画・協働、ふるさと回帰等、多様なライフスタイルに応えるものである。

社会的な意義としては、東京一極集中の是正、地域活性化、地方創生、関係人口の拡大に資すること等が挙げられる。

は 行

バイオマス産業都市【P8】

経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す地域。甲斐市では平成 27 年 10 月に、国の「バイオマス産業都市」に選定された。

バイオマス産業都市構想【P8、15、41、48、53、57、58、108】

平成 25 年 3 月に策定した「甲斐市バイオマス活用推進計画」をさらに発展・具体化させ、地域資源であるバイオマスを活用して地域活性化や持続可能なまちづくりを推進し、「バイオマス産業都市」の構築を目指す構想。

バリアフリー【P60、65、68、87、88、89、90、96、97、102、112、115、116】

障がいのある人にとって、生活の中で障壁(バリア)となっているものを取り除くこと。

非線引き都市計画区域【P4、10、18】

都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区別のことを、線引きと言うが、これを行わない都市計画区域。但し、用途地域の設定を行うことはできる。

ビッグデータ【P16】

事業に役立つ知見を導出するためのデータ。

ICTの進展により、生成・収集・蓄積等されることが可能・容易となる多種多量のデータ(ビッグデータ)を活用することにより、異変の察知や近未来の予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等が可能となる。

不作付地【P22、99】

「農林業センサス」で定義されている用語で、「過去 1 年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地」のことであり、経営耕地に含まれる。

ポケットパーク【P78】

チョコキのポケットほどの公園という意味で、わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。

ま 行

モータリゼーション【P14、15】

自家用車の普及により、産業基盤としての自動車交通施設の整備が進み、人々の生活における生産・消費活動、また土地利用パターンや都市構造に変化をもたらした現象、また車社会化した現象。

モノのインターネット化 (IoT: アイ・オー・ティー)【P16、57、98】

Internet of Thingsの略。あらゆるモノがセンサーと無線通信を介してインターネットにつながる状態もしくは技術のこと。

や 行

遊休農地【P58、80】

農地法に定義されている用語であり、いずれかに該当するもので、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」

優良農地【P36、37、50、51、53、57、58、80、94、97、99、102、115、117、118】

まとまって存在する農地など、農業を営むのに良好な条件を備えている農地。

用途地域【P10、18、19、20、23、26、36、48、50、53、54、57、84、108、110】

都市における雑多な建築物の混在を防ぐため、地域の実情に応じた用途、形態、密度等に関する一定の規制を定める都市計画の制度。住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分して定める。

ら 行

立地適正化計画【P4、14、48、52、54、72、108、109、112、113、114、115】

都市再生特別措置法において、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクト・プラス・ネットワークを基軸においたまちづくりを促進するため、平成26年に新たに創設された制度。

居住を誘導する区域や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

RPA (Robotic Process Automation)【P16】

データの入力や転記、ファイルの複製といった単純作業の定型業務を自動化してくれる、ロボットによる業務プロセスの自動化ツール。作業人数と作業時間の削減や満足度向上、正確性の担保がメリットとして挙げられる。

わ 行

ワーケーション【P18、35】

「work=働く」と「vacation=休暇」を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、リゾート地など普段の職場とは異なる場所で仕事をしつつ、別の日又は時間帯にはその地域ならではの活動を行うことが可能となる（例：休暇取得、研修、地域交流等）。関係人口創出、ローカルイノベーション創出による地域のビジネス、経済活性化等を図る動きも自治体で生まれている。

また、新たな旅のスタイルとなるワーケーションやブレジャーといった新しい働き方も提唱されている。

甲斐市都市計画マスタープラン（令和3年度改定）

発行年月 令和4年3月

発行 甲斐市

編集 甲斐市 都市建設部 都市計画課

〒400-0192 甲斐市篠原 2610 番地

TEL：055-278-1669

FAX：055-276-7214

E-mail:machizukuri@city.kai.yamanashi.jp

